ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう!

# 47都道府県 中核機関の その手があったか! 取組事例集

権利擁護の相談支援のヒントが見つかる!

権利擁護支援チームの形成支援のヒントが見つかる!

権利擁護支援チームの自立支援のヒントが見つかる!

地域連携ネットワーク強化のヒントが見つかる!

ひとりで決めることがしんぱいな人へ
その人らしい暮らしをいっしょにつくる

# 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

後犬ちゃん

# この事例集の使い方

この事例集は、権利擁護支援・成年後見制度利用促進について、幅広い方々にご活用いただくために作成しています。以下に、読んでいただきたい方別に、本事例集の活用方法をご紹介します。

| 読んでいただきたい方 | 本事例集の活用方法 |
| --- | --- |
| **これから取組を開始する自治体職員の方、権利擁護センター等職員の方** | ● 中核機関のパターンごとに、さまざまな立ち上げプロセスの事例を掲載しています。<br>● 庁内での検討、関係機関との検討、準備会の場や、視察先の検討などにて、ぜひご活用ください！ |
| **既に中核機関や権利擁護センター等を設置している自治体職員の方、中核機関等職員の方** | ● 中核機関として必要なさまざまな支援機能について、豊富な事例を紹介しています。<br>● これから充実していきたい取組について運営委員会や地域連携ネットワークの協議会の場でも、ぜひご活用ください！ |
| **都道府県、都道府県社協の方** | ● 都道府県内の各自治体の支援を行う際、自治体の状況に合わせ、近い取組事例や取組のヒントを検索することができます。<br>● 都道府県における会議や、研修等でぜひご活用ください！ |
| **当事者の方、当事者の身近におられる方** | ● 中核機関をはじめ、地域社会における成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関わっている機関や取組を具体的に紹介しています。<br>● 地域の相談機関や中核機関について知りたいとき、地域連携ネットワークに参加する際に、ぜひご活用ください！ |
| **家庭裁判所の方** | ● 受任者調整および後見人支援、市民後見人養成等に関して、具体的な取組を紹介しています。<br>● 自治体と連携される際の参考としてぜひ活用ください！ |
| **専門職、関係機関の方** | ● 専門職・関係機関がどのような場面で中核機関に関わるか、豊富な取組事例を紹介しています。<br>● 自治体・中核機関との連携時のヒントとしてぜひご活用ください！ |

# 目 次


## 権利擁護の相談支援機能に関する取組（10万人未満の自治体に限定） P.9

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>（運営主体） | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **窓口での権利擁護に関する各種相談対応の実施** | | | | |
| **幅広く相談を受ける体制を整備して隠れたニーズを発掘**<br>群馬県甘楽町　甘楽町福祉課・甘楽町社会福祉協議会 | 12,536人 | 単独 | 直営+<br>一部委託（社協） | P.10 |
| **行政・金融機関・社協の連携プレーで支援体制を構築**<br>福岡県水巻町　水巻町社会福祉協議会権利擁護センター | 27,866人 | 単独 | 直営+<br>一部委託（社協） | P.14 |
| **専門職による相談会・中核機関以外の場所への出張相談の実施** | | | | |
| **無料相談所の開設を機に県の弁護士会との連携を強化**<br>新潟県阿賀町　阿賀町成年後見センター | 9,625人 | 単独 | 直営 | P.18 |
| **社会福祉士との協働で情報提供の質を強化**<br>栃木県下野市　下野市成年後見サポートセンター | 59,888人 | 単独 | 委託（社協） | P.22 |
| **講演会×出張相談で、新たな相談機会を創出**<br>京都府福知山市　福祉あんしん総合センター | 75,427人 | 単独 | 直営 | P.26 |
| **相談時におけるケース会議等への出席** | | | | |
| **相談の現場へ自ら出向き、情報を収集**<br>富山県朝日町　朝日町成年後見支援センター | 10,798人 | 単独 | 直営 | P.30 |
| **直営のネットワークを生かし本人の「声なき声」を聴きつなぐ**<br>山口県山陽小野田市　山陽小野田市成年後見センター | 59,676人 | 単独 | 直営 | P.34 |

## 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組 P.43

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>（運営主体） | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **権利擁護支援の方針の検討** | | | | |
| **現状把握と周知活動を兼ねたアンケート調査を実施**<br>北海道美唄市 美唄市成年後見支援センター | 19,332人 | 単独 | 委託（社協） | P.44 |
| **多機能な専門相談と、警察・金融の連携で支援を拡充**<br>長野県北アルプス連携自立圏（大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村）<br>北アルプス成年後見支援センター | 54,525人 | 広域 | 直営+<br>一部委託<br>（大町市社協） | P.48 |
| **ケース会議を議論・検討に集中できる場にして適切な方針策定を推進**<br>青森県　弘前圏域権利擁護支援センター | 268,488人 | 広域 | 委託<br>（一般社団法人） | P.52 |
| **適切な申立ての調整や受任者調整を含むチーム体制づくり** | | | | |
| **市・社協・NPO法人それぞれの実績・経験をもとに三者協働で体制を一層強化**<br>徳島県美馬市　美馬市権利擁護基幹センター | 26,967人 | 単独 | 直営+<br>一部委託<br>（社協、NPO） | P.56 |
| **部会を設置し「市民後見人を重視した受任者調整」を推進**<br>静岡県島田市　島田市健康福祉部包括ケア推進課・福祉課<br>島田市成年後見支援センター（島田市社会福祉協議会） | 96,130人 | 単独 | 直営+<br>一部委託（社協） | P.60 |
| **外部の関係機関や専門家と共働して支援**<br>埼玉県上尾市　上尾市成年後見センター | 230,164人 | 単独 | 委託（社協） | P.64 |

## 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組 P.71

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>(運営主体) | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **権利擁護支援チーム開始の支援と必要に応じたバックアップ** | | | | |
| **家庭裁判所、支援者、専門職等と連携して細やかな支援体制を構築**<br>和歌山県紀の川市　紀の川市社会福祉協議会　権利擁護センター「架け橋」 | 59,606人 | 単独 | 委託(社協) | P.72 |
| **3つの会議でスキルアップ、アウトリーチで顔の見える関係づくり**<br>愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町　宇和島地区権利擁護センター ピット | 101,063人 | 広域 | 委託(社協) | P.76 |
| **支援の見直しに係る検討・調整** | | | | |
| **モニタリングと家庭裁判所との定例会で情報共有**<br>宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町　延岡・西臼杵権利擁護センター | 135,615人 | 広域 | 委託<br>(一般財団法人) | P.80 |

## 地域連携ネットワークの強化に係る取組 P.89

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>(運営主体) | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **成年後見制度や権利擁護支援の周知・啓発** | | | | |
| **アウトリーチ型の周知活動で市民の権利擁護への意識を育成**<br>石川県能美市　能美市社会福祉協議会くらしサポートセンターのみ | 49,694人 | 単独 | 委託(社協) | P.90 |
| **LINEやインスタグラムの活用等で新規利用者にアプローチ**<br>奈良県大和郡山市　大和郡山市成年後見支援センター | 83,379人 | 単独 | 委託(社協) | P.94 |
| **受任イメージの共有** | | | | |
| **2ステップのケース検討会議で、より的確・迅速に受任イメージを共有**<br>山梨県甲斐市　甲斐市 | 76,236人 | 単独 | 直営 | P.98 |
| **関係者・各種機関の連携による意思決定支援の理解の浸透** | | | | |
| **研修会を通じて意思決定支援に関わる人材の裾野を拡大**<br>沖縄県北中城村　北中城村福祉課<br>北中城村社会福祉協議会 権利擁護支援センターひまわり | 17,944人 | 単独 | 直営＋<br>一部委託(社協) | P.102 |
| **第三者の力も借りて、意思決定支援のスキルアップを推進**<br>千葉県館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町　安房地域権利擁護推進センター | 117,723人 | 広域 | 委託(社協) | P.106 |
| **地域共生社会の実現に向けた意思決定フォロワー活動を推進**<br>愛知県豊田市　豊田市福祉総合相談課／<br>豊田市成年後見支援センター(豊田市社会福祉協議会) | 416,880人 | 単独 | 直営＋<br>一部委託(社協) | P.110 |
| **意思決定支援研修におけるグループワークで認識共有とスキルアップを促進**<br>岡山県倉敷市　倉敷市福祉援護課 | 476,299人 | 単独 | 直営＋<br>一部委託<br>(社協、社福法人) | P.114 |
| **中核機関と各種相談支援機関との連携強化** | | | | |
| **5市町村が連携し協議体を設置して地域全体の支援力を向上**<br>福島県しらかわ地域(白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町)<br>白河市、西郷村成年後見支援センター、泉崎村成年後見支援センター、<br>中島村地域包括支援センター | 【白河市】<br>58,210人<br>【泉崎村】<br>6,157人 | 【白河市】<br>単独<br>【泉崎村】<br>単独 | 【白河市】<br>直営＋一部委託<br>(市内地域包括<br>支援センター)<br>【泉崎村】<br>委託(村社協) | P.118 |
| **地域ぐるみの支援を目指し、各種機関・関係者が参加する機会を創出**<br>兵庫県川西市　川西市成年後見支援センター“かけはし” | 154,565人 | 単独 | 委託(社協) | P.122 |

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>(運営主体) | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **地域の関係者の連携による市民後見人の育成・活動支援** | | | | |
| **現場実習やOJTを組み合わせた実践的な養成講座を実施**<br>秋田県三種町　三種町成年後見支援センター | 14,689人 | 単独 | 委託(社協) | P.128 |
| **主体的に動ける市民後見人の育成で地域の権利擁護意識を醸成**<br>香川県さぬき市／東かがわ市<br>さぬき市地域包括支援センター／東かがわ市社会福祉協議会 | 【さぬき市】<br>45,343人<br>【東かがわ市】<br>28,085人 | 【さぬき市】<br>単独<br>【東かがわ市】<br>単独 | 【さぬき市】<br>直営+<br>一部委託(社協)<br>【東かがわ市】<br>委託(社協) | P.132 |
| **市民後見人同士の交流と関係機関への働きかけに尽力**<br>大阪府八尾市　八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター「ほっとネット」 | 260,983人 | 単独 | 委託(社協) | P.136 |
| **地域の関係者の連携による法人後見実施団体の育成・活動支援** | | | | |
| **中核機関でもある社協が先頭に立ち法人後見を実施し担い手を拡充**<br>長崎県対馬市　対馬市社会福祉協議会 | 27,854人 | 単独 | 委託(社協) | P.140 |
| **書類準備から連絡調整まで法人後見業務を力強くサポート**<br>愛知県瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町<br>尾張東部権利擁護支援センター | 478,608人 | 広域 | 委託(NPO) | P.144 |
| **受任者調整のしくみづくり** | | | | |
| **市民後見人が受任しやすい体制で地域に根差した支援を実現**<br>島根県大田市　大田市成年後見支援センター | 32,413人 | 単独 | 直営+<br>一部委託(社協) | P.148 |
| **事例検討を兼ねた受任調整会議でネットワークを強化**<br>佐賀県唐津市　唐津市成年後見サポートセンター | 115,834人 | 単独 | 委託(社協) | P.152 |
| **本人にふさわしい第三者後見人の候補者調整を実施**<br>神奈川県横浜市　よこはま成年後見推進センター | 3,772,440人 | 単独 | 委託(社協) | P.156 |
| **家庭裁判所との連携体制の確保** | | | | |
| **市民後見人の選任増加に向け、家庭裁判所との相互理解を強化**<br>岩手県釜石市・遠野市・大槌町　釜石・遠野地域成年後見センター | 66,081人 | 広域 | 委託(釜石市社協／遠野市は遠野サテライトとして遠野市社協に再委託) | P.164 |
| **対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有**<br>三重県伊賀市・名張市　伊賀地域福祉後見サポートセンター | 162,119人 | 広域 | 委託(社協) | P.168 |
| **意見交換会や受任調整会議傍聴を実施し家庭裁判所と連携強化**<br>鳥取県鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町　とっとり東部権利擁護支援センター | 211,317人 | 広域 | 委託<br>(一般社団法人) | P.172 |
| **専門職・アドバイザーとの連携体制の構築** | | | | |
| **スーパービジョン&専門相談で相談支援機関の悩みを解決**<br>高知県中土佐町　中土佐町権利擁護支援センター | 6,010人 | 単独 | 委託(社協) | P.176 |
| **専門職参加の会議体が連携する課題解決のしくみづくりを推進**<br>熊本県天草市　天草市社会福祉協議会　あまくさ成年後見センター | 73,786人 | 単独 | 委託(社協) | P.180 |
| **2つの協議体を設置し、専門職から幅広く意見収集**<br>滋賀県長浜市　長浜市成年後見・権利擁護センター | 114,524人 | 単独 | 委託(社協) | P.184 |
| **地域内の各分野のしくみと有機的に連携できる包括的支援体制構築** | | | | |
| **課を超えて制度利用につなぐ支援体制を整備**<br>福井県坂井市　福井県坂井市高齢福祉課 | 89,080人 | 単独 | 直営 | P.188 |
| **重層的支援の核となる「地域共生センター」との協働体制を整備**<br>広島県三原市　三原市権利擁護連携支援センター | 88,299人 | 単独 | 委託(社協) | P.192 |

| 重層的支援体制整備事業との連携 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **権利擁護ケース会議と支援会議の機能の共有**<br>岐阜県関市　関市権利擁護センター | 85,015人 | 単独 | 直営 | P.196 |
| **中核機関と重層的支援体制整備事業の委託先を同じ社協に**<br>東京都八王子市<br>八王子市社会福祉協議会　成年後見・あんしんサポートセンター八王子 | 560,692人 | 単独 | 委託(社協) | P.200 |
| **自治体を超えた広域連携による権利擁護支援の協力体制の構築** | | | | |
| **受任調整会議の同時開催による緩やかな連携**<br>大分県竹田市　竹田市権利擁護・成年後見支援センター | 19,567人 | 単独 | 委託(社協) | P.204 |
| **1市2村の専門職を結集し途切れのない支援を実現**<br>鹿児島県奄美市・大和村・宇検村　奄美市社会福祉協議会 | 44,303人 | 広域 | 委託(社協) | P.208 |
| **二段階の相談窓口と出張相談会で各市町の支援を均質化**<br>山形県置賜地域　置賜成年後見センター | 193,155人 | 広域 | 委託(社協) | P.212 |
| **9つの中核機関を広域でつなぎ、権利擁護の機能を強化**<br>茨城県水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村<br>水戸市、水戸市社会福祉協議会 | 701,503人 | 広域 | 直営+<br>一部委託(社協) | P.216 |

## その他の取組 P.223

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>(運営主体) | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **親族後見人の活動支援** | | | | |
| **支援事業所や親族後見人が孤立しにくい関係性を構築**<br>宮城県気仙沼市　保健福祉部高齢介護課(事務局) | 58,370人 | 単独 | 直営 | P.224 |

## 中核機関の立ち上げ事例 P.229

| 取組内容<br>自治体名及び中核機関の名称 | 人口 | 設置方法 | 運営方法<br>(運営主体) | ページ |
|---|---|---|---|---|
| **小規模自治体における立ち上げ・体制整備の工夫** | | | | |
| **支援者や専門家を巻き込みながら顔の見える関係を構築**<br>北海道久遠郡せたな町　せたな町成年後見支援センター | 6,994人 | 単独 | 直営 | P.230 |
| **先進地域から積極的に学び、制度や窓口の認知度を高める**<br>和歌山県串本町　権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」 | 14,397人 | 単独 | 直営 | P.234 |
| **3つの検討組織の立ち上げと意識調査で方針を策定**<br>福岡県水巻町　水巻町社会福祉協議会権利擁護センター | 27,866人 | 単独 | 直営+<br>一部委託(社協) | P.238 |

## 都道府県の取組事例 P.245


| 取組内容<br>自治体名 | 人口 | ページ |
|---|---|---|
| **担い手の確保・育成等を推進する取組** | | |
| 生活支援員養成を入口とした3ステップ研修を展開<br>徳島県 | 696,553人 | P.246 |
| **市町村長申立ての適切な実施に向けた取組** | | |
| グループワーク等を取り入れた実践的な研修会を実施<br>滋賀県 | 1,405,299人 | P.250 |
| **都道府県の機能強化に向けた取組** | | |
| 成年後見制度の適切な利用のための「つなぐ力」を強化<br>長崎県 | 1,282,571人 | P.254 |
| **意思決定支援の浸透のための取組** | | |
| 意思決定支援をテーマにしたオンラインによる研修を実施<br>岩手県 | 1,163,024人 | P.258 |
| **適切な後見人等の選任・交代の推進に向けた取組** | | |
| 支援の好循環を生む府・府社協・家庭裁判所の三者が連携<br>京都府 | 2,537,111人 | P.262 |
| **権利擁護支援のための取組** | | |
| 先行する自治体の取組事例集で、権利擁護支援の体制整備・発展を推進<br>兵庫県 | 5,462,369人 | P.266 |
| **専門職・専門職団体の活用に向けた取組** | | |
| 専門職派遣事業を起点に県内の横のつながりを強化<br>福島県 | 1,773,723人 | P.270 |
| **家庭裁判所との連携強化に向けた取組** | | |
| 家事関連機関との連絡協議会をコアに信頼関係を構築<br>栃木県 | 1,895,031人 | P.274 |
| **地域住民参加型の権利擁護支援活動の基盤強化** | | |
| 「権利擁護支援ファンド」で持続可能な取組を推進<br>長野県 | 2,007,647人 | P.278 |

## ■コラム一覧


| テーマ | | ページ |
|---|---|---|
| 中核機関の<br>担当者さんに聞きました | **相談窓口・機会の拡充と広報の工夫**<br>特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター　センター長　住田 敦子さん | P.38 |
| 司法書士さんに<br>聞きました | **協議会における専門職の役割と取組の工夫**<br>公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事　中野 篤子さん | P.68 |
| 当事者団体の<br>担当者さんに聞きました | **協議会における当事者団体の役割と取組の工夫**<br>公益社団法人認知症の人と家族の会　副代表理事　花俣 ふみ代さん | P.69 |
| 社会福祉士さんに<br>聞きました | **担い手リレーの工夫**<br>公益社団法人日本社会福祉士会　成年後見担当理事　星野 美子さん | P.84 |
| 弁護士さんに<br>聞きました | **意思決定支援を踏まえた支援評価の工夫**<br>一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)　副代表　水島 俊彦さん | P.86 |
| K-ねっとさんに<br>聞きました | **地域連携ネットワークの構築の工夫**<br>全国社会福祉協議会　地域福祉部　水谷 詩帆さん | P.126 |
| 社会福祉協議会の<br>担当者さんに聞きました | **金融機関との連携の工夫**<br>鰺ヶ沢町社会福祉協議会　事務局長　井上 雅哉さん | P.127 |
| アドバイザーさんに<br>聞きました | **担い手の確保・育成の工夫**<br>社会福祉士　古井 慶治さん | P.160 |
| 市民後見人さんに<br>聞きました | **センターのサポートがあるから不安はない**<br>香川県坂出市　市民後見人　山西 八千代さん | P.162 |
| 社会福祉の専門家に<br>聞きました | **重層的支援体制整備事業との連携の工夫**<br>同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授　永田 祐さん | P.221 |
| アドバイザーさんに<br>聞きました | **小規模自治体における中核機関の立ち上げ支援の工夫**<br>日本司法支援センター本部　常勤弁護士　鳴本 翼さん | P.244 |


## ■解説一覧


| テーマ | ページ |
|---|---|
| **活用可能な財源について**<br>厚生労働省 | P.40 |
| **中核機関と家庭裁判所との連携**<br>最高裁判所事務総局家庭局 | P.220 |
| **中核機関の整備パターン例**<br>厚生労働省 | P.242 |

## ■用語について

### 本事例集における用語について

●本事例集では、成年後見制度や中核機関について、実践現場で用いられている略語を用いていることがあります。略語の記載については以下をご参照ください。

・家庭裁判所 ▶「家裁」

・日常生活自立支援事業 ▶「日自」

・社会福祉協議会 ▶「社協」

・介護支援専門員 ▶「ケアマネ」

・地域包括支援センター ▶「包括」

---

●本事例集の地図は、「白地図データ（国土地理院）」（https://maps.gsi.go.jp）を加工しています。

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

（10万人未満の自治体に限定）

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈窓口での権利擁護に関する各種相談対応の実施〉

| 自治体<br>中核機関名 | 群馬県甘楽町<br>甘楽町福祉課・甘楽町社会福祉協議会 | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 幅広く相談を受ける体制を整備して隠れたニーズを発掘 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 12,536人 |
| 面　　積 | 58.61㎢ |
| 高齢化率 | 35.9% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 2人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 103人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 75人 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 17人 | 13人 | 1人 | 3人 | 0人 |

令和5(2023)年5月16日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年～<br>令和2(2020)年 | 住民向けセミナーを開催し成年後見制度を周知 |
| 令和3(2021)年5月～ | 住民向けセミナー(民生委員、サロン)、心配ごと相談会(年4回)、成年後見制度利用促進検討会(年2回)をそれぞれ開催 |
| 令和3(2021)年9月～ | 町広報・ホームページに制度や相談窓口について周知 |
| 令和4(2022)年4月～ | 町福祉課地域包括支援センターと社会福祉協議会との協働で中核機関を整備。以降は毎年、協議会(年2回)と事例検討会(年2回)を開催 |
| 令和5(2023)年3月～ | 相談支援担当者のための成年後見研修会を開催 |
| 令和5(2023)年7月～ | 弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会による住民向けセミナーを開催 |

## 認知・理解不足もあり、制度利用のニーズが埋もれている可能性があった

平成29(2017)年頃、甘楽町では市民後見人の養成に取り掛かろうと方法を模索していた。その糸口として、市民後見人養成に取り組んでいた他の自治体の勉強会に参加したところ、その場にアドバイザーとして参画していた学識経験者から「市民後見人の養成を始める前に、まずは甘楽町に、成年後見制度利用のニーズがどれだけあるかを把握した方がいい」という助言を受けた。今後、成年後見制度に関する相談が増えた場合に、社会資源が少ない中でどのように対応していくかを検討するためにも、ニーズの可視化は必要と考え、町の福祉課が毎年実施している、70歳以上の住民を対象とした生活状況の聞き取り調査に合わせて、成年後見制度に関するニーズ調査を行った。すると制度利用のニーズは非常に少ないという結果が出た。要因としては、甘楽町には多世代世帯がともに暮らす家族形態が多く、身寄りに頼れない状況にある人は少ないということがある一方で、成年後見制度の認知や理解が足りないためにニーズが埋もれてしまっている可能性も考えられた。そこで、まずは成年後見制度の広報・啓発に注力した上で、住民や支援者から幅広く相談を受ける体制づくりが必要だという認識が高まった。

### 工夫ポイント1　2か所の相談窓口をはじめ、制度の利用ニーズを掘り起こす機会や場を拡大

埋もれているニーズを掘り起こすために、中核機関を運営する社会福祉協議会(以下、「社協」という。)と地域包括支援センターのそれぞれに相談窓口を設け、住民や支援関係者から随時相談を受けることにした。また、法テラスやリーガルサポート、社会福祉士会に依頼して専門職を派遣してもらい、専門職による相談会も実施している。

窓口に持ち込まれるのは成年後見制度の利用を見据えた相談ではないことも多いが、その中に、実は制度利用が必要と思われるケースもある。幅広く相談を受け付けることで、本人にとってより適切な支援につなぐことができる。成年後見制度の利用につなぐべきか判断が難しい場合や、後見人等の候補者に悩む場合などには、弁護士、司法書士、社会福祉士が参加する事例検討会で議論を行う。事例検討会は年2回のため、急ぎの対応が必要となるケースでは、各専門職とメールでやりとりして方針を検討することも可能だ。

また、社協が長年開催している「心配ごと相談」も相談の入口として活用した。心配ごと相談は、公民館で月2回、行政相談員や民生・児童委員が相談員となり、住民の身近な困り事について幅広い相談に応じる相談会だ。令和3(2021)年からは、この相談会に社協職員や社会福祉士が出向き、成年後見制度の利用についての相談にも応じる体制とした。現在では、成年後見制度の利用が必要と思われる相談があった場合には社協や地域包括支援センターの相談窓口につないでいる。

**甘楽町の相談体制**

- 社協と地域包括支援センターの2か所を窓口として相談対応(随時、オンライン可)
- 専門職相談会(適宜、オンライン可)
- 「心配ごと相談」で必要に応じて相談窓口を案内

■事例検討会の体制図

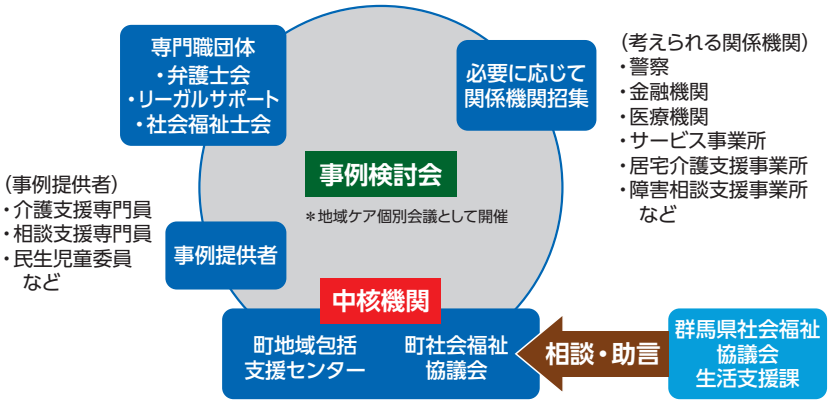

## 工夫ポイント2　成年後見制度や相談窓口の存在を周知するチラシを作成

中核機関の整備を進める中で、「相談窓口を整備しても、住民や支援者が成年後見制度について理解していなければ、相談に至らないのではないか」という意見が出ていた。そこで、中核機関を立ち上げたタイミングで、成年後見制度とは何かを説明し、相談窓口の存在を周知するチラシを作成し、町内の約4,000戸に全戸配布した。チラシには、成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業の説明も盛り込んだ。権利擁護支援では、成年後見制度も日常生活自立支援事業も重要な事業であり、連携することでより適切な支援につなぐことができるという利点があるからだ。社協とともに中核機関を協働運営する福祉課には介護保険係、福祉係、こども係が設置され、高齢者や障害者、児童支援に関する相談業務を行っている。相談の中に成年後見制度利用のニーズが隠れている可能性があることを考慮し、主担当を介護保険係内の地域包括支援センターに置き、連携を図っている。

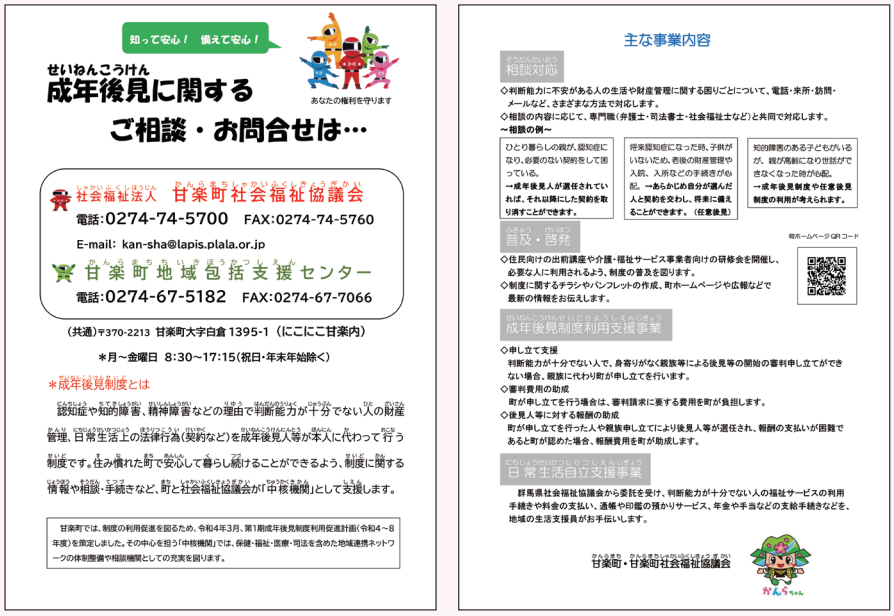

町内の全戸に配布したチラシ

## 工夫ポイント3　成年後見制度の理解を深めるセミナーや研修会を開催

調査を通して、制度利用の潜在的ニーズの把握のためには、町内における成年後見制度の普及・啓発が最重要だという認識が高まったことから、住民や支援者に向けた成年後見制度のセミナー・研修会を開催してきた。

近隣市町村と合同開催したものを含め、平成30(2018)年以降、県の専門職派遣制度を活用しながら、毎年住民向けセミナーを実施してきた。現在は協議会メンバーの専門職を講師に招き、セミナーの前半で成年後見制度について解説、後半は講師の後見人としての経験をもとに話をしてもらい、どのような場合にメリットのある制度なのかを参加者にイメージしてもらえる内容にしている。

また、制度を必要とする人を適切に制度利用へとつなげるためには、本人にもっとも近いところで相談支援に携わる居宅介護支援事業所のケアマネジャーや障害相談支援事業所の相談支援専門員などに成年後見制度についての知識を深めてもらうことも重要だ。そこで令和5(2023)年3月には「相談支援担当者のための成年後見研修会」を開催した。この研修会では、他地域の中核機関職員を講師に迎え、中核機関の活動について話してもらった。対面とオンラインのハイブリッド開催で、合計24名の参加があった。

住民向けセミナーの様子

## 職員のスキルアップと、住民への周知活動を継続していく

甘楽町のような小規模自治体では、制度や事業によって相談窓口が細分化されていないため、1つの窓口で幅広い相談に応じることができるというメリットがある。その利点を最大限に生かすためには、寄せられた相談内容を的確に見極め、内容に合った専門職を紹介したり、適切な制度利用へとつなげたりする力量が必要になる。甘楽町の中核機関職員は、これまでも県内他地域の意見交換会や厚生労働省主催の研修会に参加するなど勉強を重ねてきたが、これからもさらなるスキルアップが必要だと感じている。

毎年開催している住民向けセミナーに参加した受講者からは「何回聞いても、理解しきれない」という感想もあるため、同じ内容でも伝え方や伝える場所を工夫して繰り返し受けてもらい、着実に理解を深めてもらうことが重要だと考えている。今後は「エンディングノート書き方セミナー」や、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）について学ぶ「家族介護者教室」など、住民の興味を引く内容と組み合わせて、成年後見制度について理解を深められる取組を進めていくことを検討している。

民間企業と協力して作成したエンディングノート

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

これまで人員が足りない中でも、町の職員と社協、そして専門職団体がうまく連携できるよう取り組んできました。協議会に関わっていただいている弁護士、司法書士、社会福祉士の方々は、甘楽町の中核機関が、町の地域包括支援センター職員と社協職員の2名体制で奮闘している実情を理解していただいており、快く協力してくださいます。「こんなことを聞いていいのだろうか?」「失礼なお願いをしているかもしれない……」と迷いながらも、皆さんのお力を借りるしかないと覚悟を決めて、分からないことがあれば何でも素直にお伺いするようにしています。お手を煩わせてしまっているとは思いますが、そうやって関わる回数が多いことが、関係性を深めるきっかけになっているとも感じます。

今後も、権利擁護支援のスキルアップのために研修会などを受けるチャンスがあれば積極的に参加し、住民の方々への支援を充実させていけるように努めていきたいと思っています。

専門職相談会の様子

参考URL 連絡先

**甘楽町福祉課介護保険係**
**地域包括支援センター／**
**甘楽町社会福祉協議会**

TEL 0274-67-5182（地域包括支援センター）
URL https://www.town.kanra.lg.jp
E-mail kaigo@town.kanra.lg.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈窓口での権利擁護に関する各種相談対応の実施〉

| 自治体<br>中核機関名 | 福岡県水巻町<br>水巻町社会福祉協議会権利擁護センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 行政・金融機関・社協の連携プレーで支援体制を構築 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 27,866人 |
| 面　　積 | 11.01㎢ |
| 高齢化率 | 33.2% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 33人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 304人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 362人 |

令和5(2023)年5月30日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 44人 | 30人 | 11人 | 3人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 53件 | 0件 | 0件 | 2件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和2(2020)年4月 | 水巻町成年後見制度利用促進基本計画を策定(4年計画) |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関(水巻町社会福祉協議会権利擁護センター)を整備(水巻町より社協受託) |
| 令和2(2020)年10月 | 権利擁護センター推進会議を開催(以降、年2回定期開催) |
| 令和2(2020)年12月 | 成年後見制度に関する水巻町地域連携ネットワークづくり協定の締結(水巻町・社協・金融機関の3者協定) |

## 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への流れが途切れていた

当初、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）で権利擁護支援に関して行っていたのは、金銭管理を行う日常生活自立支援事業のみだった。日常生活自立支援事業の利用者がまだ自分のことを自分でできるうちは社協が支援できる。しかし、日常生活の多くの場面で周囲の助けが必要になってくると、それ以上社協では支援ができないため、行政につなぐしかない状況だった。また、日常生活自立支援事業で金銭管理を行っていることもあり、もともと金融機関との連携はしていたが、個人情報保護法の壁に阻まれて互いに踏み込んだ相談をすることへの難しさを感じていた。

権利擁護支援に関する相談は「成年後見制度を使いたい」といった直接的なものであるとは限らない。たいていは「お金の管理が全然できない」などの「日常生活の困り事をなんとかしたい」というものだ。社協に権利擁護支援の相談窓口があれば、そういう相談も広く受け付けられる。相談者が何に困っているのかをヒアリングした上で、必要な制度を精査しながら、「この部分は日常生活自立支援事業でもサポートできる」「この部分は成年後見制度を利用しなければ難しい」といったアドバイスもできる。また、日常生活自立支援事業の利用者であれば、これまでの状況を把握している担当者がそのまま成年後見申立ての支援もできるので、非常にスピーディーかつシームレスな支援が可能だ。成年後見申立て後も、被後見人支援という形でその利用者の人生に継続して伴走できる。そうしたメリットがあることから、社協に権利擁護支援の相談窓口を整備することが決まった。

### 工夫ポイント① 水巻町・社協・金融機関の地域連携ネットワーク

令和2（2020）年12月、水巻町・社協・金融機関の3者で「成年後見制度の利用促進に関する水巻町地域連携ネットワークづくり協定」を締結した。その背景には、病気や障害などで財産管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっているものの、その人々を支えるための重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていなかったことがある。水巻町内の金融機関で、日常業務の中で高齢者や障害者などの「気になる状況（異変）」を発見したときには水巻町や水巻町社会福祉協議会権利擁護センター（以下、「センター」という。）に連絡してもらい、適切な対応ができるよう、協定を締結する運びとなった。金融機関とはもともと日常生活自立支援事業を通して連携体制があったが、協定の形で明文化することで互いに、より相談しやすい土壌を整えた。

■協定イメージ図

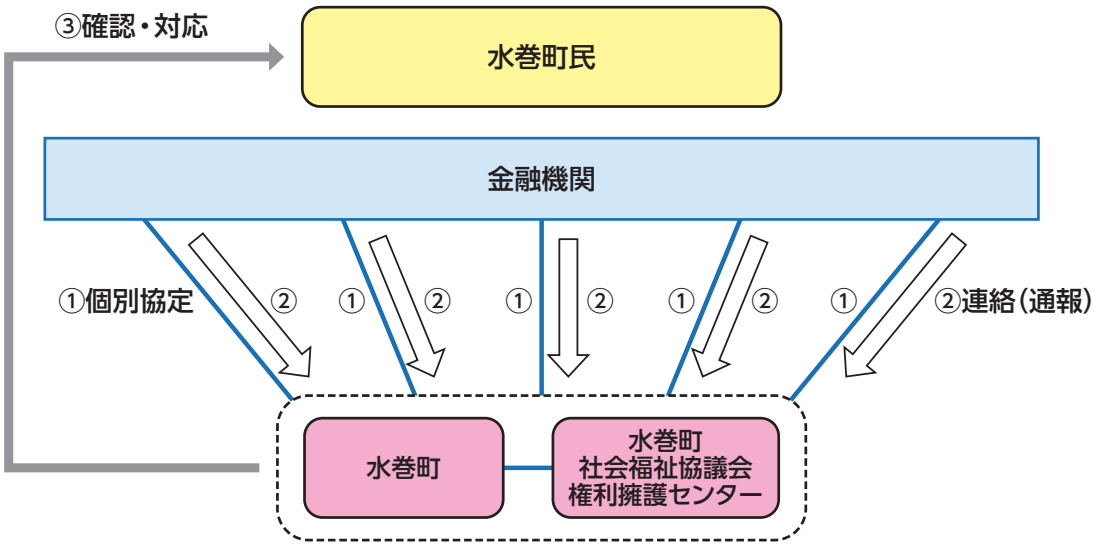

実際に、協定締結後は金融機関からの相談に変化が見られた。例えば、多額の現金を下ろしに来る方、通帳残高がないにも関わらず預貯金を下ろそうと何度も窓口を訪れる方、通帳の再発行を繰り返す方などがいたときには「どう対応すればよいか」と相談が来るようになった。金融機関の職員からの連絡をきっかけに社協の日常生活自立支援事業につなげたケースもある。あるお客さまが、しっかり受け答えができるものの、お金の管理のおぼつかないことを金融機関の職員が発見して社協に連絡したのだが、その後、大きな課題が潜んでいることが分かった。このケースは、協定があるからこそ、金融機関と社協が連携してその方のお金や生活を守る支援につなげられた好事例となった。

## 工夫ポイント2 窓口にとどまらず、街中に出向いて広報活動

センターでは金融機関と連携して周知活動を行っている。金融機関でチラシを置いてもらうとともに、窓口を訪れる高齢の方には声をかけてチラシを渡してもらえるよう依頼している。また、金融機関のスペースを借りてブースを設置し、センターの担当者による出張相談会も行う。飛び込みの相談はあまりないが、金融機関を訪れる方の目に触れることで、「あれは何だろう」と気付いてもらい、センターの存在を知ってもらうことが目的だ。そうした取組を積み重ねているうちに、「金融機関でチラシをもらったんだけど」と電話で問い合わせをいただけるケースも徐々に増えてきた。

その他にも、地域の民生委員などからの依頼で権利擁護啓発セミナーや出前講座を通じた啓発活動を行うなど、センター内にとどまらずに積極的に街中に出て広報活動を行っている。

## 工夫ポイント3 家庭裁判所との定期的な連絡会議にも参加

センターでは、福岡家庭裁判所小倉支部とも連携体制を取っている。設立準備委員会の発足時から家庭裁判所にはオブザーバーとして参加してもらっていたが、中核機関の立ち上げ後にも権利擁護センター推進会議にオブザーバーとして参加してもらい、町の取組を共有している。市民後見人養成講座の講師に招くこともある。

他にも、家庭裁判所の主催で3～4か月に一度、管轄地域（北九州市・遠賀郡4町・中間市）の中核機関の担当者が集まり連絡会議が開かれている。家庭裁判所から成年後見制度の利用状況や国の動向などの最新情報が提供されるほか、小倉支部の考え方を知ることもできるので、とても貴重な情報収集の機会となっている。

さらに、この連絡会議は中核機関同士での情報交換も兼ねている。水巻町からは、金融機関での出前講座の話や行っている事業の話をするほか、金融機関との連携方法についてアドバイスをすることもある。他の自治体から「連携の趣旨や自分たちの事業について説明するのに苦労する」「まずは顔見知りの関係になるのが大変」といった話を聞くと、改めて小さな自治体の水巻町ならではの連携の取りやすさを実感していると話す。

## 金融機関のお客さまや職員からの相談が増加

社協内での相談業務だけでなく、街中に出て出張相談会や後見人養成講座を行っていることが少しずつ実を結んでいる。金融機関の方に積極的にチラシの配布に協力してもらえているおかげで、「金融機関でチラシをもらったから」と電話で相談いただくケースが増えた。また、職員からも「窓口にこういう方がいらっしゃっているけれど、どうすればいいか」とダイレクトに相談が来るようにもなっている。金融機関でのお客さまとのやりとりを通じてキャッチした小さな異変を知らせていただくことで、その背後にある大きな課題を発見できることも少なくない。

相談体制についても、中核機関という外枠を作って相談窓口を設け、弁護士や司法書士の協力も得ながら相談回数を重ねる中で着実に中身が充実しつつある。窓口の見た目は変わらないが、業務を通して相談内容は少しずつ濃くなっている実感があると話す。今後は相談体制をブラッシュアップしつつ、他の関係機関にも成年後見制度について知ってもらえるよう、引き続き周知活動を行っていく。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

ある相談会の日に、小さなお子さんがいる若いご夫婦が来られました。お話を伺ってみると、「子どもに障害があり、当面の間は自分たちでケアをしていくが、今後のためにも成年後見制度に関する正しい知識を得たくて相談会に来てみた」とのことでした。「成年後見制度に関心があるのは高齢の方もしくは成人した障害のある方やその支援者」と考えていたので、こういった若いご夫婦が相談会に来てくださったのは嬉しい想定外の出来事でした。

お子さんがまだ小さいうちから、「困ったことがあったときにいつでも相談できる場所がある」と知っていただけるだけでも、この町で子育てをしていく上での安心感につながるでしょう。こういう活用の仕方をしていただくのはとてもよいことなので、若い方にも気軽に相談会を利用していただけるよう、広報活動により一層力を入れて取り組んでいこうと思います。

参考URL 連絡先


水巻町社会福祉協議会権利擁護センター

TEL 093-202-3700（代表）

URL http://mizumaki-shakyo.or.jp/sub10-kenriyougo.html

E-mail mizumakisyakyou@bun.bbiq.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈専門職による相談会・中核機関以外の場所への出張相談の実施〉

| 自治体<br>中核機関名 | 新潟県阿賀町<br>阿賀町成年後見センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 無料相談所の開設を機に県の弁護士会との連携を強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 9,625人 |
| 面　　積 | 952.89㎢ |
| 高齢化率 | 49.9% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 4人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 121人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 90人 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 17人 | 10人 | 5人 | 2人 | 0人 |

令和5(2023)年6月30日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 8件 | 3件 | 4件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 7件 | 3件 | 3件 | 0件 |
| | 障害者 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年6月30日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 15件 | 3件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年6月30日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成26(2014)年1月 | プロジェクトチームを立ち上げ |
| 平成27(2015)年6月 | 弁護士による法律相談所を開設 |
| 平成27(2015)年度～<br>平成28(2016)年度 | 市民後見人養成研修を開催 |
| 平成28(2016)年4月 | 阿賀町地域包括支援センター内に、阿賀町成年後見センターを設立<br>阿賀町成年後見センター運営委員会を設置 |
| 平成30(2018)年4月 | 阿賀町成年後見制度利用促進基本計画を策定。阿賀町成年後見センターを中核機関と位置付け |

## 住民からの相談の受け皿不足に加え、抱える課題が複雑化していた

阿賀町は新潟県内でも高齢化率が高い地域となっており、障害者手帳の保有者数も多く、成年後見制度に対するニーズは高いと考えられていた。しかし、町内には成年後見制度について相談ができる弁護士はいない上、制度に関する住民の理解不足や後見人の候補者となる人材の不足等の事情もあり、制度の利用はごくわずかだった。住民は何らかの課題を抱えていても「弁護士や司法書士などの専門家に頼れば法的に解決できるかもしれない」という思いにはなかなか至らず、法的な課題解決には消極的な傾向もあるため、課題がより複雑化・長期化することが懸念されていた。こうした背景から、町では権利擁護に関する住民の生活上の課題の解決を支援し、成年後見制度の適切な利用へとつなぐため、高齢・障害の枠にとらわれずにワンストップでサポートできる支援体制の整備に取り組むこととした。そこで、平成28(2016)年4月に阿賀町成年後見センター(以下、「センター」という。)を開設し、市民後見人の養成や関係機関に対し法人後見事業の協力を求めた。平成30(2018)年にはセンターを中核機関として位置付け、センターが成年後見制度に関する総合窓口となってからも、相談を受け付ける中で法律に関することにも幅広く応じられるような体制づくりや、制度の理解浸透、センターの役割に関する周知や認知度が課題となった。

### 工夫ポイント1 新潟県弁護士会と連携して無料法律相談会を毎週開催

センター開設に向けた検討を進めている中で、住民が抱える幅広い生活課題の解決を支援するため、新潟県弁護士会に委託し新潟県弁護士会法律相談センター阿賀相談所(以下、「法律相談所」という。)を庁舎内に設置し、毎週水曜日に法律相談を実施することとした。すると、住民から多重債務、消費者被害、交通事故、労働問題、離婚、相続といったさまざまな相談が寄せられるようになり、「身近なところで気軽に法律に関する相談もできる場所があれば、相談して解決したい」との潜在的なニーズがあることが分かった。

小規模な自治体では成年後見制度の適切な利用につなげようとしても、マンパワーも予算も限られている。そこで、法律相談所の開設を機に、阿賀町では新潟県弁護士会と連携し、成年後見制度に関する支援体制を強化した。法律相談所で相談に当たる弁護士は、1年ごとに複数名選任され、年間スケジュールに沿って当番制で訪れる。弁護士による支援体制が整ったことによって、中核機関の職員が相談を受ける中で、法的な見解や解決が必要と判断した場合には法律相談所につなげられるようになった。成年後見制度の町長申立ての際も、事前に後見人等候補者の選定について法律相談担当弁護士との間で受任者調整を行った上での申立てが可能となり、その結果、審判までの期間も短くなった。

後見人に就任した弁護士は、後見業務開始後も法律相談のために庁舎を訪れる機会があるため、中核機関は後見人と被後見人との状況が確認できたり、被後見人の担当ケアマネジャーや入所先等からの連絡事項を後見人へ伝えたり、支援チームで行う「ケース会議」のスケジュール調整も行いやすい。さらに、法律相談所の弁護士には、市民後見人のフォローアップ研修の講師や後見人業務に関する相談、複合的な課題のあるケースへの助言までしていただいており、成年後見制度の体制整備には不可欠な存在となっている。

■無料法律相談 相談件数

平成27年6月開設
新潟県弁護士会法律相談センター阿賀相談所

**「阿賀町におけるこれからの成年後見制度を考えるプロジェクト」メンバー**

- 新潟県社会福祉協議会(企画広報課)
- 新潟県弁護士会
- 新潟県地域振興局
- 阿賀町社会福祉協議会
- 障害福祉相談支援事業所
- 阿賀町役場　福祉課(高齢・障害担当)
- 阿賀町地域包括支援センター

## 工夫ポイント 2 気軽に相談できるよう、法律相談会場はプライバシーに配慮

中核機関として、成年後見制度に関することも含めて法律相談所が気軽に相談できる場所となるため、さまざまな配慮をしている。例えば、地域住民が足を運びやすいよう、会場は町内2か所に設置した。これにより、地域住民は居住地域とは異なる会場を選べるので、法律相談を利用していることを他人に知られたくないという場合にも配慮している。予約は新潟県弁護士会に直接してもらうため、顔見知りの役場職員に知られる心配もない。また、相談会場は庁舎内や支所の一室に設け、入口から会場まで人と会わずに済むよう、動線も工夫した。

法律相談センター阿賀相談所の様子

## 工夫ポイント 3 広報誌や告知端末など高齢者に届きやすい方法で法律相談所を周知

法律相談所の存在や法律相談のスケジュールについては、広く周知するために阿賀町のホームページにも掲載している。ただ、若い世代や町外に住む町民の家族には見てもらえるが、2人に1人が高齢者の阿賀町では、ホームページで周知しても高齢者には情報が行き届きづらいこともある。

そこで、特に高齢者にタイムリーに知らせる方法として、告知端末や町の広報誌を活用している。告知端末とは、町内の全世帯に無償貸与されている端末のことである。毎日定時に町からのお知らせや防災情報が音声と文字情報で配信され、送られた情報をいつでも確認できる。告知端末の利点は、高齢者にも扱いやすい上に地域情報の配信に特化している点にある。そのため、他の情報に紛れることなく、重要な情報を届けやすくなっている。

また、広報誌には、敷居が高く感じられがちな弁護士に親しみをもってもらえるよう、弁護士の顔写真付きの自己紹介のほか、一般的によくある問題を示して「こんな時にはどうする?」をQ&A形式で解説するコラム記事「おしえて!弁護士さん」を掲載している。

町内の全世帯に無償貸与されている告知端末

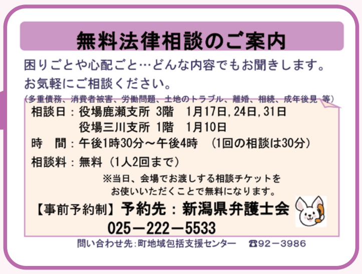
**無料法律相談のご案内**

困りごとや心配ごと…どんな内容でもお聞きします。
お気軽にご相談ください。
（多重債務、消費者被害、労働問題、土地のトラブル、離婚、相続、成年後見 等）

相談日：役場鹿瀬支所 3階　1月17日，24日，31日
役場三川支所 1階　1月10日
時　間：午後1時30分～午後4時　（1回の相談は30分）
相談料：無料（1人2回まで）
※当日、会場でお渡しする相談チケットをお使いいただくことで無料になります。

【事前予約制】予約先：新潟県弁護士会
025－222－5533

問い合わせ先：町地域包括支援センター　☎92－3986

法律相談センター阿賀相談所

**おしえて！弁護士さん ㊻**

阿賀相談所の担当弁護士からQ&A方式によるコラムを掲載します。今月号は[redacted]弁護士です。

**Q　息子が高齢な私に暴力をふるいました。私は息子に自分の財産を何も相続させたくありません。何か良い方法はありませんか？**

A　廃除という制度があります。あなたに息子さんが虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は息子さんにその他の著しい非行があったときは、廃除という制度を使って、息子さんに自分の財産を何も相続させないことができます。廃除には、あなたが家庭裁判所に請求する方法や遺言で行う方法があります。

仮にあなたの相続人が息子さんの他に娘さんのみだとして、あなたが自分の財産の全てを娘さんに相続させる遺言を作成したとします。この場合、息子さんは遺留分という制度により、あなたの財産の4分の1を得られる可能性があり、息子さんが自分の財産を何も相続させたくないという、あなたのお考えには反することになるかも知れません。

廃除の理由となる虐待・侮辱・著しい非行といえるためには、あなたの意向や息子さんの言動だけでなく、それらがなされた原因や背景などの事情を考慮した上で、息子さんからその相続権をはく奪することが社会通念上相当と認められることが必要です。

例えば、息子さんが常日頃あなたに暴力を加え、あなたに何も非がないならば、虐待として廃除が認められる可能性があります。しかしながら、あなたと息子さんとの間に一時的な感情の対立があり、息子さんがあなたに暴力を加えた理由があなたの言動にもある場合、虐待として廃除が認められない可能性もあります。

ところで、あなたは息子さんの暴力について、どこかに相談していますか？暴力というと警察が思い浮かぶかも知れませんが、家族から虐待を受けている相談先として町の福祉介護課や地域包括支援センターがあります。もし相談していないならば、左記まで電話をしてください。

【相　談　先】
町福祉介護課　☎92-5763
町地域包括支援センター　☎92-3986

【相談開催日】　水曜日 午後
【会　　　場】　役場鹿瀬支所 または三川支所
【予約受付先】　新潟県弁護士会 ☎025-222-5533 (月曜～金曜 9:00～17:00)

## 市民後見人としての活動のPRにより制度の周知・啓発を強化

法律相談所の開設により住民の司法に対するハードルが下がり、権利擁護関連の相談が増加した。「課題をそのままにせずに、まずは法律相談所を利用してみよう」という住民意識も高まりつつある。

だが、令和5(2023)年6月末までの成年後見制度利用者17名のうち、任意後見制度の利用者は依然として0名に留まっている。阿賀町では、成年後見制度に対する住民の理解がまだ十分ではないと捉え、今後もさらに制度の周知・啓発を強化していく必要があると考えている。

今後の周知・啓発の取組としては、市民後見人の活躍の場をつくり、その様子をPRすることで権利擁護支援に関わる人材を増やし、制度の認知度を上げていこうというアイデアも出ている。実は、阿賀町では市民後見人養成講座の修了後に後見人等に選任されたケースが3件ある。一方、単独での後見人業務に不安があるとの理由から、活動に消極的な声も聞かれ、実践に結びつけることが難しいという実情がある。そのため、今後は講座修了生が法人後見業務をサポートする法人後見支援員として、生活支援業務を行う中で学んだことを実践に生かし、活躍できる場を増やしていきたいと展望している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

最近、多職種による協働の大切さを感じた出来事がありました。生活困窮に関するケース検討の際、生活の立て直しのため当初、町長申立てをしようと考えていたのですが、後日行われた協議会で、弁護士から「金銭管理に自信が持てないとしても、本人に生活判断能力があるなら本人申立てのほうがいいのではないか。法テラスの法律相談扶助も受けてはどうか」とアドバイスをいただきました。そこで本人申立てに変更し、法律相談扶助も活用して、本人の意思を尊重しながら生活の改善を図るという、本人にとって理想的な解決策となりました。多様な専門職とのネットワークによって選択肢が広がり、よりよい方向に進むことができるのだと改めて実感しました。こうした方向性は、私一人では導き出せませんでした。多職種と関わる職場で働いている分、悩みがあっても周囲に相談できるので問題を一人で抱え込まずに済んでおり、さまざまなシーンで人に助けられていることを実感しています。今後も人とのつながりを大切にしながら、仕事に邁進していきたいと思っています。

参考URL 連絡先

阿賀町成年後見センター
TEL 0254-92-3986
URL https://www.town.aga.niigata.jp
E-mail aga-h-sien@town.aga.lg.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈専門職による相談会・中核機関以外の場所への出張相談の実施〉

| 自治体<br>中核機関名 | 栃木県下野市<br>下野市成年後見サポートセンター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 社会福祉士との協働で情報提供の質を強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 59,888人 |
| 面　　積 | 74.59㎢ |
| 高齢化率 | 26.57% |
| 地域包括支援センター数 | 3か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 22人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 9か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 510人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 509人 |

令和5(2023)年10月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 49人 | 39人 | 6人 | 4人 | 0人 |

令和5(2023)年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 3件 | 5件 | 2件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 3件 | 5件 | 2件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年10月1日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年10月1日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年度～ | 中核機関整備に向けた検討会・準備会を開催(計4回) |
| 令和5(2023)年3月 | 中核機関として下野市成年後見サポートセンターを整備<br>成年後見制度利用促進協議会を設置(年2回開催) |
| 令和5(2023)年4月～ | 成年後見制度なんでも相談会、相談窓口連絡会議を開催(毎月1回)<br>後見等ケース会議(支援の方針検討、受任者調整等)を開催(適宜)<br>出張型のミニ講話会を実施 |

## 中核機関立ち上げに向けて社会福祉士の役割がより重要になった

下野市は合併前の旧町毎（河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、下都賀郡国分寺町）の3地区に設置された地域包括支援センターと、基幹型地域包括支援センターの4か所で権利擁護支援に関わる相談に対応していた。その中で、どのセンターでも同様に迅速な支援を提供できるように、対応の質を高めることが課題となっていた。そこで、各センターに所属する社会福祉士が毎月1回「社会福祉士部会」（以下、「部会」という。）を開催して情報交換や勉強会、複合的な課題のあるケースについての検討などを行い、相談対応のレベルアップと均質化を目指すこととした。

そのような中、中核機関の立ち上げに向けて、社会福祉士は相談窓口の対応や課題解決ニーズへの対応、成年後見制度に関わる人材や情報のコーディネートなど、ますます重要な役割を果たすことになり、成年後見制度の適切な利用のためにどのように連携しながら体制整備を行っていくかが課題となっていた。

### 工夫ポイント① 社会福祉士による巡回型「なんでも相談会」で地域の課題を掘り起こす

市において市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）への委託により中核機関を整備すべく準備を進める中、各地域包括支援センターの社会福祉士と関係機関との連携強化を図るため、社協で権利擁護支援に関わる社会福祉士や、障がい児者相談支援センターの社会福祉士も部会に加わるようになった。

部会では、テーマを絞らず住民からの幅広い相談に応じる巡回型の「成年後見制度なんでも相談会」（以下、「相談会」という。）を以前から開催しており、中核機関が整備されてからも相談会を3地区を巡回するスタイルで継続している。市内各地で住民の相談に応じ、表に出にくい地域課題の掘り起こしを目指している。専門分野の異なる社会福祉士が集まる機会を利用して相談会を開催することで、住民からのあらゆる相談に効率的・効果的に対応できるという利点もある。

会場は、偶数月は成年後見サポートセンター（保健福祉センターゆうゆう館）、奇数月は3地区それぞれの図書館や公民館、コミュニティセンター等に設定した。1人の相談者に対して、社会福祉士は2名体制で相談に応じ、多角的な視点を生かして迅速に課題解決につなげている。基本的に予約制ではあるが、専門分野を持つ社会福祉士が複数揃っているため、予約のない相談にも臨機応変に対応することができる。

出張 社会福祉士等による
**成年後見制度なんでも相談会**

令和５年度版

成年後見制度のこと、認知症のこと、その他福祉サービスや制度のこと、何でもご相談ください！

制度について分かりやすく説明して欲しい！
成年後見制度の他にも活用できる福祉サービスを知りたい！
制度を利用すべきかどうか迷っている・・・
必要のないものを契約させられてしまっている・・・

◆対　象：申立てを検討しているご本人・相談者どちらかが下野市在住の方
　　福祉関係者（ケアマネジャー、相談支援専門員、施設相談員等）
◆予約制：各日２名まで　※相談無料
◆相談員：下野市地域包括支援センター：社会福祉士
　　下野市障がい児者相談支援センター：社会福祉士等
　　下野市成年後見サポートセンター：社会福祉士

| 日　程 | 場　所 | 時　間 |
|---|---|---|
| 4月28日（金） | ゆうゆう館 | 午後２時００分～４時００分<br>※上記時間の中で相談者一人あたり４０分程度 |
| 5月26日（金） | 南河内図書館 | |
| 6月23日（金） | ゆうゆう館 | |
| 7月28日（金） | 石橋公民館 | |
| 8月25日（金） | ゆうゆう館 | |
| 9月22日（金） | コミュニティセンター友愛館 | |
| 10月27日（金） | ゆうゆう館 | |
| 11月24日（金） | 下野市役所 | |
| 12月22日（金） | ゆうゆう館 | |
| 1月26日（金） | 道の駅しもつけ（予定） | |
| 2月16日（金） | ゆうゆう館 | |
| 3月15日（金） | ゆうがおパーク（予定） | |

※日程・会場は変更になる場合があります。詳細は予約時にお知らせいたします。

成年後見制度とは・・・
認知症や障がいなどにより、判断能力の不十分な方々が不利益を受けないために、家庭裁判所に申立てを行い、法的にサポートしてくれる人（成年後見人等）を選任する制度です。

お問合せ・予約（どちらでもお問い合わせ・ご予約可能です）
○下野市高齢福祉課（基幹型地域包括支援センター）　TEL：0285-32-8904
○下野市社会福祉協議会（下野市成年後見サポートセンター）　TEL：0285-43-1236
※月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前８時30分～午後５時15分

なんでも相談会のチラシとのぼり旗

## 工夫ポイント2　専門職の視点を生かしたエンディングノートの活用を広める

成年後見サポートセンターでは、職員による出張型の「ミニ講話会」も行っている。終活をテーマとしたセミナーと成年後見制度の紹介をセットで行うことで、参加者には制度の概要を伝えるだけでなく、少しでも身近に感じてもらえるような内容を心がけている。

終活セミナーは、市の花「ゆうがお」をモチーフとしたオリジナルのエンディングノート「ゆうがお日記～わたしの願い～」を用いて行う。エンディングノートは、部会のメンバーを中心に看護師、医療機関の地域連携室、ケアマネジャー、薬剤師等の専門職の協働により作成した。ノートの冒頭には、自分が望む医療やケアについて考え、家族や医療従事者と共有し、将来に備える「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」についても紹介している。家族関係図、医療・介護支援、財産管理に関する記入項目のほか、大切にしている思いや好きなことなどの価値観に関することや、これからやりたいことを記入できるページも設けてあり、前向きに終活ができるところが特徴である。

終活セミナーをセットにした出張講話のメリットは、相談機関等に足を運ぶのは気が引けてしまう人やそもそも何をどこに相談していいか分からない人に情報を届けられることにある。また、終活と結び付けることでイメージしやすくなり、比較的少人数で一人一人の顔を見ながら丁寧に対象者にマッチした情報を伝えられることも利点である。難しく受け取られることもある成年後見制度について、できるだけやさしい言葉を使って説明し、「制度の存在」と「相談窓口の場所」の2点だけでも覚えて帰っていただけるように意識している。

エンディングノート

## 工夫ポイント3　社会福祉士の協力で作成したパンフレットを活用し適切な支援につなぐ

成年後見サポートセンターが独自に作成した成年後見制度のパンフレットには、社会福祉士の視点で制度について押さえておくべき基本事項を掲載している。制度の利用を検討する段階で、制度に対する知識がない相談者でも理解できるように、ポイントを絞って基本事項を集約し、適切な支援につながるように留意している。

例えば、相談窓口でよくある質問の「成年後見人等ができないこと」（事実行為・身元保証人になること・医療行為を代わりに同意すること・身分行為に関すること）や、「利用検討にあたり知っておくべき注意点」（成年後見制度申立て後には家庭裁判所の許可がない限り取り下げられないこと・成年後見人等へは報酬が必要になること・報酬支払いに関して市の助成金を利用できる場合があること等）など、日頃から相談対応をしている社会福祉士の話し合いでパンフレットに明記することとなった。

## 相談対応・支援体制のさらなる質の安定化を目指す

部会で有益な情報を交換し合うことで、社会福祉士は幅広い課題に対処する柔軟性や判断力が養われ、住民への相談対応が以前よりスムーズに行えるようになった。また、複合的課題のあるケースの支援策について多角的な視点でのアイデアを出し合う場面もあり、相談対応する社会福祉士のスキルアップにもつながっている。その結果、相談対応が円滑に進み、以前なら支援につなげることに苦慮したようなケースも課題の解決に向けて進められるようになってきた。

さらに、成年後見人等の受任者決定後には、専門職と本人に関わる支援者のつながりを整えるため、相談・情報共有の機会（チーム会議）のコーディネートにも積極的に取り組んでいる。

権利擁護支援に関わる業務は、人の命や生き方に密接なものだからこそ、今後も支援体制の質の安定化に努めることを大切にしたい。同時に、職員が変更となっても滞りなく支援ができるように、業務のマニュアル化や共有資料の整理を進めていく方針だ。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント！

「なんでも相談会」を始めてから、「来てよかった」「話せてすっきりした」と明るい顔で帰られる相談者が増え、この相談会を開催してよかったと実感しています。社会福祉士同士も難しいと感じる時に相談したり、対応の情報共有をしたりして視野が広がっています。私が以前に対応した相談者は、ご家族への支援がすぐにでも必要な状況にも関わらず、サービスの申請手続ができていませんでした。しかし、相談会に来所したことで、その場に居合わせた社会福祉士がすぐに訪問の約束を取り付け、適切な支援につなぐことができました。専門を異にする社会福祉士が協働することで、複雑な相談でも臨機応変に対応できます。中核機関ができたことで、セルフネグレクトのような危機的状態にある方の生活の立て直しに向けて協働することができた事例もありました。今後も市や各関係機関の社会福祉士、他職種および法の専門職等との連携を深めながら、支援の質を高めていきたいと考えています。

市社会福祉士部会のメンバー

参考URL 連絡先

下野市成年後見サポートセンター
（下野市社会福祉協議会　内）
TEL 0285-43-1236
URL https://www.shimotsuke-syakyo.or.jp/
E-mail info@shimotsuke-syakyo.or.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈専門職による相談会・中核機関以外の場所への出張相談の実施〉

| 自治体<br>中核機関名 | 京都府福知山市<br>福祉あんしん総合センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 講演会×出張相談で、新たな相談機会を創出 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 75,427人 |
| 面　　積 | 552.6㎢ |
| 高齢化率 | 30.28% |
| 地域包括支援センター数 | 9か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 72人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 6か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 812人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 528人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 169人 | 132人 | 25人 | 11人 | 1人 |

令和5(2023)年3月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 6件 | 2件 | 5件 | 5件 |
| 内訳 | 高齢者 | 6件 | 2件 | 3件 | 4件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 2件 | 1件 |

令和5(2023)年12月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 15件 | 2件 | 3件 | 28件 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年～<br>令和2(2020)年 | 権利擁護在り方検討会を立ち上げ、協議を実施 |
| 令和3(2021)年 | 権利擁護在り方検討会の意見を受けて、「権利擁護ネットワーク会議」を設置 |
| 令和4(2022)年4月 | 中核機関として福祉あんしん総合センターを整備。権利擁護ネットワーク会議に成年後見制度利用促進施策検討部会を設置し協議を行う(単年度の設置) |
| 令和4(2022)年12月 | 「老いじたくセミナー」を開催 |
| 令和5(2023)年8月 | 「相談窓口一覧」を制作 |

## 専門職相談会の体制は整備されているのに相談がこなかった

福知山市では、中核機関を整備する前から、前身となる「介護あんしん総合センター」を運営し、成年後見制度に関する相談などに対応できるようにしていたが、虐待等の複合的な課題のあるケースへの対応や重層的支援の必要性が出てきていた。そこで、「障害や高齢、困窮等も含めた相談をワンストップで受け止め、関係する課につなぎたい」と、令和4(2022)年に「福祉あんしん総合センター(以下、「センター」という。)」に名称を変更し、地域包括支援センターを支援する中核機関として運営することにした。一方、介護あんしん総合センターのときから専門職相談会を月1回開催していたが、相談がなかったことを課題としていた。中核機関整備後は弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会の専門職が輪番で対応する形で専門職相談会を整備したものの、相談がほとんどない状況が続いたため、センターの職員が個別ケース等を相談する場として活用していた。こうした状況を踏まえ、「権利擁護ネットワーク会議」で協議し、成年後見制度の周知・啓発として相談対応などの強化を決定し、実現に向けて動き出すことにした。

### 工夫ポイント1　発想の転換で実現した終活講演会と専門職相談会の二部構成

これまでの専門職相談会を出張相談へと大きく舵を切った。それは、権利擁護ネットワーク会議で決まった「市民向けの講演会の開催」と「専門職相談会」を組み合わせるという発想の転換がきっかけだった。講演会と一緒に行えば、住民が参加しやすくなると考えたからだ。

初の出張相談となったのが「老いじたくセミナー」だ。第一部は講演会、第二部は専門職相談会という二部構成での企画とした。第一部の講演会は、権利擁護ネットワーク会議等に参加してもらっている弁護士に、成年後見制度をテーマにした「認知症などになる前に考えたい老後の財産管理」の講演を依頼した。また、金融機関からセンターに講演の依頼があり、その金融機関から講師として税理士を派遣してもらい、「“相続”が“争族”にならないための準備」と題して話をしてもらうことになった。第二部の相談会は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の4名で対応し、各自に個室を用意しての個別相談の形式を取ることにした。

開催に向けてチラシをつくり、市の広報誌や地元の新聞で告知したほか、権利擁護ネットワーク会議の構成員等に配布した。参加は事前予約制とし、電話、FAX、中核機関等の窓口、二次元コードの4種類の方法を準備することで、気軽に参加できるように配慮した。また講演会についてはZoom参加を可能にしていたところ、社会福祉協議会から「このセミナーを職員研修として活用したい」との要望があり、当日はヘルパー等含む有資格者も参加した。相談会は定員に達し、相談後には相談者の晴れやかな様子が見られたことから、相談機能としての有用性を出張相談に見出すことにつながった。

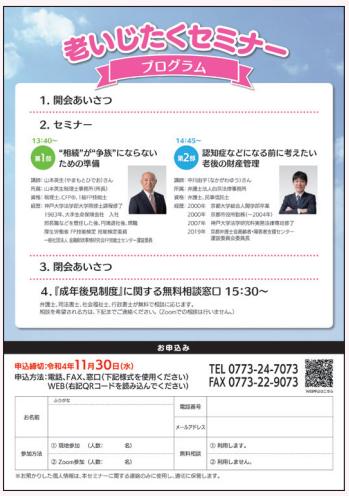


チラシ

「老いじたくセミナー」第一部の講演会の様子

## 工夫ポイント2　多分野にわたる相談窓口一覧の発信で、相談機能や支援の輪を拡充

中核機関を整備した令和4(2022)年度に、成年後見制度の周知・啓発活動の一環としてリーフレットを制作した。介護保険や障害の関係事業所に配布し、支援者への周知はもとより、相談先が分からず困っている本人・家族等が、リーフレットを通して制度や相談先について周知できるようにした。表面は制度等、裏面は相談窓口の一覧を掲載し、相談へとスムーズにつながるようにしている。さらに翌年度(令和5(2023)年度)には、リーフレットとは別に「相談窓口一覧」を制作し、重層的支援を視野に入れたさまざまな窓口を紹介している。これらの連絡先には、中核機関の要となる権利擁護ネットワーク会議に参加する弁護士会等も含まれている。

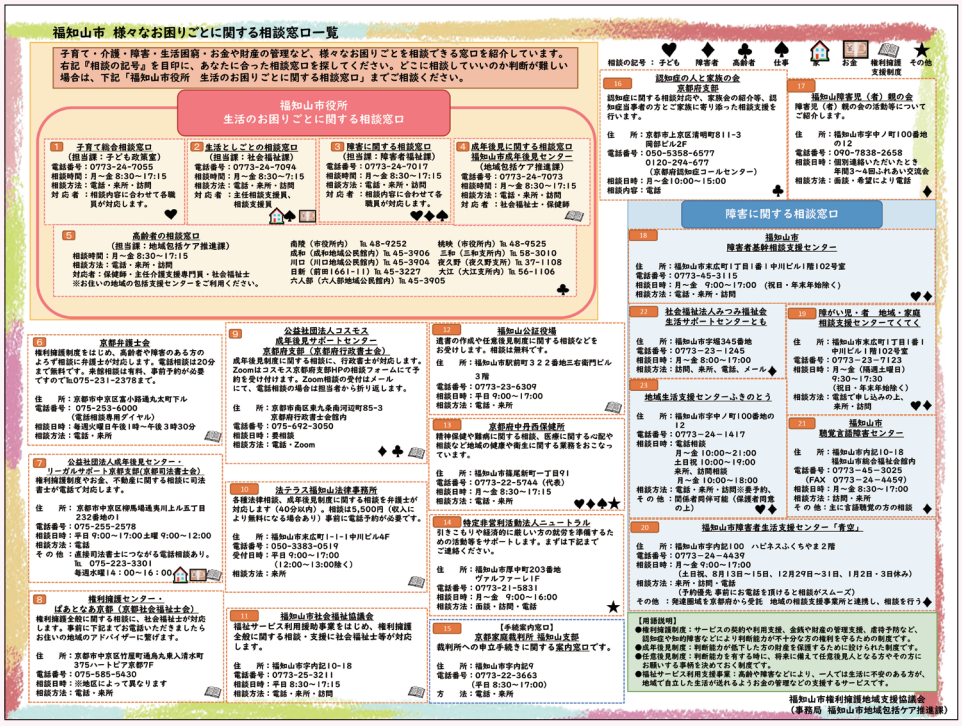


相談窓口一覧(令和5(2023)年度制作)

## 工夫ポイント3　相談窓口での対応の徹底や説明用シートの活用で、断らない相談体制を構築

福知山市では、相談内容に関わらず、断らない「寄り添い窓口」を目指していることから、成年後見制度の相談窓口についても柔軟な体制を構築している。各圏域に設置した9か所の地域包括支援センター(市直営は8か所)が、成年後見制度の一次相談窓口となり、二次相談窓口となるセンターにつなぐ。相談内容によっては、地域包括支援センターが初期対応から詳細な相談に対応するケースもある。一方、センターは地域包括支援センターからの相談を引き継ぐだけでなく、直接の相談窓口として対応する場合もある。

また、相談機能の充実に向けて取り組んだのが成年後見制度に関する「説明用シート」の作成だ。社会福祉士の不在時や、社会福祉士が配置されていない地域包括支援センターでも、「誰もが成年後見制度の基本的なことを伝えられるようにしたい」と、窓口で使う説明用シートを制作した。制度の目的や申立費用のイメージ、累計データ等をまとめたシートをパウチ加工し、全ての地域包括支援センターに設置しており、現場では説明シートを相談者に見せながら対応し、さらに詳細な相談が必要であればセンターにつなぐなど、有効活用されている。

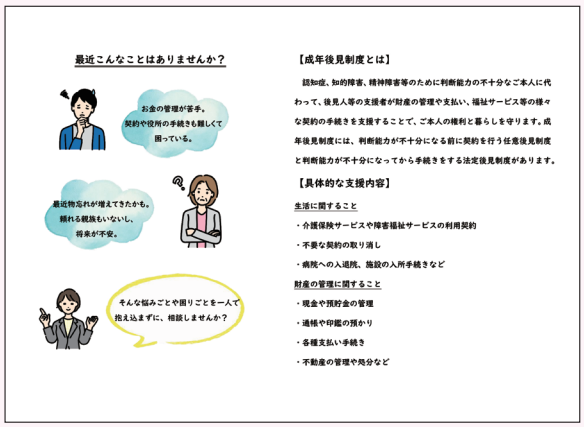


説明用シート(一部)

## 「老いじたくセミナー」での好評価により、出張相談は継続する方向

「老いじたくセミナー」の受講者数は、128名。会場で82名、Zoom参加で46名という盛況ぶりだった。終了後のアンケートでは、「成年後見制度が詳しく説明されて分かりやすかった」などの高評価となった。第二部の無料の専門職相談会は、事前の予約段階で定員8名に達した。相談者は、本人、家族、親族、地域住民等で、当日は、時間的な制約があったことから、1組（2名まで）30分としていたが、中には時間が足りない様子が見受けられた。相談前は、「こんなことを聞いていいのだろうか」と不安を抱く人もいたが、終了後は「相談の機会があってよかった」などの声が多く聞かれた。こうした面から、市民向けの講演会×出張型の無料相談の意義を実感し、今後も続けていけるように検討している。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント！

権利擁護ネットワーク会議は、いろいろな業種の方に関わっていただいているので、会議などの日程調整がなかなか大変ですが、皆さんも協力してくださるのでさまざまな活動ができます。会議には福祉関係以外の方もたくさん参加されているので、ここで築いたつながりをさらに深め、権利擁護支援の輪を広げていきたいですね。そのためにも、福祉関係以外の業種の方とのコミュニケーションは、さらに密に図りたいと思います。お互いに立場が違うため、認識や視点等が多少異なるところもあり、どのような言葉や表現で話したら、私たちが相談したい内容をよりスムーズに伝えられるのか。それは先方も同様だと思うのですが、お互いに「共通言語」を手探りしながら対話しているところです。コミュニケーションを深めることで、協力し合えることをさらに増やしていきたいですね。

また、中核機関の職員には社会福祉士などの有資格者が多く、悩みの共有や相談ができるのでうれしいです。やはり、支援する側が元気でいないと。自分で解決できないことをずっと心に抱えていると、人の支援はなかなかできなかったりするので。その点、うちの課は心強いです。

連絡先

福知山市　地域包括ケア推進課
（福祉あんしん総合センター）
TEL 0773-24-7073
E-mail houkatu@city.fukuchiyama.lg.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈相談時におけるケース会議等への出席〉

| 自治体<br>中核機関名 | 富山県朝日町<br>朝日町成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 相談の現場へ自ら出向き、情報を収集 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 10,798人 |
| 面　　積 | 227.41㎢ |
| 高齢化率 | 45.48% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 5人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 0か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 136人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 50人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 9人 | 6人 | 1人 | 2人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年11月 | 中核機関の整備に係る意見交換会を実施 |
| 令和4(2022)年4月 | 朝日町成年後見支援センター事業実施要綱を告示し、地域包括支援センター内に成年後見支援センターを中核機関として整備<br>窓口での総合相談、家庭裁判所への申立手続の支援等を実施<br>ケーブルテレビ、町の広報誌、地元ラジオ番組での広報活動を実施 |
| 令和4(2022)年6月 | 第1回成年後見支援センター運営委員会を開催 |
| 令和5(2023)年2月 | 第2回成年後見支援センター運営委員会を開催 |

## 成年後見制度の相談窓口が明確でなく、金融機関等で混乱が生じていた

朝日町では、令和4(2022)年4月に中核機関が整備されるまで、地域包括支援センターがさまざまな相談の窓口を担っていた。その中で「認知症になり、お金の管理ができなくなった」といった相談や、病院や施設に入所することになった方の家族からは「入院費を本人口座から下ろせずに困っている」といった声も多く上がっていた。また、金融機関の窓口ではその都度、成年後見制度について伝えてはいたものの詳細な内容までは説明できず、町役場へ相談をするように勧めることしかできなかった。その他にもケアマネジャー、病院、介護福祉施設等からも認知症の方を取り巻く金銭的な困り事に対し、「どこに相談すべきか分からない」という声が上がっていた。

### 工夫ポイント1 相談のあった現場に出向き、顔の見える関係を築く

人口約1万1,000人の朝日町では、「最初から大きなことはできない」と悩んでいたが、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」を参考にし、また、成年後見制度利用促進体制整備研修(基礎研修)を受講する中で、「小さく生んで大きく育てる」という言葉に背中を押され、まずは相談支援と広報活動に力を入れて取り組むことにした。

相談支援のうち、第一に取り組んだのは各現場で行われる個別会議への出席だった。朝日町成年後見支援センター(以下、「センター」という。)は、窓口で権利擁護支援に関する各種相談に応じるだけでなく、地域の関係機関から相談があった場合は、その現場に出向き、顔の見える関係を築くように努めている。

具体的には、ケアマネジャーから相談があった場合はサービス担当者会議に、相談支援専門員からの相談にはケア会議に、病院の地域医療連携室からの相談には退院前カンファレンスに出席し、本人や家族、各関係者と顔を合わせた上で、成年後見制度の説明をするとともに支援に必要な情報の収集も行っている。また、家族や社会福祉協議会(以下、「社協」という。)からセンターに相談が寄せられた場合は、センターが個別ケース会議を開き、本人に関係する専門職を広く招集して、本人の権利擁護支援について検討をしている。

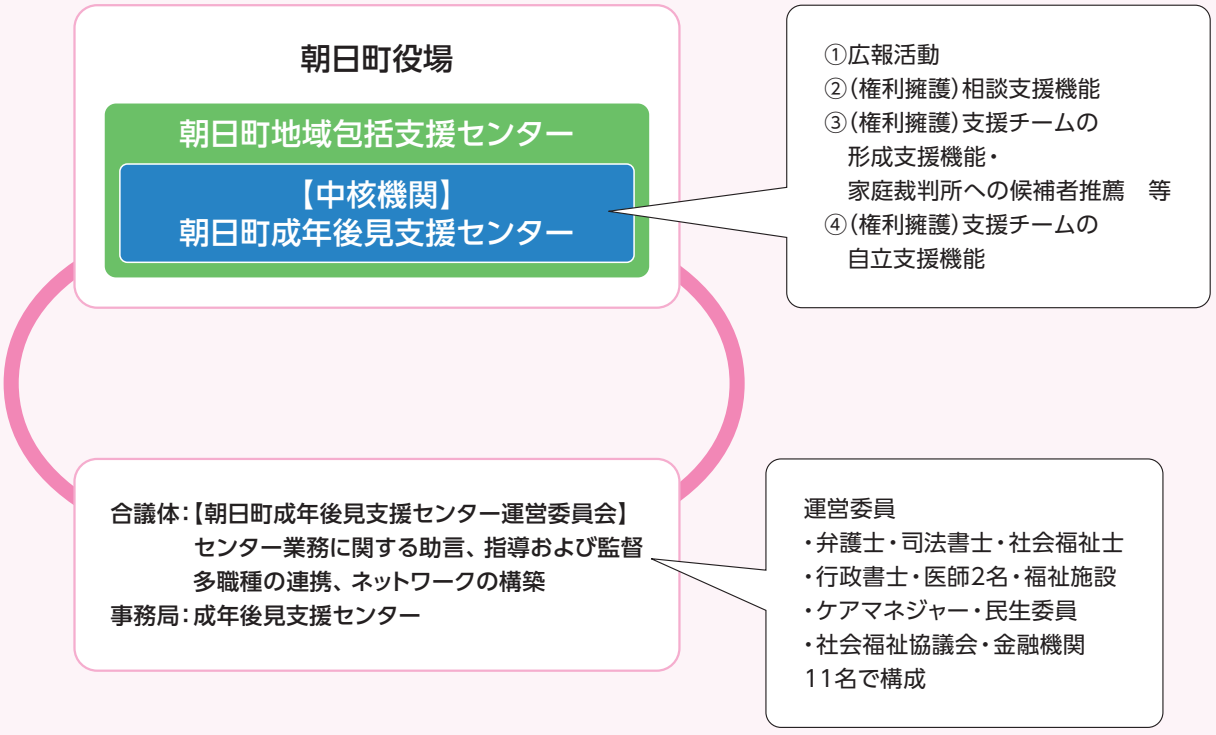

## 工夫ポイント2　医師を含む多職種が参加する運営委員会を実現

朝日町では、相談支援機能を強化するために、小規模自治体ながらも多職種による運営委員会の立ち上げにこだわった。立ち上げに当たって苦労したのは、専門職の人材確保だった。町内で確保できる専門職は、司法書士と行政書士に限られ、障害分野の専門職や弁護士を確保することは難しかった。そこで、障害分野の専門職は隣町の障害者福祉施設に協力を求めた。また、弁護士について近隣の法テラスに相談をしたところ、他の自治体でも運営委員を務めている弁護士を町外から迎えることができた。

さらに、町営の総合病院には内科医、町内の病院には認知症サポート医にも協力を求めた。運営委員に医師2名を迎えたのは、家庭裁判所に申立てを行う際に必要となる診断書の作成を考慮してのことである。成年後見制度利用の申立ては今後さらに増加すると見込まれ、医師との連携が急務であると感じていた。最終的に福祉施設、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、社協、金融機関も含む総勢11名での体制が整い、小規模自治体ながらも、幅広い分野の専門職が参加する独自の運営委員会を発足することができた。

## 工夫ポイント3　介護予防教室やケーブルテレビ、ラジオでの広報活動を展開

中核機関を整備した初年度は成年後見制度について広く地域住民に知ってもらうため、広報活動にも力を入れて取り組んだ。町の広報誌への掲載をはじめ、手作りでチラシを作成して金融機関や福祉施設などに配布したり、地元のケーブルテレビやラジオ番組に出演したりして、各方面で成年後見制度の説明とセンターの周知に取り組んだ。

その他にも、ケアマネジャーの協会等で行われる会議での講義、町の介護予防教室への出前講座も行った。

多方面で積極的に広報活動を展開することは、時間も労力もかかる。だが、センターとしてはより多くの地域住民に「気軽に悩みを相談してほしい」という思いで、成年後見制度を知るきっかけづくりに取り組んだ。

「富山県朝日町広報あさひ
2022年4月号」より

## 専門職後見人等の担い手の確保、市民後見人の養成と支援体制の構築を目指す

こうした一連の広報活動の結果、徐々に制度やセンターが町民に知られるようになり、令和4(2022)年度には39件の相談が寄せられ、このうち2件は実際に家庭裁判所への申立手続や受任者調整などの支援に携わった。

その中で見えてきた課題としては、専門職後見人の担い手の確保が大きい。現在、町内における専門職後見人等の担い手は、司法書士1名、行政書士1名のみとなっており、今後、申立て件数の増加に伴って、現状の専門職後見人等だけでは対応しきれない状況になると予測できる。小規模自治体ゆえに弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士といった専門職後見人等の人材を十分に確保することは難しく、今後は各専門職団体との連携を強め、人材の確保をしていく必要がある。

加えて、市民後見人を養成する講座を近隣市町とも連携して開催し、広域で実施するとともに、市民後見人をバックアップする支援体制の整備についても検討をしていく構えだ。

**■月別相談件数**(令和4(2022)年度)

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7件 | 1件 | 5件 | 3件 | 5件 | 1件 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 0件 | 3件 | 3件 | 4件 | 0件 | 7件 |

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

成年後見制度を必要とする方が、適切に制度を利用することができるように全国の自治体が奮闘している中で、朝日町もその一翼を少しでも担うことができるようにと、初年度は、成年後見制度について広く町民の皆さんに知ってもらうための広報活動に力を入れて取り組みました。町の広報誌への掲載のほか、地元のケーブルテレビやラジオ番組にも出演しました。また、高齢者を対象とした町の介護予防教室にも自ら足を運び出前講座も行いました。成年後見制度については、何よりも知ってもらうことが大切な一歩です。小さな町だからこその「顔の見える関係づくり」につなげたいとの思いで、活動に取り組んでいます。これからも、無理をせず、「小さく生んで大きく育てていく」をコンセプトに、できることからコツコツと取り組んでいきたいと考えています。

参考URL 連絡先

朝日町成年後見支援センター
(朝日町役場健康課・地域包括支援センター)
TEL 0765-83-1100(代表)
URL https://www.town.asahi.toyama.jp
E-mail kenko@int.town.asahi.toyama.jp

# 権利擁護の相談支援機能に関する取組

## 〈相談時におけるケース会議等への出席〉

| 自治体<br>中核機関名 | 山口県山陽小野田市<br>山陽小野田市成年後見センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 直営のネットワークを生かし本人の「声なき声」を聴きつなぐ | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 59,676人※1 |
| 面　　積 | 133.09㎢※2 |
| 高齢化率 | 34.88%※1 |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 62人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 4か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 548人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 495人 |

令和5(2023)年4月1日時点(※1:令和5年(2023)年8月31日時点　※2:令和5年(2023)年12月1日時点)

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 82人 | 62人 | 14人 | 6人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 2件 | 2件 | 4件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 2件 | 2件 | 4件 | 2件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年9月30日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年4月1日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年3月 | 山陽小野田市成年後見センターを設置(地域包括支援センターの社会福祉士が担当) |
| 令和4(2022)年10月 | 第1回山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会を開催 |
| 令和4(2022)年11月 | 第2回山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会にて模擬受任調整会議を実施 |
| 令和5(2023)年6月 | 市長申立てケースに係るチームの構築支援 |
| 令和5(2023)年9月 | 高齢(判断能力低下)の本人と障害のある子の支援についての検討会議へ参加。<br>参加者:ケアマネジャー、障害者相談支援事業所、甥夫婦、成年後見センター |
| 令和5(2023)年8、10月 | 受任調整会議を実施 |

## 制度利用に対するニーズと不安のギャップがあった

山陽小野田市では年齢の違いや障害の有無等に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域で希望を持ち、相互に助け合い、支え合い、自分らしい暮らしを継続することができるまちを目指し、さまざまな取組を行ってきた。成年後見制度についての体制整備の取組もその一つに位置付けられる。平成12(2000)年の制度開始以降、山陽小野田市では地域包括支援センターの社会福祉士等が日常業務を行う傍ら、相談対応も行い、必要に応じて申立て支援も行っていた。だが、このように成年後見制度に関する相談窓口が明確でない体制のため、本来、支援を必要とする全ての人に十分な対応ができていないことが課題だった。

また、令和4(2022)年3月の「山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度に係る市民への意識調査を行ったところ、「身近な方やあなた自身が成年後見制度の利用が必要となった際に利用したいか」の問いに対し、51%が「利用したい」と回答した。しかし、成年後見制度の利用に対しては、「手続きが複雑な印象がある」「他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある」「費用負担がかかる」等の回答が目立った。このように、成年後見制度のニーズはありながらも、その利用に対する不安を解決することも課題となっていた。

### 工夫ポイント1 高齢福祉課に市直営の中核機関を整備

意識調査を通じて見えてきた市民の声や不安に対し、基本計画では「誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備」「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」の2つを目標に掲げ、「山陽小野田市成年後見センター」(以下、「後見センター」という。)を設置することとした。

中核機関となる後見センターは、市直営の機関として高齢福祉課内に設置された。その中心となって動くのは、同じく高齢福祉課内に直営設置されている地域包括支援センターの業務と兼務する3名の社会福祉士だ。直営で設置した大きな理由は、地域包括支援センターの社会福祉士に市長申立て支援の経験があったこと。また、当初は相談ニーズや相談件数・業務量が予測できなかったこともあり、直営での運営が望ましいと判断した。

庁内の相談体制のイメージ図

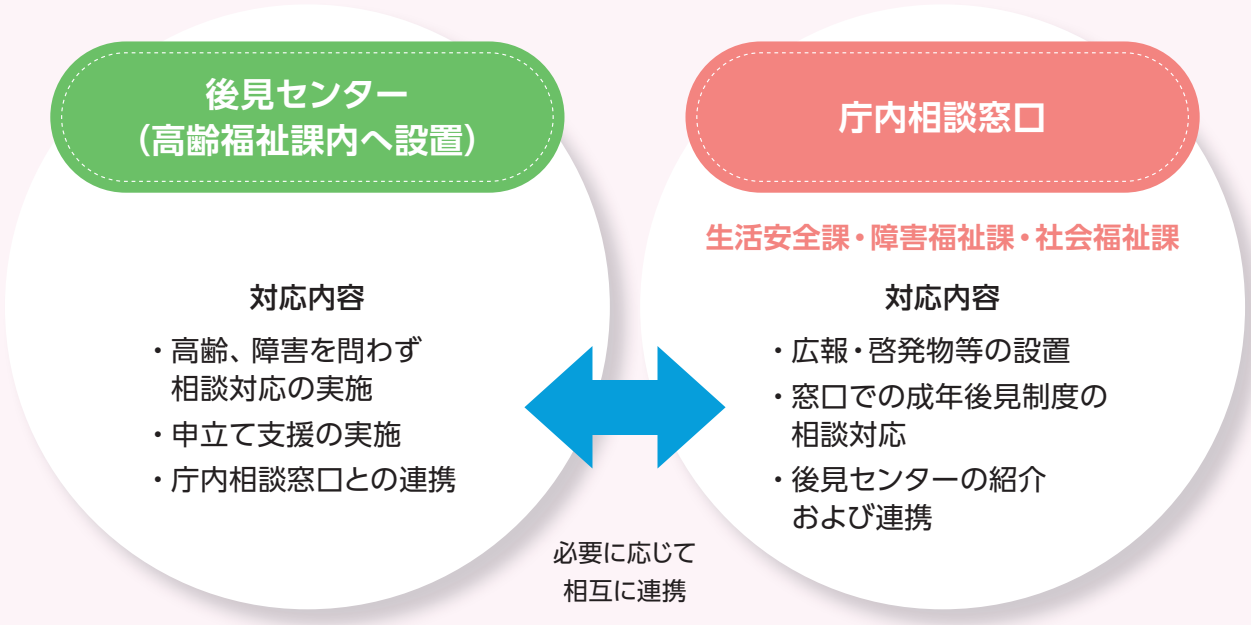


出典:山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画

市庁舎内に設置された後見センターは、庁内の各課と緊密に連携を取り、高齢・障害を問わず相談業務に広く応じている。特に関わりが深いのは、生活安全課、障害福祉課、社会福祉課だ。いずれかの窓口で相談を受けた担当者が「成年後見制度の利用が必要かもしれない」と判断すれば速やかに後見センターに引き継がれ、どの課で相談しても適切な支援につながるしくみを整えている。さらに、後見センターで受け付けた相談内容に他分野からの支援が必要と判断した場合は、例えば、法的な判断が必要な場合は、弁護士による無料相談を行っている生活安全課等への紹介等も行っている。後見センターが直営の組織であり、なおかつ関係する部署が同じ庁舎内にあることは、スムーズな連携体制の構築にもつながっている。

## 工夫ポイント2 後見センターの直接対応で、相談を速やかに支援につなぐ

後見センターでは、持ちかけられた相談に対し、基本的に社会福祉士1名がその人の担当となるが、その他の社会福祉士2名および地域包括支援センターとも適宜相談しながら対応を進めていく。また、後見センターが事務局を担う「協議会」に関わる弁護士や司法書士等の専門職にも随時相談し、連携を取りながら支援を行っていく。市長申立てが必要と考えられるケースは、高齢福祉課の管理職を含むケース検討会議を開催し、市長申立ての可否を検討している。市長申立てをしない場合は、3名の社会福祉士で話し合いを進め、その他の適切な支援へとつなげていく。

山陽小野田市では障害者の権利擁護に係る市長申立ては障害福祉課で行っているが、障害分野の相談に関しても、後見センターの担当者が障害福祉課の担当者と一緒に対応する。障害福祉課に成年後見制度の利用に関する知識が豊富に蓄積されているため、両方の担当者が同席して相談者の話を聞くことで、制度を利用した場合にどのように生活が変化するのかという見立てを共有することができる。また、相談者の置かれている状況については、地域包括支援センターで管轄する各地区の担当者や保健師、主任介護支援員等とも情報を共有し、常に連携を図っている。

## 工夫ポイント3 ケアマネジャーとの連携による相談対応を実施

直営の地域包括支援センターが設置されている高齢福祉課内に、中核機関が整備されたことによる効果は大きい。地域包括支援センターでは、ケアマネジャーからの相談対応も行っているが、中には成年後見制度や専門的な支援が必要と思われる相談が含まれていることもあり、社会福祉士が対応を行ってきた。地域包括支援センターの社会福祉士が後見センターの業務を兼務することで、ケアマネジャーからの相談が入りやすく、ケアマネジャーと後見センターの社会福祉士が一緒にその方の住居や施設、入院先に出向いて話を聞いている。

さらに、「金銭管理の問題がある」「借金がある」等の事情があった場合は、本人がどのようにその問題を解決したいのかを聞き、成年後見制度の利用が適切である場合には本人申立てにするか親族申立てにするかについても協議を進めていく。ケアマネジャーに限らず、後見センターは市民や親族、介護・医療・福祉・法律等の関係団体とも連携し、支援を必要とする人が適切な支援につながるように地域連携ネットワークの構築を図っている。

## 講演会等の普及啓発イベントの開催を目指す

山陽小野田市の場合、後見センターの設置以前は地域包括支援センターで市長申立ての支援等を行っていた。当時から成年後見制度に関する周知活動は行っていたが、後見センターという明確な窓口ができたことで潜在ニーズが掘り起こされ、相談件数が急増している。また、さまざまな相談対応を通じて社会福祉協議会や障害分野の関係者との関わりが増えたことにより、以前にはなかった視点も加わった。それは、地域の課題をみんなで共有するきっかけにもなっている。

力を入れて取り組めば取り組むほど手応えは大きく、今後は「限られた人員でどこまでできるか」を考え、相談件数に応じて体制の見直しを図る必要性も感じている。地域包括支援センターとの兼務により担当者の負担が増加したことは否めないが、地域包括支援センター内に中核機関を整備したことで連携が取りやすくなり、直営の強みも感じている。

今後は、チラシを使った周知活動を継続するとともに、民生委員・児童委員や自治会が集まる場での「出前講座」の実施、将来的には講演会等のイベントの開催を目指し、成年後見制度のさらなる普及啓発に取り組んでいく。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

「第一期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画」をまとめるに当たり、幅広い関係者が集まって話をしました。この計画は、行政だけで作ったものではなく、みんなが主体的に考えて出しあった意見が集約されています。弁護士会、リーガルサポート、行政書士会、社会福祉士会、医師会、障害者支援施設、介護者の会、民生児童委員協議会等、本当にたくさんの方々が協力してくださいました。資料作成に取り組む中で、私たちも「これから成年後見制度の体制整備に取り組むんだ!」という意識がどんどん高まっていったのを覚えています。計画に市民の意識調査を盛り込んだのは、熱血の弁護士さんのアドバイスがきっかけでした。「市民の声を入れなければ、地域の課題が見えてこないではないか」とご意見をいただき、急遽調査を実施することになったんです。社会福祉士の私たちは、普段あまり使う機会がないExcelと格闘して、慣れない集計作業に四苦八苦した日々が思い出されます。

参考URL 連絡先


山陽小野田市成年後見センター
(福祉部高齢福祉課内)

TEL 0836-82-1149

URL https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/18/seinennkoukennsennta.html

E-mail korei-fukushi@city.sanyo-onoda.lg.jp

コラム 中核機関の担当者さんに聞きました

# 相談窓口・機会の拡充と広報の工夫

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター　センター長　住田 敦子さん

研修会や講演会の企画運営って大変ですよね。誰を対象にどんな研修を行うのか等々…。

そのような広報活動をするとき、私がいつもイメージしているのは「千里の道も一歩から」です。地域で暮らすみんなが、自分や他の人の権利も大切に、自分らしく生きることができる地域であってほしい。でもそれは一夜にして出来るわけではなく、大きな目標を達成するためには長い時間がかかるので、地道な努力をコツコツと積み上げていくしかありません。

その時のポイントは「楽しく学ぶ」です。受講者だけでなく職員も楽しみながら学び続けることで、支援や相談のスキルアップに繋がっていきます。また、研修の効果では専門職からの相談件数が増加します。地域の関係機関が権利擁護の視点でしっかり見守り、必要な相談に

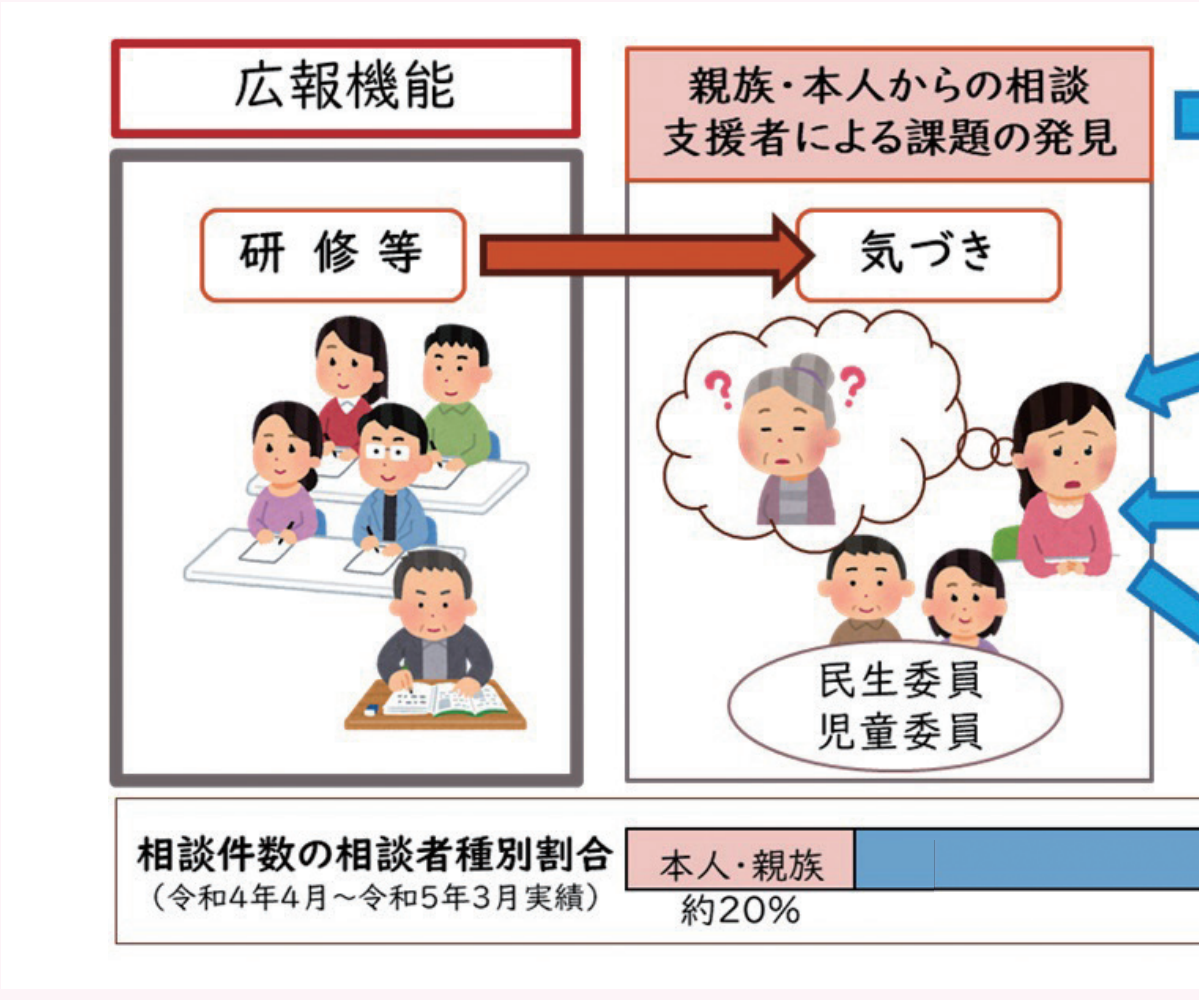

繋げるための仕掛けが広報です。

具体的な工夫として、研修等の周知はチラシやポスター等の他、行政が配信しているSNSをうまく活用しましょう。当センターで行った直近の研修では、行政から28,836件（6市町47万人対象）配信をしてもらいました。SNSからの申込は全体の約15%でしたが、まだ始まったばかりの取組のため、今後の手ごたえを感じています。また、年齢層も30～40代の方の申込が増えているのが特徴的です。

研修内容では、本人や関係者へのインタビュー映像の作成や、ドラマ仕立ての相談場面の説明動画を作ってみました。アンケートでは、「動画の説明がとても分かりやすく、支援内容をイメージすることができました」「後見人の活動はその方の人生に深く関わる事ですね」と効果的に伝わっていることがわかります。大がかりな映像でなくてもスマホで録画し編集すれば大丈夫です。

また、講師には地域の専門職などの協力を得ることで（例えば医師会等）、顔の見える関係が推進されます。関係機関を巻き込んで一緒に学ぶことで、行政担当者からは「今年初めて成年後見業務担当になったため、成年後見業務を学ぶことができてとても嬉しかったです」という感想もあります。「嬉しい」という前向きな言葉に私たちも嬉しくなり、アンケートから力をもらっています。

広報を通じて相談に繋がり、地域のネットワークが推進され、運営する職員のスキルが向上し、みんなで楽しみながら継続していくことで、地域の権利擁護が醸成される取組です。

しかし、研修等はイベントではなくゴールへのプロセスです。知識の詰め込みではなく、学びによって、それぞれの意識や行動変容に繋がることが、千里の道の一歩だと信じています。

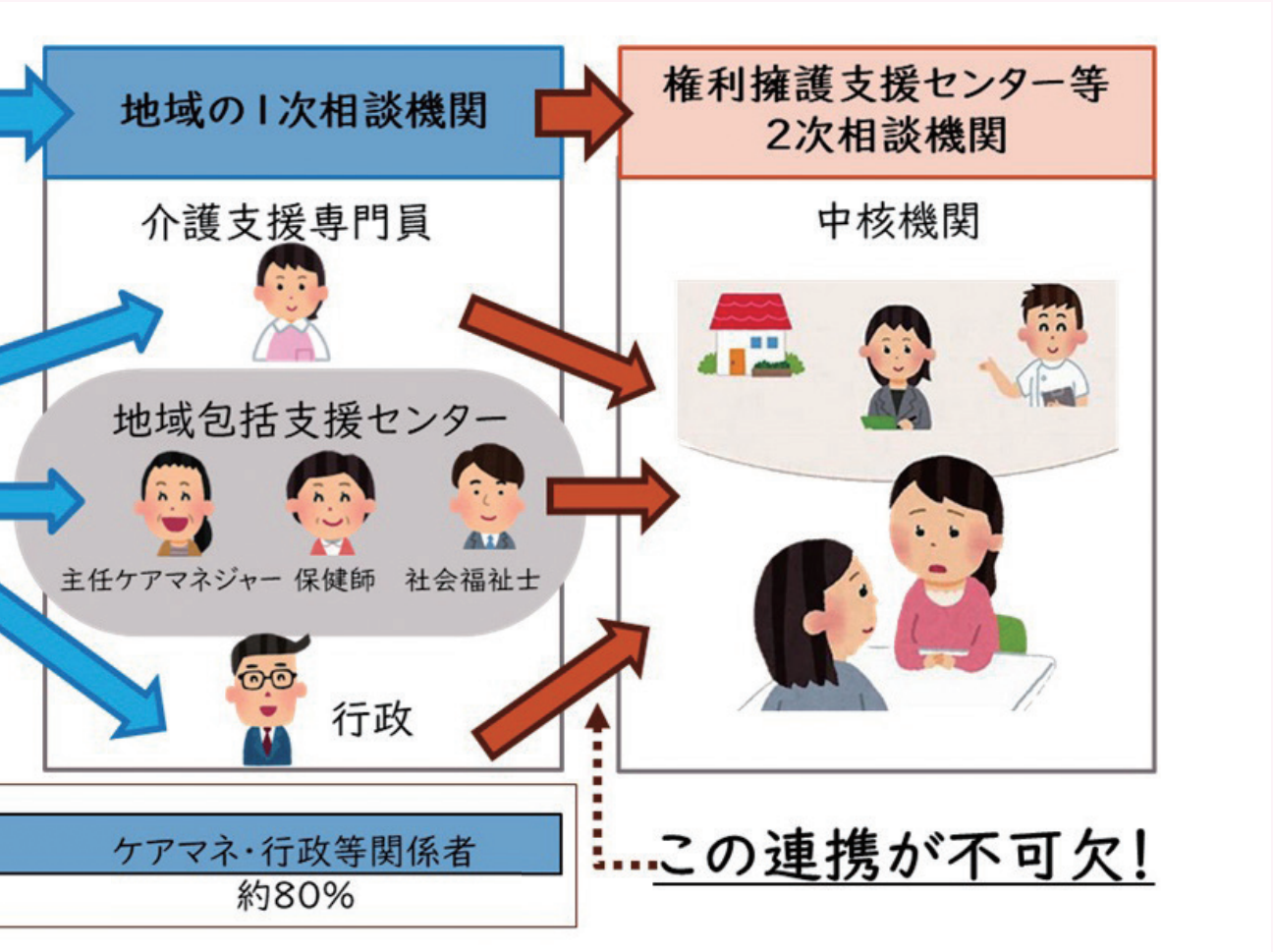

解説

# 活用可能な財源について

厚生労働省

第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進のため、そのコーディネートを行う中核機関については、計画のKPI（重要業績評価指標）として、令和6年度末までに全市区町村で整備することとしています。また、都道府県には、広域的な課題に対する取組や小規模市町村等の体制整備支援の役割が期待されています。これらを踏まえ、次のような財政措置を講じています。

## 中核機関の立ち上げに係る国庫補助

中核機関の立ち上げに当たっては、地域の実情に応じた中核機関の具体的なイメージを明確化することが必要です。このため、市区町村には、中核機関の役割を担う機関や体制の整備に向けた検討会の開催などの取組についての国庫補助事業が設けられています。

## 中核機関の運営・コーディネート機能強化に係る国庫補助等

中核機関の整備運営及び市町村計画の策定に要する費用については、平成30年度より地方交付税措置（「成年後見等実施機関運営等事務費」として3,069千円（標準団体10万人規模ベース））が講じられています。

これに加え、市区町村には、中核機関のコーディネート機能を強化等するために、①情報収集や相談対応に関する調整機能を強化するためのアウトリーチの実施や有資格者の確保等、②法的課題の解決後に、専門職後見人から市民後見人への交代などを想定した受任者調整等を支援する取組、③広域連携における中心自治体としての対応や近隣中核機関での連携を強化する取組についての国庫補助事業が設けられています。

## 都道府県による市町村支援機能強化に係る国庫補助

都道府県には、①司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施、②市区町村・中核機関等の職員向け研修の実施、③中核機関の立ち上げ等の体制整備アドバイザーの配置・派遣、④市区町村等からの相談窓口の設置と権利擁護支援担当アドバイザーの配置・派遣についての国庫補助事業が設けられています。

以上のほか、既存の高齢者施策（地域医療介護総合確保基金及び地域支援事業交付金）・障害者施策（地域生活支援事業費等補助金）には、都道府県・市町村が行う「成年後見制度の広報・啓発」、「市民後見人の育成・活躍支援」、「法人後見の担い手の育成」について国庫補助事業が設けられています。国庫補助事業を積極的に活用しつつ、中核機関の整備及びコーディネート機能強化、都道府県による市町村支援や広域的な課題に対する取組を進めることが望まれます。

※国庫補助等の内容については、令和5年度予算の情報をもとに作成しています。

# 中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和５年度予算）

## 中核機関

### 取組実施

**権利擁護支援におけるオンラインの活用**
●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

**権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透**
●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

**成年後見制度の広報・啓発**
<高齢者>〇成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）
<障害者>〇成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金）

**市民後見人の育成・活躍支援**
〇権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

**法人後見の担い手の育成**
〇法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

### 機能強化

**地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化**
●中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）②受任者調整のしくみ化 ③広域連携の実施

### 運営

**中核機関整備・運営、市町村計画の策定**　〇地方交付税措置

## 市町村

### 体制づくり

**中核機関の立ち上げ**
●中核機関の立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
立上げに向けた検討会の実施、先駆地の視察等

**権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり**
●持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 都道府県

### 取組実施

**権利擁護支援におけるオンラインの活用**
●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

**意思決定支援研修の実施**
●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

**市民後見人の育成等**
〇権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

**法人後見養成のための研修**
〇法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金）

### 体制づくり

**都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり**
●都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
【必須】①都道府県協議会の開催
②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣
②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

**権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり**
●持続可能な権利擁護支援モデル事業

●は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の事業。

# 権利擁護
# 支援チームの
# 形成支援機能に
# 関する取組

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈権利擁護支援の方針の検討〉

| 自治体<br>中核機関名 | 北海道美唄市<br>美唄市成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 現状把握と周知活動を兼ねたアンケート調査を実施 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 19,332人 |
| 面　　積 | 277.69㎢ |
| 高齢化率 | 43.8% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 9人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 2か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 350人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 266人 |

令和5(2023)年4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 58人 | 47人 | 5人 | 6人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 3件 | 4件 | 2件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 3件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 2件 | 2件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 12件 | 0件 | 4件 | 6件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成25(2013)年10月 | 美唄市社会福祉協議会内に美唄市成年後見支援センターを設置(独自事業) |
| 令和3(2021)年1～3月 | 美唄市から成年後見相談支援機関設置体制事業を受託 |
| 令和3(2021)年4月～ | 美唄市から中核機関運営業務事業を受託、運営開始 |
| 令和4(2022)年2月 | 成年後見制度利用に関するアンケート調査(施設入所者対象)を実施 |
| 令和5(2023)年2月 | 成年後見制度利用に関するアンケート調査(在宅生活者対象)を実施 |

## 福祉の先進地域なのに成年後見制度の相談件数が伸び悩んでいた

美唄市は、もともと福祉分野における先進地域だ。というのも、美唄市には昭和42(1967)年に設立された社会福祉法人北海道光生会という大きな知的障害児(者)を支援している法人があり、今も多くの利用者がそこで生活をしている。また、美唄市直営の養護老人ホームや特別養護老人ホームもあることから、成年後見制度に関する相談対応や周知活動も行われてきた。そうした経緯もあり、国が成年後見制度利用促進基本計画を掲げる前には美唄市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)内で独自に成年後見支援センター(以下、「センター」という。)を設立していた。

センターでは法人後見の受託や日常生活自立支援事業も行ってきたが、一方で成年後見制度に関する相談件数は年に数件程度と伸び悩んでいることが課題だった。また、障害者や高齢者の支援事業所の中には、成年後見制度の利用が必要と思われる利用者がいてもどこに相談してよいか分からないために、職員自ら弁護士や司法書士などの専門家を探したり、行政とのやりとりをしたりしていたケースもある。そのため、センターでも美唄市内の成年後見制度の利用者数やニーズに関する正確な現状把握ができていなかった。

### 工夫ポイント1 困り事を詳細に把握するため、具体例を盛り込んだアンケート調査を実施

まずは現状把握をするために、高齢者や障害者の支援事業所を対象に成年後見制度利用に関するアンケート調査を行った。令和3(2021)年度には施設入所者の支援事業所を対象に、令和4(2022)年度には在宅生活者の支援事業所を対象にそれぞれ調査した。質問項目を作成する際は、同様の調査を行ってインターネットで結果を公表している道内の市町村を参考にした。調査の対象と実施時期を分けたのは、担当者の業務負担軽減のためでもあるが、施設入所者・在宅生活者の両方の実態を把握しやすくするためだ。

この調査のねらいは3つある。一つは、成年後見制度を必要とする人や実際に制度を利用している人がどれくらいいるのか実態を把握すること。もう一つは、成年後見制度に関する相談窓口としてのセンターの存在を周知することだ。そのために、アンケートの回答者に「こんなことを相談してよいのだ」と思ってもらえるよう、質問項目の選択肢には「話し言葉の理解や、会話等でのコミュニケーションが難しい」「収入に見合った計画的な支出をすることができない」などの具体例を盛り込んだ。これは、実際に支援現場ではどんな困り事が起きているのかを把握できる一助にもなる。アンケート用紙にはセンターの利用案内のリーフレットも添えた。

さらに、在宅生活者の同居家族等の中に、成年後見制度が必要と思われるが福祉サービスにつながっていない人がいれば発見することもねらいの一つだ。これは、センターの職員がケアマネジャーから「父親のみ福祉サービスを利用していて、母親と息子にも知的障害があると思われるものの福祉サービスにつながっていない家庭がある。どう介入すべきか」と相談を受けたことがきっかけだった。そのため、在宅利用者の支援事業所対象のアンケートには「貴事業所の利用者家族の中で、今後成年後見制度を利用したほうがよいと思われる方は何名いますか」との質問項目も設けた。

アンケート調査結果の一部

⑨ 貴事業所では成年後見制度について相談があった時、外部の機関に相談をしたり、外部の機関を紹介したりすることはありますか。(複数回答可)

| 項目 | 回答数 |
|---|---|
| 相談や紹介をしたことがある | 7 |
| 相談や紹介をしたことがない | 5 |
| どこに相談していいかわからない | 0 |
| その他 | 1 |

【その他の具体的な内容】
・入居前に成年後見制度を利用されている、または予定の方であった

⑩ 設問⑨で「相談や紹介をしたことがある」にチェックをした場合、誰(どこ)に問い合わせをしたかお答えください。

| 項目 | 回答数 |
|---|---|
| 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職(市内) | 2 |
| 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職(市外) | 3 |
| 市役所(地域包括支援センターを除く) | 0 |
| 地域包括支援センター | 2 |
| 特定相談支援事業所 | 0 |
| 美唄市成年後見支援センター(美唄市社会福祉協議会内) | 2 |
| その他 | 2 |

【その他の具体的な内容】
・ばあとなあ北海道
・法テラス
・各市町村担当者

アンケート対象者に送付した利用案内リーフレット

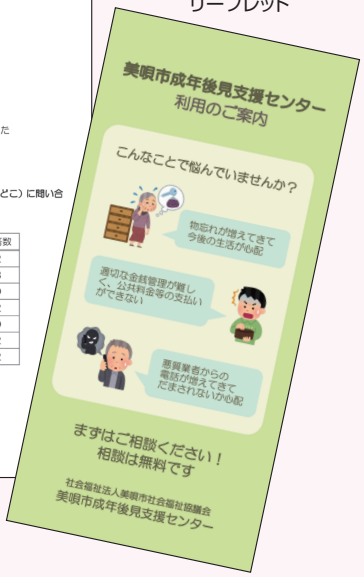

## 工夫ポイント2 アンケートの回収率を高めるため、事前に電話連絡した上で郵送

アンケート調査を各事業所に依頼するときは、コロナ禍だったこともあり手渡しではなく郵送で行った。その際、送付先にセンターの担当者の知人がいれば、その人に「アンケート調査をするので回答をお願いします」と直接伝えるようにした。センターの担当者と直接関わりのない施設の場合は、社協の中でその施設と関わりのありそうなケアマネジャーに回答者を紹介してもらい、電話で調査を依頼した。社協にはケアマネジャーの事業所や障害者の相談支援事業所があり、外部の事業所と何らかのつながりのあるスタッフも多い。回収率を高めるため、社協内の人脈をフルに活用した。

実際の回収率は、施設入所者対象のもので68.4%、在宅生活者対象のもので高齢者73.7%、障害者55.6%となった。

調査対象
（1）市内施設入所系サービス事業所（高齢・障がい分野）
（2）（1）以外の居宅系サービス事業者や関係機関

回収結果

| 事業所区分 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 高齢 | 12 | 13 | 68.4% |
| 障がい | 6 | | |
| その他 | 1 | | |

調査対象
（1）市内居宅介護支援事業所
（2）市内居住者を対象とする相談支援事業所
（3）美唄市地域包括支援センター

回収結果

| 事業所区分 | 配布事業所数（人数） | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 高齢 | 7（19） | 14 | 73.7% |
| 障がい | 3（9） | 5 | 55.6% |

※ 各事業所へ用紙を送付しましたが、ケアマネージャー・相談支援専門員毎に回答いただいた事業所もある為、配布事業所数と配布人数が異なっています。

## 工夫ポイント3 調査結果を受けて成年後見制度の情報提供を目的に出前講座で普及啓発

センターの設立前から、社協では北海道知的障がい福祉協会に所属する施設などで成年後見制度の理解を図るための広報活動をしている。平成25(2013)年の設立以後も、センターや社協の職員が講師となり同施設や家族の会で成年後見制度に関する講演を行うなど、引き続き周知に力を入れてきた。市民にも成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業への理解をしてもらおうと、成年後見制度の講演会や基礎講座を開催している。

アンケート調査では、「今後、美唄市の成年後見制度について望むものは」との設問で「成年後見制度の情報提供等」を選ぶ回答者が比較的多く見られた。コロナ禍以降、大々的な講演会はできていないが、参加者10～15名程度の町内会や老人クラブ、サロンで成年後見制度や権利擁護支援に関する出前講座を行っている。ある老人クラブで出前講座をしたときは、主催者である社会福祉士から「インタビュー形式でやろう」との提案があった。講師が一方的に話すのではなく、会話のキャッチボールをしたほうがより伝わりやすくなるためだ。そこで社会福祉士とセンターの担当者が2人で壇上に上がり、「これってどうなの?」と社会福祉士が問いかけ、センターの担当者が答える、という形で講座を進めたところ、参加者からは好評を得た。

一方で、参加者と話をしてみると「成年後見制度は身元保証をしてくれるもの」「死んだ後のことをしてくれるもの」といった誤解があることも分かった。今後は、そういった成年後見制度の範囲外の困り事に対応できる制度やしくみについても、行政機関とともに作っていく必要がある。

## 相談件数は増加傾向。潜在的なニーズへの対応が新たな課題

アンケート調査の後には、相談の件数が増えた。アンケート調査前は、アンケートを返送してきた事業所から後日相談がなければ「アンケートではこう書かれていたが、その後どうか」と追跡調査をする予定だったが、それをするまでもなく相談が日増しに増えている。成年後見制度に関する相談だけでなく、日常生活自立支援事業の範囲内の相談も多いが、アンケート調査を通して、センターが成年後見制度に関する相談窓口になることの周知が行き渡った実感がある。

アンケート調査の結果からは、まだ表出していない成年後見制度のニーズがあることが分かったが、このニーズにどう対応していくかが次の課題だ。また、自由記述の欄には「制度のことをもう少し勉強したい」との回答が複数あったため、学習の機会を設ける必要もある。それをどのような内容にするのかも、これから検討していく。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

一番大切にしてきたのは、本人のもっとも近くで頑張っているケアマネジャーや介護・障害福祉サービス事業所などの支援者の声をキャッチすることです。センターのことを知ってもらうのも大切ですが、「まずは担当職員の顔と名前を知ってもらおう」との気持ちで地道にさまざまな現場に足を運んできました。そうしているうちに、「成年後見制度の話じゃないんだけどさ、ちょっと相談に乗ってくれるかい?」「こういう人がいるんだけど、どうしたらいいかな?」と気軽に声をかけてくれる人も増えてきました。

美唄市内に散らばっていた点と点がやっと線で結びついてきた実感がある一方で、その点と私を結ぶ線が、私を中心に放射線状に伸びているだけだ、との印象もあります。今後は、その線を横へ横へとつなげていくためのしくみやきっかけ作りをしていこうと思います。また、センターへの相談が増えたことは喜ばしいものの、切羽詰まった状態になってからの相談が多いので、もう少し早く、補助や保佐の段階で相談してもらえるような方法も考えていきたいですね。

参考URL 連絡先


美唄市成年後見支援センター

TEL 0126-62-0770

URL http://www.bibai.com/shakyo/

E-mail kouken.bibai-shakyo@pipalnet.jp

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈権利擁護支援の方針の検討〉

| 自治体<br>中核機関名 | 長野県北アルプス連携自立圏<br>（大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村）<br>北アルプス成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 広域<br>直営+一部委託（大町市社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 多機能な専門相談と、警察・金融の連携で支援を拡充 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 54,525人 |
| 面　積 | 1,109.65㎢ |
| 高齢化率 | 38.1% |
| 地域包括支援センター数 | 6か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 51人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 14か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 606人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 772人 |

令和5（2023）年4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 95人 | 71人 | 19人 | 2人 | 3人 |

令和4（2022）年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 6件 | 7件 | 3件 | 3件 |
| 内訳 | 高齢者 | 6件 | 5件 | 2件 | 2件 |
| | 障害者 | 0件 | 2件 | 1件 | 1件 |

令和5（2023）年12月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和4（2022）年12月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成28（2016）年4月 | 北アルプス連携自立圏事業として大町市社会福祉協議会に北アルプス成年後見支援センターの整備・運営を委託 |
| 令和元（2019）年11月<br>～令和3（2021）年2月 | 大北地域成年後見制度利用促進体制整備検討会を整備⇒実務者部会2回、全体会2回の協議を経て、市町村計画の素案を示し、令和3（2021）年度末までに5市町村で計画を策定 |
| 令和3（2021）年8月<br>～令和4（2022）年2月 | 北アルプス連携自立圏福祉専門部会で中核機関・協議会の整備・運営について協議し、北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会の整備・運営を委託内容に追加 |
| 令和4（2022）年5月 | 北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会を発足 |

## 多様化する現状に対し、相談支援等の対応力強化が必要になった

大町市を中心に池田町、松川村、白馬村、小谷村は、北アルプス成年後見支援センター（以下、「センター」という。）を協働で整備した。これまでも5市町村は、長野県独自の自治体間連携支援による「北アルプス連携自立圏」（以下、「連携自立圏」という。）の枠組で互いに行政運営の連携基盤を構築し、情報共有する機会が多かったことから、広域ながらも万全の連携体制が敷かれている。成年後見制度の相談に関わるしくみにおいても、センター整備時（平成28（2016）年）より協力しながら、各市町村および地域包括支援センターによる一次相談とセンターが実施する専門相談（二次相談）の2段階を形成。すでにその時点で、専門相談は成年後見制度の広報や相談に加え、申立て支援や実質的な受任者調整も果たすものとなっていた。相談を受ける中で専門職や親族の受任が難しい場合には、大町市社会福祉協議会が法人として後見業務を受任している。しかし、近年ますます多様化する現状等を踏まえ、今まで以上に迅速かつ的確に支援するためには、一次・二次の相談窓口が担う役割をより明確にするとともに、対応力を強化していくことが新たな課題になった。そのため、権利擁護の相談支援機能を段階的に拡充し、権利擁護支援の裾野を広げる取組が必要となり、解決に向けて踏み切った。

### 工夫ポイント① より地元へ、より円滑に進む相談体制を検討

そもそも連携自立圏域は、南北に長く広大なエリアに集落が点在しているため、センターまで車で片道1時間以上かかる地域もある。さらに、判断能力が十分でない方の場合、本人が抱える課題は財産管理等だけでなく、生活全般に及んでいることが多く、成年後見制度だけでは解決できないことから、まずは地元の一次窓口で総合的に相談を受け、成年後見制度に関する相談については、二次窓口となる専門相談につないでいる。この専門相談が、センター整備時から毎月開催している「成年後見無料相談会」（以下、「相談会」という。）だ。相談会の最大の特徴は、成年後見制度の具体的な利用に関する個別の相談について、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職3人が常に同席し、それぞれの専門的な視点から助言する点にある。この相談会は、月1回の定期開催で年12回実施しており、うち4回は、4町村の会場に1回ずつ出張相談に出向いている。

課題となった2段階窓口の役割は、まず一次窓口で相談者から内容を総体的に聞き取り、アセスメントシートを作成する。次に、二次窓口となる相談会に一次窓口担当者が同席し、アセスメントシートや相談者の話をもとに専門職からの多角的な助言を受けるという流れだ。こうしたアセスメントシートを利用した役割分担により、早く的確な支援を促せるように整えた。さらに令和5（2023）年度からは、センター職員が各市町村および地域包括支援センターに出向き、担当者と情報交換することで一次と二次の連携強化に努めている。

令和５年度北アルプス圏域成年後見無料相談会

認知症や知的・精神障がい等により一人では物事を判断することが難しい方の財産管理のこと、身寄りがない方の将来の財産管理、相続、契約のことなど、この機会に相談してみませんか？
弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職３人が、「成年後見制度」に関する個別の相談に応じます。
ご相談は無料で、秘密は固く守られます。
事前に予約が必要です。最寄りの窓口にご相談ください。

【開催日・会場】　※ 時間はいずれも午後１時３０分～３時３０分

| 開催日 | 会場 | 開催日 | 会場 |
|---|---|---|---|
| 4月27日（木） | 大町市 | 10月26日（木） | 大町市 |
| 5月25日（木） | 小谷村 | 11月16日（木） | 池田町 |
| 6月22日（木） | 大町市 | 12月14日（木） | 大町市 |
| 7月27日（木） | 白馬村 | 1月25日（木） | 松川村 |
| 8月24日（木） | 大町市 | 2月22日（木） | 大町市 |
| 9月28日（木） | 大町市 | 3月28日（木） | 大町市 |

大町市：大町市総合福祉センター２階「小会議室１」
池田町：池田町総合福祉センター２階「大会議室」　松川村：松川村保健センター「問診室」
白馬村：白馬村ふれあいセンター２階「学習室」　小谷村：小谷村役場２階「会議室」

こんな心配はありませんか？
成年後見制度ってどんな時に利用するの？
手続きはどうすればいいの？
成年後見人は何をしてくれる人なの？
頼れる身内がいない。今後のことが不安…
知的障がいのある子どもの将来が心配…

【お問い合わせ】　まずは最寄りの市町村一次相談窓口へお気軽にご相談ください。

| 市町村 | ご本人が65歳以上の場合 | | ご本人に障がい等がある場合 | |
|---|---|---|---|---|
| 大町市 | 大町市民生部福祉課高齢者・包括支援係 | 22-0420 | | |
| | 大町市北部地域包括支援センター | 85-0062 | 大町市民生部福祉課福祉係 | 22-0420 |
| | 大町市南部地域包括支援センター | 21-1702 | | |
| 池田町 | 池田町地域包括支援センター | 61-5000 | 池田町多世代相談センター | 61-5000 |
| 松川村 | 松川村地域包括支援センター | 62-3290 | 松川村福祉課福祉係 | 62-3290 |
| 白馬村 | 白馬村地域包括支援センター | 72-6667 | 白馬村健康福祉課 | 85-0713 |
| 小谷村 | 小谷村地域包括支援センター | 82-3135 | 小谷村住民福祉課 | 82-2582 |
| 北アルプス成年後見支援センター　22-1550 | | | | |

※ 市外又は携帯電話からの場合は、各番号の前に「0261」を付けておかけください。

相談会の継続・進化によって、住民は地元に居ながら一次相談や専門家の助言が受けられ、一次窓口担当者は、相談者と相談会に参加することで、成年後見制度だけでなく、さまざまな法的手段や社会福祉制度等が学べる。加えて、専門家と顔の見える関係が築けるため、複合的な課題を抱える相談が持ち込まれた際も、相談先に迷うことはなく、気軽に助言が求められる。知見を深める機会を積むことで、成年後見制度につなぐべきケースの早期発見にもつながっている。

## 工夫ポイント2　権利擁護推進ネットワーク協議会を現場の生の声が届く場として活用

5市町村による連携自立圏の取組として、令和4(2022)年度に「北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会」(以下、「協議会」という。)を発足させた。弁護士等の識見を有する者、保健・医療に従事する者、高齢者および障害者の福祉相談援助に従事する者、福祉行政機関、その他必要と認める者の29団体で構成している。その他必要と認める者として参加していただいているのが、警察、金融機関、保護司会だ。警察や金融機関は、権利擁護支援の方針の検討には直接関わらないが、「多様化する権利擁護支援の裾野を広げたい」という視点から参加を依頼した。虐待や消費者被害への対応においては、警察との連携を要する場面もある。また、成年後見制度の相談に多い「家族名義の預貯金を動かしたい」という場面において、金融機関の窓口対応や課題を把握することは、相談者への支援につながる。さらに保護司会にも参加していただくことで、保護観察中の方にも支援が必要なことが浮き彫りになった。高齢者や障害者等も含め、こうした現場の生の声を聞く場をつくることで、さまざまな分野の現状や課題を把握し、権利擁護支援の方針につなげている。

協議会を構成する29団体は、さらに3つの部会(普及啓発・利用促進・総務)に振り分け、課題別に中核機関としての方針を協議する(部会別に年1～2回)。内容によって、別の部会の者や家庭裁判所、長野県社会福祉協議会等に意見や説明を求めることで、協議・検討を深めるのに尽力している。令和5(2023)年度の協議においては、利用促進部会で診断書取得手順を作成し、総務部会では5市町村による報酬助成の要綱を統一するため、モデル要綱を検討した。普及啓発部会では、令和4(2022)年に引き続き、「市民にとって身近な場所で普及啓発の講演を聞いてほしい」と、住民向けの講演会をライブビューイングにて開催し、5市町村の各会場に同時配信することで、「近場で聞ける」と住民からも好評を得た。また、共同作業という側面から5市町村の絆を深める機会にもつながった。

### ■令和5(2023)年度の部会構成と協議事項

| 部会 | 構成メンバー | 協議事項 |
|---|---|---|
| 普及啓発 | 市町村社協(5名)、保護司会、警察、金融機関<br>計8名 | ①関係者間の情報共有のしくみづくり<br>②任意後見制度の普及に向けた方策 |
| 利用促進 | 弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、医師会、総合病院(2名)、保健福祉事務所、広域連合　計8名 | ①診断書取得手順の整備<br>②後見人等候補者の受任者調整のしくみづくり |
| 総　　務 | 市町村福祉担当課(5名)、<br>地域包括支援センター(7名)、<br>障害者総合支援センター　計13名 | ①成年後見制度の適切な利用支援事業モデル要綱の整備<br>②一次窓口・二次窓口の連携強化<br>③成年後見制度の適切な利用を促す計画の更新 |

## 工夫ポイント3　先進地視察研修でさらなる取組や絆をつくる

連携自立圏の取組を発展させるため、先進地視察研修(以下、「視察」という。)を年1回実施。始まりは、体制整備の検討段階で来訪いただいた上伊那地域の方に取組の話を伺ったこと。その際に「視察したい」という機運が高まり、令和3(2021)年に上伊那圏域を視察した。翌年は松本圏域にて、一次・二次による相談窓口の連携や受任者調整のしくみ、担い手の育成状況について視察した。令和5(2023)年度は長野圏域に赴く予定だ。いずれも連携自立圏の実情に応じた取組に役立っている。

視察は協議会の29団体に声かけし、5市町村の福祉担当課長および担当職員、各市町村社協の事務局長、弁護士等の識見者、地域包括支援センター(6か所)、障害者総合支援センター(1か所)、総合病院(2か所)の社会福祉士等が参加。視察を通して連携自立圏に置き換えて検討したり、各自の課題や取組に対して奮起したりなど、知見を広げ、使命感や意欲をかき立てる機会となっている。また、参加者が同じバスに乗って一日を過ごすことで親密さが増し、一体感が生まれる点も得難い効果となり、権利擁護支援を行うネットワークの連携強化の場としても活用している。

## 相談や法人後見支援の件数が増加！新たな発展につなぐ

相談会の相談件数や法人後見支援件数は、コロナ禍の影響を除けば増加傾向にある。また、連携自立圏内の警察署・交番、金融機関に、相談会のチラシやセンターのパンフレットを配布できるようになり、普及啓発の場が拡大した。さらには金融機関からの問い合わせも入るようになり、支援の裾野が広がりつつある。

今後の目標は、身寄りに頼れない、経済的虐待が疑われるなどの深刻な案件をはじめ、遺産分割協議や不動産の管理・処分、債務整理等が必要な案件に対応するため、専門職との連携体制をさらに強化する。それとともに、一次・二次窓口職員の専門性をより高めることも新たな目標に掲げていく予定だ。また、認知症高齢者の増加に伴い、担い手の確保が課題となるため、法人後見業務の一部を担う法人後見支援員の雇用を検討している。

**■北アルプス成年後見支援センターの業務実施状況**

| 年度 | | 平成28(2016)年 | 平成29(2017)年 | 平成30(2018)年 | 令和元(2019)年 | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | | 99 | 120 | 176 | 158 | 89 | 83 | 78 |
| 法人後見支援件数 | | 155 | 271 | 365 | 968 | 882 | 908 | 1,141 |
| 法人後見受任状況（人） | 新規 | 3 | 4 | 5 | 11 | 1 | 5 | 4 |
| | 終了 | 0 | 3 | 0 | 4 | 3 | 3 | 4 |
| | 受任中 | 3 | 4 | 9 | 16 | 14 | 16 | 16 |

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント！

広域ならではの大変さでいえば、5市町村で活動するため、最低5人との連絡調整が必要だったことです。しかも協議会に至っては29団体あり、皆さまそれぞれにお忙しい中での調整であったことから、会議や視察研修などの日程調整や取りまとめが、一番苦労したところだったと思います。

さらに振り返れば、中核機関や協議会の整備に向けて動き始めた頃は、「どうやってこの連携自立圏で実現していくのか」と、全く手探りの状態でした。当時、すでにセンターが整備されていたので、そこに期待する部分が大きかったのです。しかし、中核機関や協議会の整備・運営は市町村に求められているものであり、「連携自立圏全体の住民福祉施策として考えなければならない」という、当時のセンター長からの助言を機に一変。あの日を境に、「5市町村で一緒にやっていこう」という機運が高まり、お互いの結束がより強くなったことを覚えています。

参考URL 連絡先

北アルプス成年後見支援センター

TEL 0261-22-1550

URL https://www.omachishakyo.org/seikatsu-shien/seinenkouken.html

E-mail seinenkouken@omachishakyo.org

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈権利擁護支援の方針の検討〉

| 自治体<br>中核機関名 | 青森県<br>弘前圏域権利擁護支援センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(一般社団法人) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | ケース会議を議論・検討に集中できる場にして適切な方針策定を推進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 268,488人 |
| 面　積 | 1598.16㎢ |
| 高齢化率 | 34.5% |
| 地域包括支援センター数 | 14か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 429人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 14か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 2,935人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 3,212人 |

令和5(2023)年3月31日時点

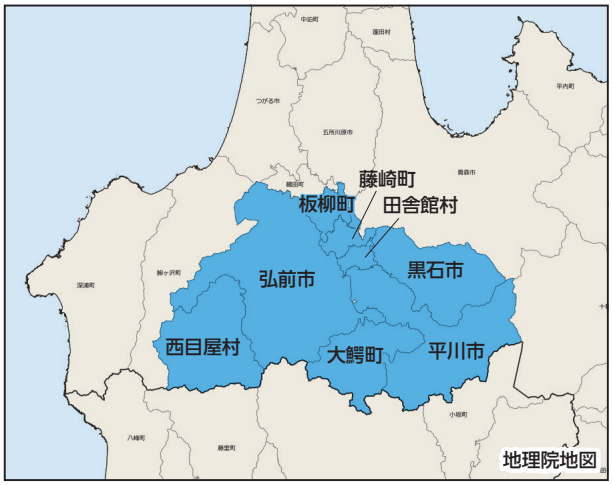


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 575人 | 423人 | 125人 | 26人 | 1人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 25件 | 24件 | 18件 | 15件 |
| 内訳 | 高齢者 | 20件 | 19件 | 14件 | 11件 |
| | 障害者 | 5件 | 5件 | 4件 | 4件 |

令和5(2023)年12月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 47件 | 16件 | 0件 | 2件 |

令和5(2023)年9月30日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成25(2013)年6月 | 弘前市成年後見支援センターを開設(市単独:委託) |
| 平成29(2017)年～<br>令和元(2019)年 | 弘前圏域定住自立圏8市町村において広域化協議を実施 |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関として弘前圏域権利擁護支援センターを整備(広域:委託)<br>協議会として弘前圏域権利擁護支援連絡会を開設 |
| 令和2(2020)年10月 | 弘前圏域市民後見人等養成研修を実施(圏域初)<br>以降、隔年で市民後見人等養成研修を実施 |

## 適切な制度利用に向けて、協議の重要性がさらに増してきた

弘前圏域権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）に寄せられる相談内容は、従来は「どうすればいいか」と漠然とした相談が多かった。しかし最近は、成年後見制度が知られてきたためか「この場合はどうするのか」など内容を絞り込んでくる相談が多い。

一方、支援者が「後見人等さえいれば解決する」と考えて相談してくる場合も少なくない。支援者等の考えだけで制度利用を決めるようなことがルーティン化すると、適切な支援につながらずに本人の不利益となる恐れもある。そんな懸念から、制度利用を検討する場合には、今一度立ち止まって考えるべきではないかと常々感じていた。

これと関連して、「ケース会議が基本情報の確認に時間を取られることを避けたい」との思いもあった。同じ相談を受けたとしても、立場が違うと捉え方も変わり、基本情報の認識にずれが出てしまうこともある。本人にとって適切な方針を検討・策定するために、基本情報の確認に終始することなく、協議に十分な時間をかけたいと考えていた。

### 工夫ポイント1　専門職参加の「ケース会議」で根拠を明確にして方針策定

十分な協議を行うために実施しているのがケース会議（以下、「会議」という。）だ。一次相談窓口である地域の相談支援機関は、権利擁護支援の方針検討のためのアセスメントを行う際、必要に応じてセンターに相談・問い合わせを行う。中核機関であるセンターは、より専門的な助言として、なぜその方針になったのかの「根拠を明確にすること」を重視している。

さらに、専門職の助言が必要となった場合などには会議に弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や行政職員に参加してもらい、成年後見制度の利用が適切なのか、あるいは別の支援・サービスが適切なのかを検討する。法的な問題をはじめ、制度や福祉などさまざまな視点から根拠を明確にした方針を立案することで、本人にとって適切で、かつ相談者・支援者も納得できる、よりよい支援策の実施へとつなげている。

弘前圏域では認知症高齢者に関する相談が非常に多く、「本人の入院のために後見人等をつけたい」といった相談が少なくない。そうした場合でもセンターでは即座に判断せず、「そもそも認知症だから判断能力が不十分と簡単に評価していいのか」と、まずは立ち止まり、会議で協議することで制度利用がルーティンに陥らないよう配慮している。

■権利擁護支援の方針検討の流れ（概要）

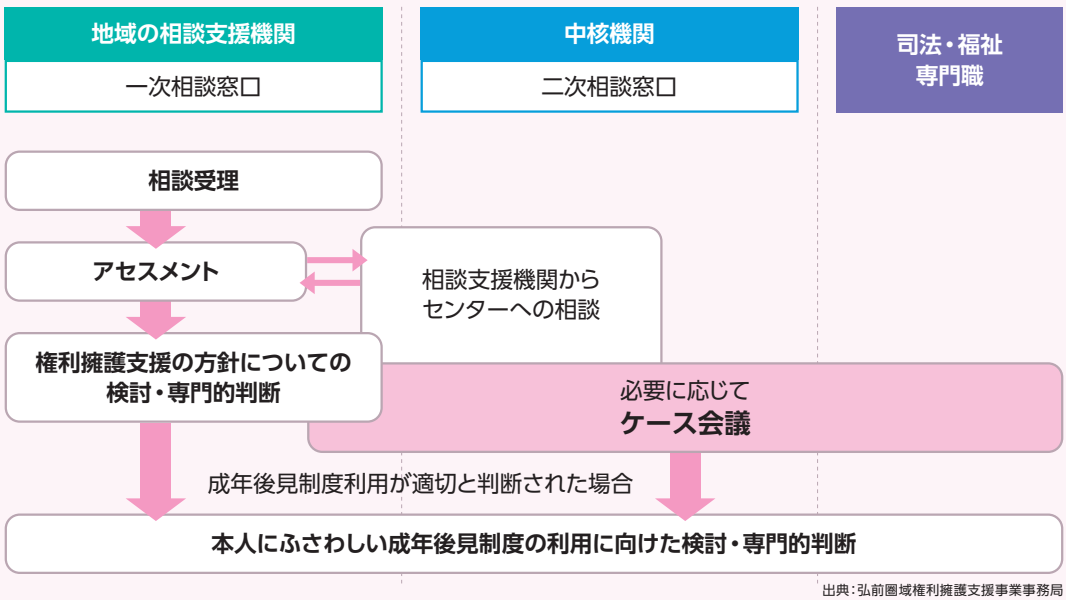


出典：弘前圏域権利擁護支援事業事務局

## 工夫ポイント2　本人情報を可視化することで本題に集中できる場づくり

会議では、本人や家族の基本的な情報を可視化するよう努めている。例えば、家族構成や本人のライフイベントを図で表すためにエコマップやジェノグラムを活用する。こうすることで、文字を追うことなく視覚的に基本情報をイメージでき、本題にスムーズに入っていけるようにした。

文章だけでは、その意味を理解するのに手間取ったり、参加者の意識が文章を追うことに集中してしまい、本来の議論の時間が削られたりする可能性がある。こうなると、会議は相談の延長線上にとどまってしまうが、基本情報を可視化することによって的確・迅速に共有でき、会議を相談から次の段階に進めることができ、話し合いを充実させることができる。

情報を可視化するための資料は、本人や家族の意思・意向を把握している相談者・支援者に作成していただくようにしている。本人のライフイベントや、本人と周囲の人々との関係の強弱などを相談者・支援者自身が再確認できるとともに、支援者のスキルアップにもつながる。限られた時間の中で協議を効果的に行えるという会議運営上のメリットも伝えている。

## 工夫ポイント3　フットワークよく圏域内を動く職員を配置し、窓口や後見人等からの各種相談に対応

センターでは、一次相談窓口からはもちろん、市民後見人などからも各種相談を受けるため、常勤相談員とは別に、圏域内をフットワークよく動くことのできる非常勤相談員を1名配置し、各種相談・支援を行う体制を整えている。

市民後見人などの活動支援のほか、会議に同席して中核機関や制度について周知したり、窓口での相談に同席して情報共有や助言を行ったりと、機動的・精力的に活動する。地域住民にとって広域運営の中核機関は、長年慣れ親しんだ地元の施設・機関とは違い、職員の顔も知らず、どんなことをやっているのかもよく分からず、不安や敷居の高さを感じられていたが、アウトリーチの相談対応を行うことで、中核機関の周知・理解や良好な関係づくりに役立った。

これらの活動を通じて、中核機関と8市町村との関係も強化された。整備当初、各市町村は中核機関への相談に遠慮したり慎重になったりしていたが、中核機関の存在や役割が周知されるに伴って相談も増えてきている。

会議を経て成年後見制度の利用が適切と判断され、後見人等が選任された後は、センターが主導して関係者と後見人等の引継ぎの場を用意し、顔合わせや通帳等の引継ぎを行うとともに、課題整理や今後の支援方針を決定し、役割分担を明確にするなど本人を支える権利擁護支援チームの体制づくりを支援している。後見人等を含む権利擁護支援チームに対しては、一次相談窓口が本人の日常的な生活支援や見守りなどをサポートするほか、センターが各種相談対応や専門的助言、フォローアップ研修などを行い、専門職は専門的な助言と支援を実施するなど、地域連携ネットワークを生かしてチームを支援している。このように、「8市町村の皆さんに開かれたオープンな中核機関として、いつでも気軽に各種相談や支援に対応する」ことを目指して取組を進めている。

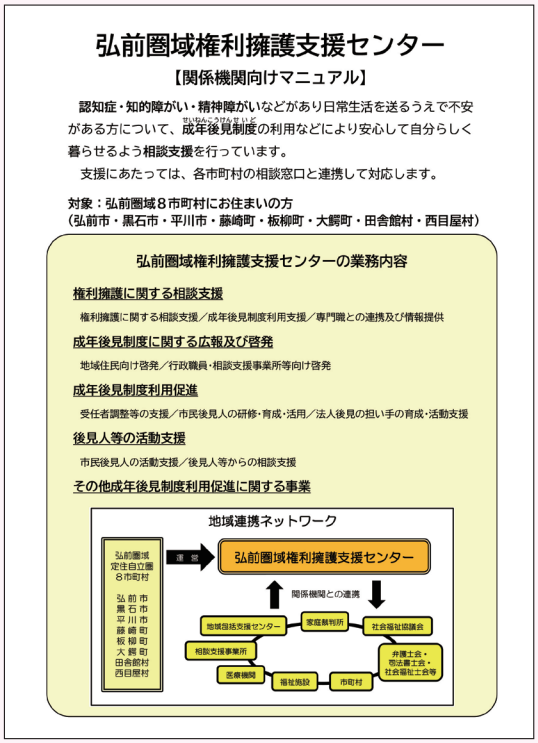


出典：弘前圏域権利擁護支援事業事務局

### ■関係機関向けマニュアル

「8市町村の皆さんに開かれたオープンな中核機関」の実践に向けて、関係機関に向けたマニュアルを作成。弘前圏域権利擁護支援センターの業務内容（圏域住民に対する支援内容）を簡潔にまとめるとともに、各市町村の相談窓口の一覧を掲載している。

## モニタリングへの取組のほか圏域の資源を活かした一層の周知浸透へ

会議で充実した話し合いができるようになり、的確な方針が立案可能になった。従来のように、推測を交えて協議を進めたり、あいまいな理解のまま方針を検討したりすることもなくなった。また、方針の立案に当たって明らかにした根拠を次の相談や方針検討にも生かすことができ、その波及効果は大きい。さらに、専門職から意見・助言等を得ることで中核機関職員のスキルアップにも寄与している。今後は会議後の支援の在り方に加えて、本人の意思を尊重した支援となっているかなど活動内容の確認の場を設けることも検討していきたいと考えている。

弘前圏域では、成年後見制度について理解が十分に浸透していない地域もあり、制度の周知にも引き続き注力する予定だ。圏域住民を対象に、毎年開催している「成年後見制度普及・啓発講座」では、マンネリ化を避けるために、成年後見制度にとどまらず終活や相続などさまざまな切り口で開催することにしている。中核機関整備後3年を経過し、圏域内の資源をより有効に活用することで、権利擁護支援と制度の一層の理解浸透を目指している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関を広域で運営していくためには、圏域市町村との情報共有が必須と感じています。事務局、圏域市町村担当者、センターが、横断的で良好な関係を維持することが重要であり、今後の課題でもあります。

圏域内の社会福祉協議会や地域包括支援センターなどは、日頃住民から相談を受けており、地域の皆さんとの距離感がとても近く、また行政とのコミュニケーションも密に取れています。そうした中で私どもも情報交換や情報共有を積極的に行い、連携をより強固にしたいと考えています。現在、成年後見制度普及・啓発講座を各地で開催するなど地域資源を活用していますが、そうした取組を今後も継続するとともに、中核機関として専門的でかつ適切な助言を行うことで、より強い信頼関係が築けるよう相談者や各機関との関係づくりに引き続き力を入れていきます。その一環として、蓄積された相談内容を、研修会等を通じてフィードバックするといったことも行っていますので、そうした一つ一つの取組を各市町村の体制整備支援につなげていきたいと考えています。

出典：弘前圏域権利擁護支援センター

参考URL 連絡先


青森県 弘前圏域権利擁護支援センター

TEL 0172-26-6557

URL https://h-a-kenriyogo-center.localinfo.jp/

E-mail h8-kenri@titan.ocn.ne.jp

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈適切な申立ての調整や受任者調整を含むチーム体制づくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 徳島県美馬市<br>美馬市権利擁護基幹センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託（社協、NPO） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 市・社協・NPO法人それぞれの実績・経験をもとに三者協働で体制を一層強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～10万人未満 | 10万人～20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 26,967人 |
| 面　積 | 367.14㎢ |
| 高齢化率 | 40.1% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 30人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 4か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 461人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 227人 |

令和5（2023）年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 146人 | 118人 | 15人 | 13人 | 0人 |

令和5（2023）年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 23件 | 15件 | 10件 | 6件 |
| 内訳 | 高齢者 | 18件 | 14件 | 7件 | 4件 |
| | 障害者 | 5件 | 1件 | 3件 | 2件 |

令和5（2023）年10月1日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 26件 | 3件 | 0件※ | 4件 |

※平成26（2014）年から3年ごとに養成研修を開催（コロナ禍は開催中止）している　※後見人受任者3件については、社会福祉協議会が後見監督人に就任している
※法人後見支援員は未実施のため

令和5（2023）年10月1日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和2（2020）年3月 | 地域福祉計画と一体的に美馬市成年後見制度利用促進基本計画を策定 |
| 令和4（2022）年3月 | 美馬市権利擁護基幹センターを中核機関として整備し、運営協議会を開催 |
| 令和4（2022）年3月 | 中核機関として初めての権利擁護支援検討会議（成年後見人支援機能としての個別会議）を開催 |
| 令和4（2022）年4月～ | 前年度までの定例検討会を、権利擁護支援検討会議（定例会議）に名称変更し、中核機関メンバーが出席して毎月開催 |
| 令和5（2023）年3月 | 美馬市権利擁護基幹センター運営協議会（地域連携ネットワーク会議）を開催 |

## 中核機関としてのさらなるステップアップが必要と感じていた

美馬市では中核機関整備以前から、地域包括支援センター（市直営）が美馬市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）や特定非営利活動法人とくしま絆ネット（以下、「絆ネット」という。）と連携して、権利擁護支援および成年後見制度利用促進に取り組んでいた。地域包括支援センターは、総合相談で対応した事例を成年後見制度の適切な利用につなげたり、後見人等が選任された際には本人や関係者との顔合わせや連携を図るための話し合い等の場を設けたりするなどしていた。社協は、市からの委託によって法人後見事業や市民後見人の養成および活動支援の講座を行い、また、法律専門職や福祉専門職で構成する絆ネットは、市とアドバイザー契約を結び、定例検討会や個別相談において、高齢者および障がい者の権利擁護支援について専門性を生かした助言や支援を担っていた。

このように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの実質的な機能がすでに働いていたため、この取組を中核機関の役割として整備し直し、市が社協と絆ネットに一部委託する形で中核機関としての美馬市権利擁護基幹センター（美馬市地域包括支援センター内）の整備に至った。この機会を得たことで、高齢者および障がい者の権利擁護支援を推進する関係機関の連携強化や、成年後見制度の利用開始後の支援について中核機関の役割として明確に位置付けるなどのステップアップが必要ということに気付き、その実現に向けて取組を開始することになった。

### 工夫ポイント① 高齢者・障がい者の権利擁護支援のための地域の関係機関の連携を強化

美馬市地域包括支援センターは美馬市長寿・障がい福祉課内に設置されていたため、以前から高齢者だけでなく、障がい者の権利擁護支援にも取り組んでいた経緯があった。中核機関の整備に伴い、これまで高齢者や障がい者それぞれに設置していた虐待防止ネットワーク運営委員会を統合し、成年後見制度の体制整備だけでなく、虐待防止など幅広い権利擁護支援の連携体制を強化する協議会として美馬市権利擁護基幹センター運営協議会を設置した。

美馬市権利擁護基幹センター運営協議会（中核機関協議会）は年1回開催し、関係機関に対し美馬市における権利擁護支援ニーズの共有や取組報告を行うとともに、課題や今後求められる連携についての協議を行っている。メンバーは、徳島県の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、地域の金融機関、医師会、民生委員児童委員協議会、高齢者や障がい者の支援事業所などで構成され、オブザーバーとして家庭裁判所も参加している。実際に中核機関で対応した事例を紹介するなどし、それぞれの立場から権利擁護支援についての意見をもらっている。

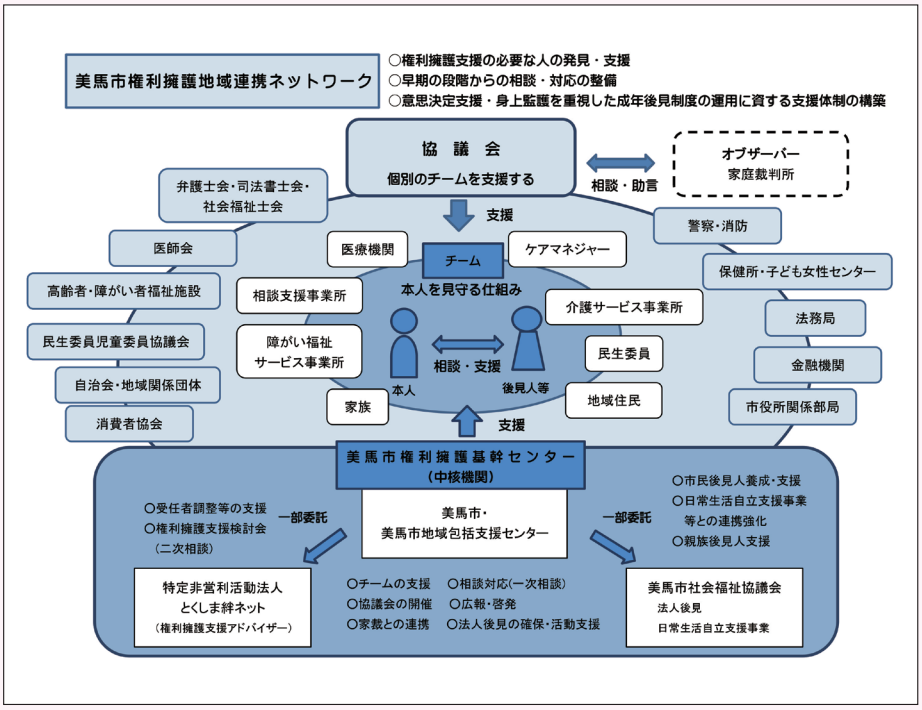

## 工夫ポイント2　適切な申立て・受任者調整等に権利擁護支援検討会議を活用

中核機関の機能のうち、「権利擁護の相談支援」と、「権利擁護支援チームの形成支援」を担うため、権利擁護支援検討会議を行っている。

毎月1回開催する定例会議では主に「権利擁護の相談支援」を担い、メンバーとして、美馬市長寿・障がい福祉課、地域包括支援センター（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）、社協（法人後見事業担当者、日常生活自立支援事業担当者、生活支援コーディネーター）、絆ネット（弁護士、司法書士、社会福祉士、事務局）、その他相談事案に応じて関わっている支援機関にも出席してもらい、毎月10～15名で開催している。高齢者や障がい者の個別ケースに対して、権利擁護ニーズの精査、支援の課題や悩みについての協議、支援方針の検討を行い、成年後見制度利用が適当と判断した場合は申立支援方法や受任者調整についても検討している。これまで隔月開催、年10回開催と回数を増やしてきたものの、複合的な課題を抱え、支援者が悩む事例が増加していたことから、中核機関整備に際し毎月開催に変更した。時間も従来は2時間だったものを、絆ネット弁護士の提案で2時間30分とし、より一層の検討の充実を図り、適切な支援につなげられるようにした。

また、定例会議のほかに「権利擁護支援チームの形成支援」として、後見人等の選任の際や、後見人等の希望があった際に個別会議を開催し、権利擁護支援チームとしての本人理解の共有、支援方針や複合的な課題などへの対応方法、役割分担などについて協議する場を設けている。出席者は、中核機関の職員と支援関係者（民生児童委員、成年後見人等、ケースワーカー、ケアマネジャー、介護保険事業所、障がい者支援施設など）としているが、本人や家族が出席する場合もあり、意思決定支援や親族との関係調整など本人中心の「権利擁護支援チームの自立支援」にも取り組んでいる。

## 工夫ポイント3　制度利用開始後の支援を見据え「相談シート」を活用し、情報を集約・共有

定例開催の権利擁護支援検討会議では多くのメンバーと事案について情報共有を行うため、本人の生活状況、心身の状況、生活歴、家族関係、意向や希望などの情報を事前に相談シートにまとめてメンバーと共有している。会議で話し合った内容も同じシートに書き込み、検討結果や今後の対応方針を関係者で共有する。特に意識的に行っているのは、支援経過の確認と専門職によるフィードバックだ。事案を継続して検討するためにも支援経過を記録し、支援の進捗状況を報告している。

相談シートは、絆ネットから提案された様式を使用している。対応のタイミングが遅れると適切な支援につながらないこともあるため、相談シートをもとに対応すべき課題を漏れなく把握し、優先順位を付けながら対応していくことを心がけている。この取組が「権利擁護支援チームの自立支援」となるよう意識して活用している。

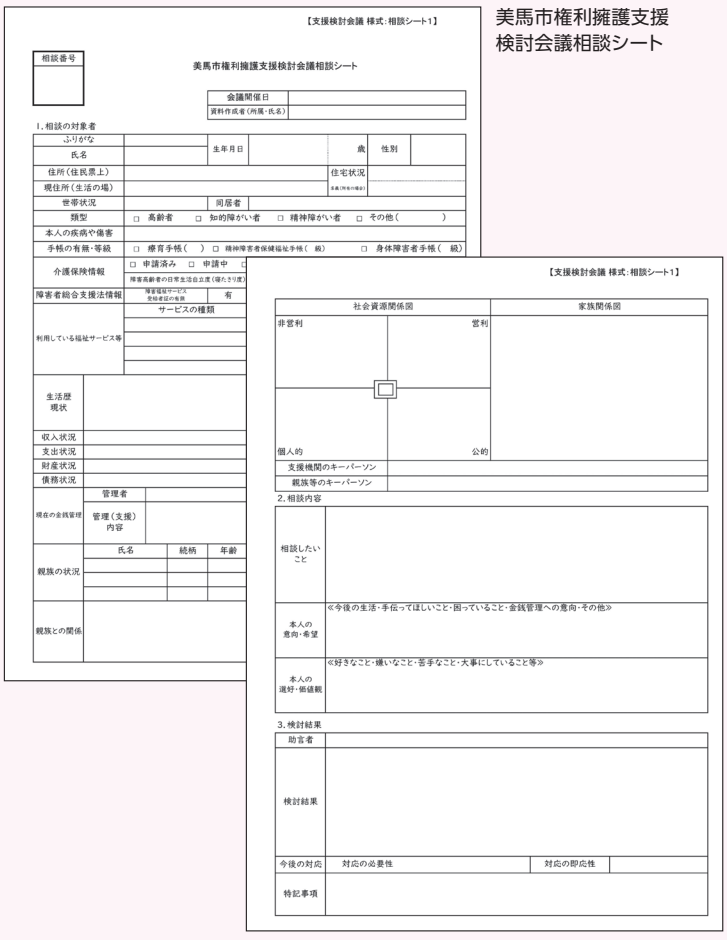
【支援検討会議 様式：相談シート1】

相談番号

美馬市権利擁護支援検討会議相談シート

会議開催日
資料作成者（所属・氏名）

1. 相談の対象者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | 生年月日 | 歳 | 性別 | |
| 氏名 | | | | | |
| 住所（住民票上） | | | 住宅状況 | | |
| 現住所（生活の場） | | | | | |
| 世帯状況 | | 同居者 | | | |
| 類型 | □ 高齢者 □ 知的障がい者 □ 精神障がい者 □ その他（ ） | | | | |
| 本人の疾病や傷害 | | | | | |
| 手帳の有無・等級 | □ 療育手帳（ ） □ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） □ 身体障害者手帳（ 級） | | | | |
| 介護保険情報 | □ 申請済み □ 申請中 □ | | | | |
| 障害者総合支援法情報 | 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度） | | | | |
| | 障害福祉サービス受給者証の有無 | 有 | | | |
| 利用している福祉サービス等 | サービスの種類 | | | | |
| 生活歴現状 | | | | | |
| 収入状況 | | | | | |
| 支出状況 | | | | | |
| 財産状況 | | | | | |
| 債務状況 | | | | | |
| 現在の金銭管理 | 管理者 | | | | |
| | 管理（支援）内容 | | | | |
| 親族の状況 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | | |
| | | | | | |
| 親族との関係 | | | | | |

【支援検討会議 様式：相談シート1】

| 社会資源関係図 | | 家族関係図 |
|---|---|---|
| 非営利 | 営利 | |
| 個人的 | 公的 | |
| 支援機関のキーパーソン | | |
| 親族等のキーパーソン | | |

2. 相談内容

| | |
|---|---|
| 相談したいこと | |
| 本人の意向・希望 | ≪今後の生活・手伝ってほしいこと・困っていること・金銭管理への意向・その他≫ |
| 本人の選好・価値観 | ≪好きなこと・嫌いなこと・苦手なこと・大事にしていること等≫ |

3. 検討結果

| | | | |
|---|---|---|---|
| 助言者 | | | |
| 検討結果 | | | |
| 今後の対応 | 対応の必要性 | 対応の即応性 | |
| 特記事項 | | | |

美馬市権利擁護支援検討会議相談シート

## 連携体制の強化で課題対応力やサポート力が向上

美馬市では中核機関整備以前からの活動の積み重ねがあったため、整備によって新たな追加や強化が必要であるものの整理がしやすかった。中核機関の業務として整理したことで、関係者が権利擁護への意識を深めて支援に取り組むことができるようになり、一人一人のアセスメントの視点も向上し、支援ニーズをより深く掘り下げられるようになったと感じている。さらには、権利擁護支援検討会議での関わりから多職種の連携が強化され、それらが成年後見人へのきめ細かな支援の実践にもつながっている。

今後は、現在の体制を維持しつつも、さらなるステップアップを目指していきたいと考えている。権利擁護支援チームのメンバーとなるさまざまな職種への研修や親族後見人のフォローアップにも力を入れていく方針だ。親族後見人についてはまだその実態把握が十分ではないが、適切な支援につなげるために、広報誌やケーブルテレビ、音声告知放送などによる広報で制度や中核機関の周知を強化していきたいと考えている。

後見人等との連携が必要とされるケアマネジャー対象の研修

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

これまで10年ほど権利擁護支援の強化に取り組んできました。さまざまな事例に対応しながら、必要に応じて体制を整えてきた結果が今につながっていると感じています。仕事を行う上で大事にしているのは、常にアンテナを張ること。そして、気付いたことはこまめに改善し、ブラッシュアップし続けることです。くり返し本人の思いに耳を傾け、支援者の困りごとを聞き、解決に向けてセンター内での検討や担当部署との協議を行うなど、すぐに取り組めることはないか意識しています。成年後見制度の利用については、後見人等が支援することで疎遠だった親族との関係性が改善されたり、社会とのつながりができて安心・安全な生活ができるようになったりする方もいらっしゃいました。福祉の現場は結果が出るまでに時間がかかりますが、制度を利用された方が周囲とのつながりを取り戻し、生活が改善されていくのを目にすると、この取組をやってきてよかったと実感します。

参考URL 連絡先


美馬市権利擁護基幹センター

TEL 0883-52-5613
（美馬市地域包括支援センター）

URL https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/docs/15922.html

E-mail kaigo@mima.i-tokushima.jp

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈適切な申立ての調整や受任者調整を含む体制づくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 静岡県島田市<br>島田市健康福祉部包括ケア推進課・福祉課<br>島田市成年後見支援センター（島田市社会福祉協議会） | 整備<br>パターン | 単独<br>直営＋一部委託（社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 部会を設置し「市民後見人を重視した受任者調整」を推進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 96,130人 |
| 面　　積 | 315.88㎢ |
| 高齢化率 | 31.9% |
| 地域包括支援センター数 | 6か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 37人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 4か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 939人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 677人 |

令和5（2023）年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 178人 | 107人 | 45人 | 25人 | 1人 |

令和4（2022）年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 8件 | 5件 | 10件 | 6件 |
| 内訳 | 高齢者 | 3件 | 4件 | 7件 | 3件 |
| | 障害者 | 5件 | 1件 | 3件 | 3件 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 9件 | 5件 | 2件 | 6件 |

令和5（2023）年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元（2019）年10月 | 中核機関の基盤となる島田市成年後見支援センターを市社会福祉協議会内に整備 |
| 令和4（2022）年4月 | 市と市社会福祉協議会が連携する形で中核機関を整備<br>　島田市福祉部局：政策的な判断・対応<br>　島田市成年後見支援センター：支援の実践・連携<br><br>島田市権利擁護推進協議会および同部会を設置<br><br>対象者別の成年後見制度普及啓発出前講座を随時実施 |
| 令和6（2024）年3月 | 市民後見人と協働してセミナーを開催 |

## 方針に掲げた市民後見人の受任がなかなか進まなかった

県内各市が権利擁護支援体制の整備に取り組み始めている中、平成26(2014)年、島田市は近隣の焼津市、藤枝市とともに広域協議会を設置した。目的は、市民後見人の養成を視野に入れた協議を行うためだ。

当初は法人後見から着手しようと考えていた。しかし今後、成年後見制度の利用を必要とする人が増加すると見込まれ、地域が一体となって支え合う重要性がさらに増し、地域福祉の視点が不可欠になる。そこで、将来、地域の中で権利擁護支援の中心的な担い手になるであろう市民後見人の育成をすべきとの認識を共有した。その後、3市に川根本町が加わり、市民後見人養成講座を合同開催するなど3市1町で市民後見人の育成に取り組んでいる。

こうした経緯から島田市では、中核機関を整備する中で、「市民後見人を重視した受任者調整」を方針の一つに掲げた。現状、市民後見人登録者は7名となっているが、最近は市民後見人がふさわしいと考えられるケースが増加しており、市民後見人の受任に向けた体制・しくみづくりを継続的な課題としていた。

### 工夫ポイント1 協議会とともに部会を設置し、受任者調整の場として活用

島田市の受任者調整のキーとなるのが、島田市権利擁護推進協議会(以下、「協議会」という。)の立ち上げとともに設置された島田市権利擁護推進協議会部会(以下、「部会」という。)だ。

部会は、協議会参加メンバーのうち弁護士、司法書士、社会福祉士と関係機関職員が参加して月に1回開催している。中核機関の在り方や協議会で取り上げる内容、困難事例を検討するなど協議会を補完・支援するとともに、受任者調整の役割を果たす。

ふさわしい受任者(職種)を協議する際は、明らかに専門職が適当である場合を除き、以下をポイントに「市民後見人を重視した受任者調整」を行う。

●市民後見人が対応可能な事案か(市民後見人の強みが活かせる事案か)
●受任の仕方(複数受任、監督+個人受任、法人後見からの移行)
●後見活動に当たっての留意事項(専門職への相談方法、後方支援など)
●当該事案にふさわしい市民後見人候補者のイメージを共有

こうした検討を1事案30分を目安とし、1回の部会で1～2件、多いときは5件程度行う。協議がまとまらず継続協議事案となるケースもある。

■部会における受任者調整の流れ

事案の要旨説明・補足説明
↓
委員から質問・意見聴取
↓
課題整理・権利擁護支援の必要性の再確認
↓
ふさわしい受任者(職種)の協議
↓
申立者・受任候補者依頼方法等の確認
↓
まとめ

## 工夫ポイント2　本人の意思を伝える「アセスメントシート」などを広域で独自作成

受任者調整の際に効果を発揮しているのが「アセスメントシート」と「受任調整結果シート」だ。いずれも3市1町の協議会において専門職の意見を取り入れながら独自に作成した。

アセスメントシートは全4枚。本人基本情報を詳細に記すもので、作成の際にもっともこだわったのが、「本人の語っている言葉」欄だ。「今後の生活の意向」「大切にしていること」「困っていること」「支援者にお願いしたいこと」について、支援者等が分かりやすく要約して書くのではなく、本人のありのままの言葉で記入する。本人の意思を何よりも尊重したいとの思いを反映させた項目だ。県内では三島市が本人の価値観を極めて重視するアセスメントを行っていると聞き、それを参考にした。ほかにも、随所に工夫とこだわりを盛り込んだ。

受任調整結果シートは、部会等での受任者調整に関わる話し合いの内容や協議結果を記載するもので、「申立ての妥当性」「申立人」「望ましい成年後見人等候補者」などの項目があり、協議すべき内容のチェックシートの役目も併せ持つ。また、役割分担や支援メンバーについて記す項目を設定することで、受任後も後見人を孤立させることなく、引き続き関係者全員で支援するための体制・役割を明確にするようにしている。

【様式1】

| 生活史（生育歴、学歴、職歴） | 本人の語っている言葉 |
|---|---|
| | 【今後の生活の意向】 |
| | 【大切にしていること】 |
| | 【困ってい |
| | 【支援者に |

本人が楽しみにしていること・本人の生活状況

財産状況

| 収入総額（月額） 円 | 支出総額（月額） 円 | |
|---|---|---|
| 1 年金 円 | 1 生活費 円 | 預貯金 |
| 2 生活保護 円 | 2 福祉サービス利用料 円 | 負債 |
| 3 給与・賃金 円 | 3 家賃 円 | 不動産 |
| 4 その他 | 4 施設利用料 円 | （ |
| （ ） 円 | 5 その他 | その他 （ |
| | （ ） 円 | |

【特記事項（管理者の氏名等）】

| | 親族から見た現状・考えていること | 支援者から見た現 |
|---|---|---|
| 本人の強み | | |
| 日常・社会生活上の課題 | | |
| 今後の希望・展望 | | |
| 成年後見制度の利用に関する意見 | | |

アセスメントシート（3枚目）

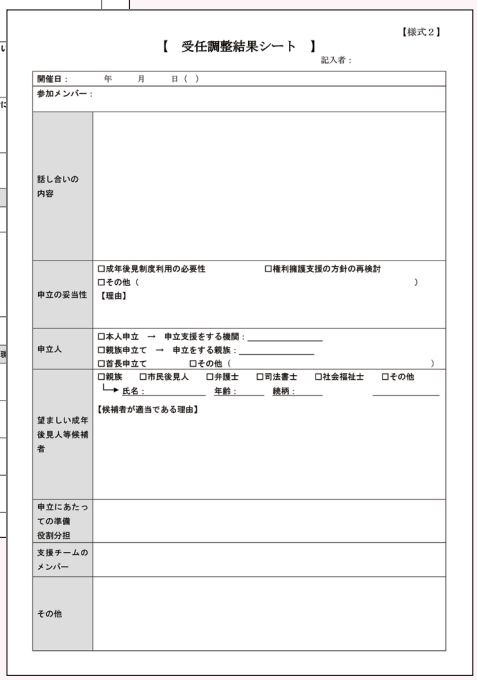
【様式2】

【　受任調整結果シート　】

記入者：

| | |
|---|---|
| 開催日：　年　月　日（ ） | |
| 参加メンバー： | |
| 話し合いの内容 | |
| 申立の妥当性 | □成年後見制度利用の必要性　□権利擁護支援の方針の再検討<br>□その他（ ）<br>【理由】 |
| 申立人 | □本人申立　→　申立支援をする機関：<br>□親族申立て　→　申立をする親族：<br>□首長申立て　□その他（ ） |
| 望ましい成年後見人等候補者 | □親族　□市民後見人　□弁護士　□司法書士　□社会福祉士　□その他<br>→ 氏名：　年齢：　続柄：<br>【候補者が適当である理由】 |
| 申立にあたっての準備 役割分担 | |
| 支援チームのメンバー | |
| その他 | |

受任調整結果シート

## 工夫ポイント3　シートを活用したしくみが受任者調整と体制強化を推進

地域包括支援センターなどの一次相談窓口から相談を受け付けた成年後見支援センター（以下、「センター」という。）では、担当職員が電話・訪問などにより詳細情報を再確認して本人の意思や課題を整理し、アセスメントシートを記入する。しかし、この段階では記入できない項目も数多い。そこで、次にケース検討会議を実施し、本人の関係者から改めて情報を収集し、今後の支援体制整備も含めて検討する。こうしてアセスメントシートを完成させることで、専門職の意見・助言を受ける受任者調整（部会）へとつないでいく。部会では、専門職から出された質問・意見に関係者が回答する。これを繰り返し実施し、受任調整結果シートの項目でもある申立ての妥当性の再確認、後見人候補者（職種）や選定理由などを明確にしながら、関係者間の理解を深めるとともに、受任イメージの共有を図っている。審判が確定し受任が決定すると、センターが関係者をすべて集めて支援者会議を実施する。前述の2つのシートを用いながら、新たに受任した後見人等と関係者が情報を共有し、関係者の体制・役割分担を今一度確認した上で、これからの活動に向けた認識合わせを行っている。

**■受任者調整の流れ**

相談受理
↓
アセスメント
↓
ケース検討会議
↓
受任者調整
↓
申立て
↓
審判
↓
支援者会議

## 本人の意思に基づく一対一のマッチングの実現が大きな目標

部会の最大の効果は、本人の意思を反映させたアセスメントをもとに、本人にとってもっともふさわしいと思われる候補者（職種）を選定できることだ。加えて、受任イメージを検討するプロセスを共有することで申立書の作成もスムーズになった。これらの効果は、部会メンバーの専門職がいずれも市民後見人に対する市の方針を理解し、その実践に向けて積極的に関わってくれることが大きい。一次相談窓口から中核機関、関係各機関までが連携し、これらの連携の流れを専門職が支えることで一体感が醸成されている。

今後の課題の一つは、一次相談窓口のスキルアップだ。これにより、アセスメントの精度を高め、より適切な権利擁護支援が実現される。また、負担の大きいセンター担当職員の負荷軽減を図ることができる。

現在の島田市の受任者調整は、親族・市民・法人・専門職という、主に職種を調整するものである。今後は、本人の意思や状態、性格等までを考慮した「この人には、○○さん」という一対一のマッチングを目指している。一朝一夕に解決できる課題ではないが、目標達成を目指して、島田市の特徴を生かし、市とセンターの連携の上で、協議会や部会で検討を重ねていきたいと考えている。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

成年後見制度の利用者の支援体制を整備する上では、それぞれの段階で状況や方針等を共有したり働きかけをしたりしています。例えば受任者調整の前に行うケース検討会議であれば、「後見人が決定したらそれで完了」ということではなく、後見人でカバーできない隙間にある課題への支援体制などについて話し合い、関係者がうまくチームとして連携できるよう働きかけています。

受任後の支援者会議では、それぞれの役割の確認をしています。実際に後見活動を始めて、後見人さんだけで解決できない課題が出てきた場合、後見人さんを支援するために、関係者全員で支援していく体制は今後も続いていく、という意識を改めて共有しています。

とはいえ、関係者の皆さんはそれぞれの立場や目線があるので、理解や共有がすんなり図れるわけではありません。その中で中核機関としてはできる範囲で必要なことを伝え、働きかけを行って、全員の合意形成ができることを目指しています。そうした場づくりを意識して行うことで、これからも関係者の連携と体制の強化を図りたいと思います。

参考URL 連絡先

静岡県島田市（健康福祉部包括ケア推進課・福祉課）
TEL 0547-34-3288
URL https://www.city.shimada.shizuoka.jp/
E-mail houkatsu@city.shimada.lg.jp

島田市成年後見支援センター（島田市社会福祉協議会）
TEL 0547-35-6244
URL https://shimada-shakyo.jp/
E-mail fukushi-machizukuri@shimada-shakyo.jp

# 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

## 〈適切な申立ての調整や受任者調整を含むチーム体制づくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 埼玉県上尾市<br>上尾市成年後見センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 外部の関係機関や専門家と共働して支援 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 230,164人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 面　積 | 45.51㎢<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 高齢化率 | 27.6%<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 地域包括支援センター数 | 10か所<br>令和5(2023)年9月30日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 32人<br>令和5(2023)年9月30日時点 |
| 障害者相談支援事業所数 | 12か所<br>令和5(2023)年9月30日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,846人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 2,484人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 225人 | 188人 | 26人 | 8人 | 3人 |

令和5(2023)年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 10件 | 3件 | 10件 | 4件 |
| 内訳 | 高齢者 | 9件 | 2件 | 8件 | 1件 |
| | 障害者 | 1件 | 1件 | 2件 | 3件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は令和5年度から実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年3月 | 上尾市社会福祉協議会内に上尾市成年後見センターを設立、市民相談受付開始 |
| 令和5(2023)年2月 | 市民向け講演会「はじめて学ぶ成年後見制度」を実施 |
| 令和5(2023)年8月 | 令和5年度第1回上尾市地域連携ネットワーク連絡会を実施 |
| 令和5(2023)年11月～12月 | 市民後見人養成講座を実施 |

## 相談が急増し、成年後見センターだけでは対応しきれていなかった

上尾市成年後見センター（以下、「センター」という。）には、年間1,000件を超える相談が寄せられる。その大半は成年後見制度の利用には至らないものであるが、何らかの支援は必要になる方ばかりだ。ただ、センターのマンパワーにも限りがあり、相談件数が増加するにつれ、相談を受けきれなくなりつつあった。一つの機関で多数の相談者を抱えてしまうと、相談に丁寧に関われない可能性も出てくる。そのため、センター内で相談から解決までを自己完結するのではなく、外部の専門家や関係機関の手を借りて相談者を支援していく必要があると考えた。

また、相談者の支援に関わる福祉サービス事業所などの関係機関で、成年後見制度に関する理解が十分に進んでいないことも課題だった。そのため、センターを取り巻く事業者や組織にも成年後見制度に関する理解を促進する必要もあった。

### 工夫ポイント① 地域連携ネットワークの力も借りて相談対応から支援までの体制を強化

上尾市では、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談体制を一次相談窓口・二次相談窓口の2段階に分けている。一次相談窓口を相談者にとって身近な地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどの福祉関係機関に置き、二次相談窓口をセンターに置いている。役割分担をすることで、各機関が本来の機能を発揮できるようにしている。

一次相談窓口では、本人あるいはその周りにいる家族や地域住民、医療機関などの相談者から話を聞いて、成年後見制度に関心のある方や制度の利用が適切と思われる方には制度の概要について説明し、相談者の理解が得られればセンターにつなぐ。二次相談窓口では、福祉関係機関から上がってきた相談内容をもとに専門家の意見を聞きながら、成年後見申立てなどの必要な支援に取り組む。当事者の抱える課題は成年後見制度の活用だけではないことが多いため、一次相談窓口は二次相談窓口につないで終了ではなく、ともに成年後見制度を含めた権利擁護支援を行うことを目指している。

初期相談は一次相談窓口があるものの、実際には二次相談窓口であるセンターでも受け付けている。その中には複数回の関わりを持たなければならないケースも増えており、初回は所内で話を聞くが、2回目以降は相談者のもとを訪問して話を聞くアウトリーチ活動も行っている。丁寧にアウトリーチを重ねて、成年後見の申立てに至るケースも少なくない。

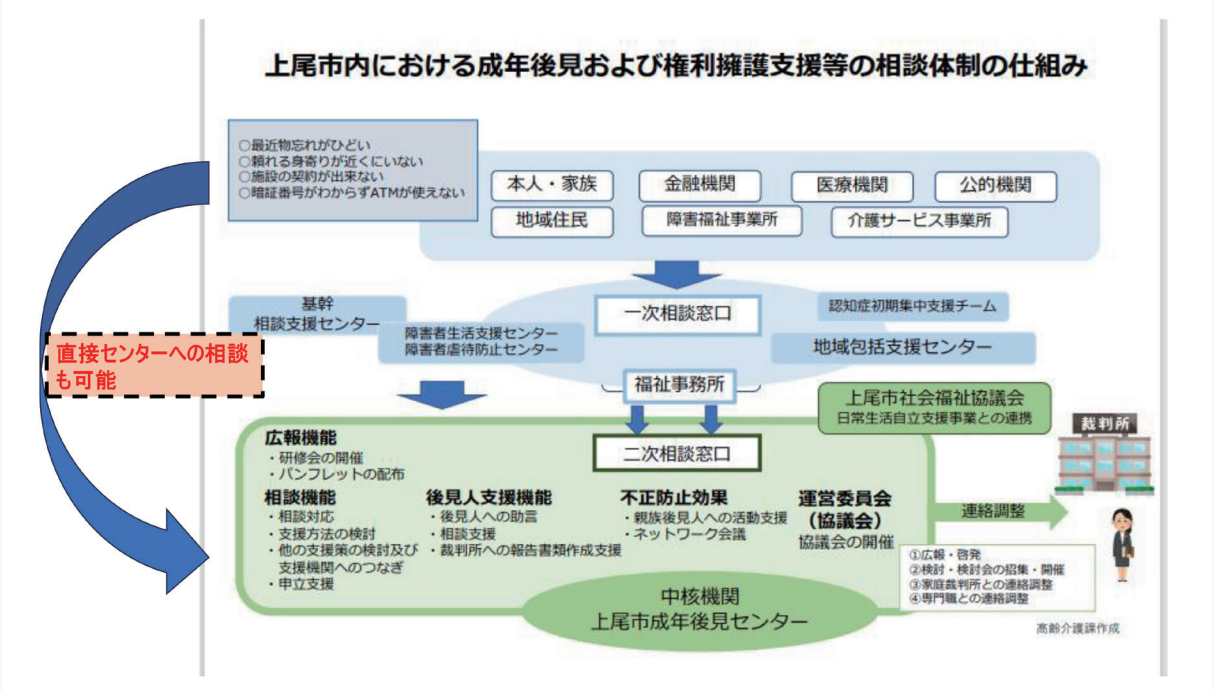

外部の専門家や関係機関の支援が必要な場合は、地域連携ネットワークのメンバーの力を借りる。上尾市では、各関係機関や専門家にセンターの職員が声をかけ、令和5(2023)年8月の「上尾市地域連携ネットワーク連絡会」を皮切りに、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりがスタートしている。ネットワークの中には、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでなく、行政書士・税理士や社会保険労務士といった専門家や地域包括支援センター、障害者生活支援センター、民生委員、NPO法人など、権利擁護支援に関わる職域のメンバーが加入。それぞれの団体と横のつながりを大事にしながら顔の見える関係となり、権利擁護支援が必要な方を連携して支援していく。外部からの協力を得るに当たって強固な連携体制での権利擁護支援を重視したのは、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で権利擁護支援チームの必要性をうたっているためだ。地域連携ネットワークの連絡会議では、大学教授の講話で成年後見制度について理解を深めたり、お互いの仕事や役割を知るための情報交換を目的にグループワークを行ったりした。

## 工夫ポイント2 個々のケースで支援調整と受任者調整の機能を持つ会議を開催

センターに寄せられる相談の大半は成年後見制度の申立てまではいかないものの、何らかの支援をする必要がある。そのため、個々のケースで成年後見制度の利用を含めどのような支援をすべきかを話し合うため、専門家を交えた支援調整会議をオンラインで月1回実施する。

この会議には、支援調整と受任者調整の2つの機能を持たせている。会議にケースを上げる前には、センターの担当者が本人の自宅へ訪問して親族関係や資産、医療機関の受診状況、認知機能の検査経験や福祉サービス利用の有無などの聞き取りを行う。ただし、本人や家族だけでは聞き取りが難しい場合も多々あるため、ケアマネジャーなど関係機関にも確認を取るようにしている。会議では、センターからケースの概要を説明し、支援への課題を整理した上で成年後見申立ての適否や申立人・後見人等の候補者の職種選定について協議する。そして、先々には成年後見制度が必要になるが現在はまだ不要というケースも含め、申立ての適否や申立て支援時・終結時など複数段階における検討や専門的判断を行う。令和4(2022)年度は全9回の会議を実施し、15件のケースについて協議した。

会議には、偏った判断になることを避けて判断の客観性を担保するため、センターの職員のみならず弁護士や司法書士、社会福祉士、行政職員といった第三者も参加する。このように、一人のケースについて、さまざまな関係者が一丸となって支援の方針を決定している。

### 協議した案件

年間相談件数1,051件の中で、特に相談の分野では解決ができない案件について検討した。

- ●法的措置が必要なもの
- ●遺産相続、遺言など専門分野が異なるもの
- ●課題が多く、どこから解決したらよいか分からないが、成年後見制度が必要と思われるもの等

その他、個別対応では、顧問弁護士、支援調整会議構成員の専門職に相談し、解決を図った後、その後の支援調整会議で、報告を行ったケースがある。

| 令和4年度 | 件数 | 協 議 内 容 | |
|---|---|---|---|
| 1回(7月) | 2 | ①高齢の親族申立の支援②身寄りがない高齢者の市長申立 | |
| 2回(8月) | 3 | ①MSWから入院患者の申立(すでに身元保証会社と契約済み)②介護離職した息子が母の申立てを検討③本人の離婚した妻からの相談への対応(本人は認知症で、入所後の自宅を賃貸にしたいが成年後見は必要か) | |
| 3回(9月) | 2 | ①8050,50代息子は浪費、娘は精神科病院入院、本人の今後について(任意後見、身元保証、遺言作成等)②8050軽度認知症で、自宅のローンが払えない、息子は既に高齢施設に入所の今後の支援について | |
| 4回(10月) | | 当センター作成の相談支援ツールの活用について | 制度の見える化について、議論 |
| 5回(11月) | 3 | ①*8050 母は、80代後半、今まで人とのかかわりが持てなかった娘の申立*<br>②子供がいない認知症が進行する夫婦の支援と申立について<br>③3回②のケースについての再検討(課題が多いケースの対応整理) | |
| 6回(12月) | 1 | ①母、息子があんしんサポートねっとを利用、父が入所中で、成年後見制度利用の検討 | |
| 7回(1月) | | 受任調整についての協議…県内の状況を確認し、市長申立に準じる、あるいは基本的には士業を決め支援調整会議のネットワークの中で推薦できそうな人を検討し、推薦依頼を行う。場合によっては、面会を依頼する。 | 今後の地域連携ネットワークの中でも検討していく見通しを付けていく |
| 8回(2月) | 2 | ①高齢男性が関わっている認知症の女性の支援②関係者が困っているが、本人は困っていない認知症の女性の支援 | |
| 9回(3月) | 2 | ①MSWからの相談、身寄りがない一人暮らしの女性の支援。②11月の検討ケースの夫の申立について | |

## センターと関係機関が一丸となった強固な連携支援体制が確立

センターができたことで、今までは高齢者・障害者それぞれに関わる関係機関のみで連携していたものが、権利擁護支援や成年後見制度の専門家・関係機関の分野を超えたネットワークが形成しやすくなった。センターが初期相談を受け付ける案件では、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、協力を得ながら相談者のヒアリングや成年後見申立て支援などを行えるようになっている。今後は、家族会・福祉医療関係機関・当事者団体といった団体・機関にも地域連携ネットワークへの参画を呼びかけ、権利擁護支援の体制を拡充しつつ連絡会を継続していく。

上尾市は専門職後見人だけでなく親族後見人も多いことが特徴だが、市民の中でも担い手を増やすべく令和5(2023)年度より市民後見人の養成・育成も開始している。初年度は6日間にわたり基礎研修を行うが、次年度には対人援助を学んだり体験実習ができるような内容を企画中だ。市民後見人養成講座を修了した受講生から市民後見人が実際に誕生すれば、地域連携ネットワークの一員となって活躍してもらうことも視野に入れている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

センター設立後、今までは専門家や各関係機関に一方的にお願いをすることが多かったのが、逆に相談をいただくことも増え、双方向のコミュニケーションができるようになりました。そのため、地域連携ネットワークへの参画を依頼した際にも、スムーズに引き受けていただけたのだと思います。近年は複合的な課題がある家族を支援することも多いため、連絡会の後には参加された方から「このような関係機関と専門家のネットワークは大事ですね」との感想もいただいています。

国の成年後見制度利用促進基本計画には、両手で権利擁護支援の地域連携ネットワークを支える図が描かれています。当センターでも、同じ地域に住む住民同士で支えられ・支えていく関係づくりができる上尾市を目指して、この図のように誰一人取り残さないような支援をしていきたいです。

連絡先

上尾市成年後見センター
TEL 048-700-7036
E-mail kouken040328@ageo-shakyo.or.jp

コラム 司法書士さんに聞きました

# 協議会における専門職の役割と取組の工夫

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事　中野 篤子さん

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」で「協議会」は次のように定義されています。

「協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する」

私自身、成年後見人として業務を行っている中で、権利擁護支援を必要とされている人は、複合的な課題を抱えていることが少なくないことや、その解決に向けた地域の適切な窓口につながることの大切さを日々実感しています。本人を支援する単位である「権利擁護支援チーム」が機能するためには、その地域の様々な社会資源が有機的につながり「チーム」を支えることが必要であることは言うまでもありません。

「協議会」は、地域においてチームが機能するために、様々な立場の人や団体が参加し、多角的な視点での意見交換をおこなうことで、問題解決の糸口を見出す役割を担っていると考えられます。また、そのような意見交換を通じてその地域における権利擁護支援の取組についての情報の共有や課題についての共通認識を持つことができるように思います。

例えば、ある協議会で、成年後見制度利用につなげる必要のある身寄りのない人がいるが、その方の住む自治体では市町村長申立ての実績がほとんどなく、どのように進めればよいのだろうかという話がありました。申立てがスムーズに進むためには中核機関の整備や専門職よりアドバイスを受けるしくみが必要であるということなどに加えて、法律専門職からは「法テラスの民事法律扶助を活用する方法もある」という意見が出ました。後見等開始の申立ては本人も行うことができ、特に保佐・補助相当の方であれば、支援をすれば制度を理解しつつ自分の力で申立てを行うことが可能なこともあります。また、要件を満たす場合に民事法律扶助を利用すれば、弁護士や司法書士に依頼する費用は分割払いとなるし、さらに生活保護を利用している場合などは費用負担が免除されることもあると説明すると、「なるほど！そういう方法があるのですね」と言われました。民事法律扶助についてご存じの方は少なくないと思いますが、実際に携わっている法律専門職が具体的な利用の仕方を説明することで、成年後見を必要とされる人に活用できる制度であるということのイメージを共有することができたのではないかと感じました。

最近は、オンラインによる会議が普及し、比較的距離を気にせず参加することができるようになりました。協議会を開催する際にはその地域の専門職団体にお声をかけていただければと思います。

また協議会に参加することで会議の場だけではなく、日ごろから気軽に相談できる専門職との「顔の見える関係」を築くことができるのも大きいと感じます。様々な「つながり」が地域の権利擁護支援体制が充実していくことには不可欠です。我々専門職もその一翼を担うことができればと考えています。

コラム 当事者団体の担当者さんに聞きました

# 協議会における当事者団体の役割と取組の工夫

公益社団法人認知症の人と家族の会　副代表理事　花俣 ふみ代さん

## そもそも論における<協議会>とは～

協議会は成年後見等開始の前後問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

地域連携ネットワークの機能役割が適切に発揮・発展できるよう専門職、団体等地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されます。(平成30(2018)年3月発行の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」より引用)とありますが、残念ながら、協議会において、当事者団体としての私たちの役割は、現時点では、市町村の中核機関の協議会への招聘、意見の聴取等の動きはなく、さほど期待されていないように感じられるというのが実情かと思われます。

そのような中、令和5(2023)年、筆者の住む政令市における「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」より、ネットワーク会議にオブザーバーとして出席依頼がありました。この協議会の事務局として、市・社会福祉協議会が令和3(2021)年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけられ、成年後見制度の利用促進に係る業務に取り組んでおり、「市民後見人・市民後見人候補者の養成」や「親族後見人の集い」では講義と交流会において、参加者同士が後見人としての日頃の悩みや想いを話し合い、制度の理解を深める取組がなされています。参集での会議であり、家庭裁判所からも2名がオブザーバー参加されるなど顔と顔がつながる良い機会となりました。議題は多岐にわたりましたが、紹介された困難事例では認知症に罹患されたご家族を含む具体的な支援への課題・解決に関係者が苦慮されている案件もあり、多様な立場の委員による、意見交換・情報共有の大切さを実感したところです。各県支部ごとに温度差はあることは否めませんが、例えば、当会理事が在籍する支部において成年後見に対する相談があった場合、中核機関と連携をとることも少なくないとの報告もあり、この様にできることから可能な範囲でつながることが最初の一歩であり、さらに、今後こうした協議会の場に、認知症の当事者団体として参画する必要性と、併せて相互連携が今まさに求められるのではないでしょうか。

先ずは協議会の構成員として当団体へのアプローチから始めていただくことを望みたいと思います。そしてその延長線上には、現在モデル事業で取り組まれている、様々な新たなしくみが具現化され、真の意味で「共生社会」が実現できる社会の在り様が見えてくるのではないでしょうか。

# 権利擁護
# 支援チームの
# 自立支援機能に
# 関する取組

# 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組

## 〈権利擁護支援チーム開始の支援と必要に応じたバックアップ〉

| 自治体<br>中核機関名 | 和歌山県紀の川市<br>紀の川市社会福祉協議会　権利擁護センター「架け橋」 | 整備<br>パターン | 単独<br>委託（社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 家庭裁判所、支援者、専門職等と連携して細やかな支援体制を構築 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 59,606人 |
| 面　　積 | 228.21㎢ |
| 高齢化率 | 32.81% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 46人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 806人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 627人 |

令和5（2023）年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 68人 | 43人 | 21人 | 4人 | 0人 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 7件 | 4件 | 0件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 7件 | 3件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 18件 | 0件 | 0件 | 1件 |

令和5（2023）年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4（2022）年4月 | 紀の川市社会福祉協議会内に、権利擁護センターを設置、成年後見制度利用支援事業を紀の川市から受託 |
| 令和4（2022）年5月～（随時） | 地域住民・事業所等への周知（チラシ・パンフレット配布・当事者団体や民生委員等の会議に出向き周知啓発） |
| 令和4（2022）年5月 | 第1回地域連携委員会（「中核機関・地域連携委員会の役割について」）を開催 |
| 令和4（2022）年6月～（毎月） | 支援調整委員会を開催 |
| 令和4（2022）年12月 | 市内金融機関・医療機関へ連携協力依頼 |
| 令和5（2023）年3月 | 第2回地域連携委員会（「年間の振り返り、課題の共有・今後の取組について」）を開催 |

## よりよい支援に向けて、支援チームとしての強化の必要性を感じていた

中核機関の整備前は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、それぞれで権利擁護支援の相談を受けていた。日常生活自立支援事業であれば社協に相談し、成年後見制度利用であれば、一部社協が協力することはあったが、基本的には相談を受けた各々の機関が制度につなげていた。各機関がそれぞれの判断で動くことにより、対応する機関・担当者により判断が違うということが多々見受けられる状況にあった。しかし、中核機関を整備し、協議会（支援調整委員会）ができ、専門職を含めた福祉関係者が集まり、みんなで考え、課題を整理し、一定の共通理解を持って支援の方針を決めていくことを根幹としたことで、各事例に対し共通の認識のもと判断をすることが可能となった。今後は、さらに被後見人を中心としたよりよい支援の実現に向け、権利擁護支援チームを開始する際のサポート体制を強化していく。

### 工夫ポイント① 家庭裁判所との連携強化によるバックアップ体制を整備

権利擁護支援チームの開始をスムーズにするために、まず取り組んだのが家庭裁判所との連携をさらに密にすることだった。申立て時に中核機関が関わっていることを書面で添え、選任された後見人等から中核機関に連絡が速やかに入る流れを構築することで、権利擁護支援チームによるケース会議の日程を早くから調整できるようになり、支援開始に向けた動き出しを早めることにつながった。申立て後も審査の進捗を問い合わせたり、保佐類型・補助類型の申立て時の調査官面接に立ち会ったりするなど、申立て時の関わりも深めることができた。

また、家庭裁判所と受任者のイメージを共有するために、中核機関が独自に作成した「支援方針検討」や「受任調整」の記入シートを申立書類と一緒に提出している。「支援方針検討」記入シートには、意思決定支援の課題や本人・家族等ができることなどを記入する。「受任調整」記入シートには、財産管理相続関係や身上保護関係の具体的な項目のほか、予想される類型、法人後見などの候補者、および候補者に求められることなどをまとめている。いずれの記入シートもイメージを明確に伝え、より被後見人等に合った候補者を選任してもらうために、家庭裁判所とのやりとりの中で項目等は常にブラッシュアップしている。

■支援方針検討

| 氏　名 | | No. | |
|---|---|---|---|
| 情報の分析 | 【緊急対応・関係調整に関わる課題】 | 根拠 | 特記事項（疑問、思ったこと等） |
| | □ 疾病・障害、依存への対応　□ サービスの（再）調整が必要<br>□ 搾取・権利侵害への対応　□ 親族、友人・知人との関係についての課題<br>□ 地域からの孤立、社会的孤立　□ その他（　　） | | |
| | 【課題と思われる項目】 | | |
| | □ 金銭管理、契約行為についての課題<br>□ 預貯金が引き出せない　□ 請求・申告等手続きができない（年金・手当・生命保険・税金・定期預金の解約・有価証券等）<br>□ 使いすぎてしまう<br>□ 支払いの必要性が理解できない　□ 入院・施設入所時の対応が必要<br>□ 資産が多い　□ 消費者被害にあったことがある<br>□ 通帳・印鑑の紛失・再発行が繰り返してしまう　□ その他（　　） | | |
| | □ 意思決定支援についての課題<br>□ 本人の意思を確認していない　□ 本人なりの意思決定を行うための最適な環境づくり（人・場所・タイミング等）が必要<br>□ 本人の意思が不明確・把握困難<br>□ 本人の望んでいることの実現が困難　□ 意思決定支援会議の開催が必要<br>□ 支援を拒否している　□ その他（　　） | | |
| | □ 法的保護の必要性、法的課題<br>□ 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止　□ 債務整理や自己破産が必要<br>□ 借金や他人の保証人になってしまう　□ 調停や訴訟が必要<br>□ 不動産がある・不動産の処分が必要　□ その他（　　）<br>□ 遺産相続の手続きが必要 | | |
| | □ 将来への備え<br>□ 身寄りがない、頼りたくない　□ その他（　　）<br>□ 親なき後、自分なき後の家族支援の不安 | | |
| | 本人や親族、支援者ができていること、頑張ってきたこと・強み（※強みを活かせるか、方針を検討する） | | |
| 協議して決定した具体的な方針 | □ 成年後見制度　□ 任意後見制度　□ 福祉サービス利用援助事業<br>□ 生活困窮者自立相談支援事業　□ その他（　　） | | |

「支援方針検討」記入シート

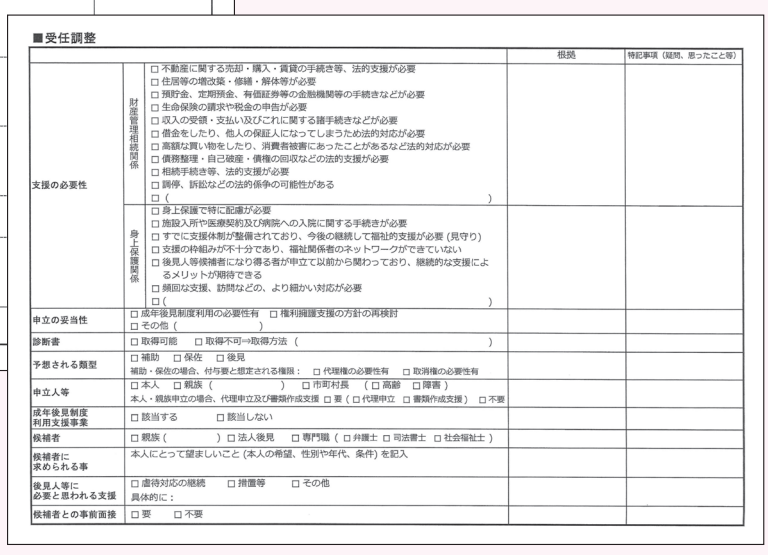

■受任調整

| | | | 根拠 | 特記事項（疑問、思ったこと等） |
|---|---|---|---|---|
| 支援の必要性 | 財産管理相続関係 | □ 不動産に関する売却・購入・賃貸の手続き等、法的支援が必要<br>□ 住居等の増改築・修繕・解体等が必要<br>□ 預貯金、定期預金、有価証券等の金融機関等の手続きなどが必要<br>□ 生命保険の請求や税金の申告が必要<br>□ 収入の受領・支払い及びこれに関する諸手続きなどが必要<br>□ 借金をしたり、他人の保証人になってしまうため法的対応が必要<br>□ 高額な買い物をしたり、消費者被害にあったことがあるなど法的対応が必要<br>□ 債務整理・自己破産・債権の回収などの法的支援が必要<br>□ 相続手続き等、法的支援が必要<br>□ 調停、訴訟などの法的係争の可能性がある<br>□（　　） | | |
| | 身上保護関係 | □ 身上保護で特に配慮が必要<br>□ 施設入所や医療契約及び病院への入院に関する手続きが必要<br>□ すでに支援体制が整備されており、今後の継続して福祉的支援が必要（見守り）<br>□ 支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークができていない<br>□ 後見人等候補者になり得る者が申立て以前から関わっており、継続的な支援によるメリットが期待できる<br>□ 頻回な支援、訪問などの、より細かい対応が必要<br>□（　　） | | |
| 申立の妥当性 | | □ 成年後見制度利用の必要性有　□ 権利擁護支援の方針の再検討<br>□ その他（　　） | | |
| 診断書 | | □ 取得可能　□ 取得不可⇒取得方法（　　） | | |
| 予想される類型 | | □ 補助　□ 保佐　□ 後見<br>補助・保佐の場合、付与要と想定される権限：　□ 代理権の必要性有　□ 取消権の必要性有 | | |
| 申立人等 | | □ 本人　□ 親族（　　）　□ 市町村長　（□ 高齢　□ 障害） | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | | □ 該当する　□ 該当しない | | |
| 候補者 | | □ 親族（　　）□ 法人後見　□ 専門職（□ 弁護士 □ 司法書士 □ 社会福祉士） | | |
| 候補者に求められる事 | | 本人にとって望ましいこと（本人の希望、性別や年代、条件）を記入 | | |
| 後見人等に必要と思われる支援 | | □ 虐待対応の継続　□ 措置等　□ その他<br>具体的に： | | |
| 候補者との事前面接 | | □ 要　□ 不要 | | |

「受任調整」記入シート

## 工夫ポイント2　本人情報等をまとめた調査票で、権利擁護支援チーム内で情報を共有

権利擁護支援チームのケース会議では、本人を中心としたよりよい支援の実現に向け、本人の思いや人柄などの情報を重視している。その際に使用しているのが、事前にケアマネジャー等の身近な支援者が記入する調査票だ。中核機関独自の調査票で、申立てに至った経緯や課題が分かるだけでなく、出生からこれまでの生活歴、本人の人柄や強み、意思に加えて、解決すべき課題等も書き込めるようになっている。記入された内容については、必要に応じてセンターの職員が支援者と一緒に本人を訪ねて補足情報を追記し、より詳細にまとめている。さらに、成年後見人等が活動しやすいように、代理権に関しても明確化している。これらの情報を基に、本人の思いや課題および支援の方向性について共通認識を持ち、支援チーム内の役割分担も明確にしている。役割分担を明確化するのは、本人がチームの誰に相談すべきかについて迷わないようにするためだ。実際の支援では、役割担当に任せきりにするのではなく、支援チーム全体でサポートしていく体制を取っている。これらの工夫によって、本人の意思を尊重した最善な支援の方向性へとつないでいる。

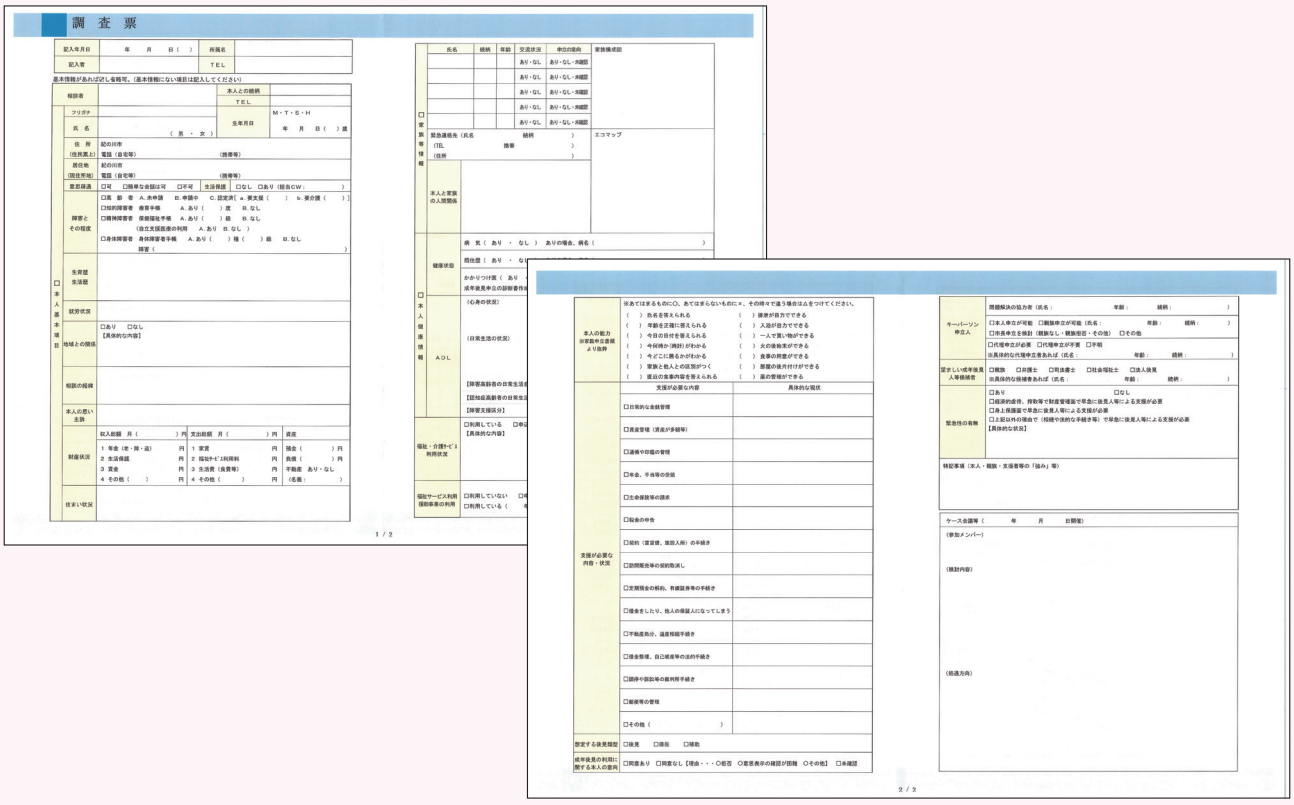


## 工夫ポイント3　こまめに支援状況を把握、支援調整委員会での専門的なアドバイスでもバックアップ

支援開始から1年後を目途に権利擁護支援チームに対して定期開催するモニタリングでは、支援内容の振り返りや確認、相談などを行う。加えて、普段から支援状況などを把握するようにも努めており、気軽に話せる関係性を築くようにしている。研修会や会議などで支援チームのメンバーに会ったときには、支援の様子などを聞き、本人の思いやライフスタイル等の変化によって支援の方向性にずれが生じているような場合は、その違いが小さいうちにケース会議を開いて支援していく。また、新たな課題によって支援の方向性を再検討する必要が生じた場合は、支援調整委員会でバックアップすることも想定している。支援調整委員会は、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職や行政職員等によって組織し、さまざまな視点で支援を検討する。開催は月1回の定例で、支援の方向性を検討するほか、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の必要性、成年後見人等の候補者などについて個別に検討し、支援チームをサポートしている。

## モニタリング体制の一層の強化と、支援の拡充を目指す

家庭裁判所との連携を深めるほか、独自の記入シートや調査票の活用、支援調整委員会による専門的なアドバイスを受けられるようになったことが大きな成果だ。また、中核機関として周知・啓発・支援方針検討等を通じ、福祉行政を含む関係機関・支援者等が、権利擁護に対する認識、関心、知識を深めたことも成果の一つである。整備後、約2年で一定の共通理解のもと支援方針を検討、判断することができるようになり、最近ではガイドラインの見直し等を進め、より効率が上がるように対応方法の工夫に取り組んでいる。また、本人の思いと支援の方向性の違いを生じさせないためにも、より短期的なスパンでモニタリングを定期的に行い、バックアップ体制を強化していきたいと考えている。

親族後見人のバックアップについては、申立てから関わっていないことが多いために把握が難しく、支援体制が取れないことが多い。今後は、親族後見人への書類送付の際にセンターのチラシを同封してもらえるよう家庭裁判所にお願いをしたり、支援体制の周知を徹底したりするなど、親族後見人のフォローアップを目指していきたいと考えている。

センターとしては、成年後見制度を運用するしくみが整ったため、さらに業務の質の向上を目指していく。人事異動で職員が交代となった際にも業務の質が保てるように研修の充実を図るとともに、チラシの配布や、出張講習会などのアウトリーチ型の周知・広報活動にも注力し、相談窓口の存在を市民へ浸透させ、適切な制度利用につなげていきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

令和4(2022)年に中核機関を整備してから1年半、ご本人や住民、支援者の方々の相談に応じるために、さまざまな職種の方々と関係を築いてきました。今後は、より広く地域の皆さんにセンターの存在を知っていただき、支え合っていけるような体制がつくれたらと考えています。紀の川市は、県内でも先駆的に成年後見制度に取り組んできた自治体です。今後も、県全体の取組を推進し、アドバイザー的な役割を果たしていきたいと考えている。

また、最近は県内でも中核機関を整備する地域が増えていますので、成果が出ている活動を参考にさせてもらうなどしてお互いに連携を取りながら、ともに権利擁護支援の理解者を増やしていく活動を行っていければ心強いと思っています。

参考URL 連絡先


紀の川市社会福祉協議会
権利擁護センター「架け橋」
TEL 0736-66-1211
URL https://kinokawashishakyo.jp
E-mail info@kinokawashishakyo.jp

# 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組

## 〈権利擁護支援チーム開始の支援と必要に応じたバックアップ〉

| 自治体<br>中核機関名 | 愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町<br>宇和島地区権利擁護センター ピット | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 3つの会議でスキルアップ、アウトリーチで顔の見える関係づくり | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 101,063人 |
| 面　　積 | 1,047.481㎢ |
| 高齢化率 | 45.0% |
| 地域包括支援センター数 | 4か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 73 人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 17か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,282人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 866人 |

令和5(2023)年8月31日時点

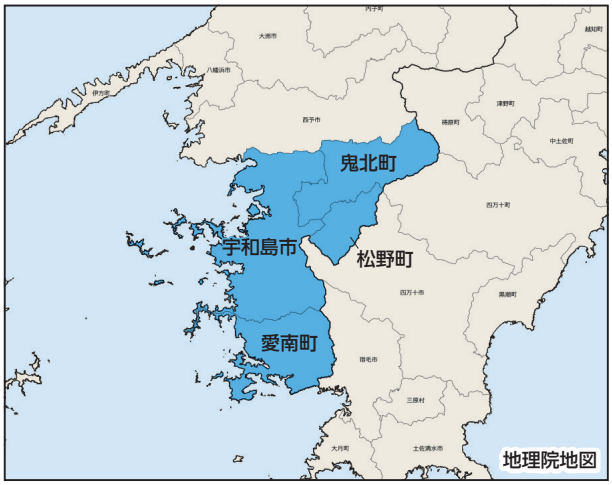


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 189人 | 138人 | 35人 | 15人 | 1人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 23件 | 19件 | 8件 | 8件 |
| 内訳 | 高齢者 | 18件 | 17件 | 7件 | 8件 |
| | 障害者 | 5件 | 2件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施(準備中)

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年4月 | 宇和島市社会福祉協議会に中核機関を委託 |
| 令和4(2022)年5月～ | 法律専門家による成年後見制度相談会を各市町で開催 |
| 令和4(2022)年7月～ | 宇和島市と中核機関が合同で出張相談会を、宇和島市内商業施設で毎月1回開催 |
| 令和4(2022)年10月 | 各市町で地域連携ネットワーク会議を設置、開催 |
| 令和4(2022)年12月 | 1市3町地域連携ネットワーク協議会を設置、開催 |
| 令和5(2023)年6月 | 権利擁護センターだより(ピット通信)を発行 |
| 令和5(2023)年8月 | 権利擁護担当者交流会を開催 |

## 成年後見制度利用のニーズの発掘と体制整備の遅れが課題だった

宇和島地区権利擁護センター ピット(愛称:ピット／以下、「ピット」という。)は、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の1市3町が共同で、宇和島市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に運営を委託する形で設立された。平成30(2018)年度より、松野町、鬼北町、愛南町は、宇和島市と定住自立圏域(宇和島圏)の協定を結んでおり、日常生活に必要な機能を共有する協力関係を構築していた。令和元(2019)年、宇和島市が中核機関整備を検討するに当たり、財政負担の軽減や効率的な専門職の確保、さらには広域での同一水準のサービス提供が可能となるメリットを考慮し、宇和島市と松野町、鬼北町、愛南町の1市3町で中核機関を整備することとなった。この1市3町では、認知症高齢者や障害者手帳保持者など、将来、成年後見制度の利用を必要とする可能性の高い人が多いにも関わらず、実際に利用する人は少なく、ニーズの発見・掘り起こしが急務となっていた。広域での中核機関の立ち上げに当たっては、各市町の連携と権利擁護支援チームを支えるネットワーク体制の構築が求められた。また、各市町の職員をはじめ、保健・福祉・医療関係者などの日々本人を支える人や住民の間に成年後見制度に対する理解が進んでいないことも懸念されていた。そうした事情から、制度を必要とする人への支援に、支障や遅れが出ることが課題となっていた。

### 工夫ポイント① 3つの会議で支援体制を強化

成年後見制度を利用する本人と権利擁護支援チームをサポートする体制として、3段階の会議体「ケース会議」「地域連携ネットワーク会議」「地域連携ネットワーク協議会」を設けた。

まず、ケース会議においては、利用者の生活を支える立場にある家族・親族、相談支援事業所、各市町の行政や社協、ケアマネジャー、医療機関等がチームになって、必要な支援体制について検討する。その際、ピットは、本人の意思が尊重されているか、適切な制度利用は何かを確認する。検討の結果、申立てに進む場合は、本人の身近な支援者が相談シートを記入する。その後、再度本人を訪問してアセスメントを行い、受任者調整審査会に進む。受任者調整審査会では、相談シートが受任者を決定する重要な判断材料となっている。シートの記入に関しては、適切な後見人等を選出するために本人や家族の状況がしっかり反映できているかどうかを必ずチェックしている。

年1回開催する地域連携ネットワーク会議では、各市町のケアマネジャー、消費生活センター、地域包括支援センター、福祉課、社協などが、現場の状況や課題を共有し、権利擁護支援チームへの支援方法や役割分担などを検討し、連携体制の強化を図る。会議で上がった内容は、次のステップとなる地域連携ネットワーク協議会(年1回開催)に引き継がれる。参加メンバーは弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、1市3町の行政および社協職員、さらにアドバイザーとして家庭裁判所の担当者を迎え、相互に連携・協力を図りながら、権利擁護支援チームを支援していくための地域における課題共有と検討、解決に向けた調整について協議を進めていく。

3つの会議体における多角的な視点に基づいたアセスメントやネットワークにより、各関係機関のスキルアップが促され、課題の共有や検討、解決に向けて、自発的に協力していこうとする姿勢も生まれている。

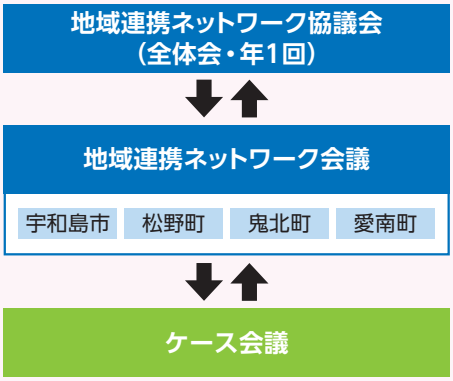

地域連携ネットワーク会議の様子

## 工夫ポイント2　アウトリーチ型の活動で広域でのチーム連携を強化

広域ならではの取組として、各地域の機関やコミュニティを訪ねて周知活動や勉強会を行うアウトリーチ型の活動にも力を入れている。各地域に足を運んで顔の見える関係を丁寧につくり、スキルアップを図り続けることは、権利擁護支援チームの土台をつくり、本人へのスムーズな支援につながるからだ。

また、1市3町の連携を図るために、各市町の福祉活動の中心を担う機関（行政の福祉課や地域包括支援センターなど）を定期的に巡回し、地域課題を共有している。さらに、居宅介護支援事業所、医療機関、介護施設、スーパーや公共機関等の窓口、団体の会議などを訪問し、成年後見制度に関するチラシの配布と説明を行って顔の見える関係づくりに努めている。

弁護士・司法書士による住民向けの「成年後見制度相談会」も月1回ペースで各市町を巡回開催している。この相談会は、法律に関する相談を広く受け付けるとともに、成年後見制度に関わる課題を抽出する場としている。

相談会の告知は、全戸配布のピットの広報誌「ピット通信」や、各市町の行政および社協の広報誌に掲載するほか、職員がケーブルテレビで宣伝するなど、さまざまな手段でより広く伝わるように心がけている。

ケアマネジャーや民生委員、行政や社協の担当者など、関係各所からも要望があればピットの職員が出向いて勉強会を開催する。福祉関係施設の職員を対象に、講師を招いて勉強会と事例検討会を兼ねた交流会も開催している。

このような周知・啓発活動で成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進することにも力を入れ、権利擁護支援チームが活動しやすい環境を整備することを目指している。

## 工夫ポイント3　親族後見人・法人後見の実務的な相談にきめ細かく対応

ピットでは、親族後見人への支援として、財産管理や書類作成などを行う際のサポートも行っている。法的なサポートが必要な場合は、連携している弁護士やリーガルサポートにつなげることもある。実際に申立てから関わった親族後見人からの相談には、メールや電話で随時、相談に応じている。中核機関を委託されている宇和島市社協は法人後見にも取り組んでおり、独自に法人後見マニュアルも作成している。法人後見について相談があれば、宇和島市社協が法人後見の経験者として、より実務に即したアドバイスも行っている。

## 専門職・住民と協力し権利擁護支援の輪を広げていきたい

ピットでは、成年後見制度の周知活動やさまざまな会議、交流会や勉強会を通じて、関係者同士で顔を合わせる機会をつくり、その都度連携を強め、相互のスキルアップに努めてきた。こうした一連の取組は、権利擁護支援チームの連携強化に重要な役割を果たしている。また、関係者への勉強会を多く設けたことで、権利擁護支援チームの開始の支援にもつながっている。今後は、定期的なモニタリングによる支援の質の維持や向上、家庭裁判所との連携強化など、権利擁護支援チームへのバックアップにも注力していきたいと考えている。

関係機関向けセミナー

地域住民向けセミナー

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の愛称「ピット」には自動車レースなどで燃料補給や修理を行う場所という意味があり、人生の中で生じる問題や不安に一緒に向き合い、その人らしく歩む力を補給できる場所でありたいという思いが込められています。最近ではピットの愛称が少しずつ地域に浸透して相談者が増えてきており、広報に力を入れてきた効果を実感しているところです。各市町の行政や社協の職員の皆さんは、中核機関の取組を自分事として捉えて快く協力してくださいます。多くの方々と関わりながら仕事ができることは広域ならではのメリットで、それによって私たち職員は助けられ、スキルアップもしています。成年後見制度を利用されている方からの「ありがとう」というお礼の言葉や、窓口対応での「何かあったら相談しますね」、講座での「分かりやすかったよ」などといった住民の方々からのお声がけは、また「がんばろう!」と思える力になっています。今後も住民の方々からいただくあたたかいお声がけを糧に、業務に取り組んでいきたいと思います。

ケーブルテレビでの啓発活動

参考URL 連絡先

宇和島地区権利擁護センター ピット
TEL 0895-28-6033
URL https://www.uwajima-shakyo.or.jp
E-mail fukushi.wel@uwajima-shakyo.or.jp

# 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組

## 〈支援の見直しに係る検討・調整〉

| 自治体<br>中核機関名 | 宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町<br>延岡・西臼杵権利擁護センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(一般財団法人) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | モニタリングと家庭裁判所との定例会で情報共有 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 135,615人 |
| 面　積 | 1,554.96㎢ |
| 高齢化率 | 43.44% |
| 地域包括支援センター数 | 14か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 44人※ |
| 障害者相談支援事業所数 | 19か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,603人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,088人 |

令和5(2023)年3月31日時点　※:令和4(2022)年度実績

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 389人 | 250人 | 97人 | 40人 | 2人 |

令和5(2023)年6月30日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 28件 | 30件 | 39件 | 17件 |
| 内訳 | 高齢者 | 25件 | 29件 | 31件 | 15件 |
| | 障害者 | 3件 | 1件 | 8件 | 2件 |

令和5(2023)年6月30日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 31件 | 1件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年6月30日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年10月 | 中核機関の運営を開始(委託契約、4市町協定締結) |
| 令和2(2020)年2月 | 成年後見制度利用促進フォーラムを開催 |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関主催によるマッチングを開始(宮崎県社会福祉士会と延岡・西臼杵地域中核機関整備運営業務における連携に関する協定を締結) |
| 令和4(2022)年7月 | 成年後見制度(法定)申立てマニュアルを作成<br>※延岡市高齢者福祉協会(https://www.emuemukai.jp/service/yougo_center) |
| 令和4(2022)年10月 | 中核機関主催による市民後見人養成研修を開始 |

## 被後見人や支援チームから相談があってもアプローチできずにいた

延岡・西臼杵地域では、令和2(2020)年度より成年後見申立ての際には行政等の協力のもと、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会をはじめとする専門職を交えた受任調整会議を経て、申立て時にその結果を家庭裁判所にも伝えることにより、後見人等が選任されている。しかし、後見開始後に、後見人等と被後見人等のコミュニケーション不足や支援方針と本人の意向の相違などが生じることもある。延岡・西臼杵権利擁護センター(以下、「センター」という。)には、被後見人や支援チーム(後見人等、親族、福祉・医療、地域の関係者等)から、そのような相談が寄せられていた。しかし、センターには直接当事者間に介入・指導する権限がないため、状況を改善するためのアプローチができずにいた。専門職後見人からも「中核機関は何もしてくれない」との意見があったこともあり、中核機関として後見人等と被後見人をマッチングして実際に後見開始した後も、よいマッチングができたかどうかをフォローする必要があった。

### 工夫ポイント1 判断基準を整理し、後見人等・支援チームへのモニタリングを実施

センターでは、被後見人や支援チームからの相談に対処するに当たり、後見開始後にモニタリングを実施することとした。その準備として、令和2(2020)年に後見人名簿に登録している社会福祉士(ぱあとなあ会員)に、モニタリングの必要性やチーム内での課題に関するアンケート調査を行った。また、延岡・西臼杵地域の行政機関でも、令和3(2021)年の第1期延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画の策定時に、被後見人や親族後見人、専門職後見人を対象に、同様のアンケート調査を実施している。それらの調査結果からも、後見人等の選任後に何らかのサポート体制が必要だという声が多いことを確認した。その後、1市3町の行政職員と議論し、後見人等を監督する家庭裁判所からの後見人等の適格性についての一般論を参考にした上で、モニタリングの必要性に関する3つの判断基準を設け、令和5(2023)年度より成年後見制度に関する支援活動のモニタリングを開始した。

ケースによりモニタリング後の対応方法は異なるが、下表の①の場合は後見人や支援者に電話で状況伺いをすることもあれば、中核機関の主導で関係者が集まって話し合いをすることもある。②の場合は中核機関が関係者の間を取り持つ形で、必要に応じて関係改善のサポートに入る。③については、時間を置いても改善の余地が見込めない場合は後見人等や中核機関から家庭裁判所へ相談するほか、ケースによっては、後見人等から、家庭裁判所へ「辞任・選任の申立て」を行って、後見人等の交代に至った事案もある。当初の予定では、定期的に行うチーム会議でモニタリングの要否を判断することとしていたが、実際には表中の②③に該当するケースが多い。

| 必要性の判断 | 具体的な項目 |
|---|---|
| ① 中核機関が、モニタリングの必要性があると判断した場合 | ●新人(初回受任)が受任した場合<br>●業務過多の可能性がある場合<br>●複合的課題があるなどチームの体制が不十分な場合<br>●リレー方式の必要性がある場合 |
| ② 中核機関が、対応に困難を感じている場合(苦情受付を含む) | ●関係者間の意見・方針の相違がある場合(例:後見人等が支援者の意向に添わないことへの不満や疑問等)<br>●コミュニケーションの不足がある場合(例:連絡がつきにくい、後見人等が本人に会いに来ない等)<br>●後見人等のミスマッチ事案の場合(例:本人・家族等との関係がうまくいかなくなっている、選任から相当期間経過後も信頼関係が形成されない等)<br>●その他(例:報酬が高い、職務内容に見合っていない等) |
| ③ 後見人等が、対応に困難を感じていると思われる場合 | ●後見人等に過度の業務負担がある場合(不満・悩みを聞いてもらう機会の不足、チーム体制が不十分)<br>●本人・親族等が後見制度・実務の理解がない場合<br>●本人、関係者の特質・粗暴性等が認められる場合 |

## 工夫ポイント2　相談支援経過記録の分析と専門職団体との協力のもと、トラブル再発防止へ

支援チームから相談を受け付けた後は、確実に解決につなげられるように、相談支援・申立て支援の経過記録を残している。経過記録は相談方法や相談者の所属だけでなく、相談者がどのような状況にあり、中核機関がどのように対応を行ったかなどを詳しく記述するものになっている。記録はデータベースとして管理し、年度ごとにどのような相談が多かったか、相談者の所属はどこが多かったかなどを分析し、トラブルの再発防止対策も講じている。

例えばケアマネジャーからの相談が多ければ、その相談内容に対応するケアマネジャー向けの研修会を行うなど、同じような問題が起きないようにするための支援も強化している。社会福祉士の場合は、宮崎県の社会福祉士会（ぱあとなあ）で毎月1回意見交換会（中核部会）を行い、各中核機関に所属する社会福祉士同士で、窓口に寄せられた相談やその対応方法について情報交換を行い、各自が見識を深める努力をしている。後見業務を請け負っている場合には自らの業務を振り返り、何らかの課題がある場合には社会福祉士会がサポートも行っている。

後見人等の裁量に関わる部分には、センターは介入しづらい。特に、専門職後見人であればなおさらだ。センターが受け付けた相談への対応には、各専門職団体の協力や指導も欠かせない。そのため、寄せられた相談に関する情報を専門職団体に提供し、専門職団体から後見人等へ指導してもらえるよう働きかけることも検討している。

## 工夫ポイント3　家庭裁判所と月に1度定例会を行って連携を強化

適切な受任者調整や支援チームのサポート、支援内容の見直し・改善のためには、家庭裁判所との連携が欠かせない。そこで、センターが中核機関を受託した翌月から月に1度、後見等制度の安定的かつ発展的な運用を図るために、家庭裁判所との定例会を開催している。この定例会は、家庭裁判所からの「連携強化のために定期的な話し合いの機会を設けよう」との提案をきっかけに実現した。家庭裁判所からは支部長や主任調査官、主任書記官が出席する。その後は各市町の行政機関も加わり、行政機関・家庭裁判所・中核機関の三者で定期的に意見交換を行っている。定例会を通して福祉・行政と司法の相互理解が深まり、連携強化につながっている。

成年後見制度の適切な利用に当たっては、後見人等の選任後にも制度運用の実情等について、センターと家庭裁判所が認識を共有し、意見交換をしていくことが重要だと考え、互いの役割や立場を踏まえ、情報提供・情報共有の在り方の取り決めを行った。その内容は表にまとめて共有している。この協議により、後見人等の不正が疑わしい事案や、利用者と後見人等との相性の不一致から後見人等を交代するリレー方式を実施する場合でも、円滑に連携を取りながら対応できるようになった。

弁護士と共に行う研修会

## 専門職後見人や親族後見人への支援に注力

センターでは、令和5(2023)年4月から9月の半年間で、延べ12件の後見人のモニタリングを実施した。モニタリングによって課題解決へつながったケースもある。被後見人に話を聞いて精神的負担を軽減するだけで解決できたケースもあれば、後見人等から家庭裁判所に辞任・選任の申立てを行い、後見人等の交代に至ったケースもある。後見人等の業務に対する支援者からの相談ケースでは、中核機関の職員がサービス担当者会議に参加し、成年後見制度でできること・できないことを説明したところ、支援者の理解が得られたほか、制度の啓発にもつながった。

今後は、専門職後見人に関する相談対応策として専門職団体との連携を強化したり、日頃の後見業務について専門職後見人同士での意見交換会を開いたりすることで、課題発見やスキルアップを目指したいと考えている。また、親族後見人へのサポートも今後の課題である。親族後見人の後見事務に課題があっても、中核機関からは見えないことが多い。家庭裁判所で開催される後見事務説明会に参加し、中核機関の業務内容と親族後見人へのサポートについて説明した結果、地域内にいる100名ほどの親族後見人のうち、名簿登録者数が39名(令和5(2023)年12月時点)まで増え、親族後見人からの相談件数も伸びている。今後も家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、専門職後見人や親族後見人等をサポートしていきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関に寄せられる後見業務に関する相談に対応するためにはモニタリングの必要があるものの、中核機関の私たちが後見業務にどこまで立ち入ってよいのか、相談にどのように対応すべきか、判断に迷うことも少なくありません。後見人等の方に電話連絡をしたり事実確認をしたりする際にも、とても気を遣います。今後は、後見人等の方にモニタリングについての理解を深めてもらえるよう、率直なコミュニケーションを取れる機会をつくっていきたいと思っています。

延岡・西臼杵地域は、他の地域と比べて専門職の人数や予算が特に多いわけではありません。だからこそ、私たちと同じ悩みを持つ他の地域でも私たちの方法が役に立つ可能性もあります。日々、「日本をよくする仕事に取り組んでいるんだ」と考えて、やる気を奮い立たせています。

参考URL 連絡先

**延岡市役所 健康福祉部 健康長寿課**
TEL 0982-20-7203
URL http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/index.html

**延岡・西臼杵権利擁護センター**
TEL 0982-20-4515
URL https://www.emuemukai.jp/service/yougo_center

コラム 社会福祉士さんに聞きました

# 担い手リレーの工夫

公益社団法人日本社会福祉士会　成年後見担当理事　星野 美子さん

## 担い手の交代とはどういうこと??

みなさまの地域では、後見人等を交代することについて、具体的に検討したことがあるでしょうか？　その場合、どういう理由からそういった検討が必要となっていると理解されているでしょうか。実は、支援の見直しの一環として、担い手が代わることを検討することについては、いくつかのポイントが考えられるのではないかと思っています。

まず、ひとつめは、交代の必要性が誰の目線から提案されているかです。第二期計画では次のような記載があります。「(前略)本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。さらに、適切な後見人等の選任・交代は、本人が納得した上で、後見人等に対して適切な報酬が支払われることにも関係するものと考えられる」。つまり、交代の必要性がこれまでのように受任者側の事情や、本人はそんなことを思っていないのに、本人を支える家族や支援関係者側から交代したほうがいいのでは、という意見が出されることがあったとしても、本人側の状況からきちんと検討をしていく必要があるということなのです。

次に、本人が「この人ではない人に代わってほしい」と言ったり、本人側の状況から検討された交代の必要性(関係者からみた客観的な判断における本人にとってのメリットから出された交代の必要性)であっても、本当に交代することが妥当なのか、交代した場合に支援チームはどのように変化するのか、その変化に対して中核機関としてどんなバックアップを行うのか、といった検討が求められます。

ここまで検討されて最後のポイントとして出てくるのが、誰に(あるいは法人であればどの機関に)交代することが適切か、といった検討になります。しかし、現実には、はじめの二つのポイントがあまり検討されずに、いきなりここから検討を始めているような実態をよく目にします。

後見人の交代、という話が出ると、すぐに専門職から市民後見人へのリレーが頭に浮かんでしまうのは、こういった事情が影響していると考えます。もちろんそれも重要かつ必要な選択肢ですが、それだけを結論として考えるのではなく、いろいろなバリエーションがあること、地域の実情がどうなっているかを併せて検討する必要があります。

例えば、市民や親族から専門職に交代することを検討する事案もあるでしょうし、いきなり交代するのではなく、複数選任をステップとして、本人との関係性の構築や本人の意向を踏まえて適切な時機に専門職が辞任をし、より身近な市民が単独で担う、ということも実際には運用が進んでいます。

いずれにしても、個々の状況に応えるためには、選択肢が多く用意されていることが求められます。市民後見人の育成に取り組む自治体、中核機関は多くなっていますが、専門職からの交代ばかりをイメージしていると、次のような課題にぶつかります。

- 市民が担えるような後見事務が想定される対象者がいない(市民には難しい)
- 養成研修の実施を周知しても受講したいという市民がほとんどいない(いるのに、厳しい選考の結果、少人数しか受講しないため、費用対効果から予算確保ができない)

自治体によっては、研修を基礎と応用のように分けて、後見制度や権利擁護支援について広く市民に知ってもらうことをまず行い、そこから後見人を担うことを希望する人を対象とした研修に進んでもらうというやりかたもあります。

また、そもそも市民後見人は専門職の代替として存在しているわけではないので、より支援チームの形成支援、自立支援が叶う地域になっていくためには市民の力が活かせる地域づくりには欠かせない存在です。そこに地域の専門職も加わることによって、一人の後見人がその人の人生まで丸抱えしなければならないような後見制度のイメージを払拭していくことに寄与する市民、という発想の転換こそが、中核機関には求められるのではないでしょうか。そう考えると、地域の実情に合わせていろいろと自由な取組が思い浮かびませんか?

## ■担い手のリレーのパターン(一例)

| | 申立て時の担い手 | 交代した際の担い手 | 本人にとってのメリット等 |
|---|---|---|---|
| ① | 専門職 → | 市民 | 申立て時の課題が一定程度解決されたあと、地域のより身近な(心理的にも)人が個別性を重視して関わることが可能となる |
| ② | 市民や親族と<br>専門職の複数選任 → | 市民や親族の単独選任<br>(専門職の辞任) | ①の形が無理なく進行できる |
| ③ | 親族 → | 市民や専門職 | 親族が、後見人等の事務負担なく、本人にとって必要な関わりが維持される |
| ④ | 市民や親族 → | 専門職<br>(追加選任もある。追加選任後も②のパターンが可能) | 申立て時には想定されなかった課題(法的・身上保護的)に対応できる |
| ⑤ | 法人 → | 市民 | 法人後見の担当者が、法人ではなく一市民として対応できるタイミングで交代すると、双方に負担が少ない |
| ⑥ | ①〜④ → | 法人 | 個人で受任することが難しい状況が生じたときに本人に不利益を及ぼさず継続できる |

コラム 弁護士さんに聞きました

# 意思決定支援を踏まえた支援評価の工夫

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）　副代表　水島 俊彦さん

最近、意思決定支援に関して、厚生労働省等からさまざまなガイドラインが発出され、研修なども各地で行われるようになってきました。皆様の地域ではいかがでしょうか。

同時に、研修は受けてみたけれどなかなか実践に移すことは難しい、本人に意思決定支援が十分に提供できているのかについてどのように評価すれば良いのか、などといった声も挙がっています。

## 意思決定支援の基本とは？

そこで、まずは意思決定支援の基本を確認しておきましょう。

まず、障害者権利条約では、支援付き意思決定（Supported Decision-Making）、すなわち本人自身が支援を受けながらも自らの意思を決定し、法的能力を行使していくことが重要とされています。意思決定支援は、確立した定義はありませんが、その本人の自己決定を支えるために支援者が行う様々な取組みを指しています。

よく誤解されがちなのですが、本人の最善の利益を図ろうとすることと意思決定支援をすることはイコールではありません。特に、「良かれと思って…」との表現に象徴される、いわゆる最善の利益に基づく対応は、代行決定の場面、すなわち、本人の意思推定すら困難な場面や見過ごすことのできない重大な影響等が避けられないときに、最終手段かつより制限の少ない方法において実施されるものであり、本人自身の決定を支える意思決定支援とは、決定主体もアプローチ方法も異なっています。条約の批准国の審査を行う国連は、「最善の利益」という用語を批准国が使用し続けることを懸念しており、本人の意思や選好、価値観により重きを置いた支援付き意思決定の体制構築を日本に対して求めています。

## 意思決定支援を難しくしているのは私たち自身？
## ―今までの支援を見つめなおすことからはじめる―

意思決定支援は特別な場面における特別な行為ではありません。私たちの人生は選択の連続で成り立っています。そのように考えれば、私たち一人ひとりが、機能的障害のあるなしにかかわらず、多かれ少なかれ意思決定支援を受けているともいえます。

そして、意思決定支援の阻害要素となるのは、実は私たち自身が持つ「先入観」です。特に、本人の考え方と自分やチームのそれを比べて、自分たちの方が正しいはずだと思ったときには、良かれと思って本人を自分たちが思う「正しい」方向へ引っ張り込んでしまうことがよくあります。

危機的な状況においては、法律上の権限のある人や自治体として、そのような対応をせざるを得ないこともあるでしょう。しかし、意思決定支援とは全く異なる介入方法であると理解しておく必要があります。この点、度重なる説得の上で本人が「はい」と承諾したから本人の意思決定だと捉えてしまうことに慣れてしまうと、それが本人の自己決定に名を借りた他者による代行決定であることに気づかず、結果として、本人の自己選択の機会や人生のコントロール感をどんどん奪ってしまうことにもなります。そうなると、本人の権利を守っているつもりが、いつのまにか権利を侵害していることにもなりかねません。

## 意思決定支援の効果を確かめるには?

意思決定支援の評価のあり方についても考えてみましょう。未だ世界を見渡しても確立した評価の基準はありませんが、例えば、各種の意思決定支援ガイドラインの文中に記載されているポイントを十分に踏まえられているか、自己評価又はグループでの評価を行うことが考えられます。

例として、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインにおけるポイントを抜き出した以下のような振り返りシートを作成しましたので、ぜひご活用ください。

意思決定支援に関する研修の後、本人との面談、ケース会議、地域包括ケア会議、支援調整会議等の実践場面でこうした振返りシートを用いることを習慣づけることで、自分自身及びチームメンバーが、意思決定支援を意識した対応を心がけることに繋がるのではないかと思われます。

その他、最近ではさまざまな意思決定支援のツールも開発されていますが、私が所属しているSDM-Japanでは、意思決定の手前にある、本人の心からの希望や選好・価値観を把握することに焦点をおいた「トーキングマット」というツールを活用しています。こちらのツールは、余暇・住まい・仕事・健康・コミュニケーション方法・将来のこと等、様々なトピックごとに選択肢のカードが用意されており、「好き・普通・嫌い」等の尺度(スケール)を示したカードを見て、聞き手から選択肢のカードを渡された本人が1枚1枚マットの上に置いていくことで、本人自身のこころの中を見える化し、かつ、周囲の支援者もその情報を共有して動けるようなしくみとなっています。カードがあることで聞きやすくなり、また、本人も気軽に、楽しく一緒に取り組むことができるツールとなっていますので、意思決定支援の出発点として試しに使ってみるという方法も考えられます。

さまざまな様式やツールを活用しながら、互いに意思決定支援の質を高め合っていきましょう!

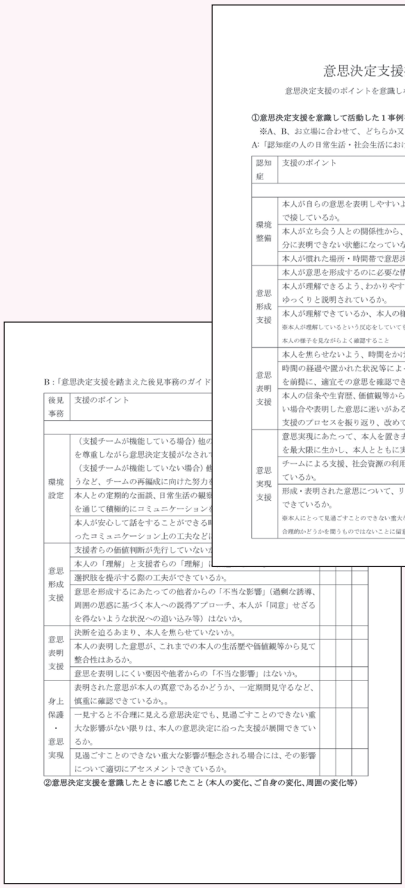
Ver.2

意思決定支援振り返りシート

意思決定支援のポイントを意識しながら、実際に実践してみましょう!

①意思決定支援を意識して活動した1事例を思い浮かべつつ、☑をお願いします。
※A、B、お立場に合わせて、どちらか又は両方の作成をお願いいたします。
A:「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」より

| 認知症 | 支援のポイント | 支援の中で意識したか ○ | △ | × |
|---|---|---|---|---|
| 環境整備 | 本人が自らの意思を表明しやすいよう、本人が安心できるような態度で接しているか。 | | | |
| | 本人が立ち会う人との関係性から、遠慮などにより、自らの意思を十分に表明できない状態になっていないか。 | | | |
| | 本人が慣れた場所・時間帯で意思決定支援ができているか。 | | | |
| 意思形成支援 | 本人が意思を形成するのに必要な情報が本人に提示されているか。 | | | |
| | 本人が理解できるよう、わかりやすい言葉や文字、図や表などにして、ゆっくりと説明されているか。 | | | |
| | 本人が理解できているか、本人の様子を見ながら確認できているか。<br>※本人の理解しているという反応をしていても、実際は理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認すること | | | |
| 意思表明支援 | 本人を焦らせないよう、時間をかけて対話ができているか。 | | | |
| | 時間の経過や置かれた状況等によって本人の意思は変わり得ることを前提に、適宜その意思を確認できているか。 | | | |
| | 本人の信条や生育歴、価値観等からみて本人の意思の整合性が取れない場合や表明した意思に迷いがあると考えられる場合等に、意思決定支援のプロセスを振り返り、改めて本人の意思を確認できているか。 | | | |
| 意思実現支援 | 意思実現にあたって、本人を置き去りにしていないか。(本人の能力を最大限に生かし、本人とともに実現に向かおうとしているか。) | | | |
| | チームによる支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用できているか。 | | | |
| | 形成・表明された意思について、リスクに対する慎重な検討と配慮ができているか。<br>※本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、徒らに見て合理的かどうかを問うものではないことに留意。 | | | |

B:「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイド

| 後見事務 | 支援のポイント | | | |
|---|---|---|---|---|
| 環境設定 | (支援チームが機能している場合)他の | | | |
| | を尊重しながら意思決定支援がなされて | | | |
| | (支援チームが機能していない場合)他 | | | |
| | うなど、チームの再編成に向けた努力を | | | |
| | 本人との定期的な面談、日常生活の観察 | | | |
| | を通じて積極的にコミュニケーション | | | |
| | 本人が安心して話をすることができる | | | |
| | ったコミュニケーション上の工夫など | | | |
| 意思形成支援 | 支援者らの価値判断が先行していな | | | |
| | 本人の「理解」と支援者らの「理解」 | | | |
| | 選択肢を提示する際の工夫ができているか。 | | | |
| | 意思を形成するにあたっての他者からの「不当な影響」(過剰な誘導、周囲の思惑に基づく本人への説得アプローチ、本人が「同意」せざるを得ないような状況への追い込み等)はないか。 | | | |
| 意思表明支援 | 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか。 | | | |
| | 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性はあるか。 | | | |
| | 意思を表明しにくい環境や他者からの「不当な影響」はないか。 | | | |
| 身上保護・意思実現 | 表明された意思が本人の真意であるかどうか、一定期間見守るなど、慎重に確認できているか。 | | | |
| | 一見すると不合理に見える意思決定でも、見過ごすことのできない重大な影響がない限りは、本人の意思決定に沿った支援が展開できているか。 | | | |
| | 見過ごすことのできない重大な影響が懸念される場合には、その影響について適切にアセスメントできているか。 | | | |

②意思決定支援を意識したときに感じたこと(本人の変化、ご自身の変化、周囲の変化等)

認知症の80代男性に「あなたにとって良い生活」をテーマにトーキングマットを実施。
日頃、たばこの火の不始末などで在宅生活に大きな課題を抱えていたが、実は本人は健康に気をつけており、たばこを吸いたいと思っていないことがわかった。支援者は、たばこ依存でチェーンスモーカーと思っていたが、本人の思いを知り、たばこを吸わなくていい支援につなぐことができた。
(佐渡市在住の支援者による実践例)

https://sdm-japan.net/what-you-can-do/practice/tools

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈成年後見制度や権利擁護支援の周知・啓発〉

| 自治体<br>中核機関名 | 石川県能美市<br>能美市社会福祉協議会くらしサポートセンターのみ | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | アウトリーチ型の周知活動で市民の権利擁護への意識を育成 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 49,694人 |
| 面　　積 | 84.14㎢ |
| 高齢化率 | 26.3% |
| 地域包括支援センター数 | 3か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 25人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 5か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 431人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 409人 |

令和5(2023)年4月30日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 70人 | 57人 | 12人 | 1人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 2件 | 6件 | 5件 | 4件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 5件 | 2件 | 3件 |
| | 障害者 | 2件 | 1件 | 3件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年7月 | 能美市社会福祉協議会(くらしサポートセンターのみ)に中核機関(成年後見制度の相談窓口)を整備(委託)(行政が実施) |
| 令和3(2021)年12月 | 茨城県牛久市社会福祉協議会とのオンライン視察研修を実施(行政が実施) |
| 令和4(2022)年3月 | 能美市成年後見地域連絡協議会を設立(中核機関が実施) |
| 令和4(2022)年3月 | 能美市成年後見利用促進計画を策定(地域福祉計画に含む)(行政が実施) |
| 令和5(2023)年2月 | 春まちぽかぽかプロジェクトにて市民公開講座を実施(中核機関が実施) |

## 成年後見制度の認知度が低く、相談につなげられていなかった

近年、全国的に認知症高齢者数、障害者手帳の保持者数、要支援・要介護者数が増加傾向にあり、その対応が課題となっている。能美市でもこのような課題を抱えており、能美市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、以前より日常生活自立支援事業を行っているが、成年後見制度の利用へつなぐようなケースが増えてきており、よりスムーズに成年後見制度の利用につなげられるよう令和3（2021）年7月に能美市より中核機関を受託した。

ただ、成年後見制度を知っている人は少なく、制度の利用に当たって、市民への周知・啓発が課題であった。また、ヘルパーやケアマネジャーなどの福祉職、医療や金融機関の職員などに向けても、成年後見制度を必要とする人を中核機関へつなげてもらえるよう、制度について学習の機会を設け、中核機関との連携を求めることも課題となっていた。

成年後見制度の利用のためには、市民が訪ねやすい相談窓口が必要となる。能美市内には従来、地域包括支援センターである「あんしん相談センター」が3か所あり、介護・福祉・保健・医療などに関する相談業務をそれぞれが連携しながら行っており、市民になじみ深い相談機関となっている。そこで、既存のあんしん相談センター3か所に新たに整備した中核機関を加えた合計4か所を成年後見制度の一次相談窓口とし、複合的な課題のあるケースや成年後見制度の利用が必要なケースは、中核機関にある二次相談につなげるという体制を整えた。ただ、市内4か所の相談窓口を市民へ周知することや、成年後見制度への理解を深め、地域全体で制度利用が必要な人を制度につなげるネットワークづくりが課題となっていた。

### 工夫ポイント① 周知・啓発資料配布時に各機関との関係性をつくる

住民の成年後見制度への認知度が低く、相談につながっていない実情を改善するためには、まずは周知が重要と考え、ガイドブックやポスターの制作・配布に力を入れている。関係機関への配布に当たり、成年後見制度について丁寧に説明することにも注力し、成年後見制度を必要とする可能性のある人やその家族の目に留まるように、図書館などの公共機関、医療・介護・福祉分野の施設、金融機関などには特に重点的に周知活動を行っている。資料を配布する際に成年後見制度についての説明を丁寧に行い、中核機関と各機関の職員が顔の見える関係性を築くことで、地域のネットワークづくりにもつながっている。

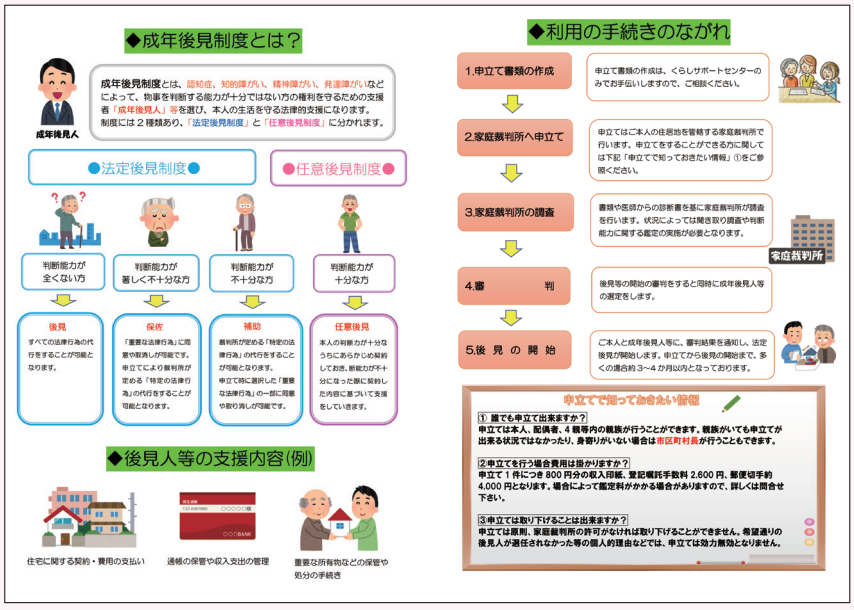

## 工夫ポイント2　住民や各機関に向けた「出前講座」でアウトリーチを推進

住民や医療・介護・福祉、金融関係などの各機関へ成年後見制度の周知を進めるために、制度についての研修会を開催している。毎年春先に行っている地域福祉について学ぶイベント「春まち ぽかぽか プロジェクト」（約1週間にわたってさまざまな地域福祉に関する講演会・パネル展示などで構成）では、行政書士を講師に迎えるなどし、成年後見制度セミナーを行う。そこでは参加者が意見交換も行い、終活の重要性や制度への理解を深める機会となっている。

また、研修会の会場に出向くことが難しい人や、医療・介護・福祉、金融機関へさらに情報を届けるために、10名以上の団体やグループを対象にした出前講座「成年後見制度とは？ ～大事な生活を送るために成年後見制度を正しく学びましょう～」にも力を入れている。各機関は、成年後見制度について知識を身につけることで中核機関の役割を知り、紹介もしやすくなり、中核機関としても、成年後見制度と関わりの深い各機関に足を運ぶことで、現場の実情・課題などの情報を得ることができる。さらに、各機関と顔の見える関係性を築くチャンスにもなり、地域のネットワークづくりにも役立っている。出前講座を受けた金融機関の職員からは「これまでは、多額の預金を頻繁に下ろしにきたり、お金の管理がうまくできなくなったりしている顧客への対応方法に戸惑うことがあったが、制度の説明がしやすくなった」という声や、医療・介護関連の職員からは「成年後見制度の紹介をどのタイミングで検討したらいいのか分からなかったが、不明瞭な部分が明確になり中核機関につなげやすくなった」という感想も寄せられている。

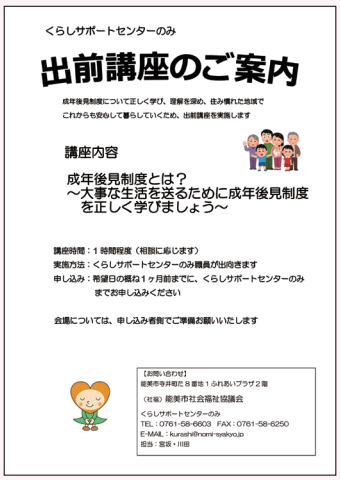
くらしサポートセンターのみ

出前講座のご案内

成年後見制度について正しく学び、理解を深め、住み慣れた地域で
これからも安心して暮らしていくため、出前講座を実施します

講座内容

成年後見制度とは？
～大事な生活を送るために成年後見制度
を正しく学びましょう～

講座時間：1時間程度（相談に応じます）
実施方法：くらしサポートセンターのみ職員が出向きます
申し込み：希望日の概ね1ヶ月前までに、くらしサポートセンターのみ
までお申し込みください

会場については、申し込み者側でご準備お願いいたします

【お問い合わせ】
能美市寺井町ヒ８番地１ふれあいプラザ２階
（社福）能美市社会福祉協議会
くらしサポートセンターのみ
TEL：0761-58-6603　FAX：0761-58-6250
E-MAIL：kurashi@nomi-syakyo.jp
担当・笠松・川田

出前講座の様子

## 工夫ポイント3　出前講座を協議会と市民をつなぐ場としても活用

中核機関の協議会では、出前講座の内容についても協議している。委員からのより多様な視点を講座内容に反映させ、広く市民の成年後見制度への理解を深める内容となっている。

協議会構成メンバーは「支援する側」「支援を受ける側」のどちらの視点も入るように配慮し、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会を中心に、権利擁護支援に関わる当事者団体（障がい・高齢者福祉事業所など）、金融機関、医療機関、医師会、ケアマネジャー連絡会、オブザーバーとして家庭裁判所やあんしん相談センター（地域包括支援センター）などで構成している。「支援を受ける側」として、例えば成年後見制度の利用者や利用を検討している人、地域の人等に参加してもらうことで、現場の状態や苦労話を間近に聞くことができ、地域の課題の発見にもつながる。「支援を受ける側」と「支援する側」が意見交換をすることは、互いの理解を深める貴重な機会にもなる。協議会で得た新しい視点をメンバーがそれぞれ持ち帰り、その後の支援業務に役立てられるメリットも大きい。

協議会（年2回開催）の参加メンバーは固定しているが、その他に随時必要と思われる人に臨機応変に出席してもらい、偏りのない公平な視点を重視することで誰一人取り残すことのないきめ細かな支援を目指している。

## アウトリーチに力を入れ、現場との連携強化を目指す

ガイドブックやポスター、チラシなどの地道な配布活動の結果、成年後見制度の周知が少しずつ広がり、金融機関や医療・介護・福祉機関との連携が取りやすくなった。相談窓口では住民だけではなく、ケアマネジャーなどの福祉専門職から「今、担当している利用者に、成年後見制度が必要かどうかを知りたい」などという相談も増え、「中核機関ができてから、利用者のご家族にも成年後見制度を案内しやすくなった」という感想も寄せられている。出前講座は特に金融機関からの要望が多く、開催後には、金融機関の紹介によって中核機関を訪ねてくる市民も増え、成年後見制度の適切な利用へとつながったケースも出てきている。

今後も引き続き、周知・啓発のための資料の配布や相談受付といった既存の取組とともに、アウトリーチによる周知・啓発活動、情報収集活動に注力していく方針だ。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の仕事には、地域のさまざまな職種の方々とともに連携しながらやっていくところに、魅力があります。立場や世代を超え、たくさんの人とお会いすることで、それまで一つの視点でしか見られなかったものが、より多くの視点で捉えられるようになり、自分自身も成長しています。これまで一人で仕事を抱え込むことなくやってこられたのも、周囲の方々の支えがあったからこそ。今後は中核機関としても、「支援者を支援する」という視点を持つことが重要になってくると感じているところです。

以前、ご家族の成年後見制度利用について相談に来られた男性がいて、その方は、これから先のご自身の生活にも不安を感じていらっしゃいました。その後、ご家族は亡くなられましたが、その男性に「今後も、何も問題がなくても、おしゃべりをしにきてくださいね」とお伝えしたところ、定期的に体調や仕事の話などをしに来てくださるようになり、とてもうれしかったですね。そうした関係性をつくるまでには時間がかかりますが、利用者や住民の方々と心を通わせ、信頼関係を築いていくことが、この仕事の醍醐味でもあります。今後も制度の利用につなげるだけではなく、心の支援も大切にしながら活動していきたいと思っています。

参考URL 連絡先

能美市社会福祉協議会
くらしサポートセンターのみ
TEL 0761-58-6603
URL http://www.nomi-shakyo.jp/c112.html
E-mail kurashi@nomi-shakyo.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈成年後見制度や権利擁護支援の周知・啓発〉

| 自治体<br>中核機関名 | 奈良県大和郡山市<br>大和郡山市成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | LINEやインスタグラムの活用等で新規利用者にアプローチ | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 83,379人 |
| 面　　積 | 42.69㎢ |
| 高齢化率 | 33.43% |
| 地域包括支援センター数 | 4か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 19人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 982人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,117人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 223人 | 171人 | 40人 | 7人 | 5人 |

令和4(2022)年10月2日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 6件 | 4件 | 14件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 4件 | 4件 | 12件 | 2件 |
| | 障害者 | 2件 | 0件 | 2件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件※ | 0件 |

※市民後見人養成および法人後見は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年4月 | 大和郡山市社会福祉協議会で成年後見支援センターを開設(市からの委託事業) |
| 令和3(2021)年5月～ | 権利擁護支援の作業部会を開始(奇数月ごとに1回開催)。市と権利擁護支援の協議と活動報告を実施。コーディネート検討会を開始(奇数月第4月曜日に開催)。支援方法の検討や、市長申立てが必要と思われる相談ケースについて支援者、市、弁護士会・リーガルサポート・社会福祉士会を中心に協議を実施 |
| 令和3(2021)年7月～ | 権利擁護支援の無料弁護士相談会を開始(毎月第3火曜日に開催) |
| 令和4(2022)年1月<br>令和4(2022)年12月 | 地域連携ネットワーク会議を開始(年度に1回開催)。専門職団体・関係機関がつながる機会として実施 |
| 令和4(2022)年7月 | 市の地域包括ケア推進課、障害福祉課と共催で権利擁護講演会を開催(8050問題と権利擁護支援) |

# 成年後見制度と成年後見支援センターの周知徹底が最重要課題になった

大和郡山市と大和郡山市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、1年以上をかけて中核機関の在り方等について話し合い、令和3（2021）年4月に大和郡山市成年後見支援センター（以下、「センター」という。）を設立するに至った。センターの柱となる活動を、成年後見制度に関する相談、広報・啓発、後見人支援・ネットワークづくりと定めた。センターとしての機能を十全に発揮するために、利用者の拡大が大きな指針となり、その第一歩として、成年後見制度およびセンターの周知・啓発が最重要課題と考えた。市民・関係者等に成年後見制度を正しく伝えることは、課題を抱えた市民の解決策を探るための一助にもなり、早い段階で動き出すことで、課題が課題を呼び込む悪循環を断ち切ることができる。当事者の強みを生かして、課題解決のための好循環の流れへと転換させるためにも、成年後見制度の周知・啓発とともに、相談先となるセンターの周知徹底が最重要となった。その実現のため、SNSや関係機関等とのつながりを活用するなど方法等を検討・創意工夫し、広報活動の取組を強化することにした。

## 工夫ポイント1 SNSの活用で、タイムリーに告知&報告を展開

若い世代への周知・啓発のため、SNSを活用して情報を届けることとした。LINEは令和3（2021）年度から、インスタグラムは翌年度から開始した。もともと社協が法人としてLINEやインスタグラムを活用する動きがあり、そのチャンスを逃すことなく、センターも一緒に情報発信できるよう法人内で連携して取り組んだ。LINEでの情報発信は、センター主催の弁護士相談会や講演会等の開催告知がメインとなっている。併せて、LINEからセンターのホームページへ遷移できるように設定して、センターの情報を得やすいよう工夫している。インスタグラムは、開催した活動を報告するツールとして活用している。画像投稿がメインとなるインスタグラムの特性を生かし、広報活動の取組である出前講座や講演会等の開催時の写真を添付することで、活動の様子を体感してもらいたいと考えている。告知や報告のタイミングで配信することが重要であり、センターの職員が、配信希望日時を設定し、社協内の管理部門に申請することでタイミングよく配信される流れになるよう工夫している。ほかにも市のLINEを活用し、講演会の告知等を行っている。

一方、紙をツールとした広報活動については、センターの開設を知らせるポスターやチラシを制作している。センターを開設した令和3（2021）年度の掲示・配布先は、地域包括支援センター、市の障害福祉課、公民館等の関係機関で、翌年度には、市民の生活に密着した金融機関や、法人後見活動を行う団体等にも協力依頼し、拡大させた。金融機関に依頼した理由は、困り事を抱えた市民がすぐに制度や相談先を知る手助けになると考えたためであった。加えて、今後の連携につなげたいという思いがあったため、法人後見活動を行う団体にも積極的に声をかけた。

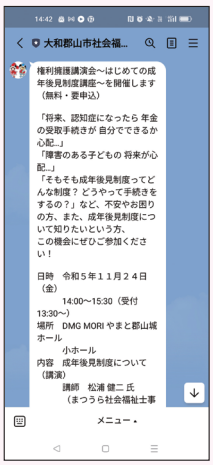

LINEの画面

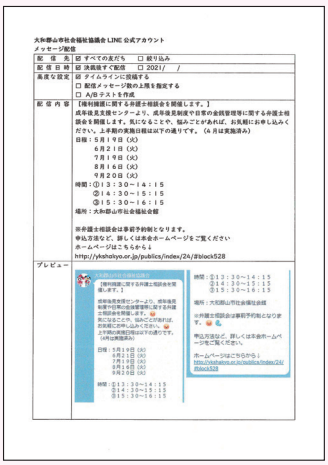
LINE（事務手続き書類）

ポスター／チラシ（表面）

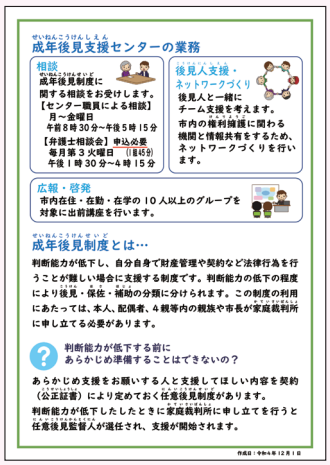

チラシ（裏面）

## 工夫ポイント2 出前講座で正しい理解とともに、人とのつながりを拡充

成年後見制度やセンターが、市民にとって身近な存在と感じてもらえるように、令和3(2021)年度から出前講座を行っている。市民が集まるふれあいサロンのほか、認知症カフェ、障害者団体、民生・児童委員会、事業所等さまざまな場所で開催した。テーマは「成年後見制度について」、「センターについて」などを主催者に決めてもらったうえで、重点的に話す内容等の打ち合わせを経て、資料を作成する。打ち合わせから講話まで担当の職員が行い、対象者に合わせて言葉選びを工夫して出前講座を組み立て、理解促進に努めている。工夫としては、例えば、市民に対しては身上保護などという専門用語は多用せず、具体的な言葉に置き換えて説明したり、専門職に対しては、事例を用いながら対応方法について掘り下げて解説したりする。参加人数は、質問しやすい雰囲気を重視して約10名を目安にしているが、中には30名ほどが集まった講座もあった。講座終了後には「成年後見制度でできることが分かった」との声があるなど、好評を得ている。

出前講座は、センターの職員を知ってもらうことも目的のひとつである。顔を合わせることで、制度に関する相談が気軽にでき、専門職とはさらなる連携につなげられる。周知・啓発や人との関係を広げるために、今後も、出前講座は力を入れたい取組と考えている。

## 工夫ポイント3 権利擁護講演会や認知症啓発活動で、成年後見制度の理解を深める

権利擁護支援に関心を持ってもらう機会として、権利擁護講演会に取り組んでいる。令和4(2022)年度は、民生・児童委員、居宅介護支援事業所、自立支援協議会を対象に、「8050問題と権利擁護支援」をテーマに開催した。市内で8050問題が顕在化し、対応の必要性が高まったことが取り上げるきっかけとなった。虐待を含む難しいテーマであるが、市内で活動する社会福祉士、精神科医療機関の相談員、精神科訪問看護師、相談支援事業所(精神障害)の専門員等に登壇してもらい、各立場で支援方法を語ってもらうことで、さまざまな意見を聞くことのできるパネルディスカッションとなった。現場の声を聞くことで、聴講者からは「チーム支援の大切さに気付くことができた」などの感想が寄せられた。令和5(2023)年度は、市民を対象に「はじめての成年後見制度講座」と題し、講師による講演を行う予定でSNSやチラシ等による広報活動を推進している。講演会は、制度等への理解を深め、現場の対応力向上につながる貴重な機会だと考えており、講演会の企画の際は、テーマに対して講演の形式と対象者が合致するよう慎重に検討を重ねている。

また、市の認知症啓発活動にも協力し、認知症啓発強化月間には図書館にて、センターの広報やセンター主催の弁護士相談会等の告知をしている。市民にとって馴染みがあり、人の出入りも多いという図書館の場所柄、チラシを持ち帰りやすいように、ポスターの近くに置くなどの配慮もしている。今後も続けていきたい取組のひとつだ。

権利擁護講演会

認知症啓発活動

## フォロワー数や相談件数のさらなる増加に邁進

LINEやインスタグラムについて、今後はさらに配信回数を増やし、フォロワー数を伸ばしていきたいと考えている。インスタグラムは活動報告以外の投稿をするなど、内容のさらなる充実を視野に入れつつ、これまで以上に投稿する予定だ。一方、センター周知のためのポスターやチラシの掲示・配布、出前講座、権利擁護講演会等についても継続し、より多くの支援につなげたいと考えている。また相談件数は、令和3(2021)年度、4(2022)年度と着実に増加している。成年後見制度やセンターの認知が広がり、支援を必要とする方への適切な支援につながっていることが窺い知れる。

| 相談内容 | 令和3(2021)年度<br>相談件数245件 | 令和4(2022)年度<br>相談件数393件 |
|---|---|---|
| 成年後見制度概要 | 30件 | 53件 |
| 成年後見申立て支援 | 31件 | 92件 |
| 成年後見人支援 | 9件 | 32件 |
| 支援方法検討 | 94件 | 143件 |
| 支援終了 | - | 10件 |
| その他(連絡調整など) | 81件 | 63件 |

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

広報活動の効果は可視化しにくく、正直に言えば、地道な活動だと思います。これまでSNS、ポスター・チラシ、市や社協の広報誌等で発信していますが、どうすれば興味のない人に目を向けてもらえるのか。それが永遠のテーマです。それでも毎年、やり方を試行錯誤しながら発信することが重要だと感じています。発信し続けることで、ひいては成年後見制度が必要な方に、必要な支援をつなげられるからです。

広報活動を続けていく上で大切にしているのは、人とのつながりです。例えば、郵便局との関係は、センター設立以前から、日常生活自立支援事業で利用者と一緒に郵便局へ行き、出金の手伝いをしていたのが始まりです。この機会を通じて、郵便局の窓口担当の方や管理者の方とも関係を深められたので、センターの広報活動に協力してもらうことができました。また、銀行との関係は、以前からのつながりに加え、銀行の方が講師として奈良県社会福祉協議会主催のセミナーに出席された際に、協力依頼をしたのがきっかけで深まりました。これらのつながりは、広報活動の枠を越え、地域連携ネットワーク会議へとつなげていきたいと考えています。現在、郵便局や銀行に参加依頼をしている最中ですが、実現できれば、お互いに助け合い、相談し合え、支援の輪をさらに広げることができると考えています。

参考URL 連絡先


大和郡山市成年後見支援センター
(大和郡山市社会福祉協議会 内)
TEL 0743-53-6531
URL https://ykshakyo.or.jp
E-mail fukushi@ykshakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈受任イメージの共有〉

| 自治体<br>中核機関名 | 山梨県甲斐市<br>甲斐市 | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 2ステップのケース検討会議で、より的確・迅速に受任イメージを共有 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 76,236人 |
| 面　　積 | 71.9㎢ |
| 高齢化率 | 26% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 24人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 12か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 508人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 743人 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 124人 | 109人 | 11人 | 4人 | 0人 |

令和5(2023)年8月3日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 1件 | 2件 | 1件 | 4件 |
| 内訳 | 高齢者 | 1件 | 2件 | 1件 | 4件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月3日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月3日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年4月 | 中核機関を整備 |
| 令和4(2022)年6月 | 成年後見制度利用促進協議会を実施 |
| 令和4(2022)年7月 | 成年後見制度ケース検討会議を実施 |
| 令和5(2023)年1月 | 出前講座を開始<br>パンフレットを作成・配布 |
| 令和5(2023)年8月 | 担当レベルケース検討会を開始 |

## 一次相談窓口での情報収集やケース検討が十分にできていなかった

甲斐市では、市長申立てを中心に成年後見制度の体制整備に以前から取り組んできた。中核機関が整備された令和4(2022)年度からは、一次相談で受けた相談について、中核機関と専門職が連携して検討する二次相談「ケース検討会議」を隔月で実施し、従来行ってきた権利擁護支援の必要性の判断等だけでなく、望ましい後見人等の検討や、受任後の適切な支援内容・体制整備の検討まで幅広くカバーする体制づくりを進めてきた。

しかし実施当初、一次相談からケース検討会議への相談内容の引き継ぎに当たり、専門職から「権利擁護支援の必要性や支援内容を判断する情報が少ない」「一次相談で本人のニーズをもっと引き出した方がいい」などの指摘があり、一次相談における情報収集不足が課題として浮上した。また、ケース検討会議は隔月2時間という、ごく限られた時間内での検討にならざるを得なかったため、受任者調整に向けた検討・協議を十分に行うことが難しかった。

### 工夫ポイント1 関係機関の連携により一次相談での情報収集を強化

課題だった情報収集の強化に向けて、相談窓口と対象者・相談内容を改めて整理し明確にした。

窓口は、地域包括支援センター、市・障がい者支援課、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)の3機関で、相談受付の主な対象としているのは順に、概ね65歳以上の高齢者とその家族、障害者とその家族、それ以外の住民としている。これら3機関では収集すべき情報内容を改めて検討し、本人の状況や日常生活の様子などの基礎情報をもれなくヒアリングすることを再確認した。対象者の生活実態をより詳細・的確に把握している担当部署が対応することで効果的な支援につながることを想定したものだ。また、支援者側としても、権利擁護の視点を持った支援が行われることで、各々の部署における支援のスキルアップにつながることも狙いとした。

各機関はヒアリングした内容を基に、それぞれで支援方針を検討し、まず、複合的な課題があるケースと、ないケースに区分する。複合的な課題がないケース、例えば成年後見制度の詳細について聞きたいといった場合や親族等がいる場合など側面的な支援で対応可能な場合は、各一次相談の担当部署にて相談援助等を行っている。一方、生活課題が複合的に絡み合っている場合や親族等が不在であり市長申立て等の支援が必要と見込まれる場合は、二次相談のケース検討会議へ引き継ぎ、より詳細な検討を行うしくみとした。

### 工夫ポイント2 ケース検討会議を担当レベルと専門職レベルの2ステップで開催

従来のケース検討会議は、「担当レベルケース検討会」と「専門職レベルケース検討会」の2ステップへとリニューアルさせた。

ケース検討会議に引き継がれた複合的な課題のあるケースは、まず、一次相談を担った3機関の担当職員が参加する「担当レベルケース検討会」にかけられる。ここでは本人や相談者のニーズを今一度明確にするとともに、アセスメントシートや成年後見制度検討シートなどを作成する。これを3機関と中核機関で改めて共有し、権利擁護支援の必要性や支援内容の見通しを立てて、専門職のアドバイスが必要かどうかを精査する。専門職のアドバイスまでは必要がないと判断された場合は、各機関に戻して再検討する。アドバイスが必要と判断された場合は、「専門職レベルケース検討会」へと引き継ぐ。

専門職レベルケース検討会は、原則オンライン形式で開催する。検討する課題に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、精神保健福祉士など必要な専門職にアドバイスを依頼し、支援方針を決めていく。この場で受任候補の専門職や受任イメージが固まることもあり、中核機関と専門職との間でより円滑な情報共有を可能としている。

この2つの検討会は同日に開催することで、担当レベルでの情報の精査から専門職レベルによる検討・アドバイスまでをスピーディーに実践している。ケース検討会議に先立って専門職には、本人や相談者の情報の要点を送付し、専門職が前もってケースについて検討できることも、時間の有効活用に直結している。

■ケース検討会議（二次相談）の流れ

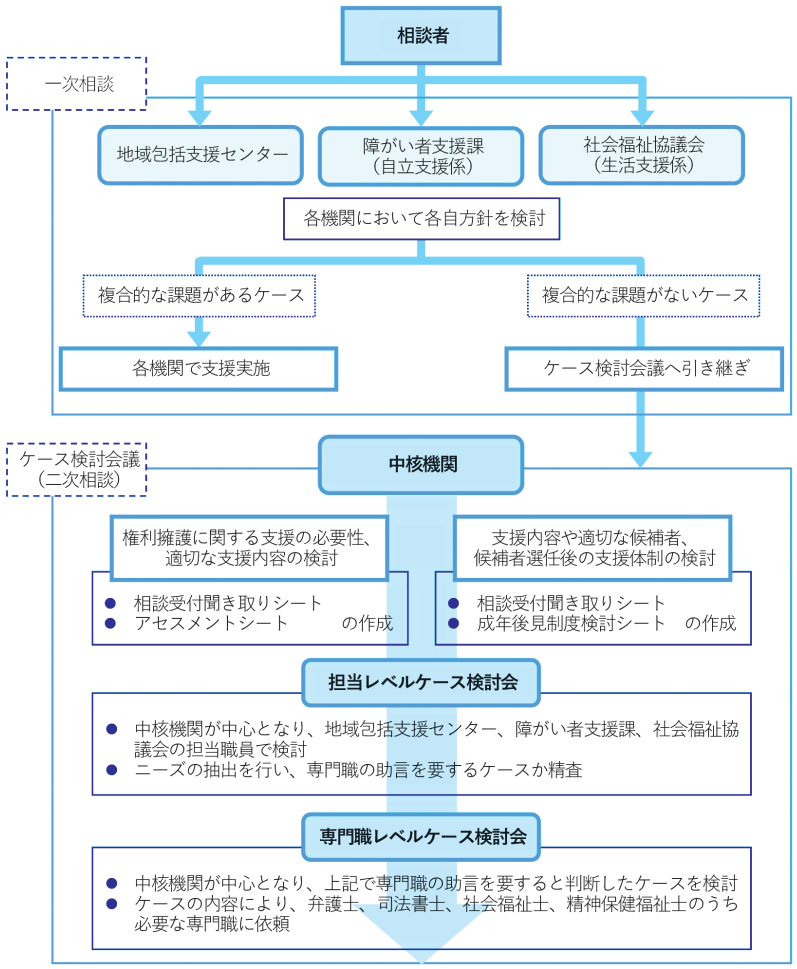


## 工夫ポイント3　協議会で家庭裁判所の考え・意見や受任イメージを共有

受任イメージの共有においてポイントの一つとなっているのが成年後見制度利用促進協議会だ。開催は年2～3回で、参加者は弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、精神保健福祉士、障がい者基幹相談支援センター、障害福祉施設、医師、金融機関、社協のほか、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、自治会連合会がメンバーに加わる。本人や相談者など福祉の現場にもっとも近く、また地域の実情に詳しいメンバーも参加し、活発な意見が交わされている。

さらに、県のほか家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。家庭裁判所からは、受任イメージや受任者調整における考え方やポイント、さまざまなケースの判断の方法など、家庭裁判所の考えや意見を聞くことができることに加えて、専門職レベルケース検討会での協議内容を家庭裁判所と共有するなど、受任イメージの共有にも大きな役割を果たしている。これにより家庭裁判所との連携が強化されるとともに、ケアマネジャーや民生委員・児童委員など幅広い関係者とも情報を共有でき、メリットは極めて大きい。

## 親族申立てや本人申立てによる後見人等への支援体制を強化

一次相談における情報収集では、基礎情報をもれなく収集することを徹底した。同時に、相談窓口職員の権利擁護支援に対する意識の高まりを背景に、本人や相談者のニーズのヒアリングも的確に行えるようになってきた。

加えて、担当レベルケース検討会議を踏まえた上で専門職レベルケース検討会を行うようになったことで、検討すべき課題が精査され、専門職レベルのケース検討会がスムーズに進むようになった。これにより時間的余裕も生まれ、受任イメージの検討と共有がしやすくなった。今後もこの形を引き継いでいきたいと考えている。

一次相談で受けた相談内容は、担当レベルケース検討会において3機関の相談窓口職員が共有する。これが権利擁護支援や成年後見制度への理解をさらに深める機会ともなり、職員のスキルアップにもつながっている。

また、市長申立てによって受任した後見人等への支援だけではなく、今後は、親族申立てや本人申立てによる後見人等の支援も強化していく方針だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

専門職レベルケース検討会に参加していただいている先生方は、実際に後見人をされている方や甲斐市の実情を理解されている方が多く、的確な意見・助言をいただけますし、連携も取りやすく、とてもありがたく感じています。検討会の開催に当たっては、日程調整のほか、事前に先生方にお配りする資料をまとめたり個人情報を削除したりといった作業に追われ、例えば一次相談から上がってきた相談内容を確認して、中核機関としての判断を迅速にフィードバックするといったことがなかなか難しい状況にありますが、今後は体制を整備することでスピードアップを図り、隔月のケース検討会議の開催頻度を見直すことや取り上げるケースを増やすことも検討していきたいですね。

また、家庭裁判所の方々にも、いろいろと力を貸していただいています。裁判所というと私どもは少し気が引けてしまうようなところがありましたが、家庭裁判所の皆さんはとても協力的で、協議会では事前に準備をしてきていただいて発言をしていただけますので、私どもはとても恵まれているなと感じています。これからも専門職や家庭裁判所の皆さんとの関係をより強化していきたいと考えています。

連絡先

甲斐市役所 長寿推進課 介護予防推進係

TEL 055-278-1689

E-mail kaigoyobou@city.kai.yamanashi.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈関係者・各種機関の連携による意思決定支援の理解の浸透〉

| 自治体<br>中核機関名 | 沖縄県北中城村<br>北中城村福祉課<br>北中城村社会福祉協議会 権利擁護支援センターひまわり | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 研修会を通じて意思決定支援に関わる人材の裾野を拡大 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 17,944人 |
| 面　　積 | 11.54㎢ |
| 高齢化率 | 23.3% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 17人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 181人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 225人 |

令和5(2023)年8月31日時点

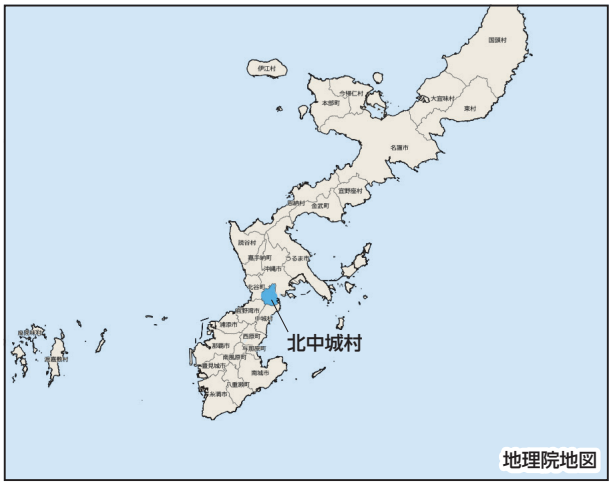


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 46人 | 34人 | 9人 | 3人 | 0人 |

令和4(2022)年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 0件 | 3件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 0件 | 3件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 236件 | 0件 | 0件 | 6件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成29(2017)年10月 | 北中城村権利擁護支援センターひまわりを設置(北中城村社会福祉協議会との協定) |
| 令和2(2020)年3月 | 中核機関および北中城村成年後見制度利用促進協議会を整備 |
| 令和2(2020)年4月 | 第1期北中城村成年後見制度利用促進計画を策定 |
| 令和5(2023)年2月 | 意思決定支援研修会「やさしく学ぶ成年後見制度」を開催 |
| 令和5(2023)年5月 | 第2期北中城村成年後見制度利用促進計画を策定<br>第5次北中城村地域福祉計画と併せて作成 |
| 令和5(2023)年9月 | 第3期市民後見人養成研修を開催 |

## 専門職後見人の不足が見込まれ、人材育成や親族後見人支援が必要だった

沖縄県では、県内全体で専門職後見人が不足傾向にあり、北中城村でも近い将来、同様の事態になると見込まれるため、法人後見と市民後見人の養成に取り組むことになった。平成25(2013)年度からは市民後見推進事業への取組を開始した。平成29(2017)年度には法人後見支援事業を北中城村社会福祉協議会(以下、「社協」という。)への委託により開始し、成年後見制度の体制を着実に整備してきた。

一方、県内では全国と比較して親族後見人の割合が高い。専門職等の第三者後見人だけでは担い手不足の課題に応えることは難しく、村では、担い手確保の観点からも親族後見人への支援に取り組んできた。しかし、市町村では親族後見人の情報を独自に把握することは難しく、村でも勉強会や相談会を企画するものの親族後見人等の参加は少なく、親族後見人が求める支援をどのように提供すべきか模索が続いている。

村では、法人後見や市民後見人を養成する上で、権利擁護支援や意思決定支援を重視してきた。それは、法人後見事業の推進、市民後見人の養成だけに限らず、親族後見人を目指す人へも権利擁護支援や意思決定支援への理解浸透に注力したいとの考えからだった。

このような経緯・背景から、権利擁護支援や意思決定支援に対して知識・スキルを習得した担い手の養成・支援に取り組む必要があった。

### 工夫ポイント① 養成研修実施のスタートを“権利擁護支援の重要性の理解”に設定

市民後見推進事業に着手した翌年の平成26(2014)年に権利擁護の支援者養成研修(現・市民後見人養成研修/以下、「養成研修」という。)の第1期を開始し、令和5(2023)年に第3期を迎えた。養成研修は、市民後見人を目指す人だけでなく、親族後見人としてすでに活動している人や将来活動したい人にも門戸を広げている。

養成研修の実施に当たっては、“北中城村の市民後見人像”を明確化した。市民後見人とは、「身上保護を重視し、本人の権利を守ること」が大切な役割になるだろうとのイメージを共有した。これを踏まえて、養成研修のカリキュラムは、「本人の権利擁護支援の重要性を理解することをスタート地点に、ステップアップして後見人等を目指していただく」との方針を打ち出した。

方針を踏まえて養成研修は、初級→中級→上級(基礎・実務)の3ステップで構成される。当初から、初級・中級の修了者を増やすことで、権利擁護支援の重要性を理解する住民を増やすことも目的の一つとし、一般の住民に加えて親族後見人や村内施設等の職員も対象とした。これにより、地域全体の権利擁護支援の意識の浸透に取り組んでいる。

中級修了者は生活支援員として、上級修了者は法人後見支援員として活動し、法人後見支援員として一定の経験を積んだ人は、市民後見人育成研修へ進むことができる。

**■第3期 市民後見人養成研修　初級クラス** ※令和5(2023)年度

| 日 時 | 研修テーマ | 内 容 |
|---|---|---|
| 【1日目】<br>9/15(金)<br>14:00～<br>16:00 | 権利擁護の<br>基本的理解と<br>支援者として<br>求められる人物像 | ①権利を守るとはどういうこと<br>②権利侵害にならないために<br>支援者としての心構え<br>③地域で安心して生活するために<br>私たちができること |
| 【2日目】<br>9/22(金)<br>14:00～<br>16:00 | 権利擁護に関する<br>しくみや<br>制度について | ①北中城村における<br>市民後見人について<br>②成年後見制度誕生の背景<br>③権利擁護支援センターについて<br>④生活支援員の活動紹介<br>⑤演習 |

**■市民後見人養成研修　第1期・第2期受講修了者数**

| 初級クラス | 中級クラス | 上級クラス・基礎 | 上級クラス・実務 |
|---|---|---|---|
| 127名 | 58名 | 42名 | 9名 |

## 工夫ポイント 2 「顔の見える」関係を生かして権利擁護支援の輪を拡大

人口約1万8,000人の北中城村では、小規模自治体ならではの特徴として、住民と「顔の見える関係」が築きやすい。研修やイベントの開催時には顔見知りの人に直接声かけをする場合もあり、特に村が養成研修の運営などを委託する社協と住民の関係はきわめて近く、社協職員への信頼は厚い。

研修やイベントに参加する、いわば“地域に出てくる人”は、村や社協で顔をよく知っており、顔の見える関係を築いている。そうした関係ができていない場合でも、研修の参加案内として個別にダイレクトメールを送付するなどの工夫をし、これまで“地域に出てこなかった人”との関係づくりにも注力している。

並行して、中核機関では村成年後見制度利用促進協議会委員の協力を得て、成年後見制度に関する相談会の定期開催や権利擁護支援チームを対象とした個別支援会議の開催等を通じて、権利擁護支援や意思決定支援の浸透を図っている。

## 工夫ポイント 3 親族後見人も対象に含めた意思決定支援研修会を開催

北中城村では、親族後見人も対象に含めた、意思決定支援に関する権利擁護支援研修会を平成28(2016)年度から実施してきた。その中で令和5(2023)年2月に開催した意思決定支援研修会では、新たな工夫が盛り込まれた。

研修会の周知・参加呼びかけに当たっては、研修会タイトルを「やさしく学ぶ成年後見制度～立ち止まり、選択を意識し、中間で幸福を考える～」とし、意思決定支援の言葉を使わないながらも後見活動の具体イメージを訴求した。「意思決定支援」を全面に出すとどうしても硬く難しいイメージになりがちなため、親族後見人がより親しみやすく参加しやすいよう柔らかな表現を用いた。

プログラムは講師と事務局が「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(2020年(令和2年)10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)」を読み込み、意思決定支援および代行決定のプロセスの原則、後見人等として意思決定支援を行う局面を想定した内容とした。講師は、医療倫理を専門とする臨床倫理士に依頼した。日々病院内で医療倫理と向き合い、また、ACP(人生会議)や在宅医療・介護連携推進事業等県内で活躍している講師が適任と考えたためだ。事務局は講師と対面やオンラインでの打ち合わせ、メールでのやりとりを何度も繰り返し、プログラムを一緒になって作り上げた。

プログラムは講義30分、事例検討60分、振り返り30分で構成した。今回の研修会で伝えたかったポイントの一つが、「すべての場面で後見人等が主導して意思決定を促すものではない」ということだ。「本人の選択にこそ、その人らしさ、その人の尊厳が表れる」という考えをもとに、模擬事例を通じて、意思決定支援が必要か否かから参加者全員で検討し、本人の意思と後見人としての立場の間で、本人とともに一緒に悩み考えることを実践した。これにより、後見人等に求められる考え方や心の持ちようを伝えることを目指した。

やさしく学ぶ成年後見制度

村では、親族後見人として孤立しないよう親族後見人同士での交流や支援者との連携が図れるように活動を支援しています。
今回は、ご本人の尊厳を守りながら、身上保護を重視した後見活動を行えるよう下記の日程で研修会を開催します。

テーマ 意思決定支援について
日 時 令和5年2月7日(火)午後2時～4時
会 場 村役場 第二庁舎3階 大会議室
対 象 ①被後見人等が村内在住の成年後見人等
②村内在住の方で興味のある方
講 師 琉球大学医学部附属病院 地域医療部 臨床倫理士 金城 隆展氏
受講者 30名程度 (事前申込み制 先着順となります)
参加費 無料

【問い合わせ】村役場 福祉課 地域包括支援センター 担当：名護
☎935-2263(内線249) / 935-5922 FAX 935- 5899

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、どちらの制度を利用するにも、家庭裁判所に申立をする必要があります。

法定後見制度 すでに判断能力に衰えがある人が、財産管理や療養看護についての契約などを行うことをサポートしてもらう制度です。ご本人の判断能力の程度などに応じて、次のいずれかの後見人等が決定されます。

判断能力が欠けている人 例 普段の買い物も一人ではできない → 成年後見人：後見人は本人の代理人として、介護の契約を結んだり、契約を取り消したりすることができます。また、財産を管理するなかで、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮します。

判断能力が著しく不十分な人 例 普段の買い物はできても、重要な取引行為はできない → 保佐人：保佐人は、本人が重要な行為をしようとすることに同意したり、保佐人の同意を得ないでしてしまった行為を取り消したりすることで、本人が日常生活に困らないように十分に配慮します。

判断能力が不十分な人 例 重要な取引行為を一人で行うのは困難または不安 → 補助人：補助人は、本人が望むことがらについて、同意、取り消し、代理をすることで、本人が日常生活に困らないように配慮します。そのため、あらかじめ、同意したり(同意権)、代理したり(代理権)できることがらの範囲を家庭裁判所が定めるために申立てをする必要があります。

任意後見制度 今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人(任意後見人)と、サポートしてもらう内容を決めておく制度です。

広報誌に掲載した研修会の案内

出典:2023.1月号 広報きたなかぐすく

## グループワークなど実際の後見活動に直結する施策で地域全体の意思決定支援の浸透を目指す

令和5（2023）年度の意思決定支援研修会「やさしく学ぶ成年後見制度」の参加者は15名。30代から70代の幅広い年代の参加者に意思決定支援の重要性と具体的な活動方法について学んでいただいた。ただ、親族後見人の参加は2名と少なく、親族後見人への周知・理解が今後の課題となった。

現在は、日々の業務や地域連携ネットワーク支援会議などを通じて権利擁護支援に取り組んでいるが、今後は、地域全体の意思決定支援の浸透を意識しながら、例えば、養成研修に意思決定支援の講演やグループワークを組み合わせるなど、実際の後見活動に結びつく施策の展開を重視して取り組んでいく。

成年後見制度の適切な利用を推進する上での課題の一つが中核機関の人員体制だ。北中城村では中核機関を担当するのは実質一人の社会福祉士で、地域包括支援センターと兼務している。現状では一人の職員以外に中核機関としてのノウハウが蓄積されないことも課題だ。人材の配置・育成は一朝一夕に解決できるものではなく、今後、広い視野で対策を検討する必要性を感じている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

市民後見推進事業に取り組み始めた平成25（2013）年当時から、協力を依頼した専門職や大学教授とは、今も変わらず協力関係を継続しており、成年後見制度の適切な利用を図る上で、大きな力となっています。

専門職や大学の先生との関係づくりで大切なのは、“飛び込んでいく”ことではないかと感じています。まずは勇気を出してお声かけすることが必要と思います。講演会などに参加して、つながりたいと思った先生方とは積極的に名刺を交換させていただくよう心がけています。意思決定支援研修会の講師もそうしてつながりのできた先生です。

過去に、対応に悩んでいた事案に対しても、さまざまな分野の先生方のアドバイスをもとに支援策を提供することで解決したこともありました。市民後見推進事業を始めたおかげで、先生方とつながりができ、ネットワークが広がっていきました。このネットワークは、私たち村の宝です。これが、この事業を始めた何よりの効果であり、私たちの強みであるとも感じています。

参考URL 連絡先


北中城村福祉課

TEL 098-935-2263（内線249）

URL https://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/index.html

E-mail koureisyahukusi@vill.kitanakagusuku.lg.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈関係者・各種機関の連携による意思決定支援の理解の浸透〉

| 自治体<br>中核機関名 | 千葉県館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町<br>安房地域権利擁護推進センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 第三者の力も借りて、意思決定支援のスキルアップを推進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 117,723人 |
| 面　　積 | 575.91㎢ |
| 高齢化率 | 44.1% |
| 地域包括支援センター数 | 11か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 163人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 21か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,158人※ |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,375人※ |

令和5(2023)年4月1日時点(※は、令和5(2023)年3月31日時点)

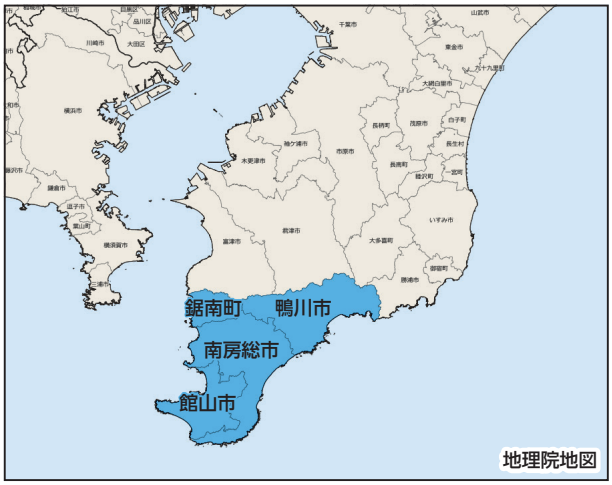


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 255人 | 210人 | 36人 | 6人 | 3人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 23件 | 18件 | 21件 | 6件 |
| 内訳 | 高齢者 | 20件 | 16件 | 21件 | 5件 |
| | 障害者 | 3件 | 2件 | 0件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 24件 | 1件 | 0件 | 7件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年7月 | 安房地域権利擁護推進センターを中核機関として整備(3市1町からの委託事業) |
| 令和元(2019)年8月 | 安房地域権利擁護推進センター開設記念講演会を開催。「中核機関の役割と連携 ～さまざまな理由により意思決定が困難な方への支援を考える～」や「中核機関と意思決定支援について」をテーマとした講演を実施 |
| 令和3(2021)年8月 | 市民後見人啓発講演会を開催。「安房地域の現状と市民後見人の活動」や「意思決定支援と市民後見活動の意義」をテーマとした講演を実施 |
| 令和4(2022)年<br>11月～12月 | センター職員が絵カードツールの基礎研修に参加 |

## 意思表明が難しい場合も本人の意思を尊重できる体制を構築したかった

成年後見制度を利用する人々には、言葉の表出が難しい方、もしくは話すことができてもコミュニケーションに支障がある方も多い。安房地域には身寄りに頼れない高齢者や障害者が多く、後見業務における意思決定支援は大きな課題の一つとなっている。

安房地域権利擁護推進センター（以下、「センター」という。）で意思決定支援への意識が高まるきっかけの一つとなったのが、権利擁護支援に詳しい弁護士との出会いだった。その弁護士とは、センターの前身である鴨川市権利擁護推進センターの設立に当たり、その準備で行政と社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の職員が視察のために他県を訪れた際に知り合った。

### 工夫ポイント1 意思を見える化する絵カードツールを活用

弁護士をはじめとする有識者との交流の中で、センターは意思決定支援の重要性について理解を深めるとともに、実践的意思決定支援ファシリテーション（傾聴によって本人が夢や希望を語れるようサポートすること）や意思を見える化する絵カードツールなど、意思決定支援に有用な手法について知識を得た。

意思を見える化する絵カードツールは、コミュニケーションに支障がある人の意思決定や意思表明をサポートするものだ。イラストが描かれたカードを、本人に「できる／わからない／できない」や「好き／ふつう／嫌い」などに分けて置いてもらい、質問を交えながら本人の考えをヒアリングし、気持ちを見える化する。カードの配置を写真撮影しておくことで、ヒアリング結果を関係者全員と共有しやすく、また定期的に実施すれば本人の心の動きを時系列で追うことが可能になる。

絵カードツールが意思決定支援の新たな切り口になるのでは、と考えたセンターは、コロナ禍が落ち着きを見せた令和4（2022）年11月～12月、その使い方を学ぶ研修に職員1名を派遣した。研修は2回に分けて行われ、1回目の終了時に「このツールを持ち帰り、誰かに試してみる」という宿題が課せられた。そこで職員は、（1）自身が10年にわたって保佐を担当している知的障害者、（2）自身の配偶者、の2名に、実際に使ってみた。すると、（1）では利用者について初めて知ることがあり、（2）では配偶者が、実は「家事の中でも皿洗いが嫌い」と考えていることを知った。長い付き合いがある人々の本心を聞き出すことができたことから、この絵カードツールが意思決定支援に大変役立つという感触を得た。

その後、研修を受けた職員がトレーナーとなり、センターの職員複数名で実習を行ったところ、「堅苦しくなく、ワイワイと実施できるので導入しやすい」「仲間の思いがけない一面を知り驚いた」「自分もトレーナーになるための研修を受けたい」といった声が聞かれた。

まだ導入に向けて動き始めたばかりの段階ではあるが、センターでは以下のような取組を行っている。

**意思決定支援ツールの活用**

- 圏域内の勉強会や研修で、本人の意思を量る方法の一つとして紹介
- 発語が難しい高齢者に対する支援ツールとして、支援関係者に利用を推奨
- 受任者調整に向けた調査報告書を作成する際、本人の生活実態を把握するため絵カードツールを用いる（実施に向けて検討中）

## 工夫ポイント2　研修を通して意思決定支援の認知拡大へ

センターでは支援関係者に向けて、意思決定支援に対する理解を広めるための研修や講演を開催している。例えば、権利擁護支援員（市民後見人）養成講座の修了生向けのフォローアップ研修では、必ず「意思決定支援」の科目を設けている。

また、これまでに2度（令和元（2019）年と令和3（2021）年）、複数の弁護士を講師とした講演会を行い、その中で意思決定支援についても話してもらった。講演会の対象は、地域のケアマネジャー、相談支援担当者、医療関係者などで、積極的に参加の呼びかけを行ったところ、令和元年は対面形式で約100名、令和3年はオンライン形式で約80名の出席があった。

令和元（2019）年開催の講演会

そのほか、センター職員が講師を務める成年後見制度の勉強会などでも、意思決定支援についての説明を行っている。

### ■意思決定支援に関する研修・講演の内容例

| | |
|---|---|
| 市民後見人フォローアップ研修<br>（講師：弁護士） | ●意思決定支援ガイドラインの解説<br>●ガイドラインや過去の実例などから事例検討<br>（例：自動車に乗って道に迷ってしまうケース／退院後に自宅に帰りたいという希望があるが、本人の足腰が弱く、長い階段を上がった先に自宅があるケース　など） |
| 圏内の支援関係者向け講演会<br>（講師：弁護士） | 安房地域の現状／意思決定支援とは何か?／支援付き意思決定と代理代行決定は何が違う?／国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドライン／意思決定支援のプロセス／意思「形成」「表明」「実現」支援のポイント／パートナーとの多様なコミュニケーション方法／事例検討　など |

## 工夫ポイント3　常にアンテナを張り、情報を得て活動に生かす

センターは立ち上げ当初から、プロジェクトチームという形で、行政や専門職など多くの人々の力を借りて活動を行ってきた。センター内のリソースは限られているため、外部関係者の協力なしでは成り立たないと認識しており、今後も積極的に第三者と連携を取ることで活動の幅を広げていく考えだ。

令和4（2022）年4月、センターは、日本型の意思決定支援モデル開発を目指す一般社団法人の賛助会員となった。そこから得た意思決定支援の先駆的取組などの情報を、センターの活動に反映していけると期待を寄せている。また、この連携により、将来的には絵カードツールの研修を圏域内で開催することも視野に入れている。

## 今後は意思決定支援の“種まき”にも注力

専門職や第三者機関との情報交換を通して、センター職員一人一人に意思決定支援の素養が着実に育まれてきた。センターの運営を担う社協は法人後見も行っているため、通帳を預かる場合には定期的に本人に残高を見せて納得していただくなど、実際の後見業務でもその素養が発揮されている。

一方で、意思決定支援について関係者に広く「普及する」という点では、まだ道半ばといえる。さらに積極的に研修会を企画するなど、意思決定支援を地域に浸透させるための“種まき”の部分に、今後はより注力していく必要がある。

中核機関としての目標は、成年後見制度を利用する人々のハードルを下げること。一般住民の中には、「成年後見制度って難しそう」「裁判所なんてとんでもない」という見方も根強い。そこで、行政、社協、医療機関、法律関係者、家庭裁判所など、さまざまな関係機関と連携を図り、住民との橋渡しをすることで、成年後見制度をはじめ権利擁護の手段を利用しやすい環境をつくっていく、というのが中核機関の役割だと考えている。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

先日、地域ケア会議に参加してほしいと声をかけてもらいました。センターが中核機関として認知され始めたのかなと思うと、とてもうれしいです。その時は認知症の方についての会議だったので、私からは「認知症であったとしても、あくまでも本人の意思決定支援を忘れないでください」という話をさせていただきました。支援の現場では、本人のためと言いながら、つい“支援者のための支援”になってしまうことがあります。そのため、もし、会議の内容が本筋からそれてしまっているなと感じたら「本人はどう思っているのでしょうか?」という一言を投げかけるようにしています。すると、ハッとされる方が多いのです。本人がその場にいるなら本人の考えを聞いてみたり、いなければ「本人の気持ちを確認して再度話し合いましょう」ということになったりします。本人を中心に据えて支援を進めていけるかどうかは、まだ担当者によってムラがあるのが現状ですので、「支援は本人のため」という意思決定支援の考え方を広めていかなくてはいけないと切実に感じています。

参考URL 連絡先

安房地域権利擁護推進センター
TEL 04-7093-5000
URL https://kamoshakyo.or.jp/awa-kenri-info
E-mail kenri@kamoshakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈関係者・各種機関の連携による意思決定支援の理解の浸透〉

| 自治体<br>中核機関名 | 愛知県豊田市<br>豊田市福祉総合相談課／<br>豊田市成年後見支援センター（豊田市社会福祉協議会） | 整備<br>パターン | 単独<br>直営＋一部委託（社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 地域共生社会の実現に向けた意思決定フォロワー活動を推進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 416,880人 |
| 面　積 | 918.32㎢ |
| 高齢化率 | 24.9% |
| 地域包括支援センター数 | 28か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 48人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 50か所※ |
| 療育手帳の所持者数 | 3,688人※ |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 4,095人※ |

令和5（2023）年10月31日時点（※令和5（2023）年4月30日時点）

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 575人 | 459人 | 88人 | 23人 | 5人 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 15件 | 14件 | 37件 | 19件 |
| 内訳 | 高齢者 | 14件 | 10件 | 25件 | 13件 |
| | 障害者 | 1件 | 4件 | 12件 | 6件 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 34件（バンク登録）<br>45件（養成講座修了） | 19件 | 0件 | 0件 |

令和5（2023）年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成29（2017）年6月 | 豊田市成年後見・法福連携推進協議会にて、豊田市福祉総合相談課と豊田市成年後見支援センターの共働で中核機関を立ち上げる案を提示 |
| 平成29（2017）年7月 | 豊田市成年後見支援センターを設立 |
| 平成29（2017）年11月 | 豊田市成年後見・法福連携推進協議会にて、豊田市福祉総合相談課と豊田市成年後見支援センターの共働での中核機関の立ち上げを関係者と合意 |
| 平成29（2017）年～ | 年3回程度、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を開催 |
| 平成29（2017）年～ | 月1回程度、豊田市成年後見支援センター定例会を開催 |

## 転入者の多いまちが高齢化、身寄りを頼ることができない人を支えるしくみが必要になった

「くるまのまち」豊田市は、就労を機に転入する県外出身者が多い。そのため家族や親族が遠方にいたり、代替わりして関係性が薄くなったりしている。高齢化が進むにつれ一人暮らし世帯も増加。支援が必要でも家族に身の回りのことを頼むことができない人が推計で6,000人程度いるということも分かり、病気や障害を抱えた時に、一人では契約や手続ができないなど、福祉サービスを使う前段階で困ってしまうケースが一般的になりつつあった。

また、専門職の数を行政が直接増やすことも、市民後見人を急増させることも難しく、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）も人員管理の限界があるとも感じていた。

このような場合、成年後見制度の利用までは必要のない人も多い。

そこで持続可能な形で権利擁護支援をするために、市民後見人でなく、本人に近い立場で特に本人の意思決定に寄り添う形で市民の活躍の機会を創出し、各分野の専門家や地域の支援者、社協、行政が連携して地域全体で支える新しいしくみをつくることが必要だと考えた。

### 工夫ポイント1　豊田市地域生活意思決定支援事業を試行

増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、「①金銭管理」、「②意思決定支援」、「③活動支援と適切な支援の確認・監督」の役割を豊田市内の多様な主体がそれぞれの特性を生かして分担し、連携して本人を支えるしくみを構築した。金銭管理の支援は、「生活基盤サービス事業者」と呼ぶ、日常的に本人に関わっている介護保険や障がい福祉サービスの事業所に担ってもらう。意思決定支援は、市民後見人養成講座修了生や市独自の研修修了生が、本人が決めることに対していろいろな話を聞いたり考えることに寄り添う「とよた意思決定フォロワー」になり、協力してもらう。活動支援と適切な支援の確認・監督については、当事者や弁護士など多職種の専門家や関係者による権利擁護支援委員会を置き、フォロワーや生活基盤サービス事業者からの相談対応、活動確認、助言、具体的な意思決定支援のフォローや金銭管理の定期的なチェックなどを行うこととした。

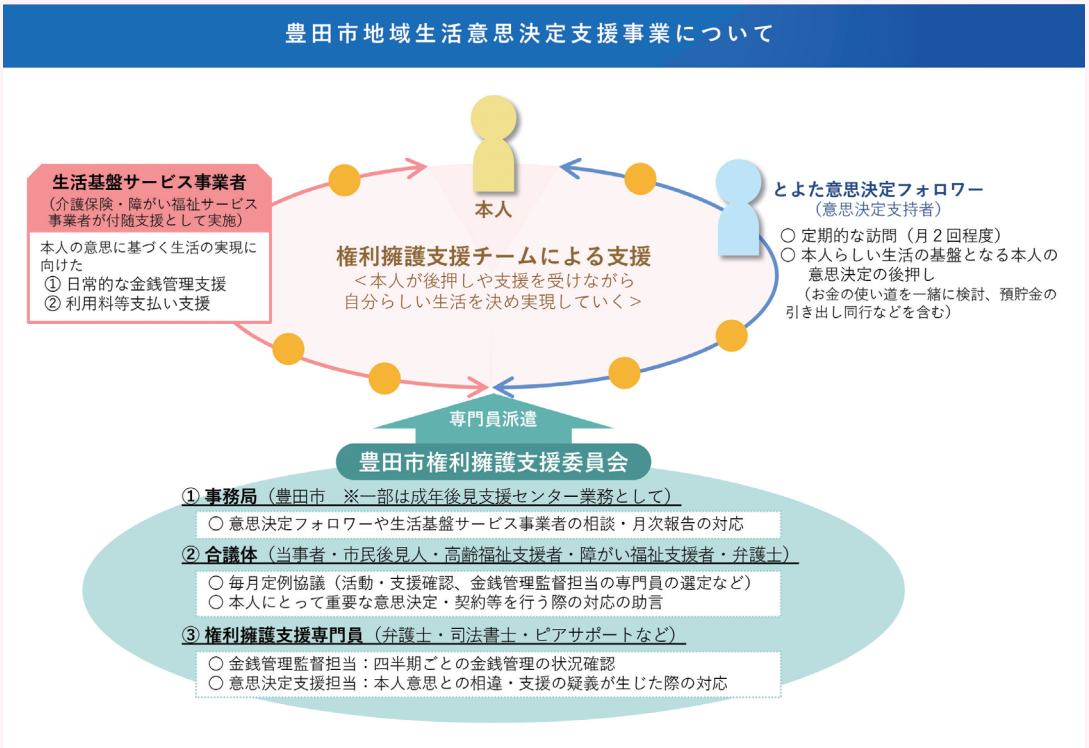

## 工夫ポイント2　本人が主体的に決めることを徹底するフォロワーを育成・支援

意思決定フォロワーは漢字で書くと、意思決定の「支持者」。支援する、助けてあげるではなく、本人が自分の生活をどうしたいかという思いを聞き、応援するという立場で、月に2回ほど定期的に訪問し、いろいろな話をしたりともに行動したりもする。

フォロワーには金銭管理や裁判所への報告といった役割はないので、1～2日の講座（とよた意思決定フォロワー導入講座）を受ければスタートを切ることができる。講座の中では、意思決定支援とはどういうことかを本人の役になって自分事化したり、意思を見える化する絵カードツールを体験したり、実際に支援が必要とされる当事者に協力していただき、フォロワーとしての寄り添い方をリアルに体感したりということを行っている。なお、本講座は、社協の「くらし応援資金」を財源にして寄付等を活用しており、こうした観点でも多くの方が権利擁護支援を支える形になっている。

とよた意思決定フォロワー導入講座

また、フォロワー活動していく中での迷いや困り事に対応するため、月に1回、活動報告書を提出してもらい、この事業で提携している日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）と社協、市が確認、必要があれば助言や後方支援なども行っている。

## 工夫ポイント3　講座修了生にバンク登録と紹介カード提出をお願いし迅速なマッチングに備える

とよた意思決定フォロワー導入講座を修了すると、修了生は「とよた意思決定フォロワーバンク」に登録することができ、正式にとよた意思決定フォロワーの候補者となることができる。

併せて、本人がフォロワーを選ぶ時に参考にする「とよた意思決定フォロワー紹介カード」を提出していただくことで、本人とのマッチングがスムーズに行えるようにしている。

また、ボランティアの保険に入るなど、すぐにでもフォロワーとして安心して活動できるようにバックアップ体制を整えている。

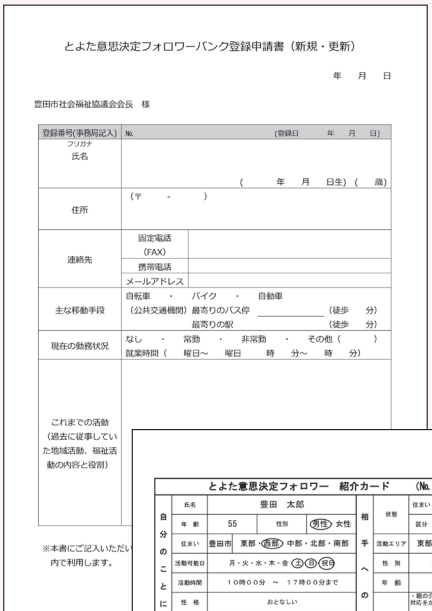
とよた意思決定フォロワーバンク登録申請書（新規・更新）

豊田市社会福祉協議会会長　様

| | |
|---|---|
| 登録番号(事務局記入) | No.　（登録日　年　月　日） |
| フリガナ<br>氏名 | （　年　月　日生）（　歳） |
| 住所 | （〒　-　） |
| 連絡先 | 固定電話（FAX）<br>携帯電話<br>メールアドレス |
| 主な移動手段 | 自転車　・　バイク　・　自動車<br>（公共交通機関）最寄りのバス停＿＿＿＿（徒歩　分）<br>最寄りの駅＿＿＿＿（徒歩　分） |
| 現在の勤務状況 | なし　・　常勤　・　非常勤　・　その他（　）<br>就業時間（　曜日～　曜日　時　分～　時　分） |
| これまでの活動（過去に従事していた地域活動、福祉活動の内容と役割） | |

※本書にご記入いただいた内容を利用します。

バンク登録申請書

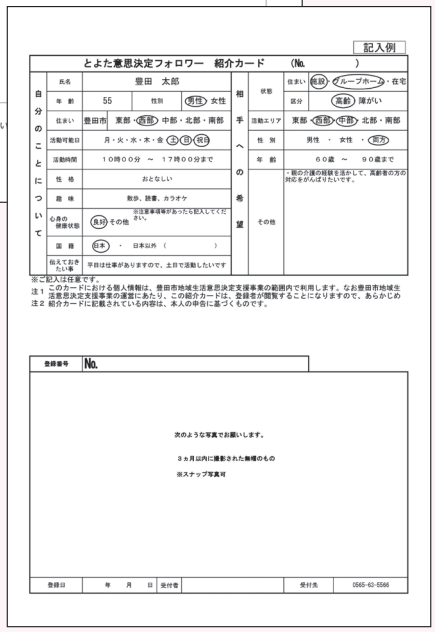
記入例

とよた意思決定フォロワー　紹介カード　（No.　）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自分のことについて | 氏名 | 豊田　太郎 | |
| | 年齢 | 55 | 性別 (男性) 女性 |
| | 住まい | 豊田市 | 東部・(西部)・中部・北部・南部 |
| | 活動可能日 | 月・火・水・木・金・(土)・(日)・(祝) | |
| | 活動時間 | １０時００分　～　１７時００分まで | |
| | 性格 | おとなしい | |
| | 趣味 | 散歩、読書、カラオケ | |
| | 心身の健康状態 | (良好) その他（※定期通院等があっても記入してください。） | |
| | 国籍 | (日本)・日本以外（　） | |
| | 伝えておきたい事 | 平日は仕事がありますので、土日で活動したいです | |
| 相手への希望 | 状態 | 住まい (戸建)・(グループホーム)・在宅 | |
| | 区分 | (高齢) 障がい | |
| | 活動エリア | 東部・(西部)・(中部)・北部・南部 | |
| | 性別 | 男性　・　女性　・　(問わず) | |
| | 年齢 | ６０歳　～　９０歳まで | |
| | その他 | ＊親の介護の経験を活かして、高齢者の方の対応をがんばりたいです。 | |

※ご記入は任意です。
注１　このカードにおける個人情報は、豊田市地域生活意思決定支援事業の範囲内で利用します。なお豊田市地域生活意思決定支援事業の運営にあたり、この紹介カードは、登録者が閲覧することになりますので、あらかじめ
注２　紹介カードに記載されている内容は、本人の申告に基づくものです。

登録番号　No.

次のような写真でお願いします。

３ヵ月以内に撮影された無帽のもの

※スナップ写真可

| 登録日 | 年　月　日 | 受付者 | | 受付先 | 0565-63-5566 |
|---|---|---|---|---|---|

紹介カード

### 講座修了後の流れ

○　導入講座修了後、バンク登録、本人とのマッチングを経て、とよた意思決定フォロワーとしての活動を開始します。
○　活動開始後は、本人への定期的な訪問や活動報告を行います。

**活動前の流れ**

1. とよた意思決定フォロワー導入講座　修了
2. バンク登録申請書、紹介カードの提出
3. 本人とのマッチング、同意書の提出

4. 活動開始

※　ただし、現在はモデル実施中のため、すぐに活動開始できる機会を提供できるかどうかは流動的。

**活動の流れ**

5. 定期訪問（月２回）
6. 活動報告（月１回）
7. 費用弁償費支払（半年に１回）

## 誰もが主役となれる地域共生社会へ

生活基盤サービス事業者、とよた意思決定フォロワー、豊田市権利擁護支援委員会の3者が少しずつそれぞれの役割を持ちながら本人が望む生活を実現していく、地域みんなが関わる形で意思決定の支援を持続可能なものにしているのが豊田市の取組。サービスを受ける、提供するという関係の中では、本人が口に出して言えないことも、フォロワーとの関係だと話してもらえるという気付きがあった。実は専門家だからこそ気付きにくいことも多くあり、市民が関わることで本人が地域やいろいろなことと接点を持って、自分らしい生活を実現することができるという効果も見えてきている。

また、フォロワーとして活躍する市民自身も、活動を通じて、やりがいを感じていたり、その方自身や家族との関係性を見つめ直すきっかけを得ている。また、これまでの生活では知ることやつながることのできなかった地域や支援者との関係性ができ、その方自身のネットワークが広がる効果もある。

行政や成年後見支援センターができることをしっかり行った上で、市民もフォロワーとして活動していくことで、本人も含め、誰もが主役となりえる。社会参加やその意義を感じられる地域共生社会になることを目指しながら、豊田市は取組を進めている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

私たちは、課題解決ばかりを考えてしまいがちです。もちろんそれも重要なのですが、それだけでは、「安心な暮らし」や「生きがい・自分らしさ」は得られません。実際に課題になっている日常的な金銭管理にアプローチしつつも、お金を自分らしく使うことができる形、つまり意思決定支援という全体像の中で課題解決についても進めようとしています。

この取組を進める中では、しくみどうこうよりも、非常に多くの方々との対話を丁寧に行うことに力を入れてきました。事業を利用いただく本人を始め、障害等がある当事者、ピアサポートの方、親族後見人、市民後見人、高齢や障害関係の支援者、医療従事者、弁護士や司法書士といった司法関係者、社会福祉協議会など。地道なプロセスとその繰り返しが、本人主体や社会参加、地域共生社会の重要性を共有することにつながるとも改めて感じました。

行政や社協の都合ではなく、地域共生社会の中での本人の暮らしの視点から、これからも小さな対話を積み重ねて、少しずつ取組を進めていきたいと考えています。

参考URL 連絡先

**豊田市福祉総合相談課**
TEL 0565-34-6791
URL https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/fukushi/1018417.html
E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

**豊田市成年後見支援センター**
TEL 0565-63-5566
URL https://toyota-koken.jp/
E-mail s-shien@toyota-syakyo.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈関係者・各種機関の連携による意思決定支援の理解の浸透〉

| 自治体<br>中核機関名 | 岡山県倉敷市<br>倉敷市福祉援護課 | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託（社協、社福法人） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 意思決定支援研修におけるグループワークで認識共有とスキルアップを促進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～10万人未満 | 10万人～20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 476,299人 |
| 面　積 | 355.63㎢ |
| 高齢化率 | 26.5% |
| 地域包括支援センター数 | 28か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 70人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 31か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 4,449人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 4,739人 |

令和5(2023)年8月31日時点

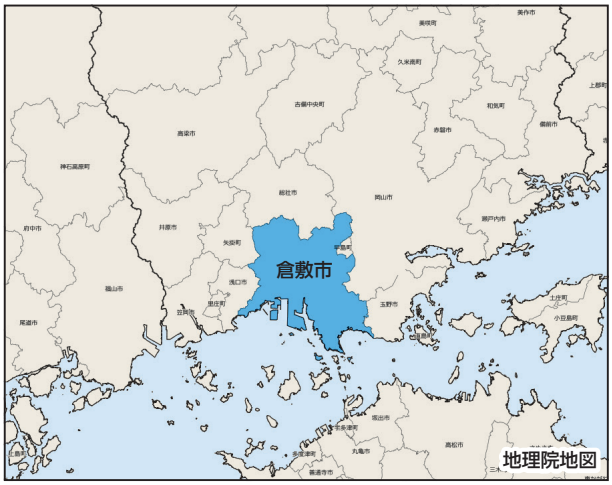


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 1,350人 | 823人 | 371人 | 150人 | 6人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 80件 | 63件 | 83件 | 49件 |
| 内訳 | 高齢者 | 58件 | 49件 | 62件 | 37件 |
| | 障害者 | 22件 | 14件 | 21件 | 12件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 19件 | 0件 | 14件 | 4件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和2(2020)年度 | 中核機関整備の検討を開始 |
| 令和2(2020)年12月～ | 受任候補者調整会議とプレ準備会を開始 |
| 令和3(2021)年4月 | 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会設置準備会を開催 |
| 令和4(2022)年3月 | 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会準備会を開催<br>同日、倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会を設置<br>あわせて中核機関を整備 |
| 令和4(2022)年4月 | 成年後見制度利用促進体制整備事業として、中核機関コーディネート機能強化事業を開始 |

## 専門職後見人の意思決定支援への意識の高まりと知識の間にギャップがあった

倉敷市では、近年、成年後見制度の体制整備に関係機関とともに取り組む中で、意思決定支援が重視される傾向が強くなってきているとの認識を持っていた。

特に、受任している弁護士や司法書士から、身上保護における意思決定支援に関連して、「我々は法律には詳しいけれど福祉の分野はまだまだ勉強しないといけないね」といった声が聞かれるなど、専門職を筆頭に意思決定支援への関心の高まりを感じていた。こうした専門職の意欲に応えることは、意思決定支援に対する認識の共有と制度の体制整備を大きく前進させることになる。もちろん専門職にとどまらず、地域連携ネットワークを構成する関係者・関係機関がともに知識・スキルの向上を図ることで、意思決定支援についての認識を共有することも、制度の適切な利用に不可欠と考えていた。

### 工夫ポイント① 動画配信の基礎編、集合形式の実践編と2年にわたり研修を実施

平成25(2013)年に再編された倉敷市の高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会は、虐待防止と権利擁護支援、成年後見制度の体制整備への取組など、以前から実質的に中核機関と同様の役割を担っていた。そこで、令和4(2022)年には、改めて中核機関としての位置付けを明確化し、これを機にスタートさせたのが、意思決定支援研修会(以下、「研修会」という。)だ。

研修会は、令和4(2022)年に基礎編、令和5(2023)年6月に実践編と2年にわたり実施した。基礎編は意思決定支援の周知を目的に、意思決定支援の捉え方やポイントのほか、意思決定における高齢者と障害者の違いなどを学べるようにした。研修会の本来の対象は備中圏域の7市2町だが、基礎編はコロナ禍のため動画配信により行うことを決定し、それに伴って県からの要望により対象を全県に拡大した。権利擁護支援・意思決定支援について学びたいニーズは他市町村でも強いためだ。動画は倉敷市のホームページにアクセスして視聴できるようにした。

翌年の実践編は、当初の7市2町で、かつ基礎編の動画を視聴した人を対象とした。行政職員、中核機関職員をはじめ専門職、ケアマネジャーや相談支援専門員など関係機関、さらには専門職後見人や、市民後見人を目指す人など約60名が参加した。基礎を学んだ上での実践編では、日々の業務に役立てることを目的に、グループワークを2テーマで行い、事例を通して、本人の意思の受け止め方や、意思決定支援ガイドラインに即した支援を実施した場合の意思決定支援プロセスなどを検討・討議した。仮に前年の研修会に参加していない場合でも、事前に動画を視聴できるようにして、基礎編の内容を一通り頭に入れて参加してもらえるようにした。

初めに基礎編動画の振り返りとして意思決定支援の捉え方やポイントを復習し、その後、1グループ6名程度でグループワークを行った。

**■意思決定支援研修会・実践編の流れ**

| テーマ | 内容 | 時間 |
|---|---|---|
| 意思決定支援研修会～事例に基づく意思決定支援のポイント～　講師:社会福祉士 | | |
| 意思決定支援の基礎 | 基礎編(動画)の振り返り | 20分 |
| グループワーク1 | 日常生活における意思決定支援のプロセス(解説と事例紹介) | 40分 |
| | グループワーク/事例発表 | |
| | 講師の解説・アドバイス | |
| グループワーク2 | 社会生活における意思決定支援のプロセス(解説と事例紹介) | 40分 |
| | グループワーク/事例発表 | |
| | 講師の解説・アドバイス | |
| まとめ | | 20分 |

## 工夫ポイント2 実践編では高齢者と障害者の2つの視点で講義&グループワークを展開

研修会の参加者は、多様な職種にわたる。そこで実践編では、講師の社会福祉士と打ち合わせをし、高齢者支援と障害者支援の両者の視点を取り入れてプログラムを構成した。倉敷市では、近年、共生型サービスの事業所が増加していることが背景にある。

講義では、基礎編動画を視聴したことを前提に、意思決定支援の基礎やポイントを解説した。また、グループワークは2部構成で実施した。「日常生活」を切り口にしたグループワーク1の事例では、80代女性の入所中の日常生活における意思決定支援のプロセスを取り上げた。「社会生活」を切り口にしたグループワーク2の事例では、病気で入院した障害のある50代男性の退院支援、成年後見申立てにおける意思決定支援のプロセスをグループで討議した。このようにグループワークにも高齢者支援・障害者支援の双方の視点を取り入れることで、関係者間の共通理解を促した。

■グループワークの流れと使用資料<グループワーク2の場合>

※グループワーク1も同様。

**講師の解説**
テーマ「社会生活における意思決定支援のプロセス」について解説
事例シートを配布し、グループワークで検討する事例を紹介

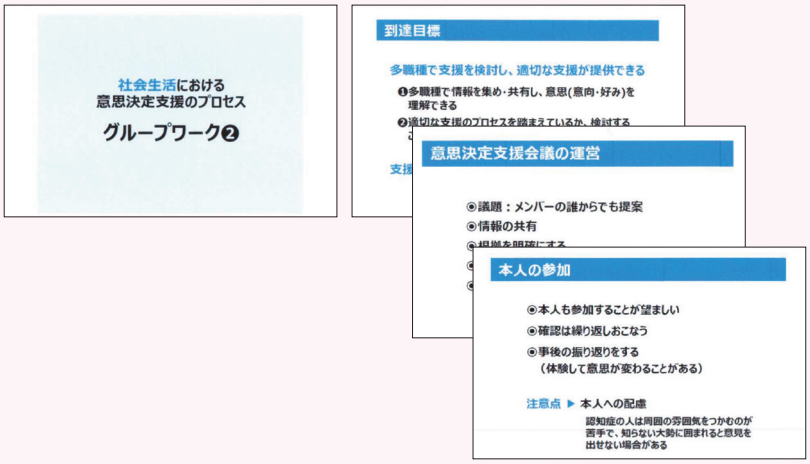


**グループワーク**
各グループで検討・意見交換を行い、ワークシートに記入

**事例発表**
3～4グループが発表

**講師の解説・まとめ**
解説シートを使って解説とアドバイス

## 工夫ポイント3 民間委託事業者が参加するネットワーク会議もグループワーク形式に

地域連携ネットワークの強化に早くから寄与してきたのが高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）だ。参加者は、行政関係部局、高齢者支援センター（地域包括支援センター）、障がい者支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会と、アドバイザーとして弁護士会、司法書士会、社会福祉士会から各1名の計約60名。倉敷市では、高齢者支援センターや障がい者支援センターを民間事業者に委託している。前者は市内に28か所、後者は6か所と数多い。これら関係者が一堂に会し、毎回一つのテーマのもと複合的な課題のある事例について検討し、専門職からアドバイスを受ける。会議という名称ながら事例検討と研修会の意味合いが強い。

従来は講義形式だったが、演習事例に対する活発な意見が出ず、行き詰まりを感じていた。そこで令和5（2023）年度からはグループワーク形式に変更した。1グループは6名程度。演習事例をもとにグループ内で意見交換し、その結果を4～5グループが発表する。それを受けて再び発表者が感想・意見を述べ、最後は専門職からアドバイスを受ける。「会議の様子がガラッと変わった」と話すように各グループで活発な意見が交わされるようになり、個々のスキルアップにもつながると評価している。

## 今後も意思決定支援の理解浸透、関係者のスキルアップを継続化

倉敷市では最近、受任している専門職にとどまらず、福祉や意思決定支援に目を向け意識を高めている関係者が増加していることを実感していた。従来であれば「もう在宅で暮らすのは課題が多いから施設入所を検討したほうがいい」といったように関係者中心で考えがちだったものが、最近は「まずは本人の意思が大切」という認識・考え方が着実に浸透してきている。これは研修会やネットワーク会議のグループワークなどにおいても感じられることであり、研修会や各種会議を通じて意思決定支援への理解は今後、より浸透していくだろう。

ネットワーク会議に参加する高齢者支援センター等では内部の異動も多く、着任して間もない担当者が少なくない。これら担当者には従来の講義形式でも知識・スキルを身につけるうえで効果があったが、グループワークにより、一層のスキルアップを期待している。

今後も研修会や各種会議体を継続的に実施するとともに、近隣の7市2町と成年後見制度の利用における課題を共有しながら取り組んでいく予定だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

権利擁護支援の事業に取り組んでいると、「在宅か、施設か」というのは必ず出てくるテーマです。そのときに、ご本人の意思・意向を傾聴して、しっかり受け止めていくことを関係者の間で共通認識として持つことが必要ですし、それが持てるようになってきたと感じています。

とはいえ、ご本人が自宅にいたいと言っても、それが可能かどうかをどう判断するか。実際に数時間でも家に帰ってみて、やってみたけどやはり課題があったね、施設にいた方が自分は幸せなんだねと、ご本人が納得すれば、その方向で検討する――そんな試行錯誤の連続ですね。意思決定支援に本格的に取り組み始める以前は、無理です無理ですと説得するイメージでしたが、ご本人の納得が大切だと日々感じています。

これからも、各種の会議等を通じて話し合いや意見交換の回数を重ねて、関係者・関係機関がみんなで同じ方向を向いて最善策を探っていけるよう取り組んでいきたいですね。

参考URL 連絡先


岡山県倉敷市福祉援護課

TEL 086-426-3321

URL https://www.city.kurashiki.okayama.jp/

E-mail wlfscl@city.kurashiki.okayama.jp

# 地域ネットワークの強化に係る取組

## 〈中核機関と各種相談支援機関との連携強化〉

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自治体<br>中核機関名 | 福島県しらかわ地域<br>(白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町)<br>白河市、西郷村成年後見支援センター、<br>泉崎村成年後見支援センター、<br>中島村地域包括支援センター | 整備<br>パターン | 白河市／単独<br>直営+一部委託(市内地域包括支援センター)<br>泉崎村／単独<br>委託(村社協) |
| 取組内容 | 5市町村が連携し協議体を設置して地域全体の支援力を向上 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (泉崎村)<br>5万人未満 | (白河市)<br>5万人～10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | (白河市・泉崎村)<br>相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

※以下は、自治体と相談の上で、令和3(2021)年度および5(2023)年度の幹事自治体について記載

## 1 自治体概要

| | 白河市 | 泉崎村 |
|---|---|---|
| 人　口 | 58,210人 | 6,157人 |
| 面　積 | 305.32㎢ | 35.43㎢ |
| 高齢化率 | 31.10% | 33.7% |
| 地域包括支援センター数 | 4か所<br>(サブセンター1か所を含む) | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 12人 | 3人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 595人 | 45人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 561人 | 42人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| | 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 白河市 | 58人 | 44人 | 13人 | 1人 | 0人 |
| 泉崎村 | 8人 | 7人 | 1人 | 0人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 白河市 | 6件 | 3件 | 4件 | 0件 |
| | 泉崎村 | 2件 | 0件 | 2件 | 3件 |
| 内訳 高齢者 | 白河市 | 5件 | 2件 | 4件 | 0件 |
| | 泉崎村 | 1件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 内訳 障害者 | 白河市 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 |
| | 泉崎村 | 1件 | 0件 | 1件 | 2件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| | 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|---|
| 白河市 | 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |
| 泉崎村 | 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年4月 | しらかわ地域成年後見推進会議を設置。白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町の5市町村で構成<br>《白河市》市役所高齢福祉課および社会福祉課、市内地域包括支援センターを中核機関に位置付け<br>《西郷村》西郷村地域包括支援センター内に西郷村成年後見支援センターを整備(委託事業)、中核機関に位置付け<br>《泉崎村》泉崎村成年後見支援センターを整備、中核機関に位置付け<br>《中島村》中島村社会福祉協議会に中核機関を委託。地域包括支援センターで実働 |
| 令和3(2021)年6月 | 第1回しらかわ地域成年後見推進会議を開催。以降、年3回開催 |

## 自治体によって地域連携ネットワークの形成が困難だった

福島県南部に位置するしらかわ地域――白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町では、地域の各支援機関が連携して権利擁護支援に取り組む必要性を感じていた。ただ、白河市以外の町村では成年後見制度の利用事例が少なく、マンパワーにも限りがあることから、自治体ごとに地域連携ネットワークを新たに設けるメリットは少ないと思われた。そこで、令和2(2020)年から5市町村の行政や福祉事務所が話し合いを重ね、各自治体の運営負担を軽減しつつ、かつ互いの支援スキルを高め合い地域課題を解決していくために、5市町村が広域で「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置する方針が定められた。あわせて、中核機関については市町村ごとに整備し、それぞれの地域における成年後見制度の体制整備に取り組んでいくことも決定した。

### 工夫ポイント1　5市町村が広域で連携する「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置

令和3(2021)年4月、5市町村による、しらかわ地域成年後見推進会議(以下、「推進会議」という。)が設置された。同時に、白河市、西郷村、泉崎村、中島村の各自治体で中核機関が整備された。矢吹町も令和5(2023)年度中の中核機関整備に向け取組を進めている。個別案件の制度利用コーディネートは各地の中核機関が担いながら、そこから見えてきた課題を広域の推進会議で共有し、しらかわ地域全体で課題解決を図っていく形だ。

推進会議は各自治体の行政が1年ごとに持ち回りで幹事を務め、年3回開催される。メンバーは、中核機関を担う行政担当課および地域包括支援センターのほか、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、家庭裁判所、障害分野の委託相談事業所から合計約30名が出席する。

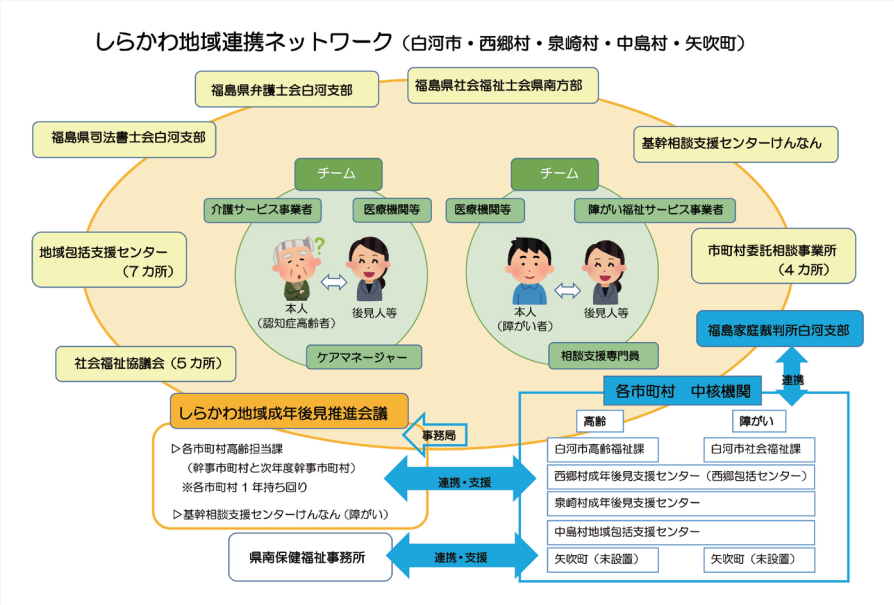


初年度は5市町村でもっとも規模が大きい白河市が幹事となった。まず、5市町村が推進会議に対し共通した認識を持って臨めるよう、年間の開催回数や専門職への報償額などを明記した要綱を作成し、全員で共有した。

また、当初はしらかわ地域における地域課題がどのようなものか把握できていなかったため、課題の可視化を目的として福祉機関や専門職を対象にアンケート調査を行った。その際、回答者に調査の意義を理解してもらえるよう、アンケートの趣旨や記入例を説明する動画を作成しYouTubeにて一定期間限定公開した。アンケート結果を分析し、推進会議で協議した結果、「(支援関係者が)成年後見制度の申立ての流れを理解する」「支援者のスキルアップを図る」「法人後見、市民後見人の取組についての研修」という3つの重点課題が掲げられた。

## 工夫ポイント2　推進会議で事例検討を行い、支援関係者のスキルアップにつなげる

推進会議が発足したばかりの頃は、推進会議のメンバー間でも制度の理解度や支援スキルに大きな差があった。先述した重点課題の一つに「支援者のスキルアップを図る」とあるが、推進会議メンバーや、圏域で支援に関わる人々の知識・スキルのボトムアップを図ることは推進会議の発足時から強く意識されていた。

推進会議での事例検討の様子

推進会議では、出席者全員が成年後見制度についての理解を深めるために、毎回、模擬事例等を使いながら事例検討を行っている。事例検討では、中核機関の担当者や行政職員、ケアマネジャーなどが支援方針や方法について具体的に話し合う。推進会議のメンバー約30名が囲む中での事例検討は大変な緊張を伴うため、専門職から助言は行うが、他のメンバーからは意見を出さない。推進会議のメンバーは、事例検討を聞いて得た知識を各自治体に持ち帰り、それぞれの現場でのケース会議に活用していく。

## 工夫ポイント3　支援関係者をサポートするツールとして成年後見制度活用検討ガイドラインを作成

推進会議での事例検討やアンケート調査を通して見えてきた支援関係者の悩みの一つが、「どのような場合に成年後見制度を利用すべきか分かりづらい」ということだった。

支援方針を決める際、本来であれば、まず本人の意思や認知理解度を確認し、それに合わせた支援の道を探っていく必要がある。例えば、金銭管理ができないだけであれば、成年後見制度ではなく日常生活自立支援事業という選択肢もある。だが、成年後見制度の利用が適切かどうか判断する正しい基準を支援関係者が持っていないと、安易に「将来が不安だから、成年後見制度を利用して後見人を付けたほうがいい」と結論付けてしまう危険性がある。

そこで推進会議は、「しらかわ地域成年後見制度活用検討ガイドライン」を作成した。これは制度活用を検討するフローチャートやチェックシート、申立て支援に必要な情報を記入する情報シートをまとめたもの。他地域の資料を参考にしながら、しらかわ地域向けにアレンジした。あくまで完成版ではなく、現場の声を参考にしながら今後も改良を重ねていく考えだ。ガイドラインは各自治体のケース会議などで活用されている。

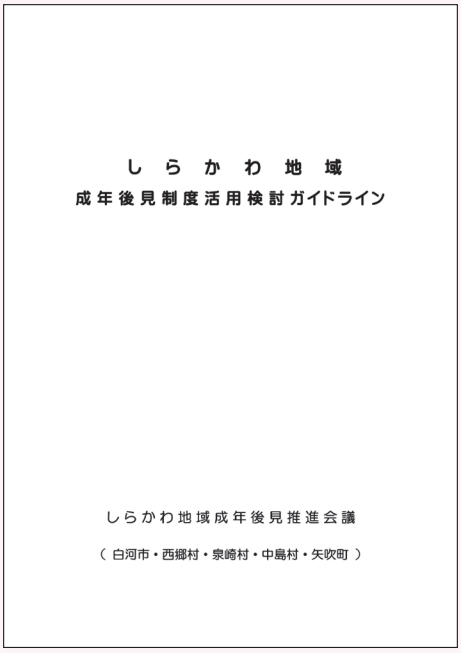
しらかわ地域
成年後見制度活用検討ガイドライン

しらかわ地域成年後見推進会議

（白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町）

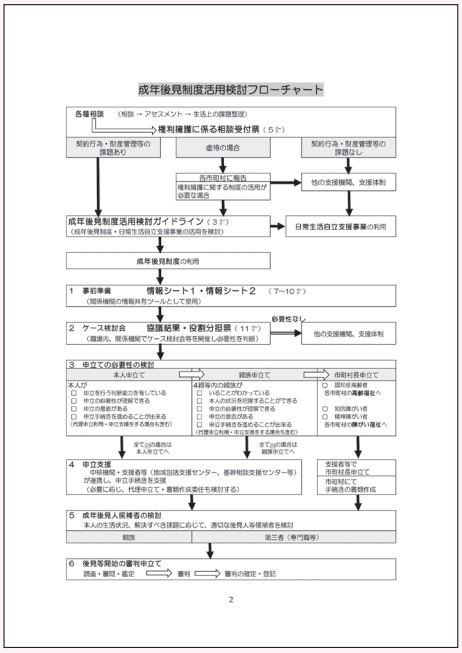
成年後見制度活用検討フローチャート

## 地域に根差した成年後見制度の利用に向け、法人後見実施団体の育成を検討

各地の中核機関や専門職、関連組織や団体、家庭裁判所等が顔を合わせて情報交換を行う推進会議という場ができたことは、しらかわ地域全体の支援スキル向上につながり、また、関係性の構築にも役立っている。推進会議に参加するメンバーは、現場での支援がスムーズに進行できるようになったと感じている。

推進会議では、今まで注力してきた「スキルアップのための取組」から、今後はその先にある「成年後見制度の適切な利用を広げていく取組」も強化したいと考えている。重点課題の一つに「法人後見、市民後見人の取組についての研修」と挙げられているように、しらかわ地域では外部の専門職後見人に頼っている現状があるため、地域に根差した制度利用を進めるには、法人後見や市民後見人の育成が非常に重要なポイントとなる。以前、推進会議で市民後見人の育成を検討したことがあったが養成講座の実現には至らず、現在は法人後見実施団体の育成に向けた議論が行われている。令和5(2023)年度の幹事を務める泉崎村は、「法人後見実施団体の設置に向けたスケジュールの枠組みを次年度中に確定できるよう調整を進めたい」と話す。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

推進会議の幹事市町村となる行政担当者は、参加メンバーの日程調整をしたり、会議の議題を決めたりと、推進会議を開催するための事務作業全般を行います。成年後見制度に対してまだそこまで詳しくない私が、幹事担当として推進会議の音頭を取り、3回の会議でそれなりの成果を出さなくてはならないことは大変なプレッシャーです。それでも、推進会議が発足されてから私の村では制度利用者が増えつつあり、推進会議の意義を大いに感じています。また、成年後見制度を必要とする方の姿はなかなか見えづらいものですが、そういう方々に制度の存在を知ってもらい、ご本人らしい生活の継続に向けて活用していただくために自分の活動が役立っていると考えると、苦労も乗り越えられる気がします。

推進会議のメンバーは年々替わっていくので、事例検討の内容を事例集として残していくなど、後進の人々の参考となるような対策も考えていきたいです。

連絡先

白河市役所高齢福祉課(白河市中核機関代表)
TEL 0248-28-5519
E-mail koreifukushi@city.shirakawa.fukushima.jp

西郷村成年後見支援センター
TEL 0248-25-5121
E-mail houkatsu@nishigo-shakyo.or.jp

泉崎村成年後見支援センター
TEL 0248-54-1600(地域包括支援センター)
E-mail izumizaki-hokatsu@mbr.nifty.com

中島村地域包括支援センター
TEL 0248-51-1773
E-mail houkatsu@nakajima-shakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈中核機関と各種相談支援機関との連携強化〉

| 自治体<br>中核機関名 | 兵庫県川西市<br>川西市成年後見支援センター“かけはし” | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 地域ぐるみの支援を目指し、各種機関・関係者が参加する機会を創出 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 154,565人 |
| 面　　積 | 53.44㎢ |
| 高齢化率 | 31.5% |
| 地域包括支援センター数 | 8か所<br>(市中央包括支援センター含む) |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 27人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 8か所<br>(社協基幹相談支援センター含む) |
| 療育手帳の所持者数 | 1,814人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,412人 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 248人 | 154人 | 68人 | 22人 | 4人 |

令和5(2023)年10月31時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 5件 | 6件 | 7件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 5件 | 6件 | 3件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 4件 | 0件 |

令和5(2023)年10月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 88件 | 6件 | 0件※ | 9件 |

※法人後見未実施のため

令和5(2023)年10月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成24(2012)年10月 | 川西市より川西市社会福祉協議会が成年後見支援センター運営事業を受託し、川西市成年後見支援センター“かけはし”を開設 |
| 平成25(2013)年 | 市民後見人養成研修を開始 |
| 平成28(2016)年 | 市民後見人第1号が受任、川西市社協が監督人に選任 |
| 令和3(2021)年 | 川西市成年後見支援センター“かけはし”が中核機関を受託 |
| 令和4(2022)年 | 川西市地域連携つながりネット協議会を設置。専門職交流会を開催 |
| 令和5(2023)年～ | 権利擁護サポーター活動開始(市民後見人養成研修修了者の有志による啓発活動など) |

## 本人中心の支援を実現するために、地域全体での体制づくりが必要だった

川西市成年後見支援センター“かけはし”（以下、「センター」という。）は、設立以来、成年後見制度の利用が必要な人を制度へつなぐことを目指して、広報啓発活動や市民後見人育成などに取り組んできた。そして令和3（2021）年の中核機関受託を契機に、「いかにして本人を中心に据えた支援を実現していくか」を一層強く意識するようになった。

本人中心の権利擁護支援を実行するためには、センターだけでなく、さまざまな支援関係機関が連携したチーム支援が不可欠だ。さらに言えば、川西市全体で本人をサポートしていくような体制づくりが必要だった。

### 工夫ポイント① 医師や金融機関も含めた「地域連携つながりネット協議会」を設置

センターにはもともと、学識経験者や専門職、行政、福祉関係機関、民生委員・児童委員らで構成される運営委員会が設置されている。しかし、全市的な体制づくりを目指すには、より幅広い立場の人々の意見を聞き、協働していく必要がある。そこで、運営委員会のメンバーに加えて、成年後見人等の業務と関わりが深い医師や金融機関、消費生活センター、基幹相談支援センターにも参加を呼びかけ、合計18名による地域連携つながりネット協議会（以下、「協議会」という。）を設置した。メンバーは固定するのではなく、議題や状況に合わせて他の機関にも声をかけながら、柔軟に構成を変えていく考えだ。第1回の協議会が令和4（2022）年6月に開かれ、以降は年2回のペースで開催されている。

協議会では、メンバーがそれぞれの立場から、本人を中心としたチーム支援ができる地域づくりに向けて、どのような課題があるのか、互いにどのようなことができるのかを話し合う。

大人数の協議会を取りまとめていくためには、全員が“共通理解”を持つことが重要だとセンターは考えている。立場が異なっても、思いが同じであればメンバー全員で同じ方向を向いて進んでいける。共通理解を図るため、センターは協議会のメンバーに「本人の望む暮らしを地域全体で支えるしくみをつくりたい」という大きな目的を明確に伝えるよう心がけた。また、支援体制づくりをどのように進めていくかを図にして示し、協議会の進行イメージを共有した。

■中核機関および地域連携つながりネットのイメージ図

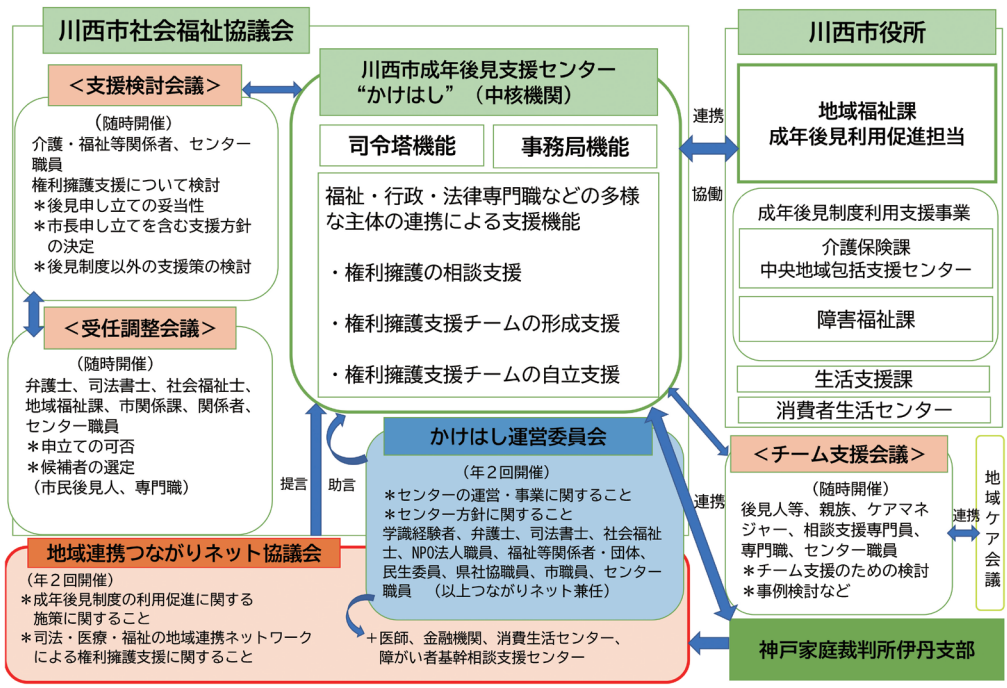

協議会ではまず、地域課題を洗い出すため、協議会のメンバーを対象としたアンケート調査を実施した。この調査では、「センターの存在をもっと広く知ってもらうべき」「相談窓口がどこにあるかPRした方がいい」など広報啓発に関する回答があったほか、「リーフレットを店舗の窓口に設置可能」といった提案もあった。協議会は引き続き、地域課題の抽出と対策立案に取り組んでいく考えだ。

■地域における権利擁護の支援体制づくり

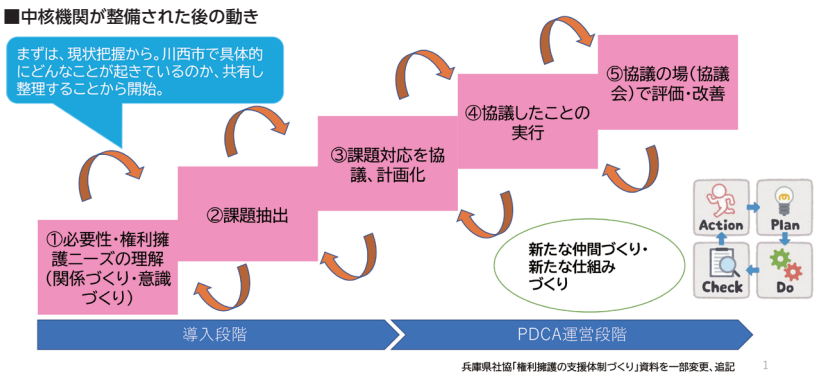


## 工夫ポイント2 専門職と地域の支援者との交流会を開催し、関係性を構築

センターでは受任者調整に備え、成年後見人等の候補者となり得る専門職にあらかじめ登録してもらう専門職登録バンクを設置している。弁護士7名、司法書士12名、社会福祉士12名が登録（令和5（2023）年度時点）している。これらの専門職から「もっと地域に関わりたい」という声が聞かれた。また、地域包括支援センターからも「後見人を務めてくれる専門職と関係性を深めたい」との要望があったため、令和4（2022）年、専門職と地域包括支援センターの交流会を実施することにした。専門職バンク登録者全員と市内の地域包括支援センター7か所に参加を呼びかけたところ、20名以上が集まることになった。

当日は3つのグループに分かれ、お茶とお菓子を楽しみながら、和気あいあいとした雰囲気の中で名刺交換などが行われた。なるべく多くの人と交流できるように、途中でメンバーのシャッフルも行った。会話のきっかけとしてセンターから議題を提示したが、目的は話し合いではなく参加者同士のコミュニケーションのため、自由に会話を楽しんでもらった。

専門職と地域包括支援センターの交流会の様子

交流会は大変好評で、参加者からは次回の開催を望む声が多く聞かれた。センターは、少なくとも年1回は専門職交流会を行いたいと考えている。地域包括支援センターだけでなく、基幹相談支援センター、行政、ケースワーカーなど、幅広い分野から参加を募ることも検討中だ。

## 工夫ポイント3 本人と地域をつなぐ「権利擁護サポーター」を育成

センターでは、設立後間もない平成25（2013）年から市民後見人養成研修を実施しており、これまでに6名の市民後見人が選任されている。ただ、市民後見人養成研修を受けても、市民後見人は荷が重いと感じる人や、年齢等の関係で実際の活動が難しい人もいる。そこで、市民後見人養成研修を修了した後の活躍の場として、地域で福祉活動に携わる「権利擁護サポーター」という道を用意している。権利擁護サポーターは、障害があっても、認知症になっても、住み慣れた場所で自分らしく生きていける地域づくりを目指して、現在はセンターが実施する出前講座に参加し、啓発活動に取り組んでいる。地域に権利擁護支援の視点を広めるキーパーソンにもなり得るとの考えから、センターは市民後見人養成研修の内容見直しも含めて検討しながら、権利擁護サポーターの拡充を目指していく方針だ。

## 制度との接点を拡大し、地域一体の地域支援体制を構築

これまでに紹介した取組により、川西市では支援に関わる人々の横のつながりが生まれつつある。地域一体のチーム支援体制構築に向けて、第一歩を踏み出した形だ。困っている人を見逃すことなく、支援につなげて地域全体でバックアップし、「この街に住んでいてよかった」と思ってもらえる環境を生み出すため、センターはこれからも各種支援機関との連携に取り組んでいくつもりだ。

成年後見制度の適切な利用に向けた活動にも、より注力する。担い手育成に関しては、権利擁護サポーターが市民後見人受任に意欲を持てるようなしくみをつくっていきたいと考えている。また、病院や銀行で成年後見制度の存在を知った人が、制度利用につながるケースも多いため、医療ソーシャルワーカーや銀行員を対象にした権利擁護支援の研修を実施することを検討している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関を受託する前は、自分たちの活動の成果を、相談件数や成年後見制度利用者数が増えたかどうかという数字で見てしまうところがありました。ですが、中核機関としてやるべきことは何かを考える中で、目指すのは件数を増やすことではなく、一つ一つのケースにおいて本人を中心に据えた支援を実現していくことだと気付きました。センターを運営している社協内にも、意思決定支援や権利擁護支援を重視する考えが広がってきています。最近始まったのが「水曜ミーティング」という取組です（水曜日に開催されるのでこの名前です）。社協内の異なる部署の職員が集まり、本人のための支援について話し合います。「この方は将棋が好きだから子どもに将棋を教えられるかもしれない」「地元のサークルに参加すれば地域に居場所ができるのでは」など、さまざまなアイデアを出し合います。本当にできるかどうかはさておき、「できたらいいよね」という支援の形をみんなで考える場です。

本人中心の支援と口で言うのは簡単ですが、実現するのはとても難しいことだと日々痛感しています。時間も労力も必要ですし、数字に反映されないことも多々あります。それでも、一人一人に合った支援ができるよう、努力を続けていきたいと思っています。

参考URL 連絡先


川西市社会福祉協議会
川西市成年後見支援センター“かけはし”
TEL 072-764-6110
URL http://www.k-shakyo.or.jp
E-mail kakehashi@k-shakyo.or.jp

コラム K-ねっとさんに聞きました

# 地域連携ネットワークの構築の工夫

全国社会福祉協議会　地域福祉部　水谷 詩帆さん

K-ねっとは、中核機関や市町村・都道府県の担当者等を対象とした権利擁護支援の体制整備の相談窓口として令和2(2020)年度にスタートしました。体制整備や個別事例の対応等に関して様々な相談が寄せられますが、電話でお話を聞くなかで、職場や地域内で気軽に相談し困りごとを共有できる連携先が乏しく、相談者が孤軍奮闘されている様子から、地域連携ネットワークの重要性を感じています。

地域連携ネットワークについては、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「権利擁護支援チーム」、「協議会」「中核となる機関(中核機関)」の3つのしくみからなるとされています。中核機関を立ち上げて間もない地域からは、「地域連携ネットワークがまだできていなくて…」との相談を受けることもありますが、いわゆる先進的な地域も、必ずしも最初から充実したネットワークができているわけではありません。多機関・多職種が連携して対応した一つひとつの事例の積み重ねや我がまちの権利擁護支援の課題を話し合っていく取組のなかで、地域連携ネットワークを育てていくことが大切ではないでしょうか。

そうした地域連携ネットワークの育て方の工夫として、K-ねっとの相談を通じて把握した事例からポイントをご紹介します。

①主体的な参加を引き出す会議運営

- 協議会や中核機関の支援方針検討会議、権利擁護支援チームのミーティングなど、さまざまな会議体を設置し、運営することが求められますが、いつも同じ人しか発言しない、後ろ向きの意見が多く建設的な議論にならないなど、会議運営に悩みを抱えるケースも多いようです。
- 参加者が主体的に参加し、充実した協議ができるようにするために、会議の目的をはっきりさせることはもとより、事前に出席者の意見を聞き、関心や問題意識に沿ったテーマを設定する、事前アンケートを実施して共有するなどの取組も有効と思われます。

②専門職との連携

- 個別の事例への対応だけでなく、協議会や中核機関の体制整備等に関しても、福祉や法律、医療等の専門職との連携がとても重要です。
- 専門職の数が少ない地域の対応として、オンラインによる相談や事例検討を行ったり、都道府県が配置する専門アドバイザーの派遣事業を活用する例も見られます。専門職が参加する事例検討を試行的に実施し、実績を積むなかで有効性を確認し、謝金の予算化につなげた地域もあります。
- また、権利擁護支援に関する模擬事例を一緒に検討することで、顔の見える関係性をつくる取組も行われています。

③多様な関係者との連携

- 権利擁護支援が必要な人のなかには、複合的な課題を抱えていたり、自らSOSが出せない人などもいます。こうしたニーズを早期に把握して、包括的な対応をするためには、福祉以外の分野の主体との連携も重要です。
- 例えば、金融機関は、ATMの操作が分からなくなったり、何度も通帳やカードを失くしたりするなどの場面で、認知症が疑われる高齢者を発見できる機会があるため、協議会に参加を呼びかけて情報交換を行っている地域もあります。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークの趣旨に「地域社会への参加」の観点も加えられました。住民の見守り・助け合い、ボランティア・市民活動の振興等とも連動し、地域における多様な分野・主体が連携する包括的なネットワークづくりが期待されます。

コラム 社会福祉協議会の担当者さんに聞きました

# 金融機関との連携の工夫

鰺ヶ沢町社会福祉協議会　事務局長　井上 雅哉さん

令和元(2019)年度から鰺ヶ沢町・深浦町の2町から中核機関を受託し早いもので5年が経過しようとしています。この度、「金融機関との連携の工夫！」をテーマに私たちが取り組んできたことをご紹介させていただきます。

受託当初、地域住民のみなさんは「中核機関って何?」「成年後見制度って何?」と、権利擁護支援を推進する雰囲気は皆無の状況でした。受託事業契約の仕様書の事業内容には、広報・啓発、相談業務、利用促進といった単語が羅列されるだけで具体的な方法は記載されずでした。とにかく広報・啓発から始めようと地域をまわり座談会や研修会を開きましたが反応はいまいちです。そんな中、A銀行に私用で行った際に見た光景が…。

お年寄りがA銀行の窓口職員と言い争いをしています。

行員「昨日も一昨日もいらっしゃいましたが」　お年寄り「支払いをしないと電気が止められてしまう」　行員「お支払いは先週済んでいます」　どうやらお年寄りは電気料金を支払ったことを忘れ、毎日、銀行に足を運んでくるようです。見るに見かねてお声がけし、お年寄りと一緒にご自宅へ帰宅しました。自宅で生活の困りごとや世間話をするなか、「数年前に夫が他界し以来1人暮らしとなった。最近は、物忘れもするようになり電気代を払うのを忘れ電気を止められたことがあった。そのことが不安でA銀行に毎日足を運んでいた」と話されていました。その後、本人と何度かお話をし、電気代をはじめガス、水道料金の口座引落の手続きをすることで、本人は安心して生活できるようになりました。

金融機関の窓口業務は預金の払い戻しや受け入れ、送金・振り込みといった応対が主であり、顧客の生活の困りごとまでは対応することは難しく、今回のような福祉的な相談支援はA銀行にとっては助かったようです。

さて、A銀行からはあの一件後、窓口で同様のトラブルが発生した際は、社協に一報が入るようになり、都度、社協職員が駆けつけ相談支援につなぐ対応をとるようになりました。

しかし、小さな町です。社協が金融機関窓口での顧客のトラブルに相談支援してくれることが他の金融機関にも伝わり、徐々に他の金融機関からも相談依頼が入るようになりました。いつも違う銀行印を持参する方、ATMの暗証番号を何度も間違える方、施設職員が入所者の払出を行う等、多種多様な相談内容です。

このように金融機関からは権利擁護支援を必要とする案件の相談があたりまえのように入るようになりました。そこでもう一歩踏み込み、金融機関との情報共有の場として金融機関(5金融機関16支店)を対象とした研修会の開催にこぎつけました。内容は「金融機関に来店するための支援が必要な顧客対応について」、「権利擁護支援の方法について」、「成年後見制度(法定後見・任意後見)」、「日常生活自立支援事業」、「預金払い出しに関する代理、委任等の手続き方法及び各金融機関の取り扱いについて」、「成年後見制度を活用していく中で金融機関に保有される「睡眠口座」等の解約手続きについて」でした。今回、金融機関窓口で顧客とのトラブルの支援に入ったことで、結果的にではありますが、金融機関への広報・啓発ができたと思います。このような相談支援は社協の通常業務であり、後から考えてみると「その手があったか！」と、金融機関とは仲良く権利擁護支援を継続中です。

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域の関係者の連携による市民後見人の育成・活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 秋田県三種町<br>三種町成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 現場実習やOJTを組み合わせた実践的な養成講座を実施 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 14,689人 |
| 面　　積 | 248㎢ |
| 高齢化率 | 49.3% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 46人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 192人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 121人 |

令和5(2023)年9月30日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 27人 | 22人 | 4人 | 1人 | 0人 |

令和5(2023)年7月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 1件 | 3件 | 2件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 1件 | 3件 | 2件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年7月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 16件 | 1件 | 5件 | 10件 |

令和5(2023)年9月30日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年 | 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体で「成年後見制度利用促進計画」を策定<br>令和2(2020)年に社会福祉協議会内に中核機関の整備を決定 |
| 令和2(2020)年7月 | 4～6月の準備期間を経て「三種町成年後見支援センター」を開設。すでに平成28(2016)年から社会福祉協議会で開設していた「権利擁護センター」と連携して権利擁護支援活動に当たる<br>以後、令和5(2023)年度にかけて町内5か所、県内6か所の市町にて研修講師を務める |
| 令和3(2021)年 | 能代山本圏域の社会福祉協議会の権利擁護担当者と月1回勉強会を開催。定期的な情報交換、事例検討などを行う<br>秋田家庭裁判所能代支部とも3か月に1回ほど情報交換会を実施 |
| 令和4(2022)年12月 | 「成年後見制度の申立てにおける多職種連携」をテーマに能代山本圏域の権利擁護担当者の勉強会メンバーで研修を開催 |
| 令和5(2023)年9～10月 | 他2市より視察を受け入れ。平成30(2018)年度以来、2回目の市民後見人養成講座を開講 |

## 支援しきれないケースが続出。市民後見人への期待が高まっていた

秋田県三種町は地域での総合相談支援活動に力を入れていたことから、平成27(2015)年に秋田県社会福祉協議会(以下、「社協」という。)から「地域における権利擁護支援の体制構築モデル事業」の指定を受けた。これを契機に、県・町の社協や三種町の福祉課、地域包括支援センターで地域における権利擁護支援に取り組む気運を高めていた。

ただ、日常生活自立支援事業に比べて成年後見制度は利用が進まず、三種町社協の職員は関係機関の担当者とともに頭を悩ませてきた。

一方、高齢化や核家族化が進んで一人暮らしの高齢者も増加しており、そうした人々の中には日常生活自立支援事業では支援しきれないケースが数多く出てきていた。平成28(2016)年には社協が法人後見を担うようになったが、際限なく受任できるわけではない。そのため、「市民後見人を育成するために養成講座を開くべきだ」との声が三種町・社協間でも上がっていた。

そのような声が上がったのは、市民後見人ならではの良さがあるためだ。例えば、後見人と被後見人の間で「最近熊がよく出ますね」といった、同じ地域に住む住民だからこそできる会話が生まれる。また、被後見人が親世代もしくは自分に近い世代の方であれば、「私だったらこの人にこうしてあげたい」と考えながら支援に臨めたりする。そのため、市民後見人ならではの血の通った支援ができるという期待があった。

### 工夫ポイント① 研修修了後の不安払拭のために座学と実地で学ぶ市民後見人養成講座を実施

平成30(2018)年に初めて市民後見人養成講座を実施し、令和5(2023)年には2回目を実施した。2回目のカリキュラムは、8時間の基礎研修・9時間の応用研修・6時間の現場実習を2日間ずつ、計6日間で構成している。6日間といっても連続で6日間ではなく、間隔を約3週ずつ空けた月1～2回の講座にすることで、日程調整しやすくなるよう開催日を設定した。

基礎研修は、座学で成年後見制度の基本を学ぶ。現場実習については、以前は職員とペアで障害者施設や介護施設で利用者の状況確認や支払業務、施設職員からのヒアリングなどを行っていた。しかし、今でも新型コロナウイルス感染症の影響があり、長時間の滞在が難しい施設もある。そのため、在宅サービス利用者の自宅や、短時間の滞在なら受入れ可能な施設を訪問し、利用者の状況確認を行ってレポートを書く、という内容に変更する予定だ。

令和5年度　三種町市民後見人養成講座プログラム
【研修内容】　◎座学 18 科目＋実習 2 回　　◎時間　計　23 時間(6 日間)
【場　所】　三種町地域福祉センター　会議室

| 講座 | | 科目 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 基礎<br>①<br>10/5<br>(木) | 1 | オリエンテーション | 開会挨拶、受講生自己紹介、講座内容などの確認 |
| | 2 | 成年後見制度の概要と手続き | 成年後見制度の概要と申立て手続き等<br>(DVD視聴など) |
| | 3 | 成年後見制度① | 法定後見制度について |
| | 4 | 成年後見制度② | 任意後見制度について |
| 基礎<br>②<br>10/18<br>(水) | 5 | 市民後見人とは | 市民後見人に求められているものとは<br>市民後見人の専門性から考える |
| | 6 | 意思決定支援 | 意思決定支援に向けた支援のプロセス |
| | 7 | 日常生活自立支援事業 | 日常生活自立支援事業の内容や支援 |
| | 8 | 生活支援員の活動報告 | |
| | | 現場実習<br>(1日目の実務実習) | 生活支援員の活動に同行(2 日間) |
| ヒアリング面談(名簿登録) | | | |
| 専門<br>①<br>11/8<br>(水) | 9 | 後見人の実務 | 後見人就任から終了までの実務の流れ<br>市民後見人の実務と後見支援センターの支援機能 |
| | 10 | 認知症の理解<br>高齢者の権利擁護 | 認知症について学ぶ<br>身元保証と死後事務など |
| | 11 | 対人援助の技術 | 後見活動に必要な対人援助の在り方や技術 |
| | 12 | 子どもの権利擁護 | 子どもの声を聴くことについて考える |
| 専門<br>②<br>12/6<br>(水) | 13 | 障がい者の理解と権利擁護 | 障がい者をめぐる法制度<br>知的障がい、精神障がい等の理解と社会資源、<br>「親なき後」を考える　等 |
| | 14 | 活動報告 | 市民後見人の活動報告 |
| | 15 | グループワーク①<br>事例検討 | 事例を通じて被後見人への支援対応の理解を深める |
| | 16 | グループワーク②<br>受講者の振返り、発表 | 養成講座を通じての学びや今後の活動等について発表 |
| | 17 | オリエンテーション | 今後の活動について説明 |
| | 18 | 修了式 | 修了証書の授与 |

三種町の市民後見人養成講座の特徴は、講座修了後に実際に日常生活自立支援事業の生活支援員業務を行うOJTがあることだ。受講終了後には修了生が単独で後見人を受任できるのが理想的だが、それは受講生にとって非常にハードルが高い。そこで、講座修了生に受任までに後見人等の業務を実地で学んでもらうべく、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の後見支援員として活動する期間を1～2年必ず設けることとした。そのために、講座の時間数も前回の約半分に圧縮した。

「講座修了後にすぐに市民後見人にならなければならない」と思い込んでいる参加者も多かったため、令和5（2023）年度は講座開催に先立ち、事前説明会も開催した。事前説明会では市民後見人の活動をイメージできるようなVTRを流し、「生活支援員もしくは法人後見の後見支援員を経て、そこで担当する方と合意すれば正式に市民後見人を受任する」と説明した。すると、参加者も安心した様子だった。

## 工夫ポイント2　受任後も権利擁護カフェとフォローアップ面談で後見人をサポート

三種町では後見支援員、市民後見人を対象に、年2回「権利擁護カフェ」を開いている。前半は、各方面で活躍する専門家による勉強会を行う。講師は、刑務所で福祉支援を行う社会福祉士や子どもの権利擁護団体、家庭裁判所などさまざまだ。テーマは特に決めておらず、法律関係のことや、成年後見支援センター（以下、「センター」という。）の職員がその時々の職務に関連して、地域の理解が必要と感じるテーマなどを取り上げている。参加している市民後見人の方からは「毎回のテーマがとても興味深く、勉強になる」と好評だ。

後半は、センターの職員と被後見人の支援計画の見直しを行う。事前に、被後見人本人とセンターの職員とで今後の希望について話し合っておく。その上で、後見人とセンターの職員が、今までできたことを評価した上で長期目標と短期目標を設定し、本人とその家族の「地域でこのように暮らしていきたい」という希望をいかに叶えるか、それに対してどう支援していくかをすり合わせていく。また、これから起こりうる課題や後々のことを見据えて解決しておかなければならない課題についても話し合い、今後力を入れるべきことを計画に落とし込んでいる。

また、権利擁護カフェとは別に、定期報告を家庭裁判所に提出する前に、センターの職員と内容を一緒に確認するためのフォローアップ面談も年1回行っている。初めて受任する後見人には、受任後2～3か月経った頃に面談の機会を設けて、困り事がないかをヒアリングする。このように、市民後見人受任後もバックアップする体制を整えている。

## 工夫ポイント3　職員のスキルアップやネットワークづくりのため周辺自治体と勉強会を開催

令和4（2022）年2月、三種町の呼びかけで能代山本圏域（能代市・藤里町・三種町・八峰町）の4市町が合同で「申立てにおける多職種連携」をテーマに勉強会を開催した。もともと三種町と近隣の能代市が研修で一緒になる場面が多く、担当者同士の交流が深まるうちに「一緒に勉強会をしよう」という話が出たのがきっかけだ。集まったのは行政の担当者や地域包括支援センターの職員、社協の担当者など約15名。鹿角市社協の事務局長による講話を聞き、その後行われたグループでの意見交換会では、普段の仕事での困り事や成年後見制度の利用が必要と予想されるケースの特徴などについて参加者同士で話し合った。

このように圏域で集まって勉強会をすることで、ネットワークづくりにも役立つ上に、さまざまな課題を検討しながら学べるので職員のスキルアップにもなる。同じ圏域の中では能代市は三種町と比べ人口規模が大きいこともあり、さまざまな事例を経験している。病院や施設など三種町と共通の社会資源も多くあるため、情報共有をしたり、対応を参考にしている。勉強会で知り合った近隣の市町村の担当者に、市民後見人養成講座の講師を依頼したこともある。最初は同じ圏域の中でも成年後見制度に対する取組状況にばらつきがあったが、現在は圏域全体で成年後見制度の必要性を認識していると感じている。今後も月1回のペースで定期的に勉強会を開催する予定だ。

## 養成講座がセンターの職員のスキルアップや担い手との交流の場に

令和3(2021)年度には、平成30(2018)年度の市民後見人養成講座の受講生の中から能代山本圏域初の市民後見人が誕生した。その方はもともと成年後見制度を必要とする方が身近にいたことから、「養成講座をするなら声をかけてほしい」と前々から言っていた方だ。現在は市民後見人として活動する傍ら、後見支援員としても活動している。

今回のカリキュラムは前回とは異なり、座学や実習、OJTを組み合わせ、長期に渡って学べるものにしている。これをまずは最後までやり遂げて、評価がよければ今後も同様のプログラムを実施する。実施時期が空いても、市民後見人養成講座は何らかの形で続けていくつもりだ。

センターの職員は市民後見人養成講座の準備もするが、同時に制度について常に学び続けることが必要な立場でもあるので、職員にとっても勉強の場になっている。職員が権利擁護支援に関する詳しい知識を身につけることは、社協にとっても大きな力になることだ。また、講座への参加を通して職員と受講生との会話も生まれ、将来の権利擁護支援の担い手との関係づくりの機会にもなっている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

養成講座では専門職の方にも講話をしてもらいますが、ある司法書士の先生が「市民後見人になったら、社協が皆さんに寄り添ったサポートをしてくれます」「三種町の社協がこんなに権利擁護支援をしてくれて、住民の皆さんは幸せですね」と受講生に語ってくれました。第三者の立場からそのように話していただいたのは、職員である私たちとしてもうれしかったですし、とても励まされました。

市民後見人の養成で大切なのは、後見人を孤立させないことです。後見人が独り立ちして後見業務を任されるようになったとしても、心配ごとは尽きないでしょう。実際に、三種町の市民後見人からは、被後見人の亡くなる間際のことや死後事務のことをとても不安に感じていると聞いています。何が起きるか分からないのはお互いさま。成年後見制度に関する支援活動には悩みや不安がつきまとうものですが、後見人を孤立させずに本人を支援するチームとなっていけるように、我々もフォローアップ研修等を通じて全力でサポートしていきます。

参考URL 連絡先

三種町成年後見支援センター
TEL 0185-88-8004
URL https://www.mitane-kouken.or.jp
E-mail center@mitane-kouken.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域の関係者の連携による市民後見人の育成、活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 香川県さぬき市／東かがわ市<br>さぬき市地域包括支援センター／<br>東かがわ市社会福祉協議会 | 整備<br>パターン | [さぬき市] 単独・直営+一部委託(社協)<br>[東かがわ市] 単独・委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 主体的に動ける市民後見人の育成で地域の権利擁護意識を醸成 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | さぬき市 | 東かがわ市 |
|---|---|---|
| 人　口 | 45,343人 | 28,085人 |
| 面　積 | 158.62㎢ | 152.8㎢ |
| 高齢化率 | 38.2% | 43.5% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 37人 | 49人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 435人 | 255人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 360人 | 229人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| | 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|---|
| さぬき市 | 81人 | 46人 | 25人 | 10人 | 0人 |
| 東かがわ市 | 112人 | 69人 | 39人 | 4人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | さぬき市 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 |
| | | 東かがわ市 | 6件 | 1件 | 4件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | さぬき市 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | | 東かがわ市 | 6件 | 1件 | 4件 | 2件 |
| | 障害者 | さぬき市 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 |
| | | 東かがわ市 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| | 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|---|
| さぬき市 | 16件 | 1件 | 2件 | 14件 |
| 東かがわ市 | 6件 | 0件 | 1件 | 2件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年4月 | 中核機関を整備<br>[さぬき市:さぬき市地域包括支援センター(直営+さぬき市社会福祉協議会(一部委託))(社協)]<br>[東かがわ市:東かがわ市社会福祉協議会(委託)] |
| 令和3(2021)年6月～ | 2市合同で普及啓発講演会を毎年実施 |
| 令和3(2021)年8月 | 2市合同で市民後見人養成研修を実施 |
| 令和4(2022)年4月～ | 2市合同で市民後見人スキルアップ研修を毎年実施<br>2市合同で成年後見制度利用促進事業研修会を毎年開催 |

## 人口規模が小さく1市では市民後見人の育成リソースに限界があった

さぬき市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、中核機関立ち上げ前の平成25（2013）年から法人後見事業を、平成29（2017）年から市民後見人の養成を開始している。

さぬき市と東かがわ市はもともと大川郡という地域にあり、地理的に近接しており人口規模も似ていることから、同じ大川圏域の中でさまざまな取組を進めてきた。両市では将来を見据えて権利擁護支援の担い手を育成することを構想していたが、どちらの市も人口規模は大きくなく育成するリソースにも限界がある。そのため、それぞれの市が単独で担い手を育成するのではなく、2市合同で育成していく方が効率がよいだろうと考えた。そこで、両市で同時期に中核機関を整備した後、予算や人員の関係上、合同で行うメリットの大きい「市民後見人養成研修」や「スキルアップ研修」と日常生活自立支援事業に関して、協力体制を取ることにした。

市民後見人には、被後見人の人生や生活に同じ目線でじっくり寄り添えるという、法人後見や専門職後見人にはない利点があることからも、市民後見人の養成に力を入れることにした。

### 工夫ポイント1　資質のある人材を直接スカウトし、実践的な研修を実施

さぬき市と東かがわ市はもともと地域でのボランティアの育成などに力を入れてきたこともあり、地域住民とのつながりが強い。そこで、市民後見人養成研修の開催に当たり、元教員や民生委員、保護司、日常生活自立支援事業生活支援員の経験者など、市民後見人に必要な権利擁護支援の意識や客観性などの資質を備える住民に一人ずつピンポイントで声をかけ、研修参加を呼びかけた。

市民後見人養成研修ではよりリアルな現場感覚を養うため、警察署や金融機関の職員による講演を聞いたり、家庭裁判所の見学を行ったりするなど、後見業務を行う際に連携する専門職・関係機関の方々の声を聞く機会を設けている。また、中核機関の職員等が法人後見の被後見人を訪問する際、研修受講生にも同行してもらう。研修修了後に速やかに法人後見支援員として活動できるよう、支援の一連の流れを直に見ることで現場感覚をつかんでもらうためだ。研修プログラム自体も、坂出市や丸亀市といった近隣の市とこまめに情報交換を行いながらブラッシュアップを図っている。

さぬき市では、これまでに市民後見人養成研修を修了した16名のうち、2名が市民後見人として選任された。中には、受任から被後見人の看取りまでを経験した人もいる。市民後見人経験者は、被後見人に寄り添った視点で支援を行える市民後見人の必要性・重要性を実感しており、それぞれの体験や意見を交換することで、「自分たちが先頭に立って、次の市民後見人を引っ張っていかなければならない」「もっと市民後見人の周知に努め、ともに後見人等として活動してくれる次世代の人たちを増やしたい」という意識も高まっている。

## 工夫ポイント2　研修修了生が提案するスキルアップ研修で市民後見人全体のモチベーションアップ

市民後見人養成研修を受けた1期生は市民後見人としての活動への意欲が非常に高く、「自分たちが主体的に動いていきたい」という思いが強い。研修修了後には年12～20回の頻度で「スキルアップ研修」を開催しているが、その内容は研修修了生が提案したものだ。研修修了生の市民後見人や日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動経験を通して、もっと知りたい・学びたいと思ったことを中心に、よりスキルアップにつながるような内容を企画して実施している。登壇する講師陣も、司法書士などの専門家から近隣の市の中核機関の職員や福祉施設・金融機関の職員、市民後見人の経験者まで幅広い。現在市民後見人や生活支援員として活動している修了生はもちろん、待機中の修了生のモチベーション維持にもつながっている。

研修内容を提案するほどの自主性が育った背景には、研修修了生の中でリーダーとサブリーダーを決めたことがある。リーダーがまとめた修了生の意見や希望は職員に伝えられ、制度の周知・啓発の取組や研修内容に反映されることが多く、個々のやる気や連帯感が育つきっかけとなっている。研修修了生と職員とが何でも言い合える関係性が構築できていることも、優れたカリキュラムや取組が生まれる一助となっている。

### ■スキルアップ研修の内容

| | |
|---|---|
| 権利擁護相談会（隔月） | 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による権利擁護相談会に研修修了生が同席することで、市民後見人および法人後見支援員としてのスキルアップを図る。 |
| 市民後見人活動マニュアル作成 | 市民後見人として活動する際、迷ったときに頼りになるようなマニュアルを、研修修了生を中心に作成中。 |
| 里親制度について（講義） | 児童家庭支援センター相談員 |
| 傾聴について（講義） | 心理相談員 |
| 家族信託・任意後見について（講義） | 地元銀行員、司法書士 |
| 意思決定支援について（講義） | 社会福祉士 |
| 活動報告会（年1回） | 市民後見人や生活支援員として活動している人が、活動内容や現場での課題・悩みなどを報告。 |

## 工夫ポイント3　研修修了生で結成した劇団「つむぎ」の寸劇で成年後見制度や市民後見人を周知・啓発

スキルアップ研修の特徴の一つに、劇団の結成と寸劇の公演がある。令和4（2022）年7月にスキルアップ研修として、坂出市成年後見センターによる「なりきり寸劇団ほのぼの座」の公演を見た研修修了生から、「私たちもやりたい！」という声が上がった。それを機に、研修修了生で令和5（2023）年7月に劇団「つむぎ」を結成し、その後、シナリオ制作や演技の練習に励み、同年10月に寸劇「市民後見人 長谷川さん」の公演を行った。

この寸劇の脚本には、ある被後見人と市民後見人との出会いや交流から、その被後見人が大往生して収骨をするまでのストーリーが描かれている。見る人に「被後見人の人生に寄り添う」という市民後見人のもっとも重要な役割をリアルに伝え、成年後見制度の意義について考えるきっかけとなるような内容だ。寸劇には市長や行政・社協職員、現役の市民後見人も出演し、劇の練習を通して地域全体の連携強化にもつながった。寸劇は動画に収められ、今後はDVDの貸出も予定している。

劇団「つむぎ」による寸劇の様子

## 現役世代に市民後見人養成研修に多く参加してもらいたい

寸劇「市民後見人 長谷川さん」の公演は予想以上に大盛況で、観客は400名を超えて会場の大ホールがほぼ満員になるほどだった。客層は福祉・障害者支援関係者や、行政機関の職員もいたが、一般の方も少なくなかった。観客からは、「市民後見人の活動内容がよくわかった」「成年後見制度についてもっと周知しなければならないと思った」「将来の自分のことを想像した」など多くの感想が寄せられた。今後も依頼があれば、成年後見制度や市民後見人の周知・啓発のために、全国で積極的に公演を行っていきたいと考えている。3～4名で演じられるようなシナリオに編集して少人数で各地を周知して回るアイデアも出ており、令和6(2024)年度には新しいシナリオによる公演も構想中で、司法書士等の専門職や大川圏域自立支援協議会等の団体にも協力を依頼する予定である。

これまでは市民後見人の候補者として、仕事をリタイアした市民に声をかけることが多かった。しかし、市民後見人の高齢化が進んでいるため、今後は現役世代にも養成研修に参加してもらい、仕事をリタイアした直後から後見人として活躍できる体制を整えていきたいと考えている。東かがわ市では、より多くの人々に市民後見人養成研修に参加してもらえるよう、今後は広く市民に募集をかけることも予定している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

大好評だった寸劇「市民後見人 長谷川さん」には、市民後見人などで活躍する研修修了生たちの「次世代の方々に、市民後見人になってほしい」という思いが込められています。市民後見人の意義である「その人の人生に寄り添うこと」も劇中では自然に表現されていて、寸劇で伝えることは、言葉で説明するよりも心に訴える力が大きいと感じています。私もナレーターとして参加しましたが、みんなで一つのものをつくりあげる達成感は何ものにも代えがたいことでした。

劇団名の「つむぎ」は、「これから先の人生を一緒に紡いでいきたい」との思いを込めてつけました。成年後見制度の利用者にとって、市民後見人は家族のようです。家族のように人生をともに紡いでいきたいと願い、いつもそばにいてくれる市民後見人をより多くの人に知ってもらえるとうれしいです。地域の人を地域で支えていくしくみはより重要になってくると思いますので、今後も寸劇も活用しながら、権利擁護支援の取組を広く伝えていきたいですね。

参考URL 連絡先

さぬき市　地域包括支援センター

TEL 0879-26-9931

URL https://www.city.sanuki.kagawa.jp/

さぬき市社会福祉協議会

TEL 0879-26-9940

URL https://sanuki-syakyo.jp/

# 地域ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域の関係者の連携による市民後見人の育成・活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 大阪府八尾市<br>八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター「ほっとネット」 | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 市民後見人同士の交流と関係機関への働きかけに尽力 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 260,983人※ |
| 面　　積 | 41.72㎢ |
| 高齢化率 | 28.3% |
| 地域包括支援センター数 | 直営型1か所<br>地域型15か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 166人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 直営1か所<br>相談支援事業所4か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 2,727人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 3,096人 |

令和5(2023)年4月1日時点　※令和5(2023)年9月30日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 463人 | 315人 | 111人 | 29人 | 8人 |

※市長申立てを除く利用者数については未集計　令和4(2022)年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 10件 | 11件 | 8件 | 5件 |
| 内訳 | 高齢者 | 10件 | 9件 | 7件 | 5件 |
| | 障害者 | 0件 | 2件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 46件 | 7件 | 1件 | 5件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年11月 | 八尾市成年後見制度利用促進ワーキング会議を設置<br>中核機関整備の検討を開始 |
| 令和3(2021)年3月 | 八尾市成年後見制度利用促進計画を策定 |
| 令和3(2021)年4月 | 中核機関として、権利擁護センター「ほっとネット(ほっとかれへんネットワーク)」を整備<br>八尾市成年後見制度利用促進協議会を設置 |
| 令和4(2022)年4月～ | 厚生労働省所管「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を八尾市より受託 |

## 受任待ちの市民後見人の意欲低下を懸念していた

八尾市では、成年後見制度の重要な担い手になるとの考えから、市民後見人の養成・支援に早くから力を入れてきた。平成25(2013)年、八尾市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、それまでの日常生活自立支援事業中心だった事業を見直し、市民後見人と法人後見の育成・支援に関する取組を加えた展開に本格着手した。令和3(2021)年度には権利擁護センター(以下、「センター」という。)内に中核機関を整備した。こうした動きと並行して動き出したのが、八尾市民だった。

当時すでに、大阪市や岸和田市は市民後見人の養成・支援に着手していた。その中で、「他市でもやっているから八尾市でもやりたい」との機運が市民の間で高まり、大阪府社会福祉協議会開催の市民後見人養成講座に八尾市から9名ほどの市民が参加した。この養成講座一期生をはじめ八尾市民は、地域活動にとても熱心で元気に取り組み、誰かの役に立ちたい、何か活動をしたいという意欲の高い人が多いことが特徴だ。特に一期生の中には元公務員や元民生委員・児童委員などもいて、市民後見活動への理解もあり、自らが市民後見人の活動内容などを周囲に話して聞かせるといった広報活動まで実施するほどで、市民の自主的・積極的な活動が八尾市の市民後見人養成の先導役を果たした。

一方、センターでは、受任件数が5件に達した時点で、社協主催で研修会を兼ねた交流会を実施したいと考えていた。同じ市民後見人として活動している人が互いの顔も十分に知らず、交流や意見交換もできていないためだ。さらに養成講座修了者が一期生・二期生で計10名ほどに増加し、講座修了後すぐに受任に至らないこともあり、その待機期間中のモチベーションの低下も懸念されていた。

八尾市社会福協議会
権利擁護センター「ほっとネット」パンフレット

### 工夫ポイント1 実践報告やグループワークで市民後見人の交流を促進

三期生が養成講座を修了した平成29(2017)年、市民後見人を対象とした交流会を初めて開催した。交流会と呼んではいるが、実はメインとなるのは実践報告とグループワークだ。受任した市民後見人が実際の活動を報告し、その後グループワークで感想や意見を交換する。“後見人あるある”の悩みや困り事を共有でき、互いの関係性も深まっていく。いわば実践報告の場を交流の場として活用している。一期生・二期生の頃から研修会は実施していたが、座学が中心だった。これを、受任件数が5件に達したところで実践報告・意見交換という“交流”を取り入れた。

市民後見人の交流は八尾市内だけにとどまらない。これまでに大阪府枚方市や香川県坂出市など他市との交流会も実施してきた。

他市との交流は、相手方から声がかかるケースがほとんどだ。「八尾市の市民後見人さんはものすごく元気らしい」「八尾市は活動をいっぱいしているようだから交流したい」と、八尾市の市民後見人や後見事業の評判が周囲の自治体に広まっているのがその理由だ。一方、八尾市単独の交流会では実践報告が似通ってしまうこともあるため、環境や状況の異なる他市や社協の取組方の違いが刺激になるなど、八尾市にとっても得られるメリットは数多い。

## 工夫ポイント2 市民後見人が活動しやすい環境と場を整備・提供

センターでは福祉サービス事業者や関係機関への働きかけにも注力している。高齢者向け施設などの関係者でも、市民後見人について十分に認知されていないのではないかと考えている。施設入所者の案件があると、市民後見人に社協職員が同行し、「そもそも市民後見人とは何か」という説明から始め、市民後見人のメリットや活動の実際について理解を深めてもらうよう努めている。

大阪府社会福祉協議会が行う市民後見人養成講座のカリキュラムにある施設実習は、八尾市では特別養護老人ホームで実施している。その実施に当たっても社協職員が出向いて、特養の施設長や職員に市民後見人が実習に来ることのお願いをするとともに、大阪府や八尾市の市民後見人の特徴やPRも併せて行っている。

いずれも、「顔を突き合わせて関係性を築く」ことを重視している。

受任後の市民後見人のフォローアップも、「受任がゴールではなく、そこからがスタート」との考えから、きめ細かく、かつ手厚い。日々のあらゆる困り事・相談事は社協が相談に乗る。月に1回、通帳や領収書など本人の書類等を市民後見人に社協へ持参してもらい、ともに確認する。さらに、家庭裁判所に半年に1回提出する報告書類の作成などについて専門職に相談する専門相談を実施するなど、毎日の活動から節目となる活動までをフォローする。

このほか、センターが主催する関係機関対象の意思決定支援研修会などに市民後見人も参加できるようにしている。また、行政等が開催するセミナーでは、市民後見人が事例発表・実践報告をする機会を設けるように働きかけている。市民後見人は日々の活動の中で悩みや課題を抱えており、学ぶ場を求めている。また、そうした中で活動する様子や成果を聞いてほしい・共有してほしいとも考えている。こうしたことから、市民後見人の学ぶ意欲に応え、市民後見人に「スポットライトを当てる」機会を数多くつくることで、市民後見人をサポートしている。

## 工夫ポイント3 トートバッグ&PRカードで市民後見人をアピール

交流会において、参加者からのアイデアをもとに生まれたものに、「市民後見人トートバッグ」がある。市民後見人が日々の活動時に通常のバッグとして荷物を入れて持ち歩きできるのはもちろん、福祉施設等に持って行くことで「市民後見人」や「成年後見制度」のPRができ、広報活動の一つとなる。バッグ製作にあたっては、社協職員らも一緒に考え、市民後見人の意見・要望を尊重した。市民後見人としてバンク登録されると無料でもらえる。

市民後見人のPRにも役立つトートバッグ

同様に、成年後見制度のPRに一役買っているのが「PRカード」だ。名刺サイズのカードで、表面に困り事の例を、裏面に問い合わせ先などを記載している。PRカードは関係機関の窓口をはじめ、別の協議の場を通じてつながりのできた金融機関や、八尾市と連携協定を結ぶ商業施設・企業に依頼するなどして幅広い場所に置かれており、さまざまな年代の市民の目に触れるようにしている。

PRカード

## 市民後見人を地域づくりのキーパーソンに位置付け

交流会の定期開催により、当初の目的の市民後見人同士が顔見知りになることを実現した。さらに、地域で出会ったときに声をかけ合ったり相談し合ったりといった交流も生まれている。令和5(2023)年12月現在、八尾市の市民後見人バンク登録者は30名、受任件数は7件と府内でも多い(大阪市・堺市を除く)。交流会は年2回開催しており、今後も継続する。

半面、受任待ちのバンク登録者も数多く、受任待ちが続いている状況だ。市民後見人の定年は70歳のため、仮に一度受任しても、次の受任までに登録の定年を迎えることになりかねず、それまでに培ってきた経験やノウハウを生かす機会がなくなってしまう。こうした背景から、八尾市では厚生労働省所管「持続可能な権利擁護支援モデル事業(八尾市見守り推進事業)」に取り組んでいる。市民後見人OBやバンク登録者などが「見守り隊」として単身高齢者等の自宅へ月2回程度訪問し、本人の困り事ややりたいことを本人に寄り添いながら行うもので、市民後見人としての知識や志が生かされる。

モデル事業での成果も踏まえて、市民後見人への期待はより一層高まっている。今後、成年後見制度利用へのニーズがさらに高まったとき、市民後見人の役割はますます重要になる。加えて市民後見人は、重層的支援体制整備事業における「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」のいずれにも深く関わるため、地域づくりにおいて鍵を握る存在になる。そうした考えから八尾市では、市民後見人の養成・支援にさらに力を入れていく方針だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

八尾市の市民さん(市民後見人のこと。以下同じ。)は、ものすごく“寄り添い”なんですね。ご本人がしたいこと、困っていることに、とても敏感に反応していただいて、どうにかして解決してあげたいし、どうにかして想いを叶えてあげたいと思っています。ですから私たち社協職員も、一緒になって悩んだり考えたりという姿勢をとても大事にして、市民さんを絶対に一人にしないことや何でもすぐに相談できる雰囲気づくりを心がけています。それでも、どこに働きかければいいのかなど私たちにもすぐに答えが見つからず、市民さんに不便を感じさせてしまうケースもあります。そんなときは大阪府の社協さんなどがバックアップしてくださるので、ありがたいなと感じています。

今後の抱負は、専門職後見人さんから市民さんへのリレー案件を増やすこと。大阪府では2年ほど前から始まりましたが、社協単独でリレー案件を増やすのは難しく、専門職の方をはじめ、市民後見人のことを今まで以上に周知・浸透を図ることで、リレー案件が増えるように頑張ります!

令和5年度　八尾市市民後見人バンク登録者研修会の様子

参考URL 連絡先


八尾市社会福祉協議会
権利擁護センター「ほっとネット」
TEL 072-924-0957
URL http://yaosyakyo.org/kenri/
E-mail kenriyogo@yaosyakyo.org

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域の関係者の連携による法人後見実施団体の育成、活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 長崎県対馬市<br>対馬市社会福祉協議会 | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 中核機関でもある社協が先頭に立ち法人後見を実施し担い手を拡充 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 27,854人 |
| 面　積 | 708.6㎢ |
| 高齢化率 | 40.1% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 55人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 389人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 337人 |

令和5(2023)年8月31日時点

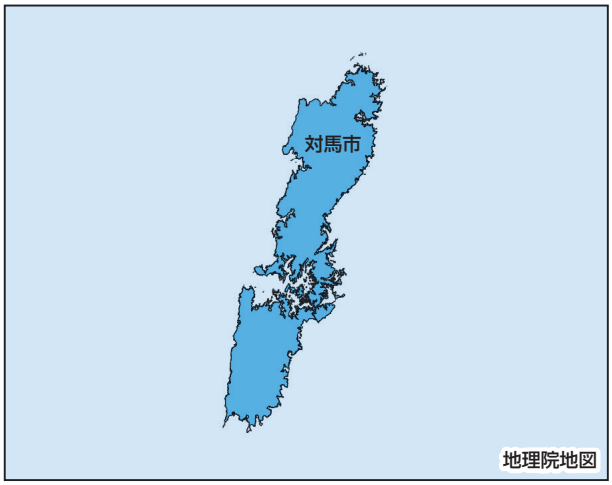


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 56人 | 37人 | 12人 | 7人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 11件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 11件 | 2件 | 1件 | 2件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 32件 | 0件 | 4件 | 9件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年7月 | 社会福祉協議会内に権利擁護センターつしまを開設 |
| 令和3(2021)年3月 | 成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画を策定(高齢者福祉計画) |
| 令和3(2021)年12月 | 中核機関を整備、社協受託 |
| 令和4(2022)年1月 | 地域連携ネットワーク推進協議会を開催 |
| 令和4(2022)年2月 | 後見支援員養成研修を開始 |
| 令和4(2022)年10月 | 入所施設等における預り金の取組に関するアンケートを実施 |

## 制度に対する地域の理解と担い手、どちらも不足していた

九州と朝鮮半島の間に位置する国境の島、対馬市。以前は市内の支援関係者の間でも成年後見制度への理解が乏しく、「手続きが面倒」「制度を使うのは恥ずかしいこと」というイメージから、制度利用に否定的な見方が根強かった。家庭裁判所への新規申立て件数は、平成27(2015)年度から2年連続で0件、平成29(2017)年時点の制度利用数はわずか10件だった。ところが介護保険や障害福祉サービス利用者を対象としたニーズ調査を行ったところ、成年後見制度など権利擁護の支援が必要と思われる状況にある人が129名もいることが明らかとなった。対馬市に成年後見制度についての理解を広めなくてはいけないと考えた社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、法テラス対馬法律事務所の熱意ある弁護士と協力し、権利擁護センターの立ち上げへと走り出した。

当時、市内で成年後見人等を受任していたのは法テラス対馬法律事務所と対馬ひまわり基金法律事務所、ぱあとなあ長崎の3か所のみ。どちらも公的機関のため、後見人となった弁護士がいつか異動してしまう可能性もある。そのような状況下で申立てが増えたとしても後見人が不足することは目に見えており、担い手の拡充が急がれた。

### 工夫ポイント1 担い手確保のため、まず社協が法人後見をスタート

ニーズ調査においては、準備会メンバーである弁護士と市や社協の職員が、地域包括支援センターや障害者施設など支援関係施設に一軒一軒足を運び、聞き取り調査を行った。すると支援の現場から「難しそうな成年後見制度よりも、日常生活自立支援事業の方が使いやすい」「どこに相談したらいいか分からない」という声が多く聞かれた。もし、日常生活自立支援事業を手がけている社協で法人後見を実施できれば、成年後見制度への移行がスムーズになり、相談窓口もわかりやすい。後見人不足解消のためにも、社協が法人後見事業に取り組むことになった。

社協は法テラスの弁護士から何度も研修を受け、後見事務の流れや法的課題に対する取組方などを学んでいった。そして令和元(2019)年7月、権利擁護センターつしま(以下、「センター」という。)を開設するとともに法人後見事業をスタートした。その後も定期的に弁護士による書類チェックを受けている。

社協の中に、地域連携ネットワークの司令塔としての役割と、法人後見を実施する役割の両方が存在するため“業務のすみ分け”を強く意識しており、1つのケースに社協職員2名体制で対応し、役割を分担する。事例検討を行うケース会議には両名が参加し、全体を俯瞰し客観的に課題を整理する中核機関の立場と、本人の近くで支援に携わる後見人の立場、それぞれの視点から意見を交わす。時には視点の違いから意見が分かれることもあるが、「本人にとってよりよい支援とは何か」を軸に方向性をすり合わせていく。普段から同じ部署内にいるため、常に情報を共有して密に連携できる点はメリットだと感じている。

権利擁護センターつしま開所式。開所とともに法人後見事業をスタートした

## 工夫ポイント2　法人後見実施団体と市民後見人、より近いゴールを模索

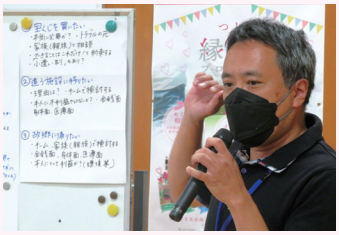

後見支援員養成講座

中核機関として、自らが法人後見を請け負うだけではなく、新たな担い手を育成していく必要がある。令和4(2022)年から後見支援員養成研修を開始した。成年後見制度の概論や意思決定支援などについて4日間で学ぶ内容で、年1回開催している。

センターは市内の社会福祉法人と連携し、法人職員が業務の一環としてこの研修に参加する流れを作りあげた。その社会福祉法人内で研修の修了生が増えていることから、社協が働きかけをして社会福祉法人が法人後見実施団体となる形にしていけないか検討中だ。

後見支援員養成研修のカリキュラムは、市民後見人の養成も念頭に置いたものだが、現在のところ、修了後の実務研修やフォローアップ体制などのしくみが構築途中であるため市民後見人の受任には至っていない。修了生には後見支援員として社協の法人後見業務のサポートに入ってもらうなどして、支援の経験を積んでもらっている。法人後見実施団体と市民後見人、どちらも視野に入れながら、より早く権利擁護支援の担い手として活躍できる道を模索している。

## 工夫ポイント3　分からないことは先人に聞く！　精力的に視察を実施

大分県臼杵市市民後見センターの視察

法人後見にしても中核機関受託にしても、分からないことばかりの中で体制を整えていく必要があった。社協は道しるべを求め、先行して取組を進めている他地域団体への視察を精力的に行ってきた。

平成30(2018)年、法人後見の普及活動に力を入れている広島県江田島市と東広島市への視察を実施した。そこで後見業務に必要な書式類の提供を受けたほか、現場の苦労話や課題など担当者の生の声を聞くことで法人後見スタート後のイメージを持つことができた。また法人後見事業の収益性に関する話は、経営が成り立つのか不安を抱えていた社協にとって大きな安心材料となった。

中核機関受託へ向けて動いていた令和2(2020)年には、すでに社協受託型で中核機関を整備していた大分県臼杵市へ視察に赴き、中核機関の運営方法や体制づくりなどについて意見交換を行った。

今後は、市民後見人の育成に取り組む地域で視察を行いたいと考えている。他地域のやり方がそのまま対馬市に当てはめられるわけではないため、「他地域のいいとこ取りをして、対馬オリジナルのマニュアルを作る」ことを心がけている。

## 工夫ポイント4　さまざまな機関を巻き込んで地域ぐるみの権利擁護支援を

センター開設までは、社協・市・弁護士・社会福祉士など中心メンバーが活動を牽引してきたが、中核機関を受託するに当たり、「地域の各機関とより幅広く連携し、地域ぐるみで権利擁護支援を盛り上げていくべき」という機運が高まった。法人後見業務を通して得た人脈をフルに生かして各機関に呼びかけを行ったところ、医師、警察、銀行、郵便局などを含めた16名の委員に、オブザーバーとして家庭裁判所も加わった対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会の設置が実現した。毎年、協議会を開催し、地域における各機関の役割や連携方法について議論しながら、全員参加で権利擁護支援に取り組んでいる。

## 成年後見制度を使って住み慣れた地で暮らし続けられる街に

現在、対馬市の成年後見制度利用者数は56名。平成29(2017)年と比べると5倍以上となった。対馬市は離島というロケーションにあるため、島外に出た子どもに引き取られる形でこの地を去ってしまう高齢者もいる。それでも、成年後見制度を利用することによって、住み慣れた対馬で暮らし続けるという選択もできるようになった。

地域出前講座

社協は必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域の各支援機関との関係性をさらに深めていきたいと考えている。特に重視しているのは精神科をはじめとした医療機関との連携だ。同じ医療施設内でも、地域連携室と他の病棟では制度に対する理解度に差があることが多いため、それぞれの理解度に合わせて内容を変えた出前講座の開催を検討している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

法人後見をしていると、身寄りに頼れない方からのご相談がとても多いです。最初は、利用者さんが亡くなった時にどう対応すればいいのかとても悩みましたが、病院や行政と連携しながら経験を重ねるうちに、だんだんと進め方がわかるようになりました。時には、お子さんやご親族がいらっしゃっても、関わりを拒否されてしまうこともあります。あるケースでは、お子さんがいたのですが相続を拒否され、家庭裁判所に相談して相続財産管理人を立てて整理してもらいました。手続自体は無事に終了しましたが、ずっとお子さんに会いたいと言っていた本人の願いは最後まで叶わないままでした。そういう状況に直面すると、やるせない気持ちがこみ上げてきます。

一方で、大きなやりがいを感じる瞬間もあります。セルフネグレクトでご自宅がゴミだらけになっていた方が、支援につながって制度の利用を開始したことで、住宅環境が整備されたケースがありました。その後、施設に入所できることになり、本人が望む生活ができるようになりました。その時、自分たちが動くことで市民の皆さんが安心して生活できるようになるんだと感動を覚えました。本人の笑顔や、家族や親族からの「制度を利用してよかった」という声が、大きな心の支えになっています。

参考URL 連絡先


**対馬市社会福祉協議会**

TEL 0920-58-0071

URL https://tsushima-city-shakyo.jp/

E-mail tsushima-syakyo@oregano.ocn.ne.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域の関係者の連携による法人後見実施団体の育成、活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 愛知県瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町<br>尾張東部権利擁護支援センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(NPO) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 書類準備から連絡調整まで法人後見業務を力強くサポート | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 478,608人 |
| 面　　積 | 230.14㎢ |
| 高齢化率 | 23.75% |
| 地域包括支援センター数 | 18か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 71人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 28か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 3,298人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 5,156人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 607人 | 414人 | 140人 | 47人 | 6人 |

令和4(2022)年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 27件 | 35件 | 25件 | 10件 |
| 内訳 | 高齢者 | 19件 | 33件 | 20件 | 9件 |
| | 障害者 | 8件 | 2件 | 5件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 95件 | 15件 | 0件 | 1件 |

令和4(2022)年12月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成31(2019)年3月 | 中核機関を受託 |
| 平成31(2019)年4月 | 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会を設置。権利擁護支援プロジェクト、および日常生活自立支援事業担当者ミーティングを開始 |
| 令和2(2020)年7月 | 尾張東部圏域における市民後見推進検討委員会を設置(5年間の振り返りおよび今後の市民後見の在り方について) |
| 令和3(2021)年4月 | 意思決定支援プロジェクトを開始 |

## 将来を見据え、新たな担い手の育成が肝要だった

尾張東部権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）は、平成23（2011）年の開設当初は法人後見実施団体としての役割を担っていた。しかし、周辺地域の成年後見センターで法人後見受任数が激増していたことから、「今後、尾張東部地域でも法人後見の需要が急速に増加していくだろう」との見通しを得た。そこで行政との話し合いの末、制度を必要とする人を適切に制度利用につなげることと、その後のバックアップに主眼を置いたコーディネート機関へと転換を図った。

現時点では後見人の供給が足りないという状況までは至っていないため、地域の中で温度差があり、法人後見実施団体の育成に向けた動きが活発になりにくい現状がある。しかし、5年後、10年後を見据えて、成年後見の担い手を増やすために後見人の育成は重要課題の一つだとセンターは認識している。

### 工夫ポイント1 法人後見実施団体の立ち上げをきめ細かく支援

令和2（2020）年に、日頃から連携を取っていた社会福祉法人から「法人後見を行いたい」という申し出があった。ただ、入所を伴う事業所を運営している法人だったため、センターは「利益相反になるので、自らの施設の入所者に対して成年後見人等には選任されない」と回答した。後日、自らの施設の入所者に対する後見業務は行わないことを前提に、その社会福祉法人による法人後見実施に向けたプロジェクトがスタートした。

まずは社会福祉法人内での定款変更を行った。また、行政の協力を得るために社会福祉法人から行政に問い合わせを行うのと並行して、センターからも行政に協力を依頼し、財政面以外でのバックアップの合意を得た。

候補者の選任を行う家庭裁判所との事前の協議も欠かせない。家庭裁判所からすると、その社会福祉法人の信頼性は未知数であるため、センターが今後もサポートしていく旨を裁判所に伝えた。

ゼロからのスタートとなる社会福祉法人にとって、各種書類をどのように準備していくかが一つの悩みどころになったようだが、センターが必要書類について案内し、また社会福祉法人からの問い合わせに随時対応して支援したことで、プロジェクトはスムーズに進行した。

プロジェクトの結果、令和5（2023）年度、新たな法人後見実施団体が誕生した。

**法人後見実施団体立ち上げに向けた支援内容**

- 家庭裁判所の法人後見選任の際の考慮要素の提示
- 定款変更の必要性を案内
- 行政や家庭裁判所への連絡調整
- 必要書類の準備をサポート

## 工夫ポイント2　初の法人後見に適切なケースを模索、選任後も伴走

法人後見実施団体は、まずは複合的な課題がないケースで後見業務の経験を積んでいくことが望ましいとセンターは考えた。センターが候補者調整を行った事案の中に、初めての法人後見にふさわしいと思えるものがあった。具体的には「利用者は高齢者／本人とのコミュニケーションが取れている／福祉サービスの環境が整っている／親族がいる／在宅／法的課題はない」というケースだ。市民後見人も視野に入れていたが、資産が多額だったため、センター内の相談員会議で検討を重ね、法人後見の方が適切であると判断した。また、本人が施設に入所している場合と比較して、在宅の場合は支援関係者同士の連携がより重要となるため、普段から支援関係者と交流がある社会福祉法人であれば密に連携を取って後見業務を進めていけるだろうという期待もあった。

センターでは、候補者調整の後、候補者と本人が面談を行う事前マッチングを実施している。今回のケースでは事前マッチングでも問題は見当たらなかったため、社会福祉法人を候補者として推薦する形で申立てを行ったところ、家庭裁判所から「新規の法人後見実施団体なのでセンターが監督人になってほしい」という連絡があった。そこでセンターが監督人となり、社会福祉法人の初めての受任に至った。

センターは、3か月に1回、社会福祉法人から後見業務に関する報告を受け、内容に漏れがないかどうかを確認している。同時に、後見業務を行う上での困り事を聞き、アドバイスをする機会にもしている。

社会福祉法人からの定期報告

## 工夫ポイント3　研修や実習を通して法人後見のノウハウを提供

センターでは、市民後見人向けの養成講座やフォローアップ研修、法律・行政・医療・福祉職など支援関係者向けの勉強会など、さまざまな研修を開催している。法人後見に特化した研修は行っていないが、法人後見実施団体となった社会福祉法人にはこうした研修にいくつも参加してもらった。社会福祉法人は「研修を通して、法人後見実施団体となるために何をすべきか具体的なイメージがわいた」と話す。

また、依頼に応じて、県内外の団体を受け入れて実地実習を行っている。中核機関の立ち上げを目的とした実習が多いが、同時に法人後見の実施を目指す団体もあるため、その場合は法人後見業務のノウハウも伝える。実習参加者は、実際の後見業務を体験しながら、法人後見業務の書類の整え方、データ管理・記録の方法、家庭裁判所への報告の仕方、財産管理や身上保護の在り方などを学ぶ。データや書式も全てオープンにし、必要な書式はテンプレートとして提供している。

専門職のための
権利擁護研修会

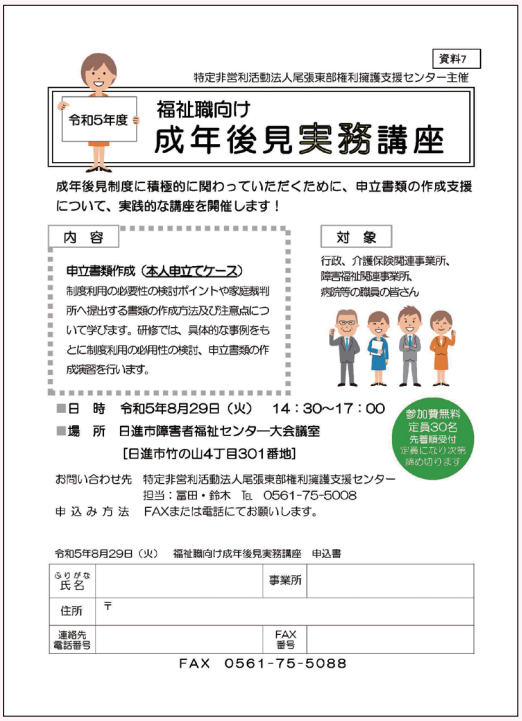

資料7

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター主催

令和5年度　福祉職向け
成年後見実務講座

成年後見制度に積極的に関わっていただくために、申立書類の作成支援について、実践的な講座を開催します！

内容
申立書類作成（本人申立てケース）
制度利用の必要性の検討ポイントや家庭裁判所へ提出する書類の作成方法及び注意点について学びます。研修では、具体的な事例をもとに制度利用の必用性の検討、申立書類の作成演習を行います。

対象
行政、介護保険関連事業所、障害福祉関連事業所、病院等の職員の皆さん

■日　時　令和5年8月29日（火）　14：30～17：00
■場　所　日進市障害者福祉センター大会議室
【日進市竹の山4丁目301番地】

参加費無料
定員30名
先着順受付
定員になり次第締め切ります

お問い合わせ先　特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター
担当：富田・鈴木　℡　0561-75-5008
申込み方法　FAXまたは電話にてお願いします。

令和5年8月29日（火）　福祉職向け成年後見実務講座　申込書

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな 氏名 | | 事業所 | |
| 住所 | 〒 | | |
| 連絡先 電話番号 | | FAX 番号 | |

FAX　0561-75-5088

福祉職向け成年後見実務講座チラシ

## 担い手の拡充に向け、多角的なアプローチを！

新たな法人後見実施団体が生まれたことで、地域の受け皿が広がっただけでなく、成年後見制度を利用する人々にとって、より適切な後見人を選べるようになったといえる。例えば、若い障害者が成年後見制度を利用する場合は支援期間が何十年にも及ぶ可能性があるが、そのようなケースを法人後見で引き受けられれば、後見業務の担当者が変わったとしても法人内部で情報を引き継いでいくことができる。

センターはこれまで、各種福祉関係機関に対して法人後見を推進する活動を行ってきたが、いずれの機関においても多忙な業務や人手不足という状況の中で、新たな業務に足を踏み出す動機付けが乏しく、センター単独での活動には限界があると感じている。そのため、県からも社会福祉協議会とそれ以外の社会福祉法人に法人後見の実施をさらに呼びかけてもらえるよう、アプローチを行っていく予定だ。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント！

平成26（2014）年に「専門職協力者名簿登録制度」を設計し導入しました。専門職協力者名簿登録制度とは、後見人等候補者および権利擁護専門相談に対応していただける弁護士や司法書士の方々に同名簿にあらかじめ登録していただく制度で、現在の登録者は72名となっています。この制度のおかげで、専門職の方々との連携がとても取りやすくなりました。登録してくださっている方とは研修会や事前マッチングで直接お会いする機会があるため、関係性が深まります。

平成28（2016）年に開催したセンターの5周年記念パーティーには、専門職や行政など関係者を広くお招きし、歌やクイズ、車いすダンスなどいろいろな出し物で楽しみました。出席者の皆さんにも出し物に参加していただき、会場は大盛り上がり！　こうやってみんなの距離がぐっと縮まって顔の見える関係になると、日々の支援がスムーズに進みます。お人柄が分かっているからこそ、「今回のケースの後見人にはこの先生がぴったり！」とピンポイントで推薦することもできています。

参考URL 連絡先

**尾張東部権利擁護支援センター**

TEL 0561-75-5008

URL https://owaritoubu-kouken.net/

E-mail mail@owaritoubu-kouken.net

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈受任者調整のしくみづくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 島根県大田市<br>大田市成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 市民後見人が受任しやすい体制で地域に根差した支援を実現 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 32,413人※1 |
| 面　　積 | 435.34㎢ |
| 高齢化率 | 41.13%※1 |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 93人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 360人※2 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 442人※2 |

令和5(2023)年8月31日時点　※1:令和5(2023)年8月1日時点　※2:令和5(2023)年4月1日時点

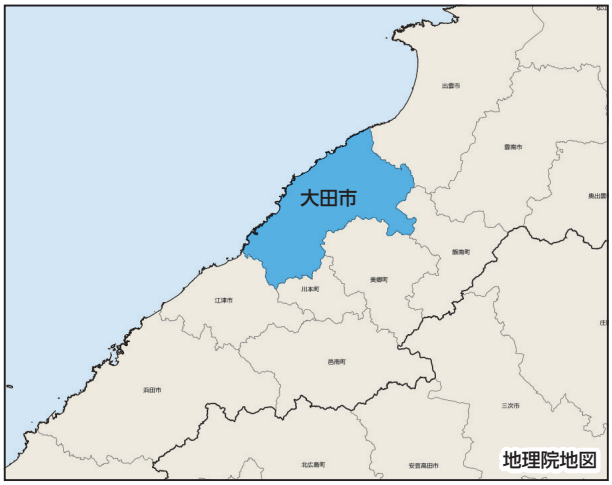


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 166人 | 144人 | 21人 | 0人 | 1人 |

令和5(2023)年9月27日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 38件 | 22件 | 0件 | 16件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成23(2011)年11月 | 成年後見推進検討委員会を設置し、先駆地を視察 |
| 平成24(2012)年4月 | 大田市成年後見支援センターを立ち上げ(大田市より委託) |
| 平成25(2013)年～ | 市民後見人養成講座を隔年開催に変更 |
| 令和3(2021)年4月 | 中核機関を整備(大田市と協働運営) |
| 令和3(2021)年4月～ | 家庭裁判所との連絡会の実施および行政との連携を強化(市長申立て関係) |

## 成年後見制度を根付かせるために、担い手の確保・育成が必要だった

大田市内には、後見人として活動できる専門職が少なく、専門職後見人は市外に頼らざるをえない。もちろん圏域外でも熱心に後見人等としての活動を行う専門職はいるが、遠方からでは本人を頻繁に訪問するのは難しい。また、大田市で法人後見を行うのは社会福祉協議会(以下、「社協」という。)のみで、社協でなければ受任できないケースに限って受任している。そうした背景から、こまめに本人と顔を合わせて近くで寄り添う後見人として、市民後見人に対する期待が高まった。市と社協には「地域に成年後見制度を根付かせるには、第三者後見人の担い手となる市民後見人の育成が必要不可欠」という共通認識がある。平成24(2012)年、大田市社協内に大田市成年後見支援センター(以下、「センター」という。)が立ち上がったが、その最大の目的は、市民後見人の養成と活動支援だ。センターの活動は、いかにして一般市民に市民後見人の活動に関心を持ってもらい、受任・活躍へとつなげるか、を命題としている。

### 工夫ポイント① 複合的な課題のないケースで「まずは受任し、慣れてもらう」

平成23(2011)年に、市民後見人養成のための3日間のミニ講座が市内で初めて開催された。平成25(2013)年からは「家庭裁判所に選任してもらうためには、国が示す育成モデルに沿った講座を実施すべき」と考え、8か月間(平均月1回、全9回)のカリキュラムで養成講座を開催している。同年には修了生を対象とした市民後見人人材バンクの登録を開始し、市内初の市民後見人も誕生した。以降は毎年、複数名の市民後見人が選任されている。

市民後見人の活用が思うように進まない自治体もある中、大田市で市民後見人が多く活躍しているのは、「まず受任してもらい、業務に慣れてもらうことが大切」という考えをベースにしてセンターが動いているからだ。市民後見人にとって後見業務が過大な負担とならないよう、「最初は、複合的な課題がないなど後見業務が比較的容易なケースからスタート」「担当数は1人1件まで」などの配慮をしながら、受任への一歩を踏み出してもらい、担当事案が終了したら間を空けずに次の事案の受任へと調整を進めている。切れ目のない継続的な後見業務は、市民後見人のスキルアップにつながっている。

■市民後見人等受託までのフローチャート

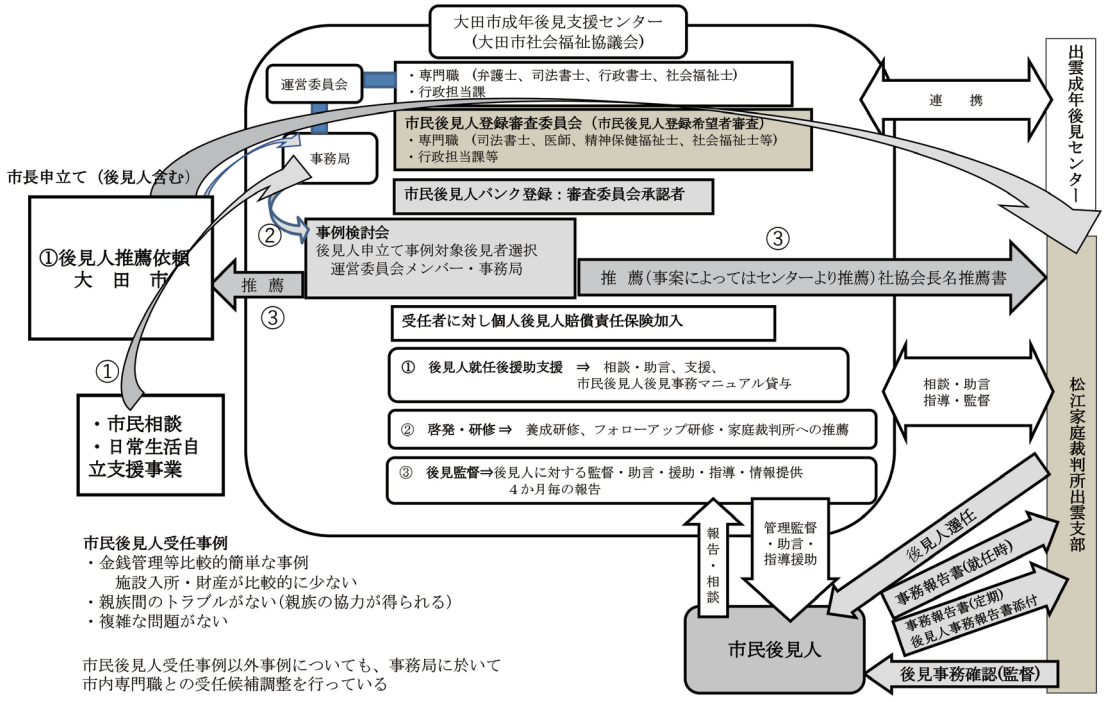

## 工夫ポイント2 申立て前に、受任候補者の不安の種を徹底的に取り除く

受任者調整においては、地域福祉の担い手として、まず市民後見人を第一の選択肢として検討する。市民後見人を候補者とするのは、原則として「施設に入所しており、財産が比較的少なく、親族間のトラブルがなく、複合的な課題がない」といったケースだが、市長申立て案件を受任した事例もこれまでに15件ある。一般的に、市長申立ては身寄りに頼れない人が利用する場合が多く、死亡時の引受人がいないなど死後事務が難しくなることが予想されるため、市民後見人は避けることが多い。しかし、センターはそこで立ち止まらずに、市民後見人が受任するための道がないかを探る。事前に、市と連携して入念な情報収集を行い、本人の生活状況や現在抱えている課題だけでなく、遺体の引き取り先、お骨の安置先、菩提寺はどこかなど、気がかりとなる点は全て洗い出しておく。その上で、市民後見人が死後事務も含めて後見業務を遂行できると判断すれば、市長申立て案件でも市民後見人を候補者に立てる。また、候補者の不安を取り除くため、申立て前に事前面談を行い、該当案件の課題や対応方針などをすり合わせておく。

市民後見人人材バンクから候補者を選ぶ際、もっとも重視するのは経験値だ。未経験者には受任後の課題が少ないケース、経験者には経験済みの課題のあるケースに対応してもらう。ケースに合わせて、候補者の性別や年齢なども考慮する。なお、事例検討の結果、専門職の後見人を付けたほうがよいと判断した場合は、隣接地域にある出雲成年後見センターに専門職後見人を推薦してもらう形となるが、その際もあらかじめ後見人候補をセンターで選出し、候補者と事前面談を行った上で推薦の了承を得ておく。また、複合的な課題を抱えたケースの場合は、セーフティネットとして社協が法人後見で対応する。

## 工夫ポイント3 裁判所の面接に同席し“手をつないで”後見業務をスタート

センターでは「市民後見人としっかりと手をつないで後見業務をスタートする」ことを大事にしている。初めての受任となる市民後見人には、家庭裁判所による面接が行われる。面接では、申立書に添付した身上書をもとに、候補者自身の健康状態や成年後見制度の理解度などが問われる。一般市民にとって、なじみのない家庭裁判所という場所で面接されることは大変な負担となるため、センター職員が必ず同席している。

また、市民後見人が受任した際は、センターが保険料を負担し、個人後見人賠償責任保険に加入する。万が一、市民後見人が盗難に遭うなどにより被後見人に損害を与えてしまった場合に損害を補償する保険だ。保険への加入は、市民後見人が家庭裁判所から選任されるポイントの一つになる。

## 工夫ポイント4 万全のフォロー体制で、安心して次の受任へ

未経験者でも市民後見人活動がスムーズに行えるよう、フォロー体制は万全だ。受任後の活動フローや必要書類一覧、家庭裁判所への連絡方法などを記載した「市民後見人事務マニュアル」を随時更新し、紙や電子データなど市民後見人が使いやすい形で提供する。また、市民後見人には4か月に1度の中間報告を義務付けている。その際、活動記録や収支報告書などを提出してもらいチェックするとともに、活動状況についてざっくばらんに話してもらい、それまでの活動を一緒に振り返ることが、市民後見人のモチベーションアップへとつながっている。もちろん、定期報告の場でなくても困り事があれば、どんな細かいことでもセンターに相談してもらう。こうしたフォロー体制により、市民後見人にとってセンターが「何でも気軽に相談できる場所」となり、安心して2件目、3件目の受任へと進むことができる。

## 市民後見人のさらなる受任に向け、人材バンク登録者の見直しも

大田市ではこれまで合計40件の市民後見人受任があり、現在は21件が活動中だ。人材バンク登録がスタートしてから10年以上が経ち、新たな課題も見えてきた。人材バンクには登録したものの受任していない人もいる。後見業務に触れないまま年月が経ち、あまりに高齢になると新規の受任が難しくなってしまう。そのため、今後は新規の登録者を増やすとともに、すでに登録している人に意向調査を実施してバンク登録者の見直しを行い、よりスムーズな受任者調整につなげる考えだ。

また、親族が後見人になっているケースに関しては、センターではその実態を把握できていない。親族後見人が後見業務で困ることがあればセンターを頼ってほしいという思いはあるが、そのためにもまずはセンターの存在を知ってもらわなければならない。市の医療政策課と合同で行う「もしもの時の医療」の出前講座や、社協だよりの発行、成年後見制度のしおりの配布などにより周知を図ってはいるが、成年後見制度および権利擁護支援の認知度向上に向け、さらなる広報活動にも着手したいと考えている。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

センター立ち上げに向けて動いていた頃、地域の皆さんには、市民後見人はもとより、成年後見制度そのものが理解されていないと感じていました。そこで、成年後見制度をテーマにした新作落語を披露する噺家を東京からお招きし、落語講演会を開催しました。私たちには高座（落語の舞台）を用意した経験はなく、試行錯誤しながらなんとか会場を設営したのが、実はこれまでで一番の苦労ポイントだったかもしれません。落語講演会は大盛況！その際、来場者に向けて、市民後見人というものがあることや、市民後見人養成講座を開催することを伝えたところ、予想以上の反響がありました。こうしたイベントも、市民後見人の認知度を高めるきっかけの一つになったと感じています。

落語講演会の様子

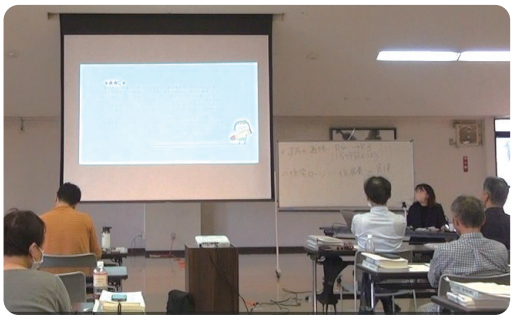

参考URL 連絡先

大田市成年後見支援センター
TEL 0854-82-0091
URL http://www.ohda-shakyo.jp/
E-mail mizuta@fukushi-ohda.jp（担当者：水田）

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈受任者調整のしくみづくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 佐賀県唐津市<br>唐津市成年後見サポートセンター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 事例検討を兼ねた受任調整会議でネットワークを強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 115,834人※1 |
| 面　積 | 487.60㎢※1 |
| 高齢化率 | 33.5%※1 |
| 地域包括支援センター数 | 1か所※1 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 71人※1 |
| 障害者相談支援事業所数 | 13か所※1 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,389人※2 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 974人※2 |

※1：令和5(2023)年8月31日時点　※2：令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 236人 | 184人 | 36人 | 12人 | 4人 |

令和5(2023)年3月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 9件 | 6件 | 10件 | 8件 |
| 内訳 | 高齢者 | 8件 | 5件 | 10件 | 7件 |
| | 障害者 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 |

令和5(2023)年9月30日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年3月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年4月～9月 | 中核機関整備に向けての協議を重ね、併せて唐津市職員と社協職員で申立て支援等の共同対応を通して伴走支援を実施 |
| 令和4(2022)年7月～10月 | 唐津市内の6地区の民生委員の定例会で成年後見制度を説明<br>市報やホームページ、行政放送での広報、関係機関へのチラシ配布を実施 |
| 令和4(2022)年10月 | 唐津市成年後見サポートセンターを整備 |
| 令和4(2022)年10月～ | 受任調整会議をZoomで開催 |
| 令和5(2023)年1月 | 唐津市と中核機関の業務について協議し、今後の中核機関の業務内容について検討 |
| 令和5(2023)年2月 | 唐津市職員、社協職員を対象として成年後見制度に関する研修会を開催 |

## センターの職員のみで物事の判断や支援をすることに不安があった

唐津市直営の地域包括支援センターは、以前より権利擁護支援に関する相談窓口になっており、相談件数が増加の一途をたどっている。近くに頼れる親族がいない、あるいは親族が近くにいても支援には消極的で支援を受けづらい高齢者や障害者も多い傾向があった。地域包括支援センターでは、そういった方々のために成年後見制度の申立ての支援もしていたが、本人を取り巻く環境や課題、後見人候補者の人となりなど、数少ない職員で必要な物事が全て見えているか不安があった。また、成年後見申立てをする際に家庭裁判所からどの職種の方がよいのかを尋ねられても、肌感覚でしか答えられないことも不安だった。

ケアマネジャーなどの支援者や相談支援事業所などの関係機関が集まって課題を共有すれば、見えてくることもある。そのため、外部機関や専門家の目を入れて成年後見制度の利用を含め支援方法を検討したほうがよいと考えるようになった。

### 工夫ポイント① 受任調整会議に挙げる議題を事前に整理

令和3(2021)年度より、唐津市・社会福祉協議会(以下、「社協」という。)だけでなく外部の関係機関と中核機関の立ち上げに向けて検討会議を開始し、中核機関の在り方やしくみについて検討してきた。受任者調整も、その検討会議に挙がった議題の一つだった。

検討会議では、受任調整会議でどういった案件を挙げるべきなのかを話し合った。市役所や中核機関に来た相談の中で成年後見制度につながる案件をすべて挙げるべきなのか。「成年後見制度を利用すべきかどうか」といった、判断に迷うものだけを挙げればよいのか。中核機関に相談がなく家庭裁判所に申立てをされた案件もすべて挙げなければならないのか。検討会議に参加していた家庭裁判所の書記官にも尋ねてみたが、家庭裁判所も受任調整会議の位置付けをまだ定めておらず、全ての案件を受任調整会議に挙げるかどうかも決まっていないとのことだった。そのため、まずは、申立類型の検討・申立人の検討・生活課題から適切な後見人候補者の検討の3つについて、受任調整会議に取り上げることを決定した。

**構成員**
弁護士、司法書士、社会福祉士、
中核機関職員、地域包括支援課、
障害者支援課、
家庭裁判所(オブザーバー)

**受任者調整会議**

①申立類型(補助・保佐・後見)の検討
②申立人(本人、家族など)の検討
③生活課題から適切な後見人候補者の検討

## 工夫ポイント2 遠方の専門家が参加しやすいように受任調整会議をオンラインで毎回開催

検討会議を始めた時期はコロナ禍だったこともあり、Zoomを使って会議を行っていた。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家の多くは唐津市ではなく佐賀市で仕事をしていることもあり、移動時間のロスをなくすため、受任調整会議も引き続きZoomを使ってオンラインで行っている。市役所でアカウントを取得しており、その後社協でもアカウントを取得したため、市役所もしくは社協が毎回ホスト役を務めている。

受任調整会議をオンライン化することにより、遠方にいる専門家も参加しやすくなった。オンライン会議であれば画面共有ができるので、参加者の手元に資料がなくても困らない点もメリットの一つである。インターネットの不具合がたまに生じることはあるが、今まで特に問題もなく開催できている。

これからもオンラインを活用していく予定だが、オンラインでは会議の前後に参加者同士でちょっとした雑談をしたり、不明点や懸念点を個別に相談したりということがしづらい。そのため参加者が一堂に会し、同じテーブルを囲んで話し合うことも検討している。

## 工夫ポイント3 受任調整会議を事例検討にも活用し、相談への対応方法や課題について協議

受任調整会議は毎月第2火曜日に定期的に開催している。話し合うべき案件のないときは開催を見送るが、令和4(2022)年度は6回開催した。

申立類型や後見人の検討など、本来の意味での受任調整会議を行ったのはまだ1回のみだ。このときは、ある夫婦の一方の類型について、主治医と本人に面会した社協の職員との間で見立てに齟齬があったため、どの類型が適当かを受任調整会議で話し合った。

一方、受任調整会議は、受任者調整だけでなく事例検討の場にもなっているのが大きな特徴だ。例えば、地域包括支援センターや社協で相談を受け付けた成年後見申立ての進め方や、後見人が成年後見を受任する際に起こりうる課題、被後見人の主治医から医療同意を求められたときの対応方法など、その時々に発生したケースや地域包括支援センター・社協の職員が知りたいことを議題に挙げて、話し合っている。事例検討の際にも家庭裁判所の書記官がオブザーバーとして毎回参加しているため、市や社協の職員がどんなことに困っているか、市の成年後見制度を取り巻く状況がどうなっているのかを把握してもらえている。

このように、唐津市における受任調整会議は、受任者調整の機能のみならず、中核機関の運営や個別のケースを検討する役割をも担っている。

## 事例検討が信頼関係構築や地域連携ネットワーク強化に寄与

弁護士や司法書士、社会福祉士、家庭裁判所などの専門家や関係機関とともに事例検討を積み重ねるにつれて相互に信頼関係も構築でき、地域連携ネットワークも強化できている。申立費用の捻出が難しい方のために法テラスの使い方も専門家にアドバイスしてもらっており、市や社協の窓口に来た相談者にも案内をしたところ、法テラスを利用した申立ても増えてきた。

現在は市長申立ての件数が少しずつ増えているため、市長申立ての案件についても受任調整会議に挙げるなど、受任調整会議で取り上げる議題を増やし、会議をより活用していくつもりだ。また、今のところ成年後見人は専門職後見人しかいないが、市民目線で支援のできる担い手の養成も進めることを検討している。さらに、地域連携ネットワークとは別に協議会のような組織も立ち上げ、金融機関などまだあまり関わりのない関係機関を巻き込みながら、地域連携ネットワークをより拡大していきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の立ち上げ前に唐津市や社協、外部の専門機関が1年かけて検討会議を重ね、その後市の職員に半年間丁寧に伴走してもらいながら住民の相談に対応してきたからこそ、中核機関の業務が始まる頃にはしっかりした相談体制が確立できました。

成年後見制度利用の相談があった際には、必ず本人にお会いして、その方の人生について深く知ることを大切にしています。成年後見制度に関係するような経済状況、判断能力の状況といった情報だけでなく、どういう仕事をしてきたのか、どこで誰と暮らし、なぜ生活に困るようになったのかなどを丁寧にヒアリングしてアセスメントを行い、それを受任調整会議の資料に反映して会議を充実させることを目指しています。専門家の方々も、遠方から積極的に同行し、直接面談してもらえるおかげで適切な申立てができるようになり、ありがたく思っています。

今後は成年後見制度が必要な方々をどう地域で支えていくかが課題です。制度の利用にたどり着けずに困っている方々の声なき声も丁寧に聞き、柔軟な対応のできる中核機関になっていきたいですね。

参考URL 連絡先

唐津市成年後見サポートセンター
TEL 0955-70-2336
URL http://www.karatsu-shakyo.or.jp
E-mail karatsu@karatsu-shakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈受任者調整のしくみづくり〉

| 自治体<br>中核機関名 | 神奈川県横浜市<br>よこはま成年後見推進センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 本人にふさわしい第三者後見人の候補者調整を実施 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 3,772,440人※1 |
| 面　　積 | 438.01㎢※1 |
| 高齢化率 | 24.9%※2 |
| 地域包括支援センター数 | 146か所※1 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,140人※2 |
| 障害者相談支援事業所数 | 18か所※1 |
| 療育手帳の所持者数 | 36,283人※2 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 46,975人※2 |

※1：令和5(2023)年9月1日時点　※2：令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 6,794人 | 4,908人 | 1,344人 | 394人 | 148人 |

令和4(2022)年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数※3

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5※4(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 260件 | 240件 | 280件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 236件 | 211件 | 262件 | 0件 |
| | 障害者 | 24件 | 29件 | 18件 | 0件 |

※3：横浜市では申立権者を市長から18か所の区長に委任　※4：令和5(2023)年度は未集計

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 178件 | 101件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成31(2019)年4月～<br>令和元(2019)年12月 | 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会を実施(中核機関整備に向けた取組等を検討) |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関を受託。横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター内に「よこはま成年後見推進センター」を整備 |
| 令和2(2020)年10月～ | 市内権利擁護・成年後見に関する相談支援、進行管理を開始(3か月ごとに全200か所の相談支援機関の対応状況を集計) |
| 令和3(2021)年1月～ | 横浜市成年後見人等候補者調整会議を開始(毎月第3木曜日・専門職後見人の候補者調整) |
| 令和4(2022)年11月～ | 横浜市成年後見人等候補者調整会議に市民後見人を候補者に加え調整を開始(市民後見人受任調整会議との統合化) |

## 後見人候補者選出まで時間がかかり、制度を利用しづらい状況だった

人口377万人を抱える政令指定都市、横浜市。市内18区に、区役所高齢・障害支援課や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど、一次相談窓口となる相談支援機関が200か所設置されている。課題が明確なケースは相談支援機関がサポートしながら各々で後見人候補者を探していくが、課題が不明瞭でどのような後見人がふさわしいか判断しづらい場合などは、中核機関であるよこはま成年後見推進センター（以下、「センター」という。）で受任者調整を行っている。

もともと横浜市では、市内の専門職団体やNPOなどの法人後見実施団体がそれぞれに相談窓口を設けて受任者調整を進めていたが、申立人が数ある選択肢の中から後見人を選べるというメリットがある一方で、候補者が選出されるまでに非常に長い時間を要したり、どの団体でも受任者調整が困難なケースも見受けられた。そこで、中核機関の整備に当たり、市民後見人だけでなく専門職後見人や法人後見も含めて中核機関が受任者調整をできる体制を整え、スムーズで適切な制度利用につなげることが重要だという議論が深まっていった。

### 工夫ポイント1　本人にふさわしい後見人等選任に向け、受任調整会議を統合

横浜市における権利擁護の枠組みの中では、市協議会が司令塔としての機能を担い、中核機関であるセンターが市行政と協働事務局の役割を担う。以前からある市民後見人の受任調整会議は、対象案件が市長申立て中心で確立していたことから、従前の体制で継続することとした。そして、センターは市民後見人とは別に、専門職後見人の候補者調整を行う「横浜市成年後見人等候補者調整会議」（以下、「候補者調整会議」という。）をスタートした。

当初は専門職後見人等が輪番で進行役の座長を務め、区役所や区社会福祉協議会がメンバーとして参加した。また案件提出者である相談支援機関担当者も質疑応答のために一部同席する。1件30分という限られた時間の中で議論の内容がぶれないよう、候補者調整会議では「就任後、速やかに対応すべき事項」「後見人に期待すること」「候補者選定理由」など所定の項目に沿って話し合いを行い、それを報告書にまとめる流れとした。

候補者調整会議は毎月第3木曜日に開催する。専門職団体等の選定までを行い、翌日にはセンターから該当団体宛てに後見人候補者の調整依頼を提出し、2週間以内には団体から回答が来るよう期限を設定した。

候補者調整会議は順調に滑り出したが、中には「専門職ではなく市民後見人がふさわしいのでは」との意見が出る案件もあり、その場合でももっともふさわしい専門職後見人を選定せざるを得ず、一部の案件は、報告書に「（専門職後見人が担うべき）課題が整理された際には市民後見人への移行が望ましい」と審議経過の意見を加え対処した。また、横浜市ではもともと市民後見人を立てるのは市長申立て案件を主な対象としていたが、市長申立ての対象となる案件が、虐待や親族間紛争が絡むなど、市民後見人が個人で受任するには荷が重い案件が多く、市民後見人の受任調整案件が伸びない要因となっていた。

そこでセンターとして、市民後見人の受任調整会議を候補者調整会議に統合する形で、1つの会議体で市民後見人と専門職両方の受任者調整を行うことができる体制を作りあげた。こうして市長申立て以外の、本人、親族申立て案件において市民後見人を候補者として選出できるようになったことで、市民後見人の受任件数も大幅に増加した（令和3（2021）年度5件→統合後1年間で21件）。また、従前から進めていた専門職や親族の後見人現任者から市民後見人などへのリレーもこのしくみでスムーズに行えるようにした。

よこはま成年後見推進センター

## 横浜市成年後見人等候補者調整会議・受任者調整の流れ（概要）

**案件提出者**

権利擁護・成年後見に関する相談支援機関[200か所]

- **地域包括**
- **基幹相談**
- **区役所（高齢・障害）**［区長申立は市民後見限定］
- **区社協（あんしん）**［契約者・制度移行］

成年後見人等現任者からのリレー

- **専門職後見人**［市民後見人移行］
- **市民後見人**［活動支援］
- **親族後見人**［後見人支援］

**案件受付**

**［事前取得］** 候補者調整会議付議にかかる同意書を本人・申立人から入手（案件提出者が保管）
**［会議の３営業日前17:00までに次の書類を中核機関あて提出（メール・フォームで受付）］**
(1) ケース概要シート（市民後見人受任調整案件確認票にもチェック）　(2) 親族関係図
(3) 本人情報シート　(4) 代理行為目録・同意行為目録（保佐・補助の場合）

**毎月第3木曜日**

**【横浜市成年後見人等候補者調整会議】** 提出書類をもとに次の内容を協議
(1) 本人の課題整理　(2)「報告書」記載事項（すみやかに対応すべき事項、後見人に期待すること等）
(3) 候補者打診先の選定（専門職団体・市民後見人）
［会議の委員構成（7名・輪番制）］学識経験者／弁護士／司法書士／社会福祉士／行政書士／区役所／区社協

**会議後14日以内**

(1)（会議翌日まで）中核機関から専門職団体あて調整依頼［通知，報告書（第４号様式）メール配信］
(2) 専門職団体で協議のうえ中核機関に回答（市民後見人の場合事務局内で検討のうえ機関決定）

**候補者決定後**

(1) 中核機関から案件提出者に候補者紹介書・報告書を提供
(2) 本人・申立人と候補者の顔合わせ（相談支援機関等同席）　＊本人等の希望で候補者変更も可（３回まで）

**申立て**

(1) 申立人は申立書類に候補者紹介書を添えて家庭裁判所に提出
(2) 案件提出者から申立てが済んだことを中核機関に連絡
(3) 中核機関から報告書（第４号様式）を家庭裁判所に送付

**審判後**

(1) 申立人から案件提出者に連絡 → 案件提出者は後見人等を含むチーム会議を調整・実施

## 工夫ポイント2 オリジナルのケース概要シートで、全員が的確に受任イメージを共有

受任者調整に関わる全ての人が案件についての情報を正しく共有するために、センターでは独自に作成した「ケース概要シート」を使用している。専門職団体が候補者を選出する際に知っておきたい項目と、家庭裁判所が後見人選任において必要とする情報を網羅したものだ。候補者調整会議に案件を提出する人（主に相談支援機関の案件担当者）に事前にケース概要シートに記入してもらい、それをもとに受任者調整を行っている。

ケース概要シートには、市民後見人の対象になるかどうかを判断するためのチェックシートも付記している。このチェックシートを基に、どういう案件であれば市民後見人が選任される可能性があるかを、各区の相談支援機関に改めて考えてもらう機会にもつながっている。

ケース概要シート（一部）

## 工夫ポイント3 定期的な意見交換会を通して家庭裁判所との信頼関係を構築

センターは市協議会（テーマ別部会）で調整案件の経過概要を一覧表にして報告・検証している。加えて、定期的に開催される家庭裁判所との意見交換会でも報告し、候補者調整における検討プロセスなど、制度の適切な利用につながる取組を家庭裁判所と共有する機会を持つようにしている。また、市民後見人養成・活動支援の取組や成年後見制度に関する課題についても広く意見を交わす。

センターは年3回、親族後見人向けの講習会や相談会を開催しているが、親族後見人への直接アプローチが難しいため、家庭裁判所が親族後見人に向けて審判書等を送付する際に、センターを案内するパンフレットを同封することについて協力も得ており、親族後見人向けの講習会に毎年30名以上参加の実績につながっている。

## より適切な後見人選びのため、法人後見も含めた受任者調整を目指す

別々に行われていた受任調整会議の統合に当たり、センターは市健康福祉局所管課と分担して市内各地の相談支援機関の管理職会議や権利擁護に関する連絡会に足を運び、受付方法や提出書類の変更点について説明して回った。それが結果として、支援関係者たちに「困ったときは、中核機関に受任者調整を依頼する方法がある」と再認識してもらうことにもつながった。

受任者調整の最大の目的は、「本人にとってもっともふさわしい第三者後見人を決めること」。その実現に向けて、残る大きな課題は、中核機関の候補者調整会議に法人後見という選択肢を含めていくことだ。法人後見が後追いとなっている理由は2つある。一つは、市内の法人後見実施団体はすでに数多く受任しており、新たな受任が難しい状況であること。もう一つは、今後新たな法人後見団体が参入してきた場合に、中核機関が選定する候補者として信頼がおける法人かを精査できるしくみがまだ確立されていないことだ。このような課題をクリアすべく、センターでは、法人後見の担い手育成につなげる取組の実現と精査できるしくみ構築に向けて、法人後見実施団体や関係機関と協議を重ねているところだ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

候補者調整会議の中で、会議の意見をまとめた報告書を作成するのですが、現状では、委員の意見を踏まえ、センター職員がその文案をまとめることになっています。30分の間に、会議メンバーから出た意見を分かりやすく、かつ相談支援機関や申立人、後見人候補者にもニュアンスが正しく伝わるような文章で表現するのは至難の業です。この報告書は申立書とともに家庭裁判所に提出されるので、当然、家庭裁判所が後見人選定の際に見るポイントは押さえておかねばなりません。しかも、本人や申立人、場合によっては利害関係者が読む可能性があるため、誰が見ても客観的に状況が伝わるよう言葉遣いに配慮する必要があります。どうにか文章を考えて「こちらでどうでしょう」と会議メンバーに提案しても、すぐには承認されず、何度も修正が入ることもあります。この作業を、候補者調整会議で扱う全てのケースで行うのは本当に大変です。ただ、この作業を緻密に進めることで、よりふさわしい後見人が選ばれると考えると、手は抜けません。

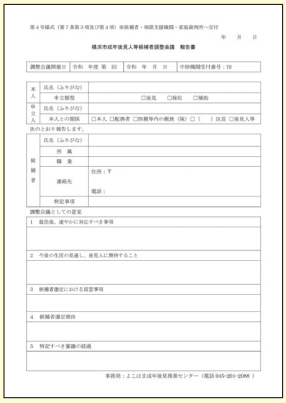

成年後見人等候補者調整会議報告書

候補者調整会議の様子(提出案件を端末で参照しながら協議)

参考URL 連絡先

**よこはま成年後見推進センター**

TEL 045-201-2088

URL https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/

E-mail ansin-c@yokohamashakyo.jp

コラム アドバイザーさんに聞きました

# 担い手の確保・育成の工夫

社会福祉士　古井 慶治さん

静岡県内では、市民後見人養成の取組が積極的に推進されています。各市町が単独で開催している自治体もありますが、多くは複数の自治体が協力して広域で取り組んでいます。広域で取り組む際、各市町間の連携や調整が不可欠です。静岡県では、県や県社協がその調整役を積極的に担っており、各市町での市民後見人養成事業の財源として、県の補助金が活用されています。私が専門職の委員として参画している自治体のなかで、広域で取り組んでいる東遠地域と志太地域の状況や担い手の確保・育成で工夫している点を紹介します。

## 東遠地域の場合

東遠地域（菊川市、掛川市、御前崎市）は、3市の総人口が約20万人で大井川の西側に位置しています。平成30（2018）年度から市民後見人養成推進委員会・成年後見運営委員会が設置され、令和4（2022）年度から成年後見制度利用促進委員会に移行し、中核機関の各機能の拡充が図られています。東遠地域では事務局を固定しており、菊川市社協が担っています。中核機関の機能について、各市と広域とで役割分担をしており、一時的な相談は各市の中核機関で実施、広域の中核機関では事例検討会が開催されています。事例検討会には専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が参加して、2次スクリーニングや受任候補者の調整、後見活動の実務的な相談などを行っています。

### 工夫している点

- 市民後見人養成講座の会場は地域性を考慮して各市で順番に開催
- 市民後見人養成講座の講師や修了時面接など専門職委員が協力
- 成年後見に関する講演会を広域で毎年開催
- 広域の事例検討会は、毎月オンライン開催（開催日が年度初めに示され定例化）
- 事例検討シートを共通化し、検討した案件は進捗状況等を毎月モニタリング
- 市民後見人選任に向けて静岡家裁掛川支部と定期的に情報交換会

## 志太地域の場合

志太地域（藤枝市、焼津市、島田市）は、3市の総人口が約37万人で県庁所在地の静岡市の西側に位置しています。平成26（2014）年度に静岡県社協が3市の社協に呼びかけ、広域で後見事業の取組が始まりました。準備期間を経て、平成28（2016）年度に3市の社協が共催する方式で第1期市民後見人養成講座が開始されました。実施にあたっては、各市行政への呼びかけも行われました。平成30（2018）年度には島田市に隣接する川根本町も加わり、3市1町成年後見推進委員会が発足しました。同委員会では、市民後見人育成に関することを中心に各市町の課題を協議し、その後、成年後見利用促進に関する課題（中核機関の整備や機能等）も協議がされるようになりました。委員会メンバーは、各市町行政担当課長、各市町社協管理職、県社協職員、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士）で構成されています。推進委員会を全体会と位置づけて、部会が設置されており、全体会と部会は定期開催しています。推進委員会の事務局は、毎年度各市町で持ち回ることになっていて、各市町社協が実務を担っています。

### 工夫している点

- 市民後見人養成講座を毎年開催
- 市民後見人養成講座の会場は地域性を考慮して各市で順番に開催
- 市民後見人養成講座の講師や修了時面接など専門職委員が協力
- 市民後見人選任案件等は専門職委員が参画する部会で検討
- 3市1町で成年後見制度活用検討ガイドラインを作成し、アセスメントシート等を共通化
- 推進委員会・部会は、年度初めに開催日が示され定例化
- 行政職員の定期的な異動を考慮して毎年、経緯や基本的事項を確認
- 協議内容の検討や各市町間の意見調整は、事務担当者会議を実施
- 市民後見人選任に向けて静岡家裁島田出張所と定期的に情報交換会
  （社協の法人後見からの移行だけでなく、専門職との複数受任やリレー選任等）

コラム 市民後見人さんに聞きました

# センターのサポートがあるから不安はない

香川県坂出市　市民後見人　山西 八千代さん

平成12(2000)年4月に、高齢者の生活を支えるため車の両輪に喩え、「介護保険制度」と「成年後見制度」が同時期に発足した。

その6年後の平成18(2006)年、ある雑誌の中で、「世田谷区民後見人の養成講座を実施」という記事を読み、後見人は専門家の業務という固定観念を覆された。「一般市民でもできるということなら、自分も絶対やってみたい」と、強く感じたのを今でも鮮明に覚えている。

この記事を読んでからは、香川県主催の養成講座および坂出市主催の養成講座を受講し、平成23(2011)年に市民後見人候補者として登録された。是非やってみたいと感じた時から7年後の平成25(2013)年、待ちに待っていた市民後見人としての活動が始まった。

最初は男性のAさん。施設入所で山陰地方に三人子どもがいらっしゃったが交流はない。後見人になって半年後、子ども三人へ手紙を送付。その後、半年ごとにAさんの状況について手紙を送った。受取拒否もなかったので読んでくれていると信じていたが、一度も連絡はなかった。Aさんは子どもたちに会うことを望んでいたが、叶うことはなく後見開始から約4年でご逝去。Aさんが子どもたちと面会し、楽しく話している場面を想像したこともあったが、実現せず虚しさを感じるケースとなった。

次は女性のBさん。施設入所で近畿地方に二人の娘さんが在住。長女だけは交流があり、後見開始から半年が経過した頃、長女に手紙を送付するとすぐに電話をくれた。この時はとても嬉しかった。その後は、手紙を送付する度に電話してくれるようになり、段々と親しみも増し、時には施設で撮ったBさんの写真を手紙に同封することもあった。長女の方も久しくBさんと会ってなかったのか写真を見て、「こんな感じになっているんやぁ」と話されていたが、Bさんも約4年で亡くなられた。娘さんは全身癌を患い治療中だが、明るく前向きでとても救われた。葬儀には参列できなかったが、数か月後には坂出まで来られた。何度も連絡をとっていたため、初めてという印象はなく懐かしさの方が強かった。とても心に残るケースとなった。

現在は三人目のC子さん。約一年前から関わっているが、長男、長女を相次いで亡くし、相続手続きをするため銀行訪問から業務が始まった。独り身で施設入所しているが、106歳と坂出でも長寿番付3位であり、1位になるまで元気でいてくれることを願っている。持病はないが認知症があり、本人の希望等を聞くことは難しいが、施設の中でも特に元気である。

成年後見人は財産管理・身上保護のほか、身寄りがない時などには、家庭裁判所の許可を得て、火葬を行うこともある。私の場合、社会福祉協議会が後見監督人であり、成年後見センターの担当の方がいろいろと手配してくれて二人とも無事に見送ることができた。家庭裁判所に最後の終了報告を出した後、成年後見センターの担当者から労いと感謝の言葉をかけてもらい、無事に終わって良かったという思いとともに、その後の意欲にもつながった。

成年後見人と聞くと堅いイメージを持ち、難しいと思われがちであるが、困った場合は成年後見センターに相談すれば助けてくれるので、心配することは何一つとしてない。約10年間、後見人業務を継続できたのも自分で判断できない時すぐに相談に行き、助けられた部分が非常に大きい。

17年前に後見人業務をしてみたいと渇望し、実務できたことに強い喜びを感じるとともに貴重な財産となっている。

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈家庭裁判所との連携体制の確保〉

| 自治体<br>中核機関名 | 岩手県釜石市・遠野市・大槌町<br>釜石・遠野地域成年後見センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託（釜石市社協／遠野市は遠野サテライトとして遠野市社協に再委託） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 市民後見人の選任増加に向け、家庭裁判所との相互理解を強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～10万人未満 | 10万人～20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 66,081人 |
| 面　積 | 1,466.74㎢ |
| 高齢化率 | 40.3% |
| 地域包括支援センター数 | 3か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 103人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 7か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 727人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 618人 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 179人 | 139人 | 30人 | 10人 | 0人 |

令和4(2022)年3月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 2件 | 3件 | 4件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 2件 | 1件 | 3件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 2件 | 1件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 19　件 | 1件 | 2件 | 5件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年7月 | 釜石・遠野地域成年後見センターを整備(中核機関) |
| 令和元(2019)年7月～ | 行政とのモニタリング会議を実施(情報交換・事例検討) |
| 令和2(2020)年9月～10月 | 市民後見人養成講座を開催 |
| 令和3(2021)年1月 | 受任調整会議を開始 |
| 令和3(2021)年11月～ | 後見人が選任された後のケース会議を開始 |
| 令和5(2023)年7月 | 後見等受任者情報交換会を開催 |

## 市民後見人の選任がなかなか進まなかった

成年後見制度の適切な利用をスムーズに行うために、釜石市、遠野市、大槌町では、家庭裁判所の管轄や日常生活自立支援事業の圏域が同じであることを重視し、釜石・遠野地域成年後見センター（以下、「センター」という。）を広域で整備した。センターは釜石市に置き、遠野市にはサテライトを置いている。

地域の特性として、専門職後見人不足が課題であったことから、令和2（2020）年には市民後見人養成に着手し、翌年、2名が弁護士との複数後見に追加選任されて活動を開始した。令和3（2021）年7月・8月には、遠野市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）で独自事業として実施している法人後見人からいずれは市民後見人に任せられると思うケースについて申立てるものの、選任には至らなかった。折り悪しく、年度替わりに伴うセンター職員の異動が重なり、今後の方向性を見い出す間もなく令和4（2022）年度を迎えた。そこで改めて市民後見人の選任を進めるため、家庭裁判所との連携をさらに深めていくことにした。

### 工夫ポイント1 オブザーバー参加の要請や新年度の顔合わせで、家庭裁判所と密に連携

被後見人への適切な支援に向けて、センターから家庭裁判所に相談しようとしていたところ、家庭裁判所でも年度替わりの担当異動があり、新たに「市民後見人の積極的な活動支援に向けて協議したい」との声があった。両者の思いが一致し、家庭裁判所、行政、センターの三者による打ち合わせを令和4（2022）年7月に開催した。センターからは、市民後見人の追加選任や複数後見の経緯をはじめ、活動状況やセンターによる支援策等を説明した。一方、家庭裁判所からは市民後見人に関する意見が出されるなど、活発な話し合いが行われた。

家庭裁判所から出された意見は主に2つあった。その一つが、「市民後見人名簿登録者の年齢が高い傾向にある」という点だった。そこで、名簿登録者の熱意や人生で得た経験・知識、現在もさまざまな分野で活躍していることが伝われば、安心して選任してもらえるのではと考え、8月の「市民後見人フォローアップ研修」に、家庭裁判所の主任書記官をオブザーバーとして招いた。当日は、講師による意思決定支援に関する講義、講座修了者による法人後見支援員としての活動報告、後見業務を行う専門職との交流会を実施した。これらを通じて、実際の活動報告や候補者たちの熱い思いに触れるなど、家庭裁判所の主任書記官に、市民後見人候補者を知ってもらうよい機会とすることができた。

市民後見人フォローアップ研修

また、家庭裁判所、行政、センターがそれぞれ人事異動を伴うことから、年度初めに「担当者の顔合わせ会」を開催することとし、年度ごとに取組の方向性を確認し合い、相互理解を深めていくことにした。初めての「担当者の顔合わせ会」となったのが、令和5（2023）年4月で、家庭裁判所の主任書記官を交え、互いに今までの取組内容を話し合った後に、オブザーバーとしてモニタリング会議や運営会議にも参加してもらった。今後も年度行事に組み込んで開催することで、家庭裁判所との顔の見えるつながりをさらに深め、よりよい関係を築いていく考えだ。

## 工夫ポイント2　市民後見人の選任に向け、家庭裁判所との協議を増やし受任チェックリストを共有

家庭裁判所からの市民後見人に対するもう一つの意見が、「受任途中で市民後見人に引き継ぐことで、被後見人にデメリットを与える場合もあるのではないか」という点だった。そのため家庭裁判所が安心して市民後見人を含む複数後見について判断できるように、受任調整会議の前段階からケース会議までの進め方や支援を強化した。また、家庭裁判所との間では、市民後見人を候補者とするにふさわしい事案について認識を共有することにした。さらに、受任調整会議を経て複数後見での受任が妥当との結論に至り申立てし、選任された後に専門職後見人候補者と市民後見人候補者、センター担当者が家庭裁判所に赴き、四者のコミュニケーションを図りつつ、今後の手続の流れ等について確認することとした。以前にも増して家庭裁判所との連携が密になり、互いに被後見人のメリットを追求できる環境をさらに整えることにつなげられた。

また、受任調整会議の参加者から「何を目安に候補者を選んでよいのか分からない」との意見があったことから、被後見人の状況が整理でき、検討の標準化と可視化が図れるように、新たに受任チェックリストを作成した。

まず、「候補者の検討」の欄で親族後見人について検討し、親族後見人以外が望ましい場合は、次の「第三者の候補者を検討」の欄で、専門職後見人、市民後見人、法人後見を検討する。最後に「候補者の結論」の欄で後見の形態について熟考し、今後の交代の可能性がある場合は、その旨を「選任形態見直しの必要性」の欄に記入する。

このリストを申立書に添付し、後見人の候補に至った経緯や内容を家庭裁判所にも情報提供している。

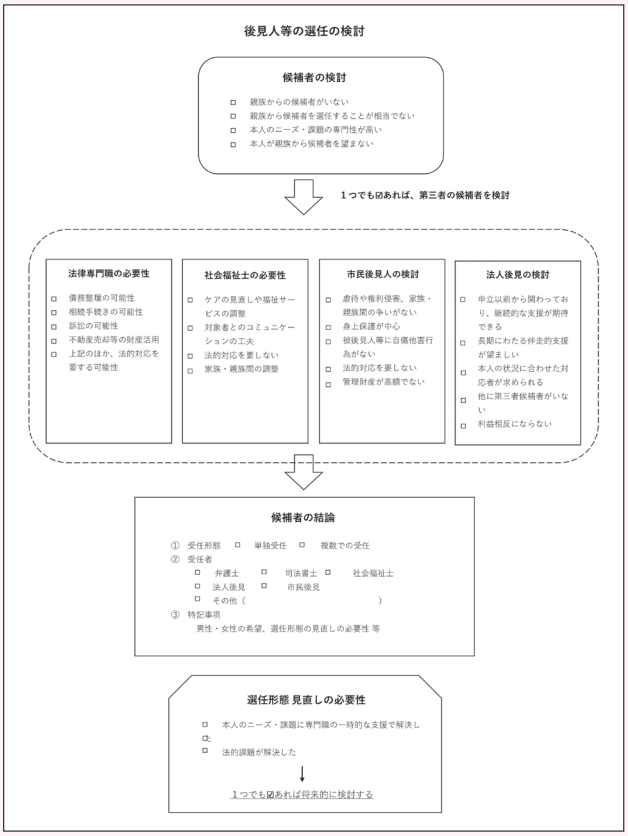

受任チェックリスト

## 工夫ポイント3　保険加入やフォローアップ研修で、選任されやすい環境を整備

かねてより危惧していた市民後見人の活動上のリスクを軽減するために、令和5(2023)年度から損害保険の保険加入を開始した。市民後見人が安心して活動できる支援策を導入することで、家庭裁判所から選任されやすい環境づくりに努めている。

また市民後見人養成講座は、次回の開催を令和6(2024)年に予定している。前回の令和2(2020)年では受講者・修了者19名で、面談を経て14名が市民後見人名簿に登録された。修了者には、スキル向上や情報共有を図るため、フォローアップ研修を年2回実施している。

養成講座や研修に注力することも、市民後見人が選任されやすい環境づくりの一環として捉えている。

市民後見人養成講座

## 相談や申立て支援の件数が伸び、家庭裁判所ともさらに連携

新規相談件数や申立て支援件数は年々増加し、成年後見制度の適切な利用に向けた動きが活発化していることが見て取れる。センターを設立した翌年の令和2(2020)年度から、受任調整会議や市民後見人の選任、後見人が選任された後のケース会議も徐々に増え、取組の成果が表れていると感じられる。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数も伸びている。

今後も家庭裁判所との協力体制を強め、成年後見制度の利用が必要な方に、適切につながるように支援していく方針だ。

【単位:件】

| | 令和元(2019)年度 | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 |
|---|---|---|---|---|
| 相談延べ件数 | 240 | 245 | 666 | 1,087 |
| 新規相談件数 | 51 | 62 | 71 | 98 |
| 申立て支援件数 | 5 | 15 | 28 | 31 |
| 受任調整会議<br>(専門職後見人の検討、市民後見人の推薦) | 0 | 3 | 17 | 18 |
| 市民後見人の選任 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 後見人が選任された後のケース会議 | 0 | 0 | 6 | 16 |
| 日常生活自立支援事業からの移行ケース | 3 | 3 | 4 | 8 |

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

保佐類型、補助類型の申立てで行われる家庭裁判所調査官の面接には、調査官が必要性を認めた場合に立ち会いをしています。もちろん、面接に臨む本人に事前にお伝えし、了承を得ています。やはり、本人にしてみれば、「家庭裁判所の人が来る」というだけで緊張しますからね。立ち会わせていただくと、調査官から年齢を聞かれただけで、不安そうに私たちの顔を見ながら答えられます。そんなときは「大丈夫ですよ」という表情を浮かべるだけで安心してもらっています。しかしながら、本人の意思が、なかなか伝わりづらい場合があるんですよね。そのような場合、普段から本人と身近に接している私たちが、ケアマネジャーなどと立ち会い、本人の状況について詳しく説明させていただくこともあります。こんなふうに私たちが立ち会うことで、少しでも本人の緊張がほぐれ、申立手続がスムーズになるなら、それが本人にとってよりよい支援につながると思っています。

連絡先

釜石・遠野地域成年後見センター

TEL 0193-27-9910

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈家庭裁判所との連携体制の確保〉

| 自治体<br>中核機関名 | 三重県伊賀市・名張市<br>伊賀地域福祉後見サポートセンター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | **10万人～<br>20万人未満** | 20万人以上 | **相談支援** | **支援チームの形成支援** | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 162,119人 |
| 面　　積 | 688㎢ |
| 高齢化率 | 34.15% |
| 地域包括支援センター数 | 4か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 228人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 12か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,783人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,764人 |

令和5(2023)年3月31日、4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 377人 | 258人 | 83人 | 30人 | 6人 |

令和5(2023)年7月3日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 6件 | 3件 | 4件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 5件 | 3件 | 4件 | 1件 |
| | 障害者 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年9月27日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 294 件 | 3件 | 6件 | 41件 |

令和5(2023)年3月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成18(2006)年8月 | 伊賀地域福祉後見サポートセンターを設置 |
| 令和元(2019)年8月 | 伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け。運営委員会に、家庭裁判所書記官がオブザーバーとして参加 |
| 令和2(2020)年 | 運営委員会に、行政書士会が参加。市民後見人の活用について、家庭裁判所書記官と話し合い |
| 令和3(2021)年 | 現場の意見を反映できる会議として、実務担当者会議を開始(年2回)。市民後見人へのリレー方式を実施(法人後見との複数後見) |

※伊賀市では市民後見人のことを、「福祉後見人」と呼んでいます。

## 連携の強化が必要でも、家庭裁判所とは距離があった

伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下、「センター」という。）が中核機関になったのは、令和元（2019）年8月。それ以前の平成29（2017）年に国の第一期成年後見制度利用促進基本計画が開始された頃、伊賀地域を管轄する家庭裁判所伊賀支部より、センターに「連携体制を強化していきませんか」と提案があった。

とはいえ、当時はセンターが中核機関になることがまだ決まっておらず民間団体の一つにすぎなかった頃だ。行政の委託を受けた中核機関であれば、成年後見制度の問い合わせや相談があったときに家庭裁判所とも連携しやすい。また、連携するといっても、家庭裁判所とは日頃から頻回に連絡を取り合う関係でもない。そのため、まずはセンターとしては中核機関と家庭裁判所の書記官や裁判官との関係構築から始める必要があった。

### 工夫ポイント① 定期的に家庭裁判所の書記官と顔を合わせる場を用意

センターでは、運営委員会や実務担当者会議、意見交換会といった、家庭裁判所の書記官と顔を合わせて話し合う場を定期的に設けている。年2回の運営委員会では、各専門職の代表者や地域の民生委員の代表者、医師などさまざまな関係者が参加し、今後のセンターの運営の在り方について議論をする。また、別途年2回行う実務担当者会議では、市民の相談業務を担当している現場の社会福祉士や社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の相談員などが、日々の相談や権利擁護支援の中で生じた疑問について相談し合う場になっている。これらの2つの会議にはいずれも書記官がオブザーバーとして参加し、必要なときには参加者に対して情報提供をする。

それらの会議とはまた別に、家庭裁判所・行政機関・センターの3者で、年に1回、意見交換会を設けている。家庭裁判所からは最近の成年後見制度の利用状況の報告とともに、家庭裁判所の考え方を聞く機会がある。また、質疑応答や相談もこの場で行う。例えば、市民後見人からセンターに「後見人として活動してきたが、自分も高齢になり、荷が重いので後見人を辞任したい」との申出があったことについてセンターの職員が書記官に相談したこともある。センターが監督人をしていたこともあり、後任について家庭裁判所にセンター側の意見を伝えたりもした。

センターが正式に中核機関になる以前は、家庭裁判所の裁判官や書記官がこの連絡会議に毎回参加しているわけではなかった。中核機関になってからは毎回参加となり、制度の表面的な話だけでなく「こういう場合はどうすればよいか」といった、より深い話もできるようになった。

■伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図

平成28（2016）年4月現在

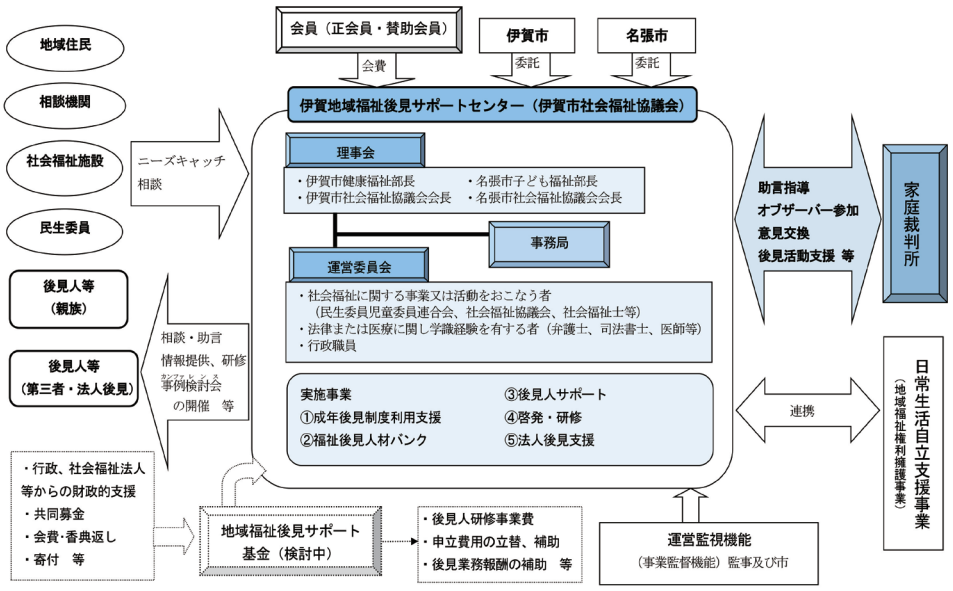


提供：伊賀地域福祉後見サポートセンター

## 工夫ポイント2　後見人と書記官の交流の場「後見人のつどい」

年に4回、運営委員会や実務担当者会議のタイミングに合わせて、市民後見人や弁護士、家庭裁判所書記官が一堂に会する「後見人のつどい」(以下、「つどい」という。)を開いている。市民後見人は単独で活動することも多く、不安があっても一人で抱えこみがちで心理的負担も大きい。そのため、市民後見人にとって悩みや本音を気軽に打ち明けられる場の必要性が、以前より運営委員会などで議論されていた。そこで、平成20(2008)年から開催されているのがこのつどいである。

開催のたびにセンターから後見人に案内状を出し、毎回10名前後が参加する。後見人にとって、つどいは同じ地域で同じ活動をする仲間とつながり、互いに近況報告をしたり日頃の後見活動で生じるさまざまな悩みを相談したりできる場だ。

後見人と家庭裁判所の書記官が直接コミュニケーションを取る場面は、定期的な事務報告を除くとあまりない。そのため、このつどいの場は、後見人と家庭裁判所の書記官が互いの人となりを知ることのできる機会にもなっている。書記官からは「実際に後見人の活動をしている方の声が聞けるのは貴重ですね」との声がある。後見人からも「こんなに人当たりのよい、優しい方々であれば相談もしやすい」と好評で、後見人が家庭裁判所にアクセスしやすくなるという効果も出ている。

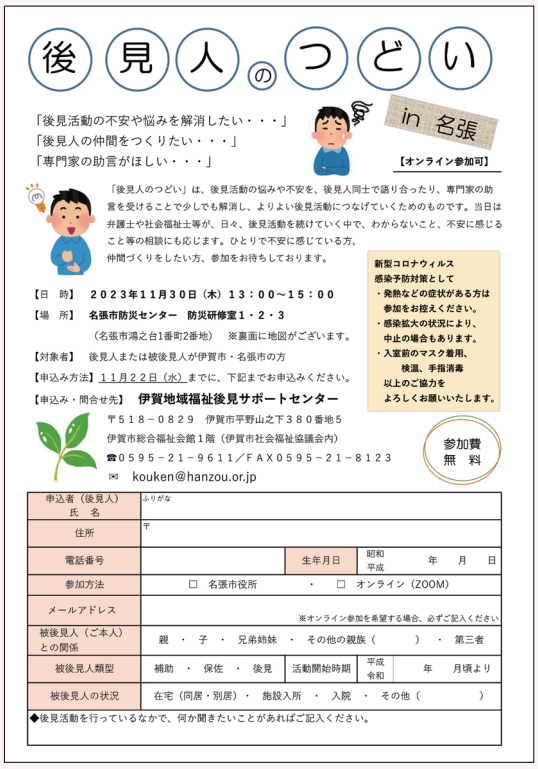

後見人のつどい in 名張

「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」
「後見人の仲間をつくりたい・・・」
「専門家の助言がほしい・・・」

【オンライン参加可】

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動を続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じます。ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

新型コロナウィルス感染予防対策として
・発熱などの症状がある方は参加をお控えください。
・感染拡大の状況により、中止の場合もあります。
・入室前のマスク着用、検温、手指消毒
以上のご協力をよろしくお願いいたします。

【日　時】　2023年11月30日（木）13：00～15：00
【場　所】　名張市防災センター　防災研修室1・2・3
（名張市鴻之台1番町2番地）　※裏面に地図がございます。
【対象者】　後見人または被後見人が伊賀市・名張市の方
【申込み方法】11月22日（水）までに、下記までお申込みください。
【申込み・問合せ先】　伊賀地域福祉後見サポートセンター
〒518－0829　伊賀市平野山之王380番地5
伊賀市総合福祉会館1階（伊賀市社会福祉協議会内）
☎0595－21－9611／FAX0595－21－8123
✉　kouken@hanzou.or.jp

参加費　無　料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申込者（後見人）氏　名 | ふりがな | | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | 生年月日 | 昭和・平成　年　月　日 |
| 参加方法 | □　名張市役所　・　□　オンライン（ZOOM） | | |
| メールアドレス | ※オンライン参加を希望する場合、必ずご記入ください | | |
| 被後見人（ご本人）との関係 | 親　・　子　・　兄弟姉妹　・　その他の親族（　　）　・　第三者 | | |
| 被後見人類型 | 補助　・　保佐　・　後見 | 活動開始時期 | 平成・令和　年　月頃より |
| 被後見人の状況 | 在宅（同居・別居）・　施設入所　・　入院　・　その他（　　） | | |
| ◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。 | | | |

## 工夫ポイント3　家庭裁判所とのこまめな連携で市民後見人の活動をサポート

伊賀地域は三重県内の後見人のニーズと比較して専門職後見人の数が少なく、担い手の確保の問題が生じがちだ。そのため、家庭裁判所も市民後見人の選任を前向きに検討している。センターからは、市民後見人として活動することに向いている候補者がいればあらかじめ性別や年代などの情報を家庭裁判所に伝え、その候補者が正式に市民後見人に登録した後にはあらためてセンターから家庭裁判所に推薦する。その際は、事前に行政機関の担当者・弁護士・センター職員で、後見人候補者の経歴などを検討した上で「推薦可能」と判断した方のみ家庭裁判所に推薦している。また、あまりに課題が複雑なケースは市民後見人には荷が重いため、家庭裁判所には市民後見人に適したケースについて推薦の依頼をしてもらえるようにしている。事前に細かい情報までを家庭裁判所に伝えているわけではないが、センターが推薦した市民後見人が選任されなかったケースは今のところない。

市民後見人が選任された後も、センターは家庭裁判所と連携しながら随時後見活動のサポートを行っている。基本的には市民後見人の相談窓口はセンターになるが、法律に関わるような案件については、センターが家庭裁判所への確認を行っている。例えば、契約関係であれば「被後見人の権利を侵害することにはならないと思うが、この契約をして大丈夫か」と電話で確認したり、市民後見人とともに家庭裁判所に赴いて書記官に相談することもある。法律がらみの問題では家庭裁判所と弁護士のどちらに相談すべきか迷うことも少なくないが、その場合もその都度、家庭裁判所に電話で問い合わせて指示を仰いでいる。

## 電話で何でも相談でき、相談業務もスピーディーに

センターの職員と家庭裁判所の裁判官・書記官が年に何度も顔を合わせて話をする機会を持つことで、コミュニケーションが取りやすくなった。今では、相談業務の中で不明点が出てきたときには、電話で何でも聞ける関係だ。センターの職員の持つ法律や手続に関する知識だけでは対応できないような相談があっても、その場で家庭裁判所に問い合わせ、相談者に回答できるのでスピーディーに相談業務が行えるようになった。遠方から来る相談者も少なくないが、相談内容で分からない点があればその場で家庭裁判所に確認して、相談者に家庭裁判所からの回答を伝え、また持ち帰って検討してもらう、という体制ができている。

今後は、市民後見人の受け皿を増やしていくつもりだ。今も市民後見人養成講座は行っているが、家庭裁判所の書記官による講義も検討している。また、養成講座を受講しても、「受任しても、自分の身に万一のことがあったら」と二の足を踏む修了生も少なくない。そういう方に対しては、センターの職員をはじめとする関係者全員でサポートしたいと考えている。家庭裁判所にも、市民後見人に万一のことがあったときには迅速に後任の選任をお願いするなど、協力を仰ぐつもりだ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

伊賀地域福祉後見サポートセンターは、中核機関の立ち上げ前の平成18(2006)年からあります。当時、伊賀市社協の職員が「将来は間違いなく高齢社会に突入するので、そのときには権利擁護支援のしくみが必要になるはずです」と行政機関や家庭裁判所に説いてまわったそうです。その熱意がセンターの設立に結びつきました。今でも、行政機関や家庭裁判所を訪ねた際には「昔、こんなことがあったんやで」と当時のエピソードが話に出るほど語り草になっています。中核機関の設立当初から家庭裁判所との関係構築に力を入れていたため、幸いにも現在はコミュニケーションでの苦労はほぼありません。

家庭裁判所とセンターの両者が歩み寄って良好な関係を築けば、相談業務がスムーズに進むので、その恩恵を市民の方々も受けられます。日頃の業務でもそのありがたみを実感していますが、それはやはり定期的に家庭裁判所と直接対話をする場を設けているからこそ。家庭裁判所との関係づくりに悩んでいる自治体の方々は、一度家庭裁判所の裁判官や書記官と顔を合わせて話をする機会をつくってみられてはいかがでしょうか。

参考URL 連絡先

伊賀地域福祉後見サポートセンター

TEL 0595-21-9611

URL https://www.hanzou.or.jp/service/right/kenriyogo02.html

E-mail kouken@hanzou.or.jp

# 地域ネットワークの強化に係る取組

## 〈家庭裁判所との連携体制の確保〉

| 自治体<br>中核機関名 | 鳥取県鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町<br>とっとり東部権利擁護支援センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(一般社団法人) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 意見交換会や受任調整会議傍聴を実施し家庭裁判所と連携強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 211,317人 |
| 面　積 | 21,758.02㎢ |
| 高齢化率 | 39.2% |
| 地域包括支援センター数 | 14か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 72人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 20か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 2,183人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 3,057人 |

令和5(2023)年8月31日時点

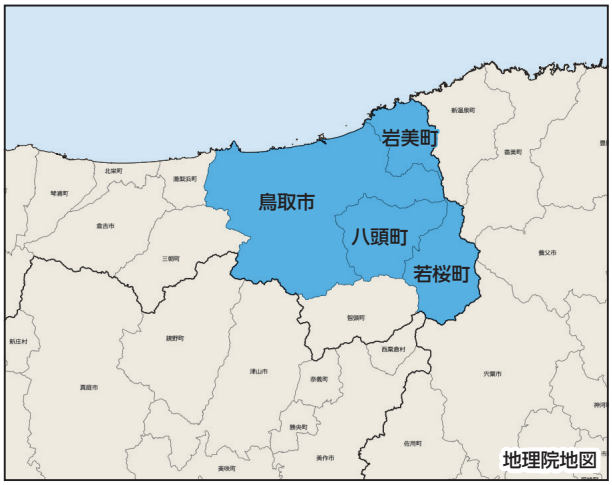


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 808人 | 500人 | 215人 | 90人 | 3人 |

令和5(2023)年9月30日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 38件 | 32件 | 39件 | 19件 |
| 内訳 | 高齢者 | 29件 | 24件 | 35件 | 17件 |
| | 障害者 | 9件 | 8件 | 4件 | 2件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 112件 | 19件 | 19件 | 33件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成24(2012)年7月 | (一社)とっとり東部権利擁護支援センターを設立(愛称:アドサポセンターとっとり) |
| 平成29(2017)年6月～9月 | 6月、市民後見人養成のためのプロジェクトチームからサポートチームへ転換。家庭裁判所との協議を経て、9月に鳥取市市民後見人第1号が誕生 |
| 令和元(2019)年6月～7月 | 6月、第1回鳥取市受任調整会議を開催。7月、第1回鳥取県東部「権利擁護に関する地域連携ネットワーク」意見交換会を開催 |
| 令和2(2020)年4月 | 鳥取市と中核機関の業務について委託契約を締結 |
| 令和3(2021)年4月 | 岩美町、八頭町、若桜町と中核機関の業務について委託契約を締結 |
| 令和4(2022)年6月 | 家庭裁判所との意見交換会を開始。以降、2か月に1回のペースで開催 |
| 令和5(2023)年3月 | 受任調整会議を家庭裁判所が傍聴 |

## 制度利用のニーズに応えるため、家庭裁判所との連携が不可欠と感じていた

鳥取県東部地域は1市4町からなるが、とっとり東部権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）は令和2（2020）年から鳥取市、令和3（2021）年から岩美町、八頭町、若桜町の中核機関として位置付けられている（残る智頭町は町内に単独で中核機関を有している）。

センターは、中核機関として位置付けられる前の、平成24（2012）年の法人設立後すぐに、市民後見人の養成の検討に取り組んできた。市民後見人の活躍度はその地域における権利擁護のバロメーターと考えたからだ。そして、平成25（2013）年7月から毎月1回、市民後見PT（プロジェクトチーム）を設置し、鳥取市や鳥取市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）と連携して、養成講座の実施や内容、名簿管理をする必要があることなどを検討していった。最終的には、鳥取市が推薦した市民後見人が家庭裁判所から選任されるためには、家庭裁判所との連携は不可欠と考えていた。平成29（2017）年に鳥取市で第1号の市民後見人が誕生したが、その前後で鳥取市、鳥取市社協およびセンターが家庭裁判所に赴き、家庭裁判所と数回の会合を持った。

一方、家庭裁判所においても、成年後見制度利用のニーズの高まりを踏まえて、制度の運用や関係機関との連携の在り方について問題意識を有しており、年1回開催される「家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会」にセンターも毎年参加していた。さらに、家庭裁判所は、平成30（2018）年には成年後見制度について「東部関係機関と鳥取家庭裁判所との意見交換会」を2回にわたって開催し、東部地域の多数の機関を集めて受任調整会議などを議題にして意見交換を行った。その中で、成年後見制度を中心とした新たな話し合いの場を設ける必要性が見えてきた。

### 工夫ポイント① お互いに生の声を聞く&届ける家庭裁判所との意見交換会へと発展

前述の家庭裁判所の「東部関係機関と鳥取家庭裁判所との意見交換会」を、令和元（2019）年からはセンターが引き継ぎ、センター主催で「鳥取県東部『権利擁護に関する地域連携ネットワーク』意見交換会」（以下、「地域連携ネットワーク意見交換会」という。）を行うことになった。この会には、センターと家庭裁判所のほか、行政（県、市、町）、各社協、医師会、税理士会、弁護士会、リーガルサポート、行政書士会、社会福祉士会などを含む31団体の代表者43名が参加した。当時、鳥取市では市民後見人養成講座や受任調整会議が開始されていたものの、他の3町ではいずれも実施されていないことが主要な議題となった。地域連携ネットワーク意見交換会は令和3（2021）年まで、年に3回開催予定であったが、コロナ禍で年に1回の時もあった。ここでの協議で、3町の住民も鳥取市の市民後見人養成講座を受講できるようになり、県の調整で令和4（2022）年度からは3町の受任調整会議をセンター主催で行うことができるようになった。

また、令和4（2022）年には、家庭裁判所の呼びかけにより、センターと家庭裁判所による意見交換会（以下、「意見交換会」という。）がスタートした。家庭裁判所がセンターに着目したのは、これまでのセンターとの関わりに加えて、鳥取県内における成年後見制度利用者数の過半数を東部地域が占めており、この地域での中核機関がセンターであったためと考えられる。1回目の意見交換会はセンター理事や裁判官など6名で行われ、2回目からは県や市、必要に応じて社協もメンバーに加わった。この意見交換会は2か月に1回開催し、現在も継続されている。

**センターと家庭裁判所による意見交換会**
**これまでの議題例**

- 市民後見人養成講座の内容、カリキュラム
- 家庭裁判所がイメージする市民後見人の選任形態
- 市民後見人の担い手確保
- 専門職と市民後見人の共同受任方式における役割と認識
- 後見事務終了報告書の改訂
- 鳥取市以外の町村と家庭裁判所との関わり

意見交換会は権利擁護支援全般について話し合うもので、最近は市民後見人を養成するしくみの再検討や、市民後見人のサポート体制が主な議題となっている。議題を決定するのは家庭裁判所だが、センターからも議題の提案、意見や要望の提出を行っている。例としては、本人にとって補助が不要となった場合の業務終了について、センターから提案したことがある。補助類型の本人が、福祉サービスとつながったことで金銭管理も行えるようになったにもかかわらず、医師による診断書が出ないために制度利用をやめることができないというケースがあった。意見交換会でそうした状況があることを伝えたところ、家庭裁判所の調査官による本人調査等を通じて、制度利用を終了できる場合があることを確認できた。また、本人が亡くなった時の後見事務終了報告書や引継書の書式について、後見人等の事務負担を軽減するためにセンターから提案を行い、書式が改訂されたこともあった。また、過去に行ったセンターによる家庭裁判所への、親族後見での身上保護に関する情報提供のその後の経過と今後の情報提供の在り方を議論したこともある。今後もセンター発信の議題提案を増やしていきたいと考えている。

他にも家庭裁判所がオブザーバーで参加する会議はあるが、この意見交換会では裁判官、書記官、調査官が顔を揃えるため、家庭裁判所の生の声を聞くとともに、センターからも率直な意見を述べられる貴重な場となっている。

## 工夫ポイント2 受任調整会議を裁判官などが傍聴

令和5(2023)年、鳥取市が開催する受任調整会議を裁判官、書記官、調査官が複数回傍聴した。もともと、この受任調整会議は、地域包括支援センター(ケアマネジャー)の傍聴を可としていた。それを家庭裁判所も希望し、鳥取市も了解した。

受任調整会議の傍聴は、鳥取市やそれに深く関わるセンターと家庭裁判所が、互いの立場を理解するよい機会になったと捉えている。家庭裁判所では数年おきに異動があるため、人が代わっても信頼関係を維持していけるよう、新たな裁判官や書記官が就任したタイミングで受任調整会議の傍聴が実施されることが望ましいと考えている。

## 工夫ポイント3 市民後見人養成講座の中に裁判所見学を組み込み、受講者の不安を払拭

鳥取市社協主催で平成27(2015)年以降、毎年実施している市民後見人養成講座には、裁判所を会場とした講義や見学を行うカリキュラムを組み込んでいる。

家庭裁判所は一般市民にはなじみの薄い場所だが、市民後見人を受任すれば家庭裁判所とのやりとりが必ず発生する。養成講座の中で裁判所見学を行い、家庭裁判所との距離を縮めることで、受任後の後見業務に対する不安が少しでも軽減されることを期待している。また市民後見人にとっては、実際に自分たちを選任する裁判官と顔を合わせておくことで、少し安心感をもって活動に臨めるというメリットがある。

**鳥取市市民後見人養成講座**
**家庭裁判所に関する講義内容**
**(講師:家庭裁判所職員、会場:家庭裁判所)**

- 家庭裁判所における成年後見関係事件の位置付け
- 成年後見関係事件の種類と取扱件数
- 家庭裁判所の役割、他機関との役割分担
- 家庭裁判所の見学

## 家庭裁判所と連携してさらに権利擁護支援を推進

センターは常にオープンな姿勢で、家庭裁判所、行政（県、市、町）と連携してきたが、この度の家庭裁判所との意見交換会の中で、機を逃さずに情報交換・共有できる密な連携の関係ができたと考えている。意見交換会の成果としては、「市民後見人と専門職を複数後見人として選任し、専門職が1年程度市民後見人にOJTを行い、辞任する」という市民後見人の養成に関する制度上の見直しが、スムーズに行われたことが挙げられる。今後も、センターが中核機関として親族後見人の活動をサポートする場合などにおいて家庭裁判所に協力を仰ぐ機会も増えることから、さらに連携体制を強化していく予定だ。

「地域の中で必要な人に成年後見制度を広めていきたい」という思いは、センターも家庭裁判所も行政も同じだ。ただ、家庭裁判所も行政も担当者の転勤や転課があるため、連携を怠れば、どのような支援を目指すべきかという認識にずれが生じてしまう可能性がある。センターはこれからも、家庭裁判所・行政と方向性をすり合わせながら、連携して地域の権利擁護支援を推進していきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント！

センターでは、個人で受任することが難しいケースを対象として法人後見を実施しています。専任の職員（社会福祉士）による法人後見ができるようになったことは東部地域の権利擁護支援において大きな進展でした。センターは弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士の理事12名と医師、精神保健福祉士等の協力者、理事と会員合わせて66名で構成されています。センター設立以前は、専門職の皆さんが受任できるキャパシティを超えていても、支援が必要な人がいれば無理をしてでも受任するということもありました。そうした状況を打破するために、地域の専門職や関係者が集まって声を上げ、補助金などでも行政の協力を得て、センターの立ち上げに至った経緯があり、連携の重要性は身にしみて感じています。なお、家庭裁判所との意見交換会に関しては、センターの理事の中に家庭裁判所と日頃から連携を図っている専門職が多数いたことが功を奏したと考えています。また社会福祉士もいるため、法律職と福祉職が連携して活動している姿は家庭裁判所から見ても心強かったのではないでしょうか。

参考URL 連絡先


とっとり東部権利擁護支援センター
TEL 0857-30-5885
FAX 0857-30-5886
URL https://adsuppo.net/adsuppo/

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈専門職・アドバイザーとの連携体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 高知県中土佐町<br>中土佐町権利擁護支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | スーパービジョン&専門相談で相談支援機関の悩みを解決 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 6,010人 |
| 面　　積 | 193.21㎢ |
| 高齢化率 | 49.05% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 23人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 59人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 63人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 25人 | 16人 | 7人 | 2人 | 0人 |

令和5(2023)年9月26日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 6件 | 0件 | 0件 | 3件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成29(2017)年7月 | 中土佐町権利擁護支援センターを開所。講演会(住民対象)・研修会(行政・福祉・医療従事者対象)・スーパービジョン・福祉と司法の専門相談を開始 |
| 平成30(2018)年～<br>令和元(2019)年 | 権利擁護支援者養成講座を開催 |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関に位置付け |
| 令和2(2020)年度 | オンラインによる相談会を開始 |
| 令和3(2021)年度 | オンラインによる研修会を開始 |

## 社会資源が少なくても、支援の停滞を防ぎたかった

中土佐町では、地域福祉の取組を進めるうちに、少子高齢化や障害者が抱える親亡き後の課題などが顕在化し、法律職との連携が必要なケースや、複数の機関が分野横断的に協働しなくてはならないケースが出てきた。しかし、人口約6,000人の小規模自治体のため社会資源に限りがあり、役所や社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の職員も多くはない。そのような状況下で、1人の担当者が多数のケースを抱えて支援が滞ったり、担当者自身がバーンアウトしたりというような事態は防がなくてはならないという危機感があった。

### 工夫ポイント① 福祉に精通した指導者が支援の担当者に助言する「スーパービジョン」

支援の現場に携わる人々の悩みを共有し、複合的な課題があるケースの進展を図るために、中土佐町権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）では2種類の相談会を用意している。その一つが「スーパービジョン」だ。

スーパービジョンとは、支援担当者がスーパーバイザーと呼ばれる指導者に意見を求めること。中土佐町では、広く権利擁護支援やソーシャルワークについての助言をしている学識経験者をスーパーバイザーとしている。平成26（2014）年にスーパービジョンを開始した当初は町役場で実施していたが、センターが事業を引き継ぐこととなった。

相談者は主に社協や地域包括支援センターなど地域の支援関係者で、対応に苦慮するケースや、状況が膠着（こうちゃく）したまま進展のない案件がある場合に、センターに相談を寄せる。

相談内容は成年後見分野に限っておらず、障害者や高齢者などの、権利擁護支援に関するケース全般を扱う。幅広く相談を受け付けることで、漏らすことなく制度の活用が必要な人に気付くことができるというメリットがある。実際に、「軽度知的障害を持つ人が友人からお金を搾取されてしまう」というケースがあった。以前から相談支援事業所で対応していたが、何度も同じことが繰り返されたため、センターに相談が持ち込まれた。当初、支援担当者には成年後見制度を利用する考えはなかったが、スーパーバイザーから「弁護士を後見人とし、相手の方と話をして現状を改善したほうがよいのではないか」との助言があった。そこで本人や家族と話し合いを重ね、成年後見制度を利用することになり、金銭トラブルの解消に至った。何度も話し合う中で、本人が自らの状況を理解し、課題に向き合えたことも大きな進展だった。このように、専門職が新たな視点を示して支援の方向を模索することで、成年後見制度の適切な利用につながる例も珍しくない。

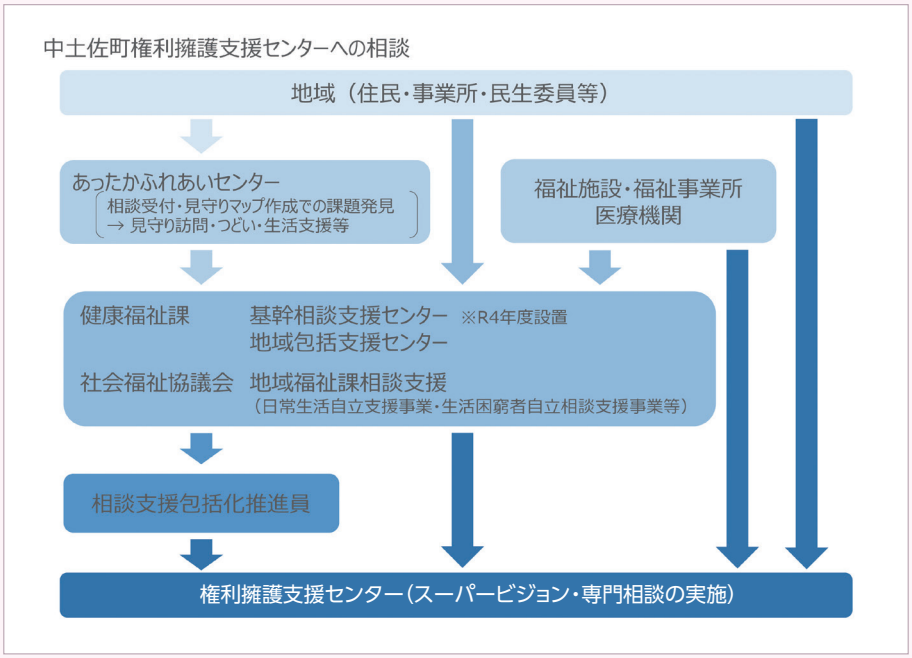

## 工夫ポイント2 法律に関するアドバイスも一緒に受けられる「福祉と司法の専門相談」

もう一つは、センター開設とともにスタートした「福祉と司法の専門相談」（以下、「専門相談」という。）だ。弁護士2名と司法書士1名、センター職員が相談員として対応し、支援者とともに司法の観点も含めた支援検討を行う。

ケアマネジャーや相談支援専門員など支援担当者から相談があった際、スーパービジョンと専門相談のどちらで対応するかは、センターが振り分けを行う。借金、遺言、相続など法的なニーズがある事案や、成年後見制度の利用および申立て支援が必要となる可能性が高い事案は専門相談で、福祉的なアドバイスが必要なものはスーパービジョンで対応することが多い。

相談の場には、支援担当者だけでなく本人が同席することもある。ただし専門相談では、法律職による説明が一般市民にとっては難しくなりがちなので、まず支援担当者が法律職と話し、その後、本人を交えて、支援担当者が法律職の説明を通訳する形で本人に伝えながら話し合う、という2部構成にしている。

相談会の後は、センター職員と支援関係者が集まり「アフター会」を実施する。ここで振り返りを行い、メンバー間で認識のずれがないかを確認するとともに、今後どの方向性で進めるか、誰がいつどのように対応するかを明らかにしておく。

## 工夫ポイント3 専門職とのつながりをしくみ化

中土佐町には司法書士はいるが弁護士はおらず、相談員を務める弁護士は外部に頼らざるを得ない。そのためセンターは高知弁護士会と協定を結んでおり、毎年、相談員として弁護士2名が派遣されることになっている。専門職との協力体制を個人同士のつながりに頼るのではなく、「センターと弁護士会の連携」というしくみに落とし込むことで、センター職員は継続性に不安を感じることなく活動に打ち込むことができる。

## 工夫ポイント4 オンラインと対面の両輪で柔軟に対応

コロナ禍以前は、スーパービジョン・専門相談ともに月1回専門職に来所してもらい、年間スケジュールを組んで相談会を開催していた。コロナ禍を経てオンラインミーティングの環境が整ってからは、緊急案件に対してはオンラインでの臨時相談を受け付けている。なお、対面のほうが情報共有しやすい面があるため、定期相談は原則として対面で実施する。

スーパービジョンについては相談件数が減少傾向にあるため、現在は定期相談の回数を減らしている。減少理由については、地域の支援者が何度もスーパービジョンを受けるうちに支援スキルが向上したのか、それともケース数自体が頭打ちとなっているのかは、検証できていない。一方、司法に関する専門相談は増加傾向にあり、臨時相談を多く開催している。

| | ④ スーパービジョン | ⑤ 福祉と司法の専門相談 |
|---|---|---|
| 相談員 | スーパーバイザー | 権利擁護支援センター<br>＋弁護士または司法書士 |
| 延べ相談件数 | H29：36件／H30：28件／R1：16件<br>R2　：14件／R3　：24件／R4：13件 | H29：10件／H30：14件／R1：18件<br>R2　：15件／R3　：16件／R4：16件 |
| 実施内容 | ケースの見立てや支援についての助言 | 法的な見解も含めた支援方針の検討 |
| これまでの相談 | ・成年後見制度の利用について<br>・支援拒否　・ゴミ屋敷<br>・複合的な課題を抱える世帯への支援<br>・金銭管理の支援<br>・虐待（疑い）ケース対応<br>・利用者の家族への対応 | ・成年後見制度の利用について<br>・借金　・遺言　・相続<br>・福祉サービス利用料の未払い<br>・虐待（疑い）ケース対応<br>・障がい者の対人トラブル（ご近所・金銭）<br>・障がい者の雇用に関する問題 |

対象者の支援ニーズによって、成年後見制度や他の支援制度の利用の要否、成年後見人等の候補者、役割分担などを検討

## 困った時に頼れる場所として地域への浸透を目指す

センターでは毎年アンケート調査を実施し、スーパービジョン・専門相談の効果を測定している。相談会を活用した全てのケースに対して、進展があったかどうかを支援者に問うものだ。アンケート結果によると、これまでに延べ167件の相談があり、その8割で支援の進展があった。こうした成果を各種会議で発表し、センターや相談会の意義のアピールにつなげている。

また、地域の支援者を対象にした令和5(2023)年の意識調査では、19名中18名が「センターの利用経験あり」と答え、回答者のほとんどが二次相談支援機関としてセンターの必要性を感じていることが分かった。さらに多くの支援者や地域住民にセンターの存在を知ってもらい、行き詰まった時には活用してほしいという思いから、今後はセンターの広報・啓発も手がけていく予定だ。

| スーパービジョン・専門相談の効果（アンケート結果） | ●スーパービジョンや専門相談を活用したケースの8割で進展が見られた<br>●支援者が一人で抱え込まなくてよくなった<br>●ニーズに対して支援者ができることが増えた |
|---|---|

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

相談員をしてくださっている専門職の多くは地域外の方ですが、皆さんフットワークよく動いてくださるため、「町内に専門職が少なくて困る」と思ったことはありません。小さな自治体なので相談会以外の事業でも先生方とご一緒することが多く、関係性がしっかり築けていることが活動のしやすさにつながっています。

スーパーバイザーは、福祉のことから体制づくりのことまで何でも相談できる、とても頼りがいのある方です。「いつかはセンターがスーパーバイザーの役割を担えるようになった方がいい」という見方もあるかもしれませんが、個人的な意見としては、センター職員の支援スキルが大きく向上したとしても、センターだけで事案を抱え込まずに、複数の目でさまざまな角度からケースを眺めて支援を進めていった方がいいと思っています。みんなを巻き込んで、みんなで一緒に考える場を作る。そんなふうに活動するセンターにしていきたいですね。

参考URL 連絡先

**中土佐町権利擁護支援センター**

TEL 0889-52-2058

URL http://www.nakatosa-shakyo.or.jp/

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈専門職・アドバイザーとの連携体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 熊本県天草市<br>天草市社会福祉協議会　あまくさ成年後見センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 専門職参加の会議体が連携する課題解決のしくみづくりを推進 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 73,786人 |
| 面　　積 | 683.82㎢ |
| 高齢化率 | 42.2% |
| 地域包括支援センター数 | 6か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 72人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 4か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,043人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 842人 |

令和5(2023)年8月31日時点

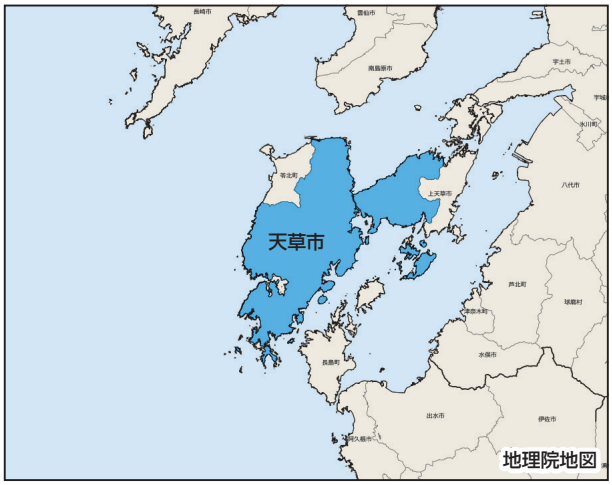


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 160人 | 125人 | 30人 | 5人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 5件 | 5件 | 4件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 3件 | 4件 | 2件 | 1件 |
| | 障害者 | 2件 | 1件 | 2件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 184件 | 0件 | 2件 | 27件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成24(2012)年7月 | あまくさ成年後見センターを設立 |
| 平成25(2013)年3月 | 市民後見人養成講座を開始 |
| 令和2(2020)年4月 | 天草市成年後見制度利用促進協議会準備委員会を設置 |
| 令和3(2021)年4月 | 天草市より、あまくさ成年後見センターが中核機関として位置付けられる |
| 令和3(2021)年8月 | 法人後見における法人後見支援員を任命 |
| 令和4(2022)年11月 | あまくさ成年後見センター設立10周年記念講演会を開催 |
| 令和5(2023)年9月 | 医療機関と後見人等との意見交換会を実施 |

## 加速する高齢化に備えた体制整備が必要だった

天草市は2市8町が合併して平成18(2006)年に誕生した。面積は県内最大で、天草市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では本所と10の支所により広大な地域をカバーしている。

社協では、平成24(2012)年にあまくさ成年後見センター(以下、「センター」という。)を立ち上げ、法人後見事業を開始した。令和3(2021)年には、センターが中核機関に位置付けられた。高齢化率が40%を超える天草市では、今後、成年後見制度の利用者はさらに増加することが予想され、担い手の不足が見込まれる。そのため、適切な制度利用を支える体制の構築・整備が課題として顕在化してきた。そこで、センター内の事業の役割分担を改めて明確化したうえで、センター事業として法人後見事業に加えて、中核機関事業の整備も含めて実施することで課題の解決を目指した。

### 工夫ポイント1 専門職&会議体が連携して相談業務と体制整備を促進

成年後見制度の体制整備には、専門職をはじめとした地域連携ネットワークと2つの会議が大きな役割を果たした。

「ケース会議」は中核機関の相談業務を支えている。開始した令和3(2021)年度は年3回の実施だったが、翌年度から毎月第3木曜日に実施している。相談業務に携わる担当者が気軽に弁護士、司法書士、社会福祉士などの助言を受けられる場となっている。また、相談機関との連携体制を強化するため、令和3年度からブロック会議も実施している。

「ブロック会議」は、天草市内を3つに分け、年2回開催しており、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域障がい相談支援センター、相談支援事業所、社協各支所などが参加し、相談状況の共有、情報交換、事例検討を行っている。成年後見制度の利用者・関係機関の声がダイレクトに届く相談窓口の会合となるため、そこでの討議内容や課題は天草市成年後見制度利用促進協議会(以下、「協議会」という。)で報告すべきとの意見が協議会メンバーから出され、令和4(2022)年度からは、ブロック会議の参加者である地域包括支援センター、地域障がい相談支援センター、医療関係者が協議会の参加メンバーに加わった。

■主な会議体の概要と連携イメージ

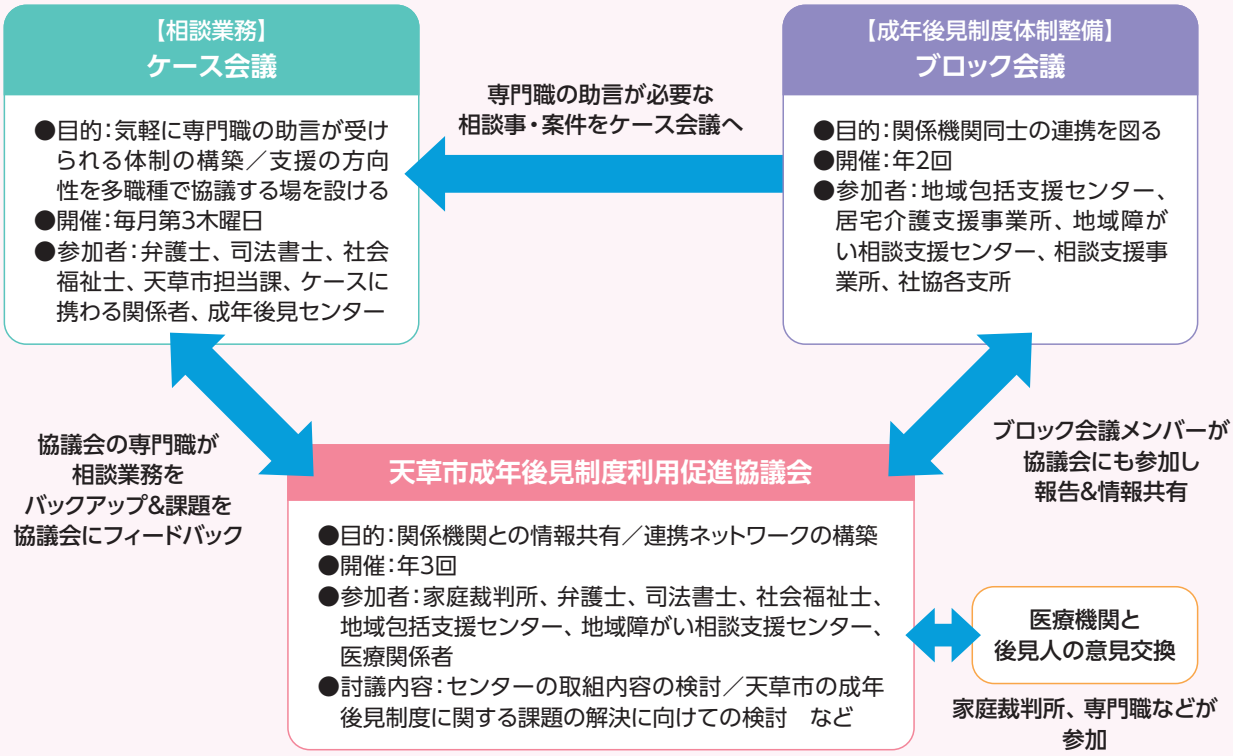

## 工夫ポイント2　専門職や家庭裁判所、医師等との連携で課題解決を推進

令和5(2023)年度には医療機関と後見人の意見交換会(以下、「意見交換会」という。)を開催した。きっかけは、ブロック会議において、医療機関から「親族等がいないので後見人等に医療同意してほしい」といった相談が寄せられるなど、関係機関の間で理解・認識のずれや行き違いのあるケースが散見されるという意見が出たことだ。この課題を協議会で報告したところ、専門職後見人と医療機関と社協などの関係者が互いに理解・共有できる場が必要であるとの認識で一致したことから、次年度の事業計画や予算にも迅速に反映させ、新たに意見交換会を実施することになった。

意見交換会では、家庭裁判所の協力を得て、後見人等ができること・できないこと、医療機関が後見人に求めたいことなどについて確認・すり合わせを実施した。参加した医療機関は、後見人ができることについてあいまいな認識だったことが明確になり、また、できないことに対しては弁護士や司法書士から別の方法についての助言を得られ、非常に参考になったと話す。

会議体の中心的役割を担う地域連携ネットワークは、広報活動でも生かされている。成年後見制度とセンター窓口の周知を目的としたポスター約350枚を掲示する際、医療機関や弁護士・司法書士の事務所、金融機関などに配布し協力を依頼した。また、成年後見制度の周知を目的とした地域住民や福祉関係者を対象とする講演会では、令和5(2023)年度に「知っておきたい! 老後の備え」と題して、成年後見制度に加えて終活に関する内容も含めて講演した。さらに相談会も併催し、弁護士や司法書士が成年後見制度に関する相談に応じ好評を得た。

このように、各分野の専門職が連携するとともに、会議体もそれぞれに連携するというしくみを構築することで、関係機関の活動を支援し、成年後見制度の体制整備を進めている。

## 工夫ポイント3　市民後見人養成や法人後見事業も専門職連携で展開

成年後見制度の体制整備には、市民後見人養成講座と法人後見事業も大きな役割を果たした。いずれも専門職のネットワークが生かされている。

市民後見人養成講座は基礎編と実践編の2段階で開催している。基礎編は10支所ごとに実施し、成年後見制度の説明のほか、市民後見人の活動の動画視聴で後見人等の活動のイメージを伝えている。講師は社協の中核機関業務担当職員で、全支所を順次訪れて講演を行っている。実践編は1か所で行う。講師は弁護士など専門職が務め、専門的・実践的な内容でプログラムを構成している。

法人後見事業は平成22(2010)年ごろから準備委員会を立ち上げ検討を開始した。背景は、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用については地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)等を利用して対象者を支援していたが、その他の契約行為については支援できなかったことだ。これを受けてセンターを整備し、法人後見事業に取り組むことになった。

事業開始当初から運営委員会を設け、医師会、弁護士会、リーガルサポート、民生委員・児童委員と市の担当課長、社協など準備委員会に携わった委員がそのまま受け継ぐ8名で構成した。運営委員会では、市社協の法人後見で受任すべき案件かどうか、また受任するうえでの注意点は何かなど、委員から助言を受けている。このように、専門職との連携が、法人後見の事業の推進役を果たしている。

## 担い手不足の解消を図り、体制整備をさらに推進

センターが中核機関に位置付けられてから2年あまりで、地域連携ネットワークの体制整備は大きく前進した。法人後見事業の立ち上げ前の準備委員会から専門職と連携してきたことが、現在の地域連携ネットワークの基盤となり、専門職との連携や会議体の連携が、関係者・関係機関相互の課題の共有・解決に効果を発揮している。

一方、地域連携ネットワークにおいて、今も引き続き課題となっているのが担い手の不足だ。後見人等の担い手としては、従来の法人後見事業と、養成が進む市民後見人に加えて、今後は受任できる専門職後見人の拡大を進めていく。専門職後見人の中には、新たに受任を受けられない場合が少なくない。そこで、弁護士、司法書士、社会福祉士以外に精神保健福祉士や社会保険労務士、税理士への働きかけも推進している。また、市民後見人養成講座の実践編修了者が法人後見の支援員として活動できるよう、体制整備にも取り組み、徐々に登録者も出てきているが、まだ少ないのが現状であり、登録者数を増やすことも今後の課題の一つだ。

これら課題の解決に向けて、今後も地域連携ネットワークが強力な推進力となることを期待している。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

市民後見人養成講座の基礎編は、毎年8月から10月の2か月間で全10支所を回り実施しています。各地域に行くと、活動意欲のある協力的な受講者がおり、新しい人材の発見と共に私自身の励みにもなっています。これは実際に現場に出向かないと分からないことだと思います。

また、年々相談件数も増えていることから、令和5(2023)年度は講演会にあわせ、相談会も実施しました。相談に来られた地域住民の方から「専門家と1対1で密な相談ができる機会はめったになく、詳しいお話が聞けたのでよかった」との声や、ケアマネジャーさんから「仕事にちょっと行き詰まっていたけど相談できて自分なりの方向性が見えてきた」との声も聞かれ、気軽に相談できる体制づくりの重要性を改めて感じました。

これからも市民や関係機関の皆さんの声や思いを直に感じながら、安心して暮らせる天草の一助となれるよう事業に取り組んでいきたいと思います。

参考URL 連絡先


天草市社会福祉協議会
あまくさ成年後見センター
TEL 0969-32-2552
URL https://amakusa-shakyo.jp/
E-mail zaitaku-fu@amasha.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈専門職・アドバイザーとの連携体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 滋賀県長浜市<br>長浜市成年後見・権利擁護センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 2つの協議体を設置し、専門職から幅広く意見収集 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 114,524人 |
| 面　　積 | 539.60㎢(琵琶湖を除く) |
| 高齢化率 | 29.05% |
| 地域包括支援センター数 | 5か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 290人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 13か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,410人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,061人 |

令和5(2023)年4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 186人 | 131人 | 32人 | 19人 | 4人 |

令和5(2023)年9月30日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 6件 | 6件 | 5件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 5件 | 5件 | 4件 | 2件 |
| | 障害者 | 1件 | 1件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年9月30日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成26(2014)年4月 | 長浜市社会福祉協議会で成年後見・権利擁護センターを受託 |
| 令和3(2021)年4月 | 長浜市成年後見制度利用促進基本計画を策定。成年後見・権利擁護センターを中核機関に位置付け |
| 令和3(2021)年7月 | 関係者協議会を設置。以降、年2回開催。地域連携ネットワーク会議を設置。以降、年3回開催 |

## 専門職の声を聞き、各支援関係者とつなげるしくみが必要だった

長浜市成年後見・権利擁護センター（以下、「センター」という。）は、中核機関の受託に向けて体制を整える中で組織の見直しを行った。その際、テーマの一つとなったのが、専門職の意見を聞き取るしくみづくりだった。もともと、センターの運営方針等を検討する運営委員会が設置されており、委員として弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職も参画していた。しかし、運営委員会は各団体を代表する立場の人々で構成されていたため、より現場に近い人々からダイレクトに意見を収集していく協議会もあるべきだと考えていた。

同時に、成年後見人等として活動する専門職に対して、中核機関としてどのようなサポートができるかについても探っていった。その時に浮かび上がったのが「（センターを運営する）社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の強みは、ネットワークづくり」という発想だった。専門職が、ケアマネジャーや民生委員・児童委員等、介護や地域に関わる人々と直接つながりを持つ機会は多くない。各方面と関係性を持つ社協だからこそ、支援に関わるさまざまな人々をつなげることが可能だと考えた。

### 工夫ポイント 1　圏域の方針を考える「関係者協議会」、現場の声を聞く「地域連携ネットワーク会議」

センターは令和3（2021）年に、運営委員会を前身とする「関係者協議会」、そして新たな協議体として「地域連携ネットワーク会議」を設置した。

#### 関係者協議会

●メンバー

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 専門職団体 | 民生委員・児童委員 | 基幹相談調整センター | 医療機関 | 裁判所 |
| 行政（高齢福祉） | 行政（しょうがい福祉） | 地域包括支援センター | 高齢当事者団体 | しょうがい当事者団体 |

●開催時期：年2回（10月、3月）

●協議内容

| 運営状況 | 地域課題 | 制度 | 情報 | 不正防止 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中核機関の運営状況報告 | 収集した課題についての情報共有と検討 | 国の動向等情報共有と対応の協議 | 先進的な取組の紹介 | 制度利用における不正防止に向けた取組 | 制度の利用促進に向けた新たな取組 |
| 地域連携ネットワークの状況報告 | | | 地域団体等の取組の紹介 | | |

#### 地域連携ネットワーク会議

●メンバー

| | | | |
|---|---|---|---|
| 専門職団体 | 民生委員・児童委員 | 基幹相談調整センター | 医療機関 |
| 行政（高齢福祉） | 行政（しょうがい福祉） | 地域包括支援センター | 裁判所（オブザーバー） |

●開催時期：年3回（6月、10月、2月）

●協議内容

| 後見人支援 | チーム支援 | 地域課題 | 受任調整会議 | 制度 | 専門職連携 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 親族後見人等へ専門的な助言、支援 | チームへの専門的な助言、支援 | 課題収集 | 会議の報告 | 国の動向等情報共有と対応の協議 | 専門職の連携強化に向けた検討と情報共有 | 市内での成年後見制度に関する取組 等 |
| | 成年後見制度の利用を検討されるケースへ助言 | 課題分析 | 会議の振り返り | | | |
| | | 課題共有 | 選任後の状況 | | | |

どちらも、専門職団体、民生委員・児童委員、基幹相談調整センター、行政等で構成されているという点では同じだが、関係者協議会は各団体の代表者が集まり市全体の支援体制づくりについて考えていくものであるのに対し、地域連携ネットワーク会議は個別支援の現場に関わる人々が支援上の課題についてフランクに語り合う場となっている。

地域連携ネットワーク会議には各団体から1～3名ずつ、合計20数名が参加する。職種が散らばるように3つのグループに分かれ、センター職員がファシリテーターとなって、議題について意見を交わす。議題は毎回、支援の現場でよく聞かれる悩みや、注目が集まる話題などからセンターがピックアップしている。例えば、模擬事例をもとに「本人にとって本当に成年後見制度の利用が適切か?」など事例検討を行うこともあれば、「チーム支援の在り方」「本人が被災した際に成年後見人等ができること」「キャッシュレス決済を認めるべきか」といったテーマで話し合うこともある。その後、各グループでどのような意見が出たかを全員で共有する。正解を見つけ出すというより、異なる立場の人の意見を聞くことで互いに理解を深めることを目的としている。

過去には、議論の中で、ケアマネジャーや相談支援専門員、地域包括支援センター等の職員から「専門職後見人を務める方々はきっと忙しいだろうと遠慮してしまい、ささいなことで相談してよいものかためらってしまう」という声があった。それに対し、専門職からは「適正な後見業務を行うためには、本人の生活状況をしっかり確認しておく必要がある。ぜひ情報共有してほしい」という意見が出た。以前は、支援に関わるさまざまな立場の人々がこのように意見交換するしくみはなかったため、センターは地域連携ネットワーク会議が「専門職と、それ以外の分野の人々の間にある壁を取り払う取組になっている」と感じている。

## 工夫ポイント2 専門職と行政の交流の場にもなる「高齢者・障害者なんでも相談会」

センターは平成27(2015)年から、年1回、「高齢者・障害者なんでも相談会」を開催している。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員らが相談員となり、借金、税金滞納、就職など、市民から持ち込まれるさまざまな相談に対応する会だ。当初は予約不要・時間無制限としていたが、コロナ禍を経て現在は事前予約制、1回45分に設定している。相談内容に適した職種の相談員が、時には複数人で相談に応じ、その場で解決に至らない場合は各種支援機関等へとつないでいく。

事前予約制となる前は、相談員はそれぞれの出番が来るまで控え室で待機した。この控え室が、専門職と行政職員との交流の場にもなっていた。名刺交換をしたり、雑談の中で支援活動における悩みを話したり、不明点について質問したりといったコミュニケーションが活発に行われるよう、センターからも促していた。

相談会のチラシ

## 地域連携ネットワーク会議で出た意見をまとめ、対応事例集を作成中

関係者協議会と地域連携ネットワーク会議という2つの協議体が整備されたことで、専門職をはじめさまざまな職種において、支援の現場に立つ人から管理職まで幅広い立場の意見を取り入れることができるようになった。地域連携ネットワーク会議での議論の中から見つけ出した地域課題を、関係者協議会で共有することで、市全体の支援体制構築に反映するという流れも生まれた。

現在、センターは地域連携ネットワーク会議で出された意見をQ&Aや模擬事例紹介の形でまとめた「対応事例集」の作成を進めている。市内の成年後見人等や、支援活動に携わる人々が課題に直面した際の道しるべになれば、という思いからだ。完成後は地域包括支援センターや市役所など、各種相談支援機関に配布する予定だ。完成して終わりにするのではなく、その後の地域連携ネットワーク会議で出された意見も追加しながら、内容を随時更新していきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

地域連携ネットワーク会議ではセンター職員がファシリテーターを務めます。その際に気を付けているのは、ネガティブな空気にならないようにすることです。課題を扱う場ですので、否定的な意見が出てしまうこともあるのですが、なるべく前向きに、目の前にある課題をどう乗り越えていくか、また、乗り越えるために私たちはどのようなことができるか、という視点で話が進むよう努力しています。地域連携ネットワーク会議に参画してくださっている皆さんは、専門職の方々を含め、気さくで話しやすい方々ばかりなので、とても救われています。

10年前、センターが整備されたばかりの頃は、まだ成年後見制度という言葉もあまり知られておらず、相談支援機関から年に数件の相談があるかどうかといった状況でした。今では、長浜市成年後見制度利用促進基本計画が策定され、関係者協議会や地域連携ネットワーク会議等の体制整備が進み、市民の方々が直接相談に訪れてくださることも増えました。まだまだ道半ばではありますが、これまでの自分たちの活動が無駄ではなかったのだと報われる思いです。同じ活動を長く続けていると、考えが凝り固まってしまうので、常に新しいことを学ぶ意欲を持ち続けていきたいと思っています。

参考URL 連絡先


長浜市成年後見・権利擁護センター

TEL 0749-62-1804

URL http://www.nagahama-shakyo.or.jp/index.php

E-mail n-shakyo@nagahama-shakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域内の各分野のしくみと有機的に連携できる包括的支援体制構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 福井県坂井市<br>福井県坂井市高齢福祉課 | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 課を超えて制度利用につなぐ支援体制を整備 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 89,080人 |
| 面　　積 | 209.67㎢ |
| 高齢化率 | 29% |
| 地域包括支援センター数 | 4か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 79人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 8か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 774人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,017人 |

令和5(2023)年4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 103人 | 67人 | 24人 | 10人 | 2人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 5件 | 6件 | 1件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 5件 | 5件 | 1件 | 1件 |
| | 障害者 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成29(2017)年10月 | 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業を採択、相談支援包括化推進会議を設置 |
| 平成30(2018)年以降 | 「さかまる会議」を定期開催 |
| 令和元(2019)年8月 | 坂井市中核機関検討会を開催 |
| 令和2(2020)年5月 | 市の高齢福祉部署に中核機関を整備、運用開始<br>以降、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会を含めた利用支援会議を毎年開催 |
| 令和3(2021)年4月 | 重層的支援体制整備事業を実施(福井県内では初)、アウトリーチ事業を開始 |
| 令和4(2022)年7月 | 「ここサポ」運用を開始 |
| 令和5(2023)年10月 | 福祉保健総合計画の中間見直しを実施 |

## 福祉総合相談室を設置するも制度利用につながっていなかった

平成28(2016)年より、市民が相談しやすいワンストップ窓口として生活困窮者支援所管課の「福祉総合相談室」を設置していたが、相談者から話を聞いてみると、最初に相談を受けた機関につなぎ戻しをすることも多く、相談者のたらい回しになってしまっていた。また、明確でない課題や複合的な課題に関する相談も多く、成年後見制度利用につなげるにも情報収集や制度の勉強が必要で、人員が限られる中で業務過多となり十分な対応ができない可能性があった。

他の課とよく問題になるのが、「相談者が入院するときに誰が同席するのか」「病院から呼び出しを受けたら誰が行くのか」ということだ。そのような経験から、本人に寄り添い、必要に応じて成年後見制度にもつなげられる権利擁護支援の統括機関が必要との課題認識があった。

## 工夫ポイント1 高齢期の課題の多さから、市の高齢福祉課に直営の中核機関を整備

平成29(2017)年度から2年間、県の補助事業により、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が「法人後見立ち上げ支援事業」を実施していた。法人後見のメリットとしては、継続・安定した後見業務の実施、チェック体制による不正の防止、複数の専門職による意思決定支援の実施が可能となることなどが挙げられる。一方、中核機関の課題として、成年後見制度や相談窓口についての周知、地域・専門職からの多様な相談の受け皿、後見人の支援体制(後見人選任後も後見人だけでは解決できない課題も多いため、本人・後見人が関係者と連携できるように支援をする体制)の3つが必要であることが挙げられた。

その後、令和元(2019)年には坂井市中核機関検討会を開催。さまざまな調査・検討の結果、高齢期に成年後見制度に関する課題が多く起きているため、市の高齢福祉課に直営の中核機関を整備することが決まった。一次相談窓口として市内各区の地域包括支援センターや相談支援事業所、自立相談支援窓口、社協等を位置付けている。

## 工夫ポイント2 多機関が協働で課題を検討する「さかまる会議」への参加

中核機関の整備に関する検討と同時に、相談者のたらい回しの解決策も模索していたことから、国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組むこととした。

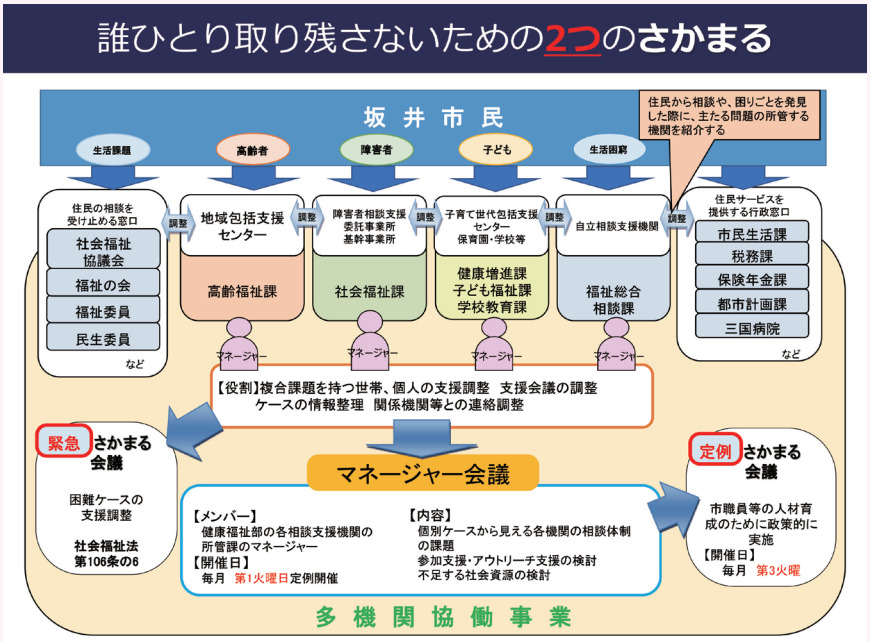

平成29(2017)年に相談支援包括化推進会議を設置し、既存の会議体では解決できない課題を多機関で検討するための新たな会議体として位置付けた。その流れの中で中核機関の立ち上げもあり、成年後見制度を必要な人に適切につなぐために中核機関も多機関の一つとして会議に加わることとなった。

その翌年には、会議の名称を「さかまる会議」に変更した。「さかまる」とは「さかいまるごと」の略だ。まさに「坂井市で相談者の悩みをまるごと受け止め、包括的支援をしていこう」との強い意志を込めている。さかまる会議は、複雑な課題を抱えるケースの支援調整のために緊急的に開かれるものと、定例で開かれるものに分かれている。どの課が担当すべきか不明な案件は、マネジャーと呼ばれる職員が第三者的な立場で課題を整理し、どの会議に振り分けるかを決める。緊急開催のものは関係者のみが出席するが、定例のものは健康増進課、子ども福祉課、社協などさまざまな関係機関の担当者が出席する。いずれの会議も、成年後見制度に関わる事例には、中核機関である高齢福祉課の職員も出席する。機関の垣根を越えて知恵を出し合い、支援のための新たな発想を生むとともに、他機関とのネットワーク構築の一助にもなっている。

また、令和3(2021)年には重層的支援体制整備事業もスタートした。この事業は複雑化、多様化する福祉の相談をどの課の窓口でも受け止め、適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るものだ。この事業は坂井市が始めた時点で全国でもまだ42の自治体しか行っておらず、福井県内では坂井市が初だ(令和4年3月31日時点)。中核機関である高齢福祉課も含めた会議体でケース検討を行い、成年後見制度の利用が必要と考えられるケースを取りこぼすことなく適切な制度利用へつなげていく。必要な場合には、利用支援会議に上げて専門職も含めたケース検討を行う。地域包括支援センターが開く地域ケア会議に中核機関が出向くこともある。このことにより、福祉の相談窓口担当者が成年後見制度や権利擁護支援の理解が不十分な場合でも、必要な支援につなげることができるようになった。

## 工夫ポイント3 支援につながっていない住民のためのアウトリーチ事業と権利擁護支援

令和4(2022)年より、中核機関担当や相談支援包括化推進員、各課の担当者で重層的支援体制整備事業の一つであるアウトリーチ事業も始めた。市内に4か所ある地域包括支援センターで月に1度定期的に巡回相談を行い、地域包括支援センターが抱える問題や個別ケースの相談を受け、さまざまな関係者が全員で課題解決に向けて検討する取組だ。

この事業で特徴的なのは、市の福祉総合相談課から委託され、巡回相談に毎回参加するアウトリーチ支援員の存在だ。アウトリーチ支援員は、巡回相談に上がったケースの中で、十分に支援につながっていない方にも会いに行き、つながるきっかけを作るのがその役割である。つながりができた後は、関係機関やさかまる会議のメンバーが複雑化した課題を解きほぐしながら、必要な支援機関につなげる。まだ成年後見制度利用につながったケースはないが、医療機関の受診や障害年金の受給、訪問支援などそれぞれの障害者が必要とする制度やサービス等にはつながっている。アウトリーチ支援事業を通して、一つの相談窓口が抱え続けるしかなかった困難な課題を、多機関で検討することができるようになった。また、この検討に中核機関である高齢福祉課が加わっているため、権利擁護支援の手段である成年後見制度の適切な利用につなぐこともできる。その際、複合的な課題のある世帯の一人に成年後見人等が選任されても、その世帯が抱えているさまざまな課題を後見人に丸投げすることなく多機関が協働して支援に当たることができる。

## 市・社協・地域で連携し、地域の課題の発見や課題解決を目指す

近年増えている複合的な課題を抱える世帯に対しても、多機関で課題解決ができるようになったため、自分の課だけで悩む必要がなくなった。現在では同じフロアにいるメンバーが課を超えて集まり、相談しながら必要に応じて事案を成年後見制度につなげることもできるようになった。今後も若手が他の課員と相談しながら新しい事業を作るなど、課を超えた人間関係を構築できるような環境を引き続き作っていく。

また、現在は地域福祉計画の一環で、日常生活圏域で地域住民同士が支え合う地域づくりを後押しするために、社協の相談員としてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、市と共に地域課題の把握に努めている。また、民生委員・福祉委員・区長からなる「ふくしの会」が、地域での見守りや課題を抱える世帯の発見・つなぎといったセーフティネット体制づくりを担っている。今後は、社協の相談員やふくしの会のメンバーと密にコミュニケーションを取りながら、連携を強化していきたいと考えている。そうすることで、地域住民が抱えている課題を詳細に把握して、成年後見制度の利用を含めて課題解決ができるよう、市・社協・地域の3者で協力していくつもりだ。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の立ち上げの話が出た当初は、中核機関がどういうものなのか誰も理解していない状態でした。そのような状況の中、高齢福祉課の担当者2名で手探りしながら中核機関の立ち上げ準備を進めてきました。厚生労働省の成年後見制度利用促進室にいた職員に計画を見てもらってアドバイスを受けたり、先駆的地域に視察に行ったりもしました。成年後見制度を専門に研究されている福井県立大学の先生のもとで学んだこともあります。この先生はたまたまこのタイミングで福井に来てくださったので、非常にラッキーでしたね。

中核機関の立ち上げも権利擁護支援も、自分の課を飛び超えて取り組まなければならない仕事です。それだけ抱える仕事は増えますが、それをものともしない熱い志を持つ職員がいたからこそ、社会福祉の後進地域だった坂井市が、包括的支援体制を構築できるほどの地域に生まれ変わりました。今後も、誰も取り残さない包括的支援体制の整備をさらに進めていきます。

参考URL 連絡先


坂井市健康福祉部高齢福祉課

TEL 0776-50-3040

URL https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kourei/kenko/fukushi/koreisha/seinennkouken.html

E-mail kourei@city.fukui-sakai.lg.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈地域内の各分野のしくみと有機的に連携できる包括的支援体制構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 広島県三原市<br>三原市権利擁護連携支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 重層的支援の核となる「地域共生センター」との協働体制を整備 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 88,299人 |
| 面　積 | 471㎢ |
| 高齢化率 | 36.04% |
| 地域包括支援センター数 | 5か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 66人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 15か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 899人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,151人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 269人 | 176人 | 72人 | 19人 | 2人 |

令和5(2023)年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 4件 | 8件 | 8件 | 5件 |
| 内訳 | 高齢者 | 2件 | 6件 | 8件 | 2件 |
| | 障害者 | 2件 | 2件 | 0件 | 3件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 1件 | 0件 | 0件 | 1件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和4(2022)年4月 | 三原市社会福祉協議会内に三原市権利擁護連携支援センターを整備(委託) |
| 令和4(2022)年6月～ | 学識者、法律職、市内関係機関、行政、社協で構成した権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議を開催。令和5(2023)年4月からは虐待や重層的支援体制等を含め機能拡充(年4回開催) |
| 令和4(2022)年11月 | 専門職向けの成年後見制度研修会を開催(年1回開催)。対象者は分野を問わず実施 |
| 令和5(2023)年4月 | 重層的支援体制整備事業を開始。社協内に相談窓口となる地域共生センターを設置するとともに、市、社協の組織再編を行い、分野横断的な連携体制の強化を図る |

## 複合化する課題、制度の隙間への対応が迫られた

三原市権利擁護連携支援センター（以下、「権利擁護センター」という。）の整備以前から、市や社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では地域共生社会の実現や重層的支援を意識した活動を行ってきた。そのため権利擁護センターの整備に当たっては、まず中核機関の在り方や成年後見制度を進める上での課題、必要な機能について、専門職等を対象にしたアンケート調査で明確化することにした。調査については、以前から連携してきた県立広島大学（保健福祉学部）の協力を得て実施し、結果をもとに同大学の教員や専門職などと検討の上、権利擁護センターの目的を各種支援機関の支援者へのバックアップと定めた。そして令和4（2022）年、成年後見制度を含めた権利擁護支援に対応する総合的な窓口として整備した。

核となる、権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議（以下、「実務代表者会議」という。）は、県立広島大学の教員を含む学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉・障害福祉・精神科医療に関わる者等で構成した。ここでは、成年後見制度の適切な利用のほか、認知症高齢者や知的障害者などの権利擁護支援に関わる課題、生活困窮世帯への支援等について、複合的な課題を含む事例等の検討を通して課題要因を明らかにすることにした。運営を進める中、8050問題・世帯内の虐待・支援拒否等による複合課題や、孤独・孤立が要因と思われる課題、それぞれの支援分野だけでは対応できない課題を持った世帯への対応等、ますます複合化する課題や制度の隙間への対応が強く求められるようになった。そこで分野横断型による相談体制を構築し、つながり続ける支援体制に向けて動くことにした。

### 工夫ポイント① 包括的な支援実現に向け、「地域共生センター」を新たに整備

市と社協では、地域共生社会の推進や重層的支援に取り組むため、「地域共生センター」を新たに整備し、包括的な支援体制の強化を図った。地域共生センターでは、権利擁護センターを含む相談窓口と高齢・障害・生活困窮・子育て等の支援機関や、医療、警察、学校、民生委員・児童委員、市、社協等が連携していく。中核機関である権利擁護センターをはじめ、各機関が連携しながら多機関協働やアウトリーチを通じた継続支援のほか、地域づくりや包括的相談支援に関わり、重層的支援を推進している。関係者が一緒になって課題を解きほぐし、支援者と連携しながら、虐待や孤独・孤立、生活困窮等の複合化した課題や制度の隙間にある課題、高齢福祉、障害福祉、権利擁護等に関して包括的に対応する。

地域共生センターという大きな枠組みに発展させたメリットは大きい。例えば、関連機関の担当異動があっても、専任のコーディネーターがいるので途切れることなくノウハウが蓄積でき、地域共生センターの強化につながっている。権利擁護センターとして虐待や生活困窮等が複雑に絡む相談に対してもノウハウを生かし、他機関との連携が取りやすくなっている。

また、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、実務代表者会議においても「権利擁護をもっと広い意味に捉え、広い領域で検討したい」と、令和5（2023）年から枠を広げ、重層的課題や虐待についても検討を行い、連携を図っている。

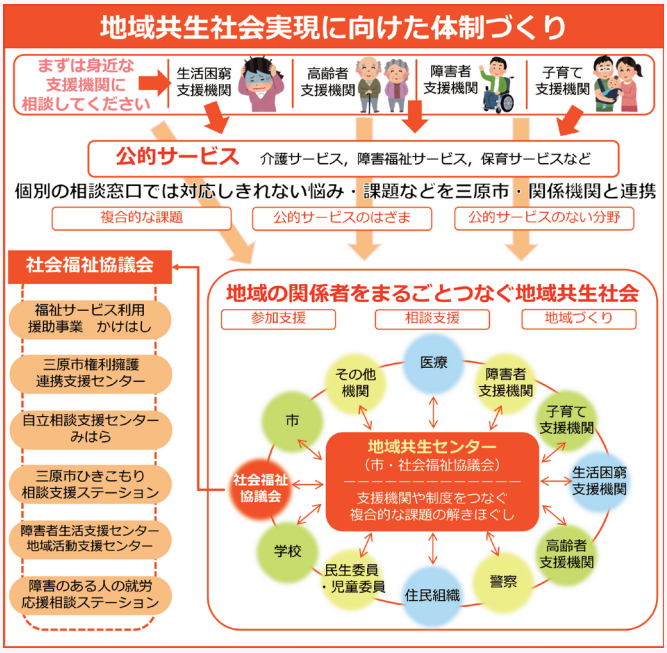

## 工夫ポイント 2 地域共生センターとの協働に伴い、市・社協も組織変更でバックアップ

地域共生センターとの協働をよりスムーズにするため、市や社協も組織を変更した。市では、保健福祉部内の社会福祉課の係を見直し、共生事業を庁内横断的に担う地域共生係を新設した。さらに保健福祉部とこども部の各関係課に共生担当を配置し、連携体制を強化するとともに、担当者会議を定期的に開くなど、組織的に動ける体制を整えた。また社協では、障害福祉課と福祉支援課を「福祉支援課」として統合し、新たに地域共生センターを単独で組織に組み込んだ。地域共生センターは、自立相談支援センターみはら（生活困窮窓口）や権利擁護センター等の相談窓口と同じ社協のフロアで机を並べることで、上がってくる相談などを包括的に連携して対応できる形となった。さらに市と社協は、情報交換や会議の進め方などを協議する機会を月1～2回設けるなどし、連携体制を整えている。また、地域共生センターの周知活動としてリーフレットも制作し、各機関との連携図や連絡先、相談の流れ等がひと目で分かるようにしている。

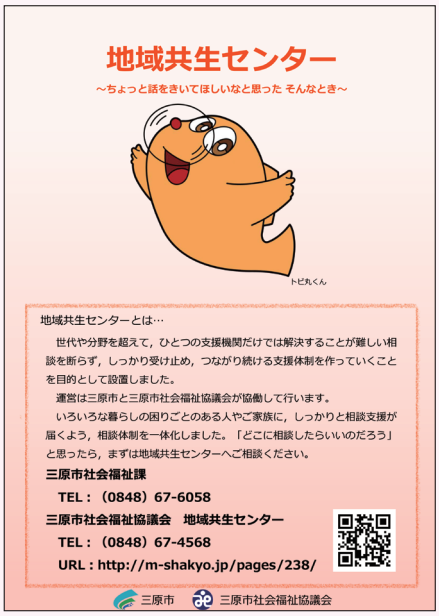

リーフレット（表面）

リーフレット（中面）

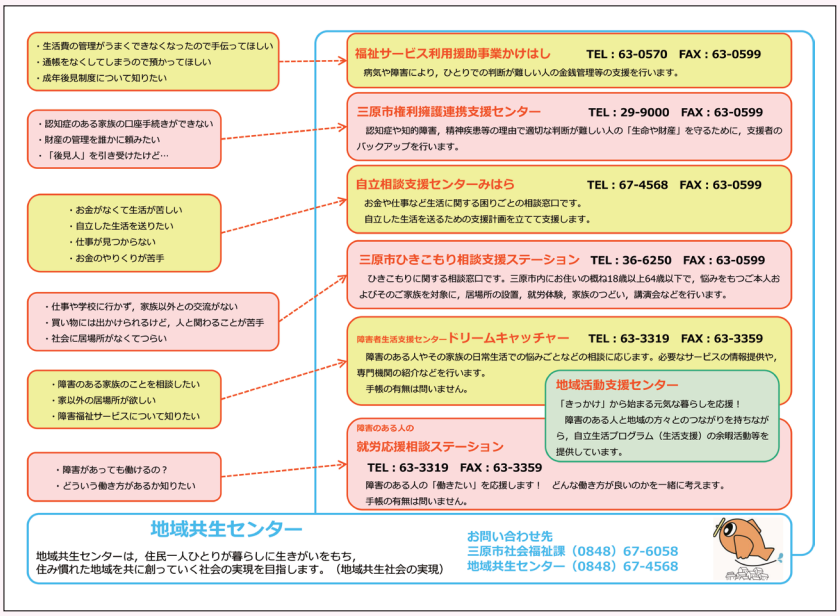


## 工夫ポイント 3 成年後見制度研修会等で地域共生センターをフォロー

権利擁護センターの活動は地域共生センターのバックアップにもなっている。例えば、権利擁護センターの権利擁護の啓発に関する活動を地域共生センターの周知とともにホームページやチラシ等で広報している。また、支援者のスキルアップに向けて、成年後見制度研修会を開催している。初年度となる令和4（2022）年度は、成年後見人を受任している弁護士を講師に迎え、制度の基本や成年後見人の職務などについて、自身の経験を交えながら話してもらった。申立てにかかる費用やその後のランニングコストに関する質問等についても、具体的な数字を示しながら説明し、受講者からは「踏み込んだ話が聞けてよかった」などの声が多く聞かれた。今後も年1回の予定で開催していく。

これらの活動を通して各機関の支援者が、権利擁護支援を必要とするケースをより意識できるようになれば、権利擁護センターにも相談がつながりやすくなる。また、前述のとおり権利擁護センターと地域共生センターは包括的な連携体制ができているため、相談をつなぎ、互いに協働することで制度利用を適切に進められるメリットもある。

# 支援者の声や実績を後押しに、重層的支援体制を強化

権利擁護センターの整備により、支援者からは「相談窓口が明確になった」などの声が上がっている。令和4(2022)年度の実績は、相談件数97件、相談支援件数645件で、成年後見制度に限らず、金銭管理や日常生活等について多くの相談があった。また、地域共生センターの実績は、令和5(2023)年4月～8月末で、支援対象者数が12世帯27人、状況確認・情報共有等の個別調整延べ人数が200人となっている。権利擁護センターは、今後も地域共生センターと協働し、重層的支援体制を強化していく考えだ。

■ 三原市権利擁護連携支援センターの実績

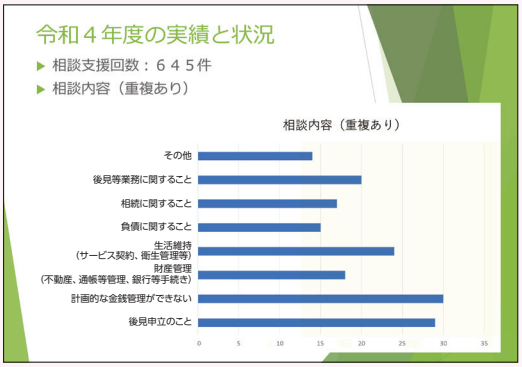


■ 地域共生センターの実績

**支援状況**（令和5(2023)年8月31日時点）

| 区分 | 支援対象者数（実数） | | 状況確認・情報共有等の個別調整（延べ数） | | 重層的支援会議（2か月ごと） | 社会福祉法に基づく支援会議（臨時） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 27人 | 12世帯 | 200人 | 88世帯 | 14回 | 13回 |
| 多機関協働 | 26人 | 11世帯 | 115人 | 47世帯 | 14回 | 13回 |
| アウトリーチ | 20人 | 10世帯 | 85人 | 41世帯 | － | － |
| 参加支援 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | － | － |

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

権利擁護センターを整備したころは、実務代表者会議で委員にどのような意見を出してもらえばよいか、どのような会議にするか試行錯誤しており、相談を中心にケース検討等をしていました。その中には、複合的な課題のあるケースもありました。高齢、障害、虐待、生活困窮等の各分野にわたる課題が複雑に絡み、一つの分野だけではとても支援が進まない状態でした。そのケース検討で各委員からさまざまな意見をいただくことで、ご本人たちと良好な関係ができるようになり、支援が動き出し始めました。高齢や障害など分野ごとに支援のアプローチ方法に工夫があり、このケースのように複合的な課題に取り組む際には、多分野の意見が切り口になる場合もあります。こうした取組が地域共生センターの運営にも活かせています。

実際に複合的で対応が難しい事例に対峙し、意見を出し合うことで動き始めたケースを経験したことで、連携して動くことの大切さを痛感しました。

実務代表者会議の様子

参考URL 連絡先

三原市権利擁護連携支援センター

TEL 0848-29-9000

URL https://m-shakyo.jp/pages/249/

E-mail kenriyougo@m-shakyo.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈重層的支援体制整備事業との連携〉

| 自治体<br>中核機関名 | 岐阜県関市<br>関市権利擁護センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 権利擁護ケース会議と支援会議の機能の共有 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 85,015人 |
| 面　　積 | 472.33㎢ |
| 高齢化率 | 31.3% |
| 地域包括支援センター数 | 6か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 35人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 5か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,102人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 847人 |

令和5(2023)年4月1日時点

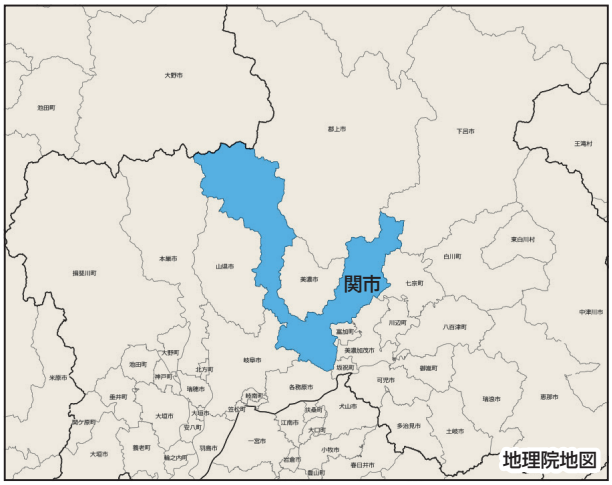


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 177人 | 155人 | 19人 | 3人 | 0人 |

令和5(2023)年1月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 5件 | 2件 | 2件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 1件 | 2件 | 1件 | 0件 |
| | 障害者 | 4件 | 0件 | 1件 | 0件 |

令和5(2023)年1月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 17件 | 0件 | 3件 | 14件 |

令和5(2023)年1月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成30(2018)年4月 | 福祉総合相談室を設置。権利擁護支援体制の整備がスタート |
| 平成31(2019)年1月 | 高齢者権利擁護ネットワーク会議を全世代対応型の権利擁護ネットワークへ位置付ける<br>※令和2(2020)年4月1日から地域共生ネットワーク会議に名称変更 |
| 平成31(2019)年3月 | 関市権利擁護センターを中核機関として整備 |
| 令和4(2022) 年4月 | 重層的支援体制整備事業を開始。権利擁護ケース会議を複合的な課題を抱える人への支援策等を検討する会議としても位置付ける。関係機関、専門職等を交えた一体的な支援体制の構築を進める |
| 令和5(2023) 年4月 | 地域包括支援センターで子どもの相談支援を開始。地域の相談拠点として、世代を超えた権利擁護支援体制を整備 |

## 属性で窓口を分類できない複合的課題が増加していた

関市ではもともと福祉に関する支援は分野ごとに分かれて行っていた。高齢者、子ども、障害者、生活困窮者等の属性に応じてそれぞれの担当部署で支援を行っていたが、ひきこもりやヤングケアラー、8050問題等に代表される複合的な課題が増加し、このような課題を抱える世帯への支援体制の構築が迫られていた。それらの課題には、債務整理が必要な事案や相続問題が絡む事案など、福祉分野からの支援だけでは解決できない内容が多く含まれていた。特に、高齢分野の支援を担っている地域包括支援センターにおいては、日常業務の中で8050問題に接する機会が増えていた。このような複合的な課題に対し、関市全体で解決に取り組むために平成29(2017)年頃から重層的支援体制整備事業を見据えた準備を進め、その動きと足並みを揃えるように平成31(2019)年に関市権利擁護センター(以下、「センター」という。)を開設した。

### 工夫ポイント1 権利擁護の視点をみんなで守り、課題に取り組む

センターと重層的支援体制整備事業の担当を同じチームとすることで、センターは、重層的支援体制整備事業において各支援機関の業務に「横串を刺す役割」も担っている。事業開始当初は各支援機関や部署ごとの考え方の相違や温度差もあったが、センターがイニシアチブを取り、各部署や支援機関をつなぎ、みんなで課題解決に向けて動き出したことで、各部署や支援機関の意識にも変化が生まれた。いずれの部署においても「権利擁護の視点を忘れてはいけない」「権利擁護支援を徹底する」といった基本的な方針を大前提として意識の共有を図り、福祉分野以外の部署や支援機関での福祉マインドの醸成を目指した。

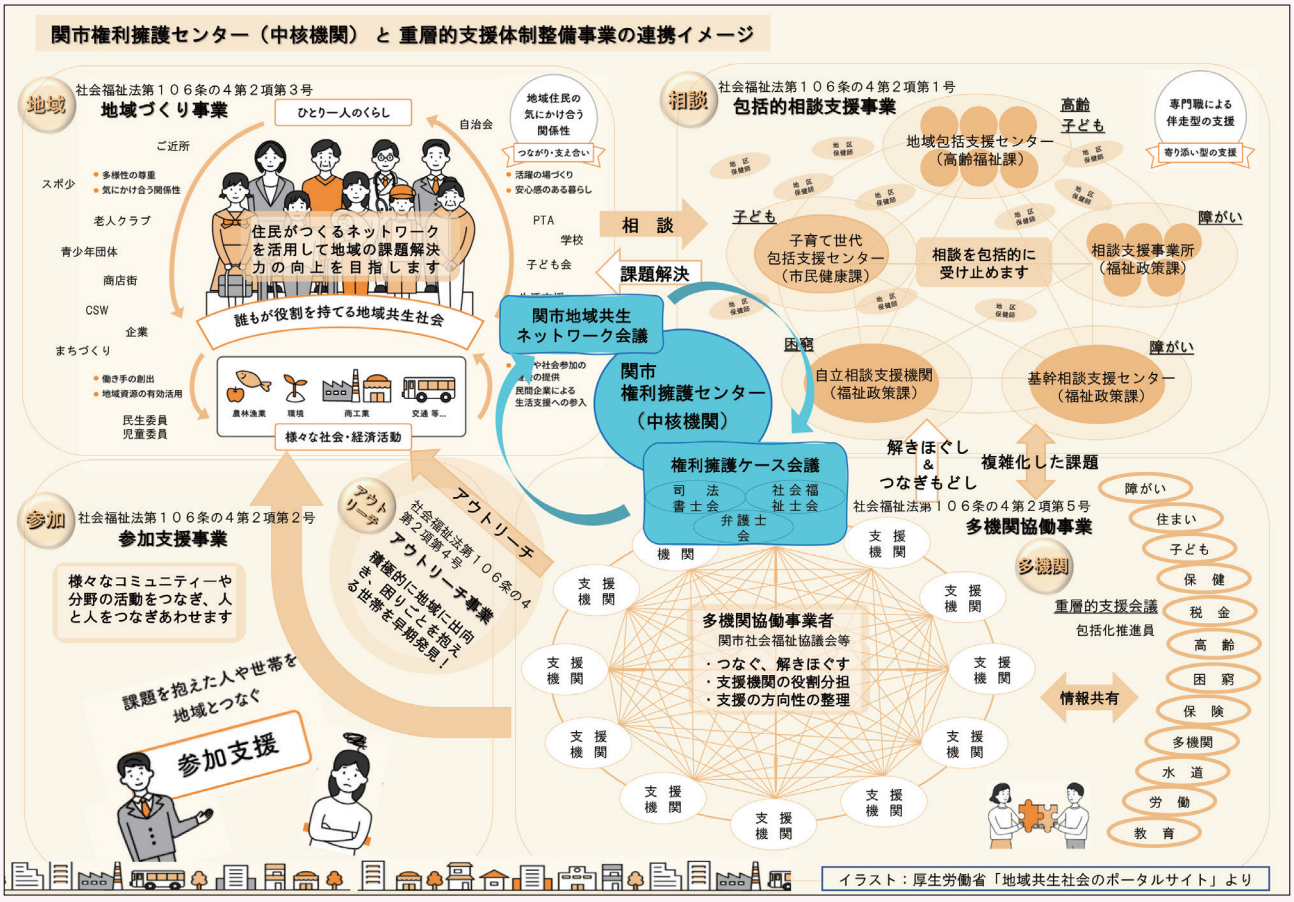

## 工夫ポイント2　権利擁護支援と地域共生社会の推進を一体的に行う

関市が取り組む地域共生社会の推進と権利擁護支援は重なる部分が大きいため、市は当初から一体的な支援体制の構築を目指してきた。中核機関を担うセンターでは弁護士、司法書士、社会福祉士を集めて成年後見制度の利活用の適否を含む支援方針の検討から受任者調整、市長申立ての適否等を協議する「権利擁護ケース会議」を行っているが、必要に応じて重層的支援体制整備事業における「支援会議」として開催している。例えば、成年後見制度等の利用の検討が必要な事案で複合的な課題を抱えているケースであるが、個人情報の取扱について本人の同意が得られていない場合においては、権利擁護ケース会議を支援会議に位置づけて開催することによって多機関と情報を共有し、支援体制の検討を行う。また、借金や自己破産等の問題によって福祉分野では対応が難しい事案においては、権利擁護ケース会議における法律専門職の関わりによって具体的な支援方針を決定する。このように2つの会議体を一体的に行うことで支援を必要とする方への迅速なサポートを可能にしている。

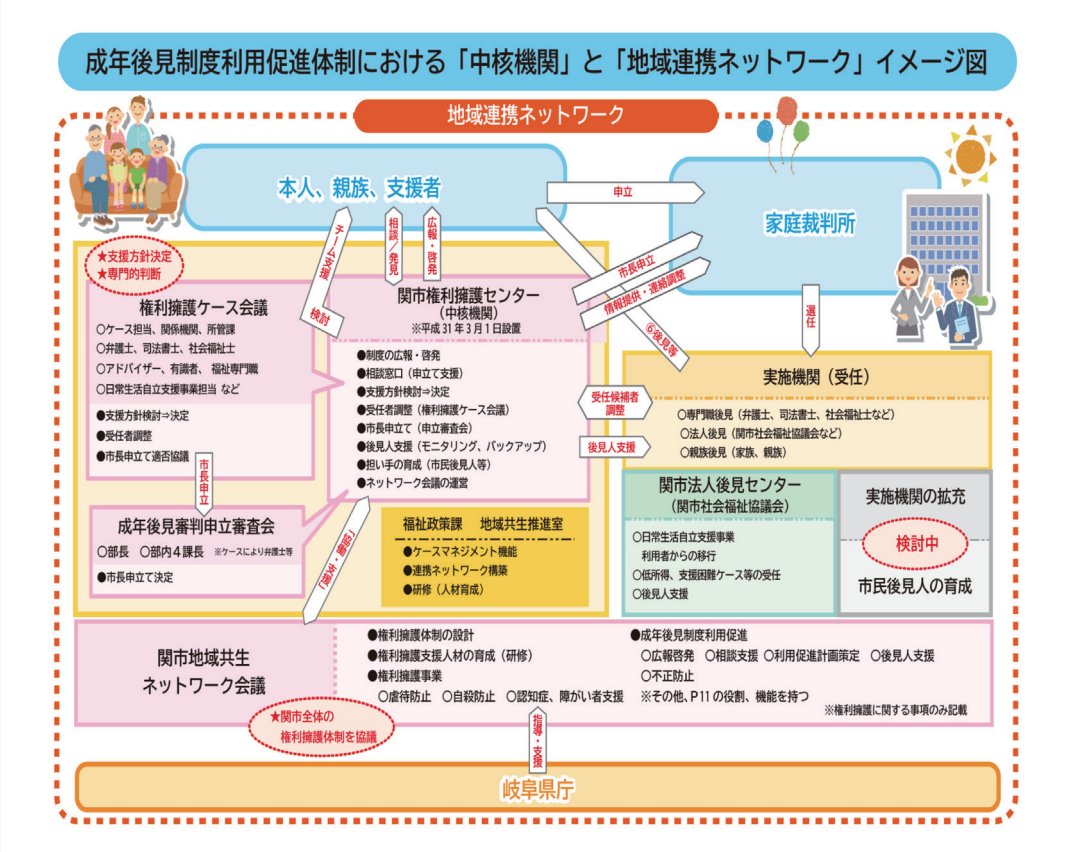


## 工夫ポイント3　実際の課題をもとに当事者意識が高まる場をつくる

センターは、年に1回以上のペースで関市地域共生ネットワーク会議も運営している。警察、消防、教育委員会、県、家庭裁判所、医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員等、日頃は直接的な関わりが少ない関係の人々も含む多様な分野の約50名が一堂に会し、みんなで地域の課題を共有する場としている。これまで行った会議では、身寄りに頼れない人が施設に入所する際に発生する身元保証人の問題や成年後見制度の利活用の適否等、それぞれの立場から地域に実在する課題や困り事を共有してきた。幅広い分野の関係者が集まる会議のため、会議のテーマを設定する際には各々の当事者意識が高まる内容を意識し、みんなが主体的に参加できる有意義な場をつくることを心がけている。

## 複数の視点で考え「みんなで決めた」支援を目指す

重層的支援体制整備事業との連携により、センターの働きは各支援機関で活動する人々の意識も大きく変化させた。担当者は、「従来は福祉との関わりが薄かった機関においても福祉マインドを醸成することができた」という実感を持っている。具体的には、尻込みをしてしまうような複雑な事案に直面した場合でも、支援に携わる各々がその課題にどのような機関がどのようにアプローチできそうかを見通せるようになり、複雑化する課題の解決に「誰もが前向きに取り組めるようになってきた」と感じている。以前は、支援に携わる担当者は不安の中で決断を迫られる場面も決して少なくなかった。しかし、重層的支援体制整備事業との連携によって、さまざまな機関や部署の視点が入るようになった。また、権利擁護支援体制の連動により法律職からのアドバイスを得られたり、必要な事案を成年後見制度につなげられるようになったりすることで、課題解決の手段も増えた。

それにより、担当者一人だけが責任を負うのではなく、みんなでいろいろな話し合いを行い、「みんなで決めた」という意識を持つことができるようになった。支援を必要とする方はもちろんのこと、支援をする側にとっても心の負担を軽減したり、決断を後押ししたりできているのは、連携による大きな成果といえる。しかし、多様な事案を通して支援する側の知識や技術が向上していくにも関わらず、人事異動によって担当者が短いスパンで交替せざるを得ないことによる損失は大きい。今後は、せっかく現場で育ったスキルや熱量が異動によってリセットされないような人材育成の在り方を考えていくことが課題である。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

重層的支援体制整備事業では、複雑化した課題を解きほぐすために、さまざまな支援機関で役割を決め、つなぎ戻す流れが示されています。そうした厚生労働省の考え方を関市なりにどのように現場に落とし込み、どのように機能させていくかを考えることが、中核機関としての私たちの重要な役割だと思い、活動に励んできました。具体的には、重層的支援体制整備事業との連携によって、支援に関わる誰もが「重層の活用は自らの支援の助けとなる」と実感してもらえるような事例を見せ続けていくことが大事だと考えています。中核機関としてこれまで以上に各事業や機関の働きを有機的に結びつけて、よりよい機能にさせるために専門外の分野の理解にも励んでいるところです。

参考URL 連絡先


関市権利擁護センター
(関市役所南庁舎1階　健康福祉部福祉政策課)
TEL 0575-23-7798
URL https://www.city.seki.lg.jp/0000020111.html
E-mail fukushi@city.seki.lg.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈重層的支援体制整備事業との連携〉

| 自治体<br>中核機関名 | 東京都八王子市<br>八王子市社会福祉協議会　成年後見・あんしんサポートセンター八王子 | 整備<br>パターン | 単独<br>委託（社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 中核機関と重層的支援体制整備事業の委託先を同じ社協に | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 560,692人 |
| 面　　積 | 186.38㎢ |
| 高齢化率 | 27.78% |
| 地域包括支援センター数 | 21か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 142人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 43か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 5,191人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 7,454人 |

令和5（2023）年12月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 1,256人 | 971人 | 227人 | 49人 | 9人 |

令和4（2022）年12月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 50件 | 35件 | 44件 | 25件 |
| 内訳 | 高齢者 | 38件 | 23件 | 40件 | 23件 |
| | 障害者 | 12件 | 12件 | 4件 | 2件 |

令和5（2023年）12月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 101件 | 11件 | 3件 | 19件 |

令和5（2023年）12月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成20（2008）年4月 | 八王子市社会福祉協議会が「成年後見活用あんしん生活創造事業」を市から受託。成年後見制度推進機関として位置付け |
| 平成25（2013）年4月 | 八王子市社会福祉協議会の推進機関名を「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」に決定 |
| 平成30（2018）年4月 | 第3期八王子市地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画を内包）において、成年後見・あんしんサポートセンター八王子を中核機関として位置付け |
| 令和2（2020）年4月 | 法人後見業務を開始 |
| 令和3（2021）年4月 | 八王子市にて重層的支援体制整備事業を開始 |

## 認知症高齢者や障害のある人の比率が高く制度ニーズが高かった

市域が広く、介護施設や病院等が多い八王子市では、日常生活自立支援事業の契約者数が都内でも多く、その7～8割は認知症高齢者や精神障害者であることから、権利擁護支援に関するニーズは以前から高かった。さらに、精神科医療機関の数が多いことも、障害分野における成年後見制度のニーズを高める要因になっていた。実際に、関係機関からの相談は障害分野でも増加しており、十分な相談対応を行うための職員体制および人材育成が求められていた。

### 工夫ポイント1 包括的な相談窓口「はちまるサポート」を13か所に整備

八王子市は第3期八王子市地域福祉計画で掲げた「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり」を目指して、令和3(2021)年に重層的支援体制整備事業を開始した。

事業の開始に当たり、八王子市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が包括的な相談窓口として市内に設置していた地域福祉推進拠点を市事業に移管し、新たに名称を「八王子まるごとサポートセンター(愛称:はちまるサポート)」に変更して地域住民の生活に関する困り事をまるごと受け入れ、複雑化・複合化した問題を包括的に支援する重層的支援体制の構築を目指した。

さらに、この重層的支援体制整備事業(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業等)を社協に一括して委託した。市内13か所のはちまるサポートでそれぞれの事業を一体的に行うとともに、市社協に多機関協働担当を別に配置し、複雑化・複合化した生活課題に関係機関が連携して対応できる体制づくりと運用を行ってきた。

また、成年後見制度の利用支援を担う中核機関として同じく社協に委託されている成年後見・あんしんサポートセンター八王子では、介護、障害、子ども、生活困窮分野の多様な支援機関と協働しながら、権利擁護支援を専門的に行っている。配置されている中核機関の職員は、重層的支援体制整備事業における支援会議や重層的支援会議にも出席し、成年後見制度の利用支援や、地域福祉権利擁護事業の活用等、権利擁護分野の支援を担っている。

### 工夫ポイント2 重層的支援体制整備事業の支援会議に出席し、多機関と課題を整理し役割を分担

八王子市では重層的支援体制整備事業の開始以来、地域住民の生活に関する困り事や悩みの解決に向けて、従来の高齢者、障害者、子ども、生活困窮といった属性による縦割りの対応ではなく、多機関の協働による分野横断的な連携体制を構築し、複雑化・複合化した課題に取り組んでいる。支援会議には中核機関の担当者も出席することもあり、各支援機関から上がった多様な課題の中で権利擁護支援に関連するトピックがあった場合に、成年後見制度や権利擁護支援に関する事業を活用した支援策等について意見を挙げ、実際の支援につなげている。

中核機関の担当者は、重層的支援体制整備事業との連携により「支援会議を活用することで多様な関係機関との連携ができるようになった」「お互いの役割分担も明確にできるようになった」と手応えを感じている。重層的支援体制整備事業では、支援を必要とする人の生活を広く見ることができ、中核機関の担当者は「重層的支援に関わる機関の一つとして、みんなで課題を整理したり情報交換をしたりしながら権利擁護支援に関われることは有意義だ」と話している。

支援会議は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年12月までに計15回開催した。中核機関はこのうち4回出席し、地域生活課題を抱える世帯において成年後見・権利擁護に関する支援ニーズが一定程度あると認識した。

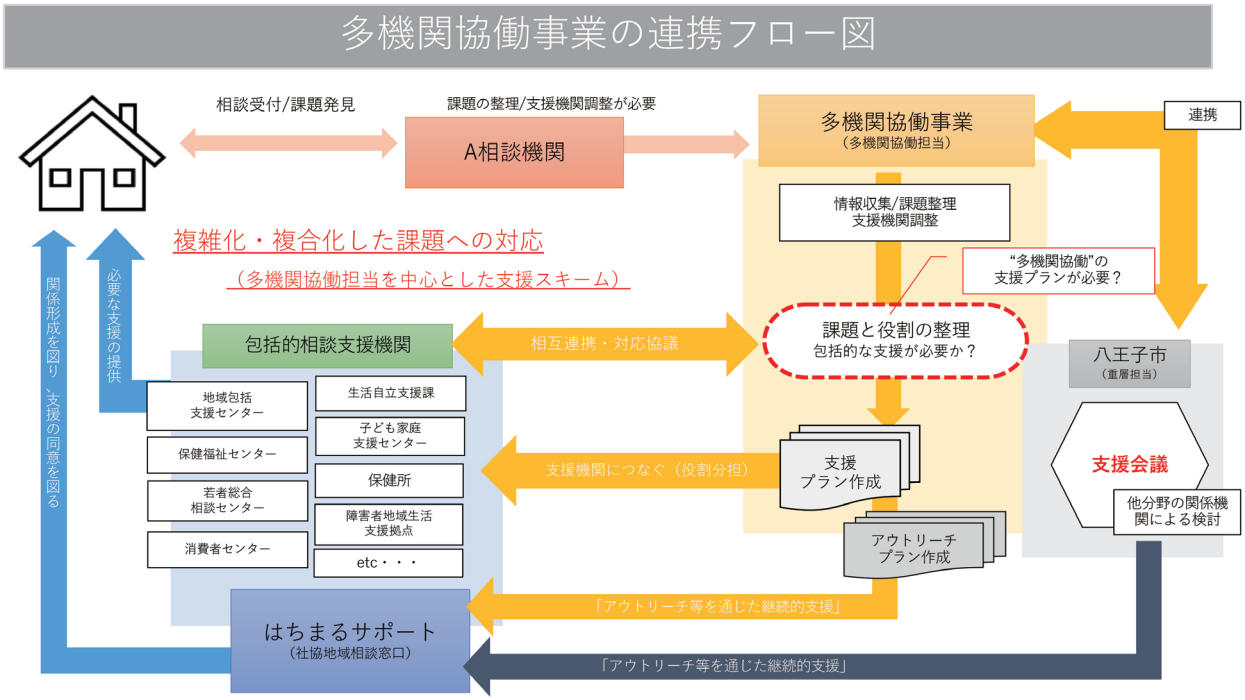


## 工夫ポイント3　中核機関と重層的支援体制整備事業の実施主体を社協に一本化

中核機関である成年後見・あんしんサポートセンター八王子（以下、「センター」という。）と、重層的支援体制整備事業を共に受託している社協は、市庁舎内にある。そのため、センターは庁舎内の関係部署との連携が取りやすく、庁内の各窓口で受け付けた相談からセンターにつながるケースも少なくない。中核機関を社協に置き、さらに社協が市庁舎内にあることで、関係部署・機関との連携がスムーズになっていることは大きな利点だ。

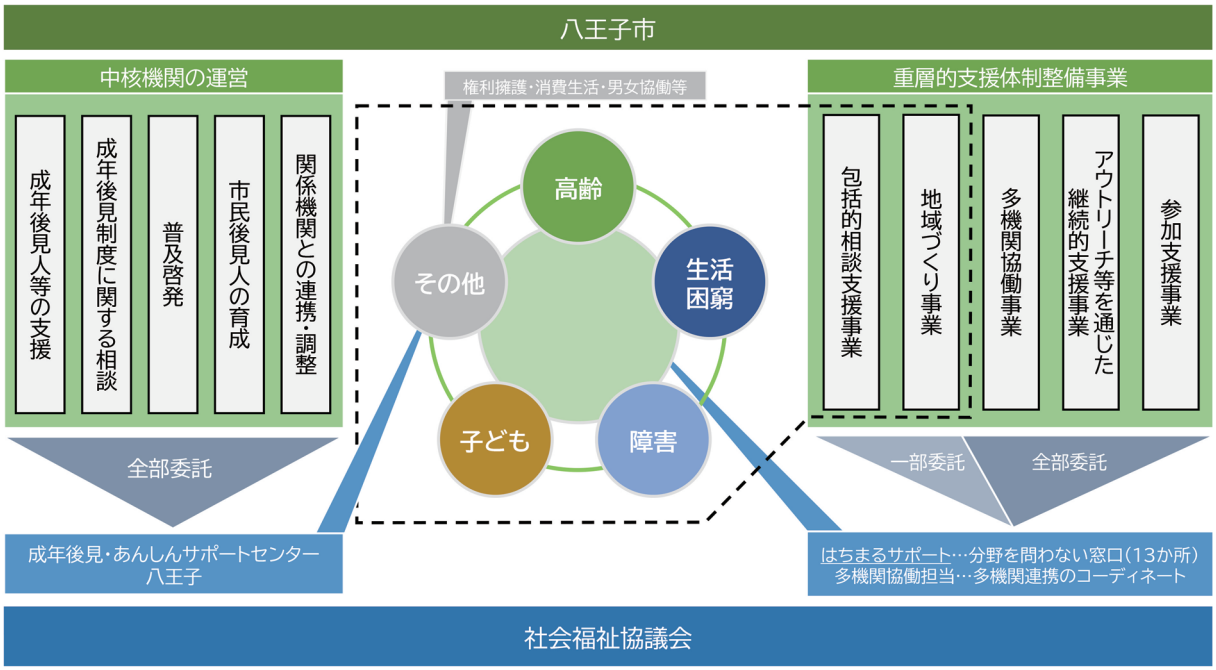

## はちまるサポートに中核機関の機能も載せて活用していく

はちまるサポートは、高齢者、子ども、障害者、生活困窮者といった属性を問わず、どこに相談すべきか分からない内容を相談できる窓口として機能している。今後は、この13か所のはちまるサポートにおいて、成年後見制度に関する相談も受け付ける機能を拡充することを視野に入れている。こうした試みも重層的支援体制整備事業と中核機関の委託先が同じ社協という強みを生かす一例だ。担当者は、はちまるサポートを活用し、市内全域で成年後見制度の相談に対応できる体制を構築することにより、さらなる適切な制度利用を目指している。関係機関との連携については、多様な支援機関がどこにあり、それぞれ何ができ、何ができないのかを「知り合う」機会を増やすことが大事と考えており、そのために多機関での合同研修や事例研究の場を多く作ろうとしている。

市担当者は、「成年後見制度は課題が深刻化してから活用しようとしても、根本的な解決には至らない」と見ており、今後は「早期発見、早期支援」の機会を増やすためにも、はちまるサポートを活用した中核機関の機能分散の試みに期待を込めている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

別居のご親族から生活環境の悪化が課題となっている知的障害のある方と、その親の二人暮らし世帯に関する相談が寄せられました。相談者である別居のご親族の「なんとかしてほしい」という思いは強く、相談者を含む複合的な課題のある世帯全体の支援のために、関係者で支援会議を行いました。調べてみると、親は以前から市に障害のある方(子)について相談していたことが分かり、成年後見制度の活用を視野に入れた支援を進めました。中核機関としてはご本人を成年後見制度につなぐために、申立て支援や受任者調整で関わりました。結果として、3者それぞれの課題を支援することができ、全員が納得できる結果にたどり着くことができ、有益な会議だったと実感しています。重層的支援体制整備と中核機関が連携していることでお役に立てたのではないかと感じています。

参考URL 連絡先

八王子市社会福祉協議会
成年後見・あんしんサポートセンター八王子
TEL 042-620-7365
URL https://www.8-shakyo.or.jp/
E-mail anshin@8-shakyo.or.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈自治体を超えた広域連携による権利擁護支援の協力体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 大分県竹田市<br>竹田市権利擁護・成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 受任調整会議の同時開催による緩やかな連携 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 19,567人 |
| 面　　積 | 477.7㎢ |
| 高齢化率 | 49.12% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 43人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 3か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 246人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 248人 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 49人 | 40人 | 7人 | 1人 | 1人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 3件 | 1件 | 5件 | 3件 |
| 内訳 | 高齢者 | 3件 | 1件 | 3件 | 3件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 2件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 58件 | 0件 | 1件 | 4件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和2(2020)年12月 | 竹田市成年後見制度利用促進計画を策定 |
| 令和3(2021)年4月 | 竹田市権利擁護・成年後見センター稼働 |
| 令和3(2021)年6月 | 第1回竹田市専門職調整委員会を開催(受任調整会議) |
| 令和3(2021)年9月～ | 受任調整会議を豊後大野市と共同で行うための協議を開始 |
| 令和4(2022)年4月～ | 竹田市専門職調整委員会と豊後大野市受任調整会議の同時開催がスタート |

## 成年後見制度に関わる資源が竹田市に集中していた

大分県南部に位置する竹田市と豊後大野市は豊肥圏域と呼ばれる地域にあり、両市は生活圏をともにし、交流も盛んな関係にある。権利擁護支援に関するニーズは両市ともに高いものの、成年後見制度への理解が進まない等の事情から、相談があった場合でも実際に制度の利用にたどり着く率は低かった。また、日常生活自立支援事業の利用者の認知症が進行していくにも関わらず、キーパーソンとなる家族や親族が近くにいない等の事由から、成年後見制度の利用にスムーズに移行できないことも課題となっていた。こうした事情から、日常的に関わりのあるケアマネジャー等の専門職が、家族に代わってやむを得ずお金や鍵を預かったり、契約書に名前を記入したりする対応も散見されていた。そのような中、令和3(2021)年4月にそれぞれの自治体で中核機関となる権利擁護・成年後見センター(以下、「センター」という。)を開設した。しかし、家庭裁判所や法務局等の司法機関をはじめ、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)の拠点が竹田市に集中しており、豊後大野市にとっては専門職人材の確保が大きな課題となっていた。

### 工夫ポイント1　受任者調整の場を共有する緩やかな連携体制を目指す

このような課題について総合的に考慮するとともに、家庭裁判所から「広域での権利擁護支援体制の構築」と「ルールの一本化」の提案があったことも契機となり、両市で自治体を超えた広域連携の在り方を協議する運びとなった。しかし、竹田市と豊後大野市が整備した中核機関は、それぞれにセンターの方針やしくみに違いがある。そのため、連携体制を構築するにしても両市にとってふさわしい連携の在り方を考える必要があり、令和3(2021)年9月から両市の担当課および両センターとの合同会議を重ね、豊肥圏域ならではの広域連携の在り方を模索した。その結果、緩やかな連携案として浮上したのが両市で共通の者に委員を委嘱し、それぞれの市の受任者調整の会議(「竹田市専門職調整委員会」「豊後大野市受任調整会議」)を同時開催とし、受任者調整の場を共有するという案だった。準備期間には、先に会議を行っていた竹田市の委員会を豊後大野市側が視察するなどしつつ、豊肥圏域として実現しやすいスタイルを模索した。

■両市が受任調整機能を共有したタイムライン

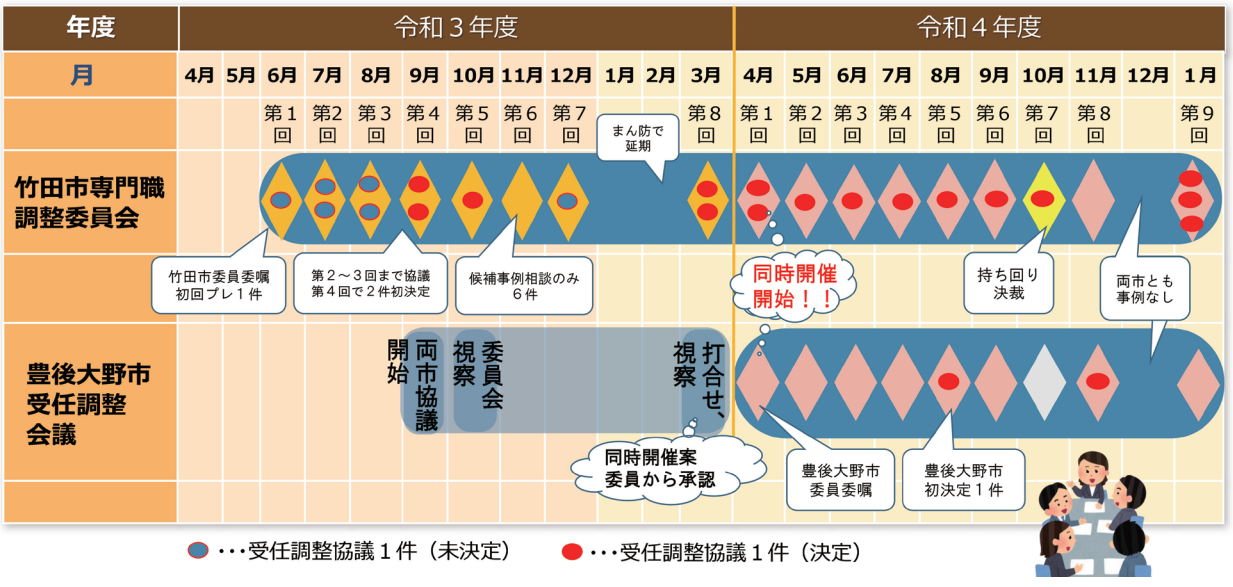

## 工夫ポイント2　両市が交替で会議開催事務局を担当

両市合同での受任調整会議は、被後見人等にもっとも適した後見人等を選任、推薦することを目的に、両市から共通で委嘱された5名の専門職が委員として出席している。その内訳は、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害分野関係者（精神保健福祉士）、地域の成年後見実践者（独立型社会福祉士事務所）である。さらに、両市の担当課（高齢者福祉課、社会福祉課）、地域包括支援センター（委託）と家庭裁判所がオブザーバー（見学を含む）として参加し、総勢約20名による会議を運営している。会議の事務局は、両市の中核機関が交互に担当し、開催日は毎月最終の水曜日、開催場所は竹田市総合社会福祉センターと決めている。これは、両市共通で委嘱した委員の拠点が竹田市に集中しているためである。急を要する事案が発生した場合は、会議日程に合わせることなく、例外として郵送等による決裁の形もとっている。

■受任者調整にかかる体系図

**委員（両市共通）**

**弁護士、司法書士**（リーガルサポート所属）
**社会福祉士**（権利擁護センターぱあとなあ所属）
**精神保健福祉士**（障害支援事業所代表）
**成年後見実践者**（社会福祉士）

**オブザーバー**

**家庭裁判所支援部長**（主任書記官）

**竹田市行政関係者**
高齢者福祉担当
障害福祉担当
生活保護担当

**豊後大野市行政関係者**
高齢者福祉担当
障害福祉担当
生活保護担当

**竹田市地域包括支援センター**
（権利擁護担当）

**豊後大野市**
**地域包括支援センター**
（権利擁護担当）

**事務局**

**竹田市権利擁護・**
**成年後見支援センター**
センター長（事務局長）
担当課長
成年後見担当者
日常生活自立支援事業担当者

**豊後大野市**
**成年後見支援センター**
センター長（事務局長）
担当課長
成年後見担当者
日常生活自立支援事業担当者

## 工夫ポイント3　要綱・要領の記載内容と委員報酬の単価を統一

受任調整会議の同時開催に当たっては、両市で事前に3つのポイントを重点的にすり合わせた。第一に、要綱・要領の内容の統一を行うこと。第二に、委員報酬の単価を統一すること。第三に、会議2週間前に両センターによる打ち合わせを実施することである。もともと、両市それぞれの会議に出向いていた家庭裁判所の担当者からは、ルールの一本化を提案されていた。会議にかける資料は当初膨大なものになっていたが、他の自治体での経験もある家庭裁判所の担当者の気付きを参考に記載内容の最適化を図り、会議の効率化を目指した。委員の報酬やお茶の購入費用等も含む会議に係る実費負担と、司会進行等の事務局は、竹田市と豊後大野市とで、毎月交互に行うことを原則としている。

## 時間・労力・費用の負担を圧縮し、効率化を実現

会議の同時開催によって受任調整機能を共有したことにより、両市ともにさまざまなメリットがあった。第一に、受任者調整のルールを両市で統一したことで、後見人候補を選定しやすくなったこと。第二に、両市の委員を兼務していた専門職にとっては、同時開催によって豊後大野市まで出向く必要がなくなり時間と労力の効率化が実現できたことがある。第三に、両市の中核機関にとっては、毎月の事務負担や報酬負担を月ごとに交替することで、事務負担や費用負担を半分に軽減できたことも目に見える効果として大きかった。さらに、連携によって両市関係者および委員による事例検討を通じて両中核機関の経験値が高まり、後見制度を必要としている本人への支援をしっかりと行うことができるようになったのは何よりも大きな成果といえる。現在、中核機関の担当者は、竹田市で他業務との兼務で2名、豊後大野市は専任で1名となっている。1名や2名で毎月の会議を運営するだけでも負担は大きいが、連携体制が整備されたことにより、3名で同じ会議を担当できるようになり、担当者は「精神的な負担も軽減できた」と実感している。今後は両市で成年後見制度の適切な利用に向けた活動を積極的に行い、より豊かな権利擁護支援体制を目指して市民後見人の養成と実働、フォローアップにつなげていくことが目標だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

隣接する2市での連携体制が、今の形のように整ったことは本当にありがたいと思っています。そして、振り返れば、両市共通の委員と、両市を管轄する家庭裁判所、両市役所担当課、両市社協（センター）とが一同に集い、受任調整の会議を行うようになるまでに、それほどの苦労はなかったように思います。元来、両市それぞれが、大分県や県社協、大分家庭裁判所主催の、権利擁護の支援体制構築へ向けた会議に定期的に参加し、幾度も顔を合わせており、また県内の先駆的地域への視察を一緒に行う等、協力し合える関係がありました。そして、この受任調整の連携に向けた協議でも、管轄の家庭裁判所の後押しや、各関係者からのご理解、ご助言をいただきながら「まずは一緒にやってみましょう」というような、とても緩やかな合意の中でスタートしました。そして実際に同時開催の会議を重ねながら、書類の様式や、個人情報に関する要綱の変更等の微調整を行っていきました。役割や規定を明記した協定書があった方が良い、というご意見も同時開催の会議の中でいただき、作成に至りました。このように、関係者全員の協力のもと、会議を進めながら形作っていけたことが、負担の少なかった何よりの理由だと思います。

参考URL 連絡先

竹田市権利擁護・成年後見支援センター

TEL 0974-63-1551

URL https://www.taketa-shakyo.jp/

E-mail taketashakyo-027@taketa-shakyo.org

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈自治体を超えた広域連携による権利擁護支援の協力体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 鹿児島県奄美市・大和村・宇検村<br>奄美市社会福祉協議会 | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 1市2村の専門職を結集し途切れのない支援を実現 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要(3市村合計)

| | |
|---|---|
| 人　口 | 44,303人 |
| 面　積 | 497.45㎢ |
| 高齢化率 | 39.6% |
| 地域包括支援センター数 | 5か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 58人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 13か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 719人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 552人 |

令和5(2023)年8月31日時点

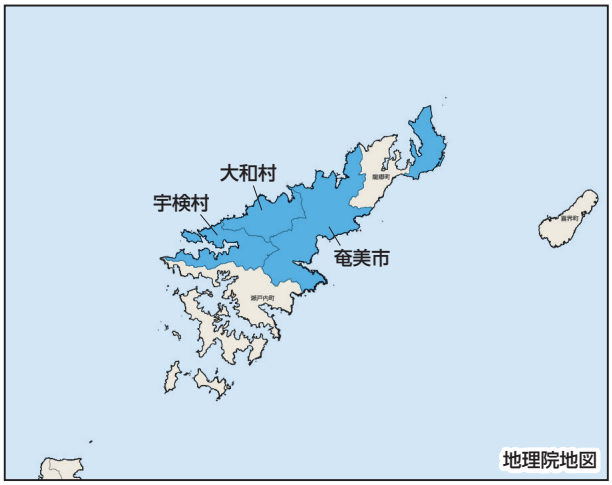


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 55人 | 36人 | 12人 | 1人 | 6人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 1件 | 0件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 1件 | 0件 | 2件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 92件 | 0件 | 0件※ | 3件 |

※法人後見は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和2(2020)年10月 | 中核機関設置運営業務を受託 |
| 令和2(2020)年11月 | 奄美広域権利擁護ネットワーク協議会を設置 |
| 令和3(2021)年2月 | 成年後見制度研修会を開催 |
| 令和3(2021)年3月 | 奄美広域権利擁護ネットワーク協議会を開催。以後、権利擁護ネットワーク会議(年3回)、研修(年1回)をそれぞれ実施 |

## 若者の島外流出と島で孤立する高齢者が増加していた

鹿児島市と沖縄本島のほぼ中間に位置する奄美大島には1市2町2村の自治体がある。このうち、約4万人が暮らす奄美市は鹿児島県離島部の産業、経済の中核を担い、島内でもっとも都市化が進んでいる。島全体で見ると、若者の島外への流出が大きな課題となっており、一度島を出た若者は島外で家族を形成する傾向が強く、島には親だけが残り年老いていく。島内には地域コミュニティが濃厚な集落が存在する一方で、都市化が進む奄美市では家族関係や地域コミュニティの希薄化が顕著になっている。一人暮らしの高齢者に不測の事態が発生した場合は、行政等が島外に暮らす子どもに連絡を取っているが、離島という地理的条件からすぐに駆けつけることは難しい。このような背景から奄美大島においては身上保護のニーズが高まっている。

各自治体の社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の取組を行っているが、島内の専門職人材の偏在等の事情から、単独での中核機関の整備が難しい自治体もあった。第一期成年後見制度利用促進基本計画の当初から広域連携による体制整備が視野に入っていた。島内では日常的に社協同士のつながりが強くあり、成年後見制度の体制整備においても島でもっとも規模が大きい奄美市社協が中心となり、島内の各社協に声かけを行った。その結果、「単独運営は難しい」と判断した宇検村と大和村が奄美市との連携を決め、奄美市社協を中核機関とする1市2村による奄美広域権利擁護ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）を発足することになった。

### 工夫ポイント① 島内の専門職を結集し、年3回の協議会を実施

奄美大島で活動する弁護士と司法書士は、その拠点が奄美市に集中している。他の町村ではこれらの専門職人材を単独で確保することはできず、中核機関の整備に当たっては人的資源が集中している奄美市に頼らざるを得ない事情があった。しかし、見方を変えれば、日頃の人間関係やチームとしての結束力を強める要因にもなっている。

協議会では島内の専門職団体、医療機関、福祉施設、関係機関等に広く協力を求め、限られた人員ながらも最大限の体制を構築した。委員の内訳は、弁護士2名、司法書士2名、社会福祉士2名、介護事業所代表1名、ケアマネ協議会代表1名、障害者基幹型センター代表1名、病院代表1名、認知症疾患医療センター代表1名となっている。協議会には、これらの委員と市・村の担当課長および係長が集まり、成年後見制度の利用に関する専門職団体や関係機関の連携、課題の検討・調整とその解決策について話し合う場を年3回設けている。

奄美市社協では以前から司法専門職と協働する機会が日常的に多くあり、中核機関の立ち上げに際しても弁護士や司法書士の協力を得やすかった。日頃の業務を通じて島内で働く多様な専門職が各々の知見を生かして目の前の課題に取り組み、信頼関係を積み上げてきた経験が、「依頼の電話1本でつながるネットワーク」の土台になっている。

## 工夫ポイント2　相談機関を2段階設け、ケース会議につなぐ

通常、相談対応から申立て支援までは2つの相談機関を経ている。まず、地域包括支援センターや相談支援事業、自治体の相談窓口等が一次相談機関として相談者から相談内容を受け止め、情報を共有する。その後、その情報は二次相談機関である広域整備の中核機関に引き継がれる。中核機関はアセスメントシートを作成し、協議会のメンバーや支援担当者とともに各市村でケース会議を実施する。ここで成年後見制度の利用が必要と判断された場合は申立て支援、候補者調整、チーム会議を行うが、成年後見制度が不必要と判断された場合は、速やかにそれ以外の権利擁護の支援策を検討する。この一連のフローで中心的役割を果たすのが奄美市社協の担当者である。「協議会の委員」および「社協の社会福祉士」として、兼務ならではの強みを発揮して迅速に動き、適切な支援につなげている。

### ■相談対応から申立て支援までについて

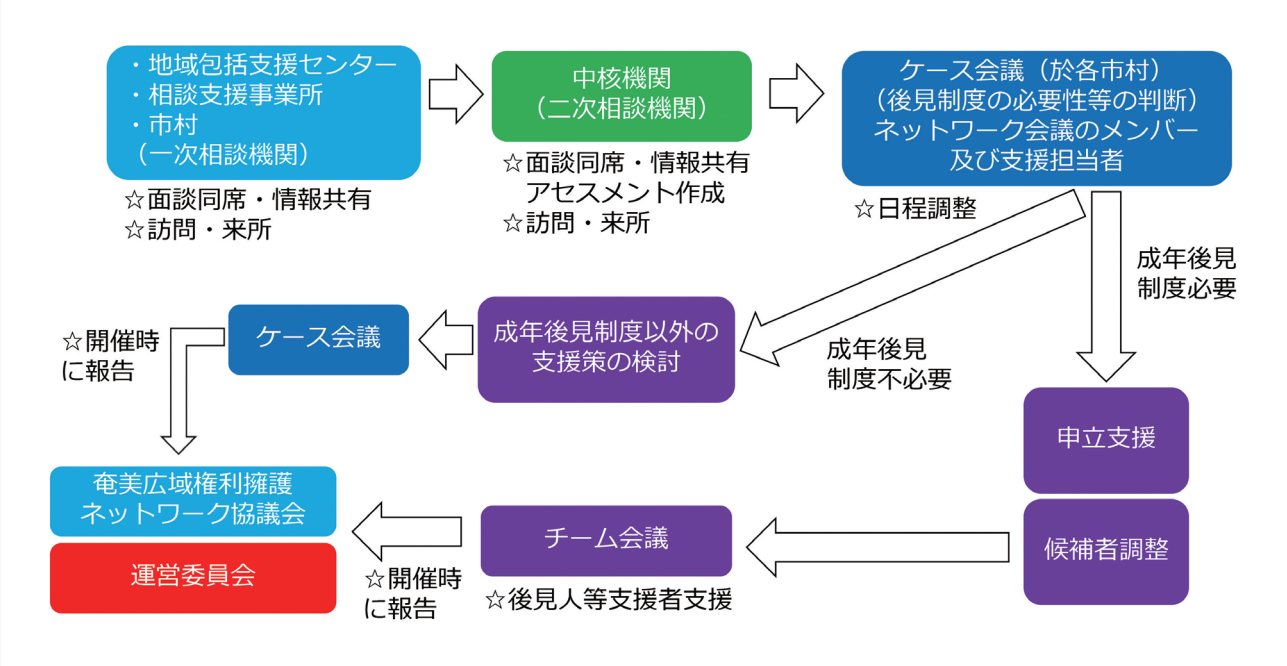


## 工夫ポイント3　地理的ハンデを解消する「出張型相談会」を実施

令和4（2022）年度には、協議会での提案により「住民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できるように」との考えのもと、3つの自治体で年に1回「成年後見制度相談会」を実施した。奄美市から大和村へは車で約20分、宇検村には車で約50分かかり、2村の住民にとっては司法専門職と直接話をする機会は少ないが、相談会では弁護士や司法書士が相談者の住む地域に出向き、社会福祉士とともに直接相談に応じた。この出張型相談会が一次相談となり、必要に応じて二次相談へ、さらにケース会議までつながるという流れができており、迅速な支援が可能となっている。

## 法人後見を始めるための体制づくりを目指す

中核機関の担当者は「広域での取組といっても最初から特別なことは考えていなかった」と話す。強いて言えば、「大切な財産を第三者に委ねることに疑念を持つ人もいる島の風土に、国の制度を理解してもらうことの方が難しかったかもしれない」と振り返る。それは、島という地域的特性から行政も社協も日常的に協働することが当たり前になっていたからだ。この3市村のネットワークに含まれない自治体とも日頃からのやりとりは頻繁にあり、奄美市社協が各自治体からの相談に応じてノウハウを伝えている。

奄美大島では自治体を超えて「知っている人に聞く」のは当たり前になっている。また、本来は報酬が発生するはずの弁護士にも気軽に相談するなど、職種を超えて同じ課題の共有、解決に取り組んでいる。互いの顔、性格、考え方を熟知し、密なコミュニケーションと協働の中で培った信頼関係が広域連携の核となっている。

また、奄美市では、中核機関整備以前から活動しているNPO法人が市民後見人養成を行ってきており、すでに92名が研修を修了している。今後は社協が法人後見に取り組むことで、市民後見人の選任が進むよう、法人後見に向けた体制整備を行うことが目標となっている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

私たちがいま最も推しているテーマは終活です。奄美では終活の一環として成年後見制度のニーズが高まっています。「自分が衰えた時に面倒を見てくれる人が欲しい」、未婚女性の方は「私が死んだら誰が私の財産を相続するの?」、家族との交流が途絶えた男性は「子どもに財産分与をする気はない!」などという相談もあり、将来のために任意後見人を付けておきたいという要望が増えています。そこで「任意後見契約」「遺言」「死後事務委任契約」を終活の3点セットとして紹介しています。任意後見契約だけでは死後の財産処分まではカバーしきれないので、死後事務委任契約の締結も提案しています。これは、成年後見制度に関する講演会で任意後見制度の話をしたところ、遺言に対する反響が大きかったことから生まれたアイデアでした。結婚歴や家族との交流がない方には認知症になる前から3点セットの準備を勧め、中核機関として地域住民の“終活応援”にも取り組んでいるところです。

参考URL 連絡先

奄美市社会福祉協議会
TEL 0997−52−7601
URL https://amamishakyo.org
E-mail info@amamishakyo.org

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈自治体を超えた広域連携による権利擁護支援の協力体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 山形県置賜地域<br>置賜成年後見センター | 整備<br>パターン | 広域<br>委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 二段階の相談窓口と出張相談会で各市町の支援を均質化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 193,155人 |
| 面　　積 | 2,495.28㎢ |
| 高齢化率 | 37.6% |
| 地域包括支援センター数 | 13か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 190人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 20か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 1,772人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 1,215人 |

令和5(2023)年4月1日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 493人 | 386人 | 83人 | 24人 | 0人 |

令和5(2023)年9月30日時点

※令和5(2023)年9月30日現在、山形家庭裁判所が調査した、後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件についての自庁統計に基づく概数

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 | 令和5(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 19件 | 8件 | 17件 | 5件 |
| 内訳 | 高齢者 | 12件 | 4件 | 16件 | 2件 |
| | 障害者 | 7件 | 4件 | 1件 | 3件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(合計件数) | 後見受任者数(件数) | 法人後見支援員(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年5月～<br>令和4(2022)年3月 | 置賜地域3市5町で(仮称)置賜成年後見センター設立準備協議会を設置して準備を進め、中核機関整備に関する協定を締結 |
| 令和4(2022)年4月 | 置賜地域3市5町で構成する置賜成年後見センター運営協議会の委託により、社会福祉法人米沢市社会福祉協議会が事業を開始 |
| 令和4(2022)年4月～ | 制度の周知や各市町からの二次相談窓口としての対応を重点に事業を実施(住民向け・各市町担当職員向け研修会、各市町への出張相談など) |
| 令和5(2023)年1月～ | 受任調整会議の開催 |

## 広域ゆえの成年後見制度に対するニーズや意識のばらつきがあった

山形県置賜地域では、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき平成30(2018)年に「中心市宣言」を行った米沢市と2市5町(長井市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町)が定住自立圏形成協定(以下「協定」という。)をそれぞれ締結した。

協定に基づきさまざまな分野での取組が進められているが、福祉分野においては、3市5町で中核機関の整備について協議が進められ、広域の中核機関として置賜成年後見センター(以下、「センター」という。)を整備することとなった。

ただ、同じ圏域であっても自治体ごとに成年後見制度の必要性やニーズにはばらつきがあり、そこに対する各市町の福祉担当課の意識も異なっていた。今後、置賜地域の3市5町で連携して適切な成年後見制度の利用につなげていくためにも、まずはそれぞれの担当課で成年後見制度の必要性や中核機関のイメージを共有し、意識合わせをする必要があった。

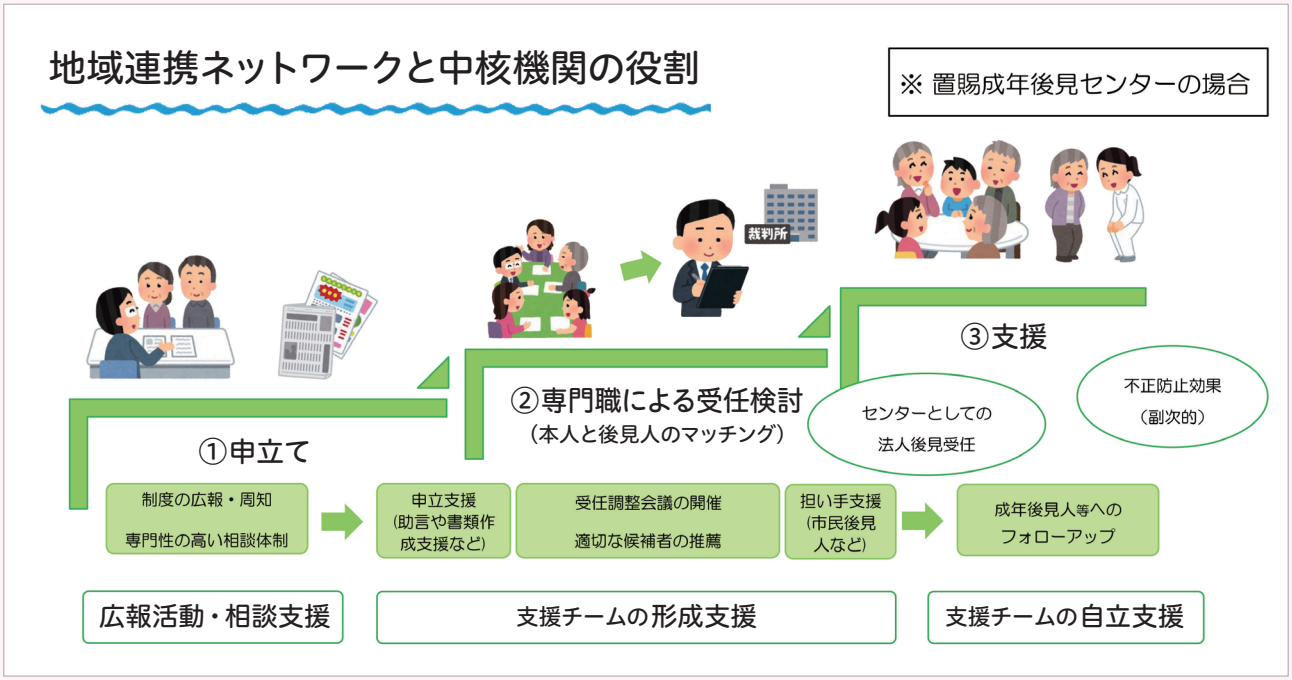


## 工夫ポイント1 集合研修を通して各市町の担当課が同じ方向を向き、意識を統一

各市町の担当課が同じ方向を向いて、適切な成年後見制度の利用へつなげていくためには、同じテーブルに着いて、学んだり意見を交わしたりすることが必要と考え、情報収集や知識習得のためのさまざまな研修を企画した。そのうちの一つとして、県外で先駆的に中核機関を広域整備している地域へ1泊2日で視察研修を行った。この中核機関は整備方法や直面している課題が置賜成年後見センターと似ていたことから、同中核機関の所長に視察させてもらえるよう依頼した。出発の直前期には所長を招いて事前研修を行い、各市町の担当者全員で同中核機関の役割などを学んだ上で現地に向かった。現地では、中核機関はもちろん、連携している関係機関も訪問し、事業内容や成年後見制度の運用の仕方など広域ならではの工夫についてさまざまな話を聞くことができた。

その後も、家庭裁判所や広域整備している中核機関の所長、国の事業にも参画している大学教授を講師に招いて集合研修を開催した。各研修を通して、置賜地域の各市町の担当者が「成年後見制度を必要とする方を適切な利用へつなぐことが大切だ」との意識を共有し、同じ熱量を持てるようにすることに重きを置いた。

## 工夫ポイント2　二段階の相談窓口を設け、各市町と一体となって権利擁護支援を実施

同じ圏域にあっても、自治体ごとに権利擁護支援の実績やノウハウには差がある。そこで、専門性の担保されたセンターを立ち上げるに当たり、広域での支援をより的確かつ効果的に行えるよう、置賜地域の各市町の福祉担当課を一次相談窓口とし、センターを二次相談窓口と位置付けて、二段階の相談窓口のそれぞれの役割を明確にするとともに、連携強化を目指した。

各市町に暮らす住民や事業を営む事業者からの相談は、それぞれの市町の福祉担当課の窓口に来るので、それぞれの市町の担当課の職員が相談者の話を聞く。その中で課題解決が難しく、高度な専門性を要するような案件は、二次相談窓口であるセンターが各市町から相談を受ける。二次相談窓口に上がってきた相談は、各市町で適切な支援ができるよう、センターの職員でもある社会福祉士がアドバイスをしたり、場合によっては現場に出向いて市町の担当者とともに支援を行う。このように、センターの職員と各市町の職員が一体となって権利擁護支援の課題解決に動くことにより、各市町での権利擁護支援の充実やノウハウの蓄積を目指している。

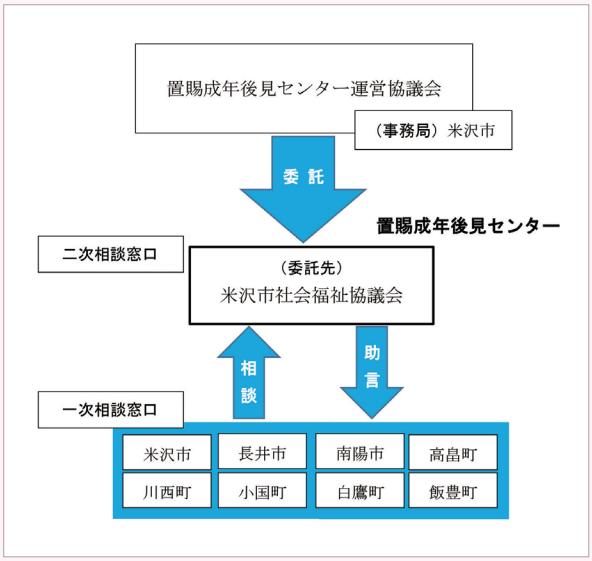


## 工夫ポイント3　各市町を巡る「出張相談会」で助言とともに他の自治体の情報提供も行う

広域で中核機関を整備するとなると、地域によってどうしても物理的な距離の差が生じるため、圏域のすみずみまできめ細かな権利擁護支援を行うことは難しい。そこで、センターの職員は、センター内で相談を受け付けるだけでなく、各市町に出向いて「出張相談会」も行っている。ひと月当たり4市町ずつ、2か月かけて8つ全ての市町を回れるようにスケジュールを組んでいる。出張相談会では、成年後見制度申立ての際の本人同意・親族同意についての説明の仕方や申立書の書き方、医療機関との連携方法、診断書を取る時期などさまざまな相談が現地のケアマネジャーや各種支援事業所などの支援者・事業者から寄せられる。相談を受けるときには相談者に質問票を記入してもらうが、助言をする際には「周りの支援者や事業者、家族がどう思っているか」ではなく「本人の権利擁護がどうなっているのか」の視点を持つことを重視し、対象者に寄り添いながら支援方法をアドバイスする。

置賜成年後見センター　権利擁護支援相談受付票

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市町 | | 記入日 | |
| | | 記入担当者 | |

| | |
|---|---|
| 相談日 | 令和　年　月　日　：　～　：　（対応者：　） |
| 相談者 | 相談者名：　本人との続柄（　）　所属<br>連絡先： |
| 相談形態 | 1．出張相談　2．電話　3．来所　4．訪問 |
| 相談概要 | □　詳細別紙参照　主な相談内容：今後の成年後見申立について |
| 相談契機 | 1．パンフレット　2．研修受講（　）　3．以前に相談　4．その他（　） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 本人氏名 | 男・女 | 生年月日 | T・S・H<br>年　月　日（　）歳 |
| 居住地 | 1．市町内　2．市町外　3．不明　（具体的に　） | | |
| 疾病・病歴 | | | |
| 身体状況 | | | |
| 居住の状況 | | | |
| 経済状況 | 主な収入（約　円）<br>主な支出（約　円）<br>財産状況（　） | | |
| 生活歴<br>現状 | | | |
| 支援状況 | 介護・障がいの認定・区分状況：<br>マネジメント担当者：<br>利用している介護・福祉サービス： | | |
| 本人の<br>意向・希望 | 今後の生活についての意向：<br>手伝って欲しいと思っていること、困っていること：<br>金銭管理についての意向<br>その他　本人にとって重大なこと | | |
| 本人の<br>選好・価値観 | 好きなこと　：<br>嫌いなこと　：<br>大事にしている思い　： | | |
| 支援者の<br>関与と状況 | □　行政（　）　□　地域包括　□　社会福祉協議会　□　相談支援専門員　□　ケアマネ<br>□　ヘルパー　□　就労継続B　□　入所施設職員　□　医師　□　看護師　□　NPO<br>□　民生委員　□　専門職（　）　□　親族（　）　□　警察官　□　その他<br>ケース会議等開催（有（　）回・無）　意思決定支援ガイドラインの共有（有・無） | | |
| 判断能力に<br>ついて | 1．認知症　2．知的障害　3．精神障害　4．その他（　）　5．不明<br>詳細 | 制度利用 | 1．成年後見制度利用　無　2．有 |
| 制度利用に<br>ついて | 1．成年後見制度の利用　無　1-1.初めての相談　1-2.これまでも相談している　1-3.不明<br>2．成年後見制度の利用　有　2-1.補助　2-2.保佐　2-3.後見　2-4.任意後見 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 追加の<br>情報収集<br>※複数選択可 | 1．関係機関等からの情報収集<br>2．ケース会議等への参加　（日時　）<br>3．ケース会議等の招集　（日時　）<br>4．その他　（　）<br>5．不要 | 具体的に　□　詳細は別紙参照 |

また、各市町を回ると一次相談窓口の担当者から「他の市町ではどうしているのか」と聞かれることも多い。同じ圏域内にあっても、行政の組織体制も決裁ルートも権利擁護支援担当者の業務範囲も各市町で異なるため、それぞれの市町の職員は、近隣ではどのように業務を行っているのか気になっている。そこで、圏域内で行政の担当者による情報交換会を開催し、権利擁護支援に関する制度設計やしくみ、運用の仕方などについて行政の担当者同士で会話のできる機会を設けている。

## 専門家のアドバイスのもと適切な支援が可能に

センターという外部の専門家による広域の権利擁護支援のしくみが整ったことで、置賜地域の各市町で専門性に基づくアドバイスを指針にしながら必要な方に適切な権利擁護支援ができるようになった。市長申立てについても自治体によって実績やノウハウの蓄積には差があるが、センターのサポートにより申立てがスムーズに進むようになっている。

中核機関の立ち上げ前には、集合研修を通して各市町の担当者同士で意識を統一でき、成年後見制度の適切な利用につなげるための歩みを進めてきた。しかし、いまだに3市5町が同じ目標に向かって足並みをそろえることの難しさを実感している。同じ圏域であっても、福祉的なニーズも異なればそこに向き合う行政をはじめ関係機関から見える課題も異なり、中核機関に対する期待感にも差があるためだ。

センターの働きかけによって、「この地域に住む全ての方が当たり前の権利を保障され、自分らしく生きていくことを大切にしよう」との志を共有し、各市町の担当者やさまざまな関係者がネットワークを築きつつ、いかに工夫をしながら同じビジョンを持って権利擁護支援に取り組めるかが、今後の課題だ。

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の立ち上げの際、いざ各市町から負担金を拠出してもらおうとしたときに、それぞれの自治体で福祉担当課から財政部局への説明が難しい状況がありました。そこで、2市5町の財政部局の方を米沢市に招き、定住自立圏構想の枠組みの中で特別交付金が活用できることや中核機関整備の必要性、広域で権利擁護支援を行うことのスケールメリットなどを丁寧に説明し、理解してもらうことができました。先駆的な地域の事例を参考にして、中核機関の整備が財政面においてどのような効果(空き家問題や税の滞納問題の解決など)につながるかを説明することも有効だと感じました。

まだ思い悩むことも多いですが、「うまくいかず壁にぶつかった時が、さらに連携を強化して、大きく理想に近づくチャンスだ」と捉え、これからも精進していきたいと思います。

連絡先

置賜成年後見センター運営協議会事務局
(米沢市健康福祉部高齢福祉課)
TEL 0238-22-5111(内線3909)
FAX 0238-21-1600
E-mail kouhuku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

# 地域連携ネットワークの強化に係る取組

## 〈自治体を超えた広域連携による権利擁護支援の協力体制の構築〉

| 自治体<br>中核機関名 | 茨城県水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村<br>水戸市、水戸市社会福祉協議会 | 整備<br>パターン | 広域<br>直営＋一部委託（社協） |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 9つの中核機関を広域でつなぎ、権利擁護の機能を強化 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～10万人未満 | 10万人～20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要（5市3町1村）

| | |
|---|---|
| 人　口 | 701,503人<br>令和5（2023）年10月1日時点 |
| 面　積 | 1,145.66㎢ |
| 高齢化率 | 29.03%<br>令和5（2023）年4月1日時点 |
| 地域包括支援センター数 | 16か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 380人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 80か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 6,798人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 6,362人 |

※記載のある項目を除き令和5（2023）年3月31日時点

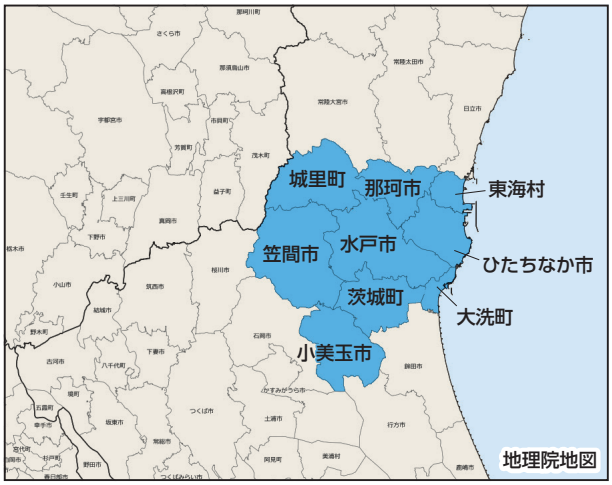


## 2 成年後見制度の関連状況（5市3町1村）

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 1,014人 | 851人 | 135人 | 26人 | 2人 |

令和5（2023）年10月2日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 16件 | 30件 | 21件 | 17件 |
| 内訳 | 高齢者 | 11件 | 26件 | 15件 | 13件 |
| | 障害者 | 5件 | 4件 | 6件 | 4件 |

令和5（2023）年12月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 44件 | 1件 | 1件 | 18件 |

令和5（2023）年12月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 平成29（2017）年4月 | 茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン（水戸市含む5市3町1村を圏域）による県央地域成年後見支援事業を開始。<br>普及啓発、利用支援（相談支援）、市民後見人の養成および活動支援（養成講座平成30年に開催）、法人後見支援、法人後見受任事業を実施 |
| 令和3（2021）年4月 | 水戸市と水戸市社会福祉協議会が共同で広域中核機関を整備（水戸市、水戸市社協、各圏域市町村の三者協定締結） |
| 令和3（2021）年8月 | 茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会を設置 |
| 令和4（2022）年4月 | いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン（水戸市含む5市3町1村を圏域）による県央地域成年後見支援事業を開始。<br>普及啓発、相談支援、利用促進（受任者調整等の支援、担い手育成・支援、制度への円滑移行等）、後見人の支援、法人後見受任事業を実施 |
| 令和4（2022）年8月 | 受任候補者マッチング会議を設置 |
| 令和5（2023）年10月 | 市民後見人養成講座修了生を成年後見サポーターとして活用 |
| 令和6（2024）年2月 | 親族後見人のつどいを開催 |

## 県央地域の各自治体の資源の格差が大きかった

茨城県の中央に位置する「いばらき県央地域」とは、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村の9つの市町村による圏域を指す。これらの9自治体は、平成20(2008)年頃から相互に連携を図りながら地域全体の活性化に取り組んでいた。平成28(2016)年度には、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結して医療、福祉、観光、地域公共交通等の幅広い分野における広域連携事業を推進し、成果を上げていた。

そうした中、令和2(2020)年に水戸市が県内初の中核市に移行したことに伴い、連携中枢都市の要件を満たしたため、令和4(2022)年にいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する協約を締結し、30のビジョンが策定された。そのビジョンには地域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実などに関する30の取組が示されており、福祉分野では成年後見制度の普及啓発等を目的とする県央地域成年後見制度利用促進事業が掲げられた。

圏域内の各自治体は、面積や人口の差だけでなく、使える施設や専門職人材等の資源においても格差があり、成年後見制度を利用する上では、小規模自治体にとって特にハンデとなっていた。そこで、広域連携体制を整備することにより自治体間の格差をカバーし、県央地域全体として成年後見制度についての体制整備を行うこととした。

## 工夫ポイント1 市町村中核機関の機能を補い、支える広域中核機関を整備

いばらき県央地域の9市町村は、法に基づきそれぞれに中核機関(市町村中核機関)を整備している。市町村中核機関は、各市町村において、広報、相談、利用促進、後見人支援の業務を担っている。

住民にとっての最初の相談先は、基本的には居住地市町村中核機関となる。しかし、中には市町村中核機関での対応が困難なケースもあり、そのような場合には、市町村中核機関と連携して、課題解決を図るのが広域中核機関である。

広域中核機関は、このような活動のほか、市民後見人の養成、後見人の活動を支援するための後見人向け相談会の開催など、県央地域の住民が成年後見制度に興味・関心を持てるよう、各種事業を展開している。また、広域中核機関は、担い手の確保、後見人等の円滑な選任、後見人等報酬助成などの課題について協議するため、成年後見制度の利用促進に関わる多様な機関から構成する茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会を設置し、運営している。

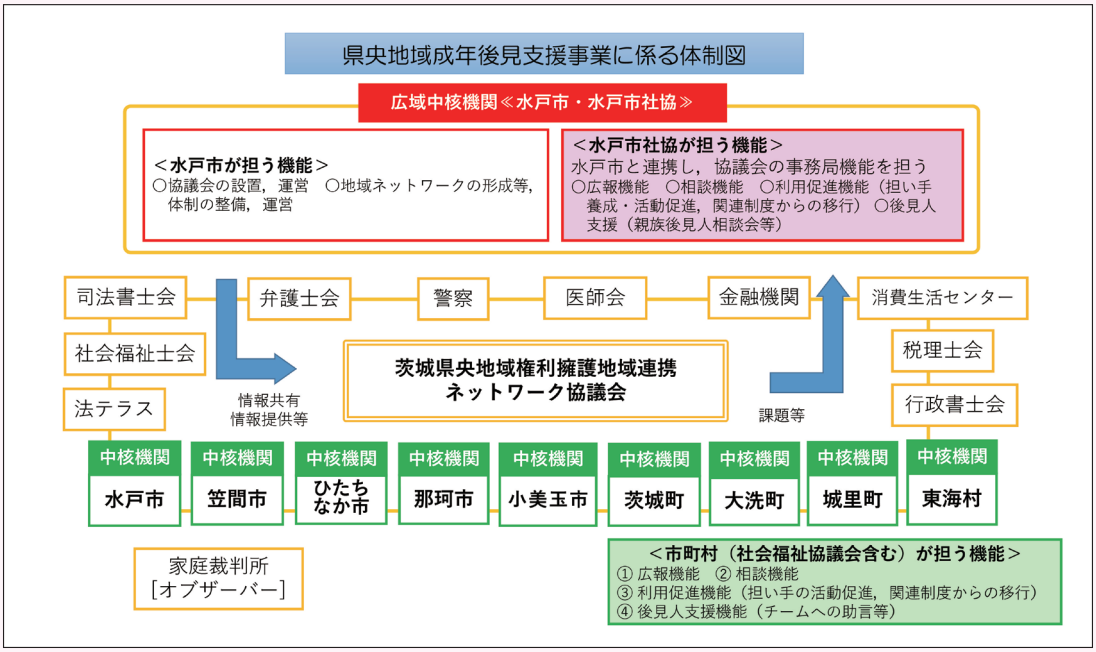

## 工夫ポイント2 落語や寸劇を織り交ぜた学習会を開催

広域中核機関では、成年後見制度の普及啓発活動として、これまでさまざまな切り口での広報・啓発活動に取り組んできた。その中でも特に力を入れているのが各市町村担当課と各市町村社会福祉協議会の連携による学習会（講演会）の実施である。

一般的に難しいと思われがちな成年後見制度や権利擁護について、住民の興味・関心を引き出すために、成年後見事業に関わる職員自らが舞台に立ち、落語や寸劇等の手法を用いて楽しく分かりやすく説明する場を作っている。

これは、担当者いわく「制度について説明するとどうしても言葉が多くなり、難しく捉えられてしまう」という懸念から生まれた現場の職員発のアイデアだ。このほか、地域で開催されるイベントに出展する際には、子育て世代も安心して説明が聞けるようにぬり絵を用意し、子どもがぬり絵に熱中している間に説明を行うなどの工夫も心がけている。

また、広域中核機関では成年後見制度に関する知識が多少あり制度利用を考えている人に向けて、専門職講師による講座も実施している。対象者に応じたさまざまなアプローチによる住民向け学習会（講演会）によって実際の相談に結びついている。

このような企画性に富んだ学習会は単独自治体での開催は難しいが、広域連携で行うことで各自治体のノウハウやマンパワーを集約できるメリットがある。

## 工夫ポイント3 自治体の枠を超えて悩みが話せる「後見人等向け相談会」を開催

令和3（2021）年度からは、成年後見人等向けの相談会を開催している。弁護士会等の協力を得て9市町村の各地で毎年開催している。広域で開催することにより、相談者にとっては地元の人には知られたくない悩みを抱えている場合でも、他の市町村で話を聞くことができ相談に行きやすいというメリットがある。

## 「成年後見サポーター」が加わる新たな体制づくり

広域中核機関では、各市町村中核機関の「専門職がいない」「職員が足りない」「予算の確保が難しい」といった悩みを広域でカバーし、単独では開催が難しい取組も実現してきた。今後は、次なるステップとしてこれまで養成した市民後見人（養成講座修了者を含む）を「成年後見サポーター」と位置付け、成年後見制度についての理解を深める機会となるよう、学習会（講演会）の受付協力や寸劇への出演協力を求めていく。養成講座を修了してもすぐに市民後見人に選任されるわけではない。そこで、実働までの期間をスキルアップを図る期間としてさまざまな経験を積んでいくのだという。

令和5（2023）年度はさらに、「親族後見人のつどい」の開催も計画している。親族後見人は、家庭裁判所とのやりとりだけのケースが多く、同じ悩みを抱える後見人同士との関わりが少ない。家庭裁判所への報告の仕方がよく分からず、結果として親族後見人が不正を働いてしまっていたという事例もあるため、つどいの機会を創出し「ざっくばらんな雰囲気で情報共有できる場をつくりたい」と考えている。このつどいには、弁護士や司法書士等の専門職も招く予定であり、「弁護士や司法書士というと敷居が高いイメージがあるが、困った時に相談できる顔の見える関係づくりの機会になれば」とも考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

成年後見制度や権利擁護支援について説明しようとすると、どうしても専門用語が多くなってしまい、「難しい」というイメージを持たれてしまうもどかしさがありました。しかし、この制度を広く知ってもらうためには、情報を必要としている人にあの手この手でアプローチしなければなりません。「どうすれば多くの人が関心を持って聞いてくれるだろう」「どうすれば分かりやすく説明できるだろう」と考えて思いついたのが、落語や寸劇でした。落語は当初、成年後見制度をテーマとする噺で各地を回っている落語家さんにお願いをしましたが、その翌年度は職員が自ら舞台に上がり開催することができました。学習会の開催については、当初は自治体間でも温度差がありました。しかし、年数を重ねるごとにノウハウが共有されていき、アイデアが詰まった企画が実現できていると実感しています。

参考URL 連絡先

**水戸市福祉部高齢福祉課**
TEL 029-232-9174
URL https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/43/
E-mail senior@city.mito.lg.jp

**水戸市福祉部障害福祉課**
TEL 029-232-9173
URL https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/42/
E-mail handicapped.persons@city.mito.lg.jp

解説

# 中核機関と家庭裁判所との連携

最高裁判所事務総局家庭局

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークの機能は、中核機関を含む福祉・行政や法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能に整理され、福祉・行政等と家庭裁判所とが適切な連携を図っていけるよう、「相互理解」が重要であることが明記されました。

中核機関を含む福祉・行政等と家庭裁判所とでは、何を問題と考えるかや課題にどのようにアプローチするかといった点で異なるところがあり、お互いがその機能を十分に発揮するためには相互の考え方や発想について理解を深めていくことが必要です。もっとも、中核機関の設置状況を含め地域の実情は様々ですから、まずは、できるところから着実に取り組んでいくことが大切だと考えられますが、そのためには、福祉・行政等と家庭裁判所が相互理解を深めるための「場」を形成することが重要ではないでしょうか。例えば、地域の実情や協議事項に応じた形で協議会を設置し、家庭裁判所にもオブザーバーとして参加するよう呼び掛けていただくことも一つの方法だと思われます。

また、中核機関を含む福祉・行政等による「支援」機能と家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能との連携という視点では、適切な後見人等候補者を選定することを目的とした受任調整会議の役割も重要です。

本人の視点に立ってみますと、これまでかかわりのなかった人物が突然後見人等として現れても、すぐに自分の支援者として受け入れることが難しいこともあるでしょうし、本人の利益にかなった権利擁護支援チームを形成するという観点からも、申立前から本人やチームの状況が共有され、本人の意向や本人との相性が確かめられている人物が候補者として挙げられることが望まれます。家庭裁判所において、本人の利益にかなう候補者を自ら探し出したり、本人と候補者との顔合わせを行うなどのマッチングを担ったりすることができないことからしますと、各地域において受任者調整のしくみが機能し、申立ての段階で適切な候補者が選定される体制が整備されることが重要と考えられます。

さらに、このような受任者調整を経て選定された候補者が後見人等に選任されることにより、申立ての前後における本人に対する福祉的な支援が途切れることなく継続することにもなると考えられます。その意味では、実際に選任を行う家庭裁判所と受任者調整を行う福祉・行政等との間で、後見人等を選任する際の考慮要素や候補者のイメージを共有することが重要ですし、家庭裁判所が受任調整会議のプロセスや意義を理解することも必要だと思われます。一部の家庭裁判所では、福祉・行政等が参加する協議会の場において、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて選任イメージの共有を図ったり、受任調整会議を実際に見学したりするなどの取組を通じて、相互理解を深めるように努めています。

成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、中核機関を始めとする福祉・行政等と家庭裁判所がそれぞれの機能を十分に発揮できるよう、相互理解を基盤とした連携を図りつつ、地道な取組を進めていくことが大切なのではないでしょうか。

コラム 社会福祉の専門家に聞きました

# 重層的支援体制整備事業との連携の工夫

同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授　永田 祐さん

皆さんの自治体でも、複合的な課題を抱えた人や世帯の問題、制度のはざまの状態にあって困難を抱えた人や世帯の問題をどのように支援していけばよいか頭を悩ませているのではないでしょうか。こうした課題の多くは、特定の部局や一人の専門職だけで解決することは難しく、多職種が連携し、多機関が協働することが求められます。

こうした連携や協働を促進していくために、平成30(2018)年に施行された改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制を構築していくことが規定され、それを実現するための事業として令和3(2021)年には重層的支援体制整備事業が創設されています。重層的支援体制整備事業は、既存の制度に基づいた福祉を一体的に運用する(包括的相談支援事業、地域づくり事業)と同時に、その間をつなぐ新たな事業(参加支援事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業、多機関協働事業)を創設するものであり、対象者別の制度福祉と地域における多様な活動を重ねていくことを目指す事業です。また、それを可能にするための財政措置として、高齢、障害、子ども、困窮それぞれの相談支援及び地域づくりに関連した対象事業に対する補助金等を一体的に執行できる重層的支援体制整備交付金があらたに創設されました。

成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークの構築に関連した事業は、現状では重層的支援体制整備事業の交付金化措置の対象となっておらず、そのため、事業実施市町村においても、重層的支援体制整備事業の体制整備とは別々に考えられていることが多いようです。しかし、考えてみれば、権利擁護支援ニーズを抱えた人は、世帯に複合的な課題を抱えていたり、制度のはざまの状態にある場合が多く、多職種、多機関の「重なり」が求められることも少なくないはずです。二つの取組を一体的に展開していくことで、権利擁護支援チームによる支援を充実させると同時に、成年後見制度につながらない場合でも、権利擁護の視点を確保した支援の展開が可能になります。

重層的支援体制整備事業の所管課が成年後見制度利用促進施策も所管している場合には、こうした一体的な展開は容易になるでしょう。しかし、そうでなくても、具体的な工夫として、住民に身近な圏域における相談窓口やコミュニティソーシャルワーカーといった専門職、地域の多様な活動に従事する方々が、権利擁護支援ニーズのある人を早期に発見し、重層的支援会議や支援会議において権利擁護支援チームの形成を支援することができれば、成年後見制度に限定されない多様な支援の選択肢を検討することが可能になります。こうした会議体の固定の参加者として、中核機関を位置づけている市町村もあります。そうすることで、成年後見制度の利用に至らないケースでも、権利擁護支援の考え方を基盤として包括的支援体制を構築することが可能になります。

もちろん、連携が必要なのは、相談の場面に限りません。権利擁護支援のゴールは、支援を必要とする人が地域社会に参加し、自立した生活を送ること。判断能力が不十分になっても、その人らしくいることができる居場所があって、役割を発揮できるようにするために、事業実施の有無にかかわらず「参加支援」と「地域づくり」の視点を持ってほしいと思います。

# その他の取組

# その他の取組
## 〈親族後見人の活動支援〉

| 自治体<br>中核機関名 | 宮城県気仙沼市<br>保健福祉部高齢介護課（事務局） | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 支援事業所や親族後見人が孤立しにくい関係性を構築 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　口 | 58,370人 |
| 面　積 | 332.44㎢ |
| 高齢化率 | 40.1% |
| 地域包括支援センター数 | 7か所<br>（うち1か所は直営基幹型機能） |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 39人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 6か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 628人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 498人 |

令和5（2023）年3月31日時点

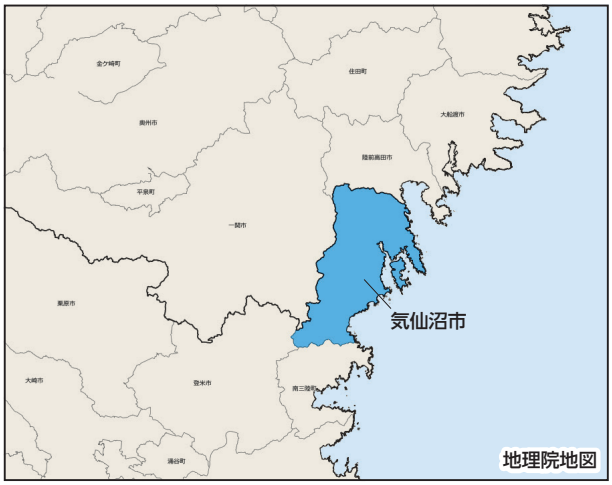


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数（合計） | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 60人 | 50人 | 10人 | 0人 | 0人 |

令和5（2023）年10月1日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2（2020）年 | 令和3（2021）年 | 令和4（2022）年 | 令和5（2023）年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 1件 | 2件 | 0件 | 1件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 |

令和5（2023）年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数（合計件数） | 後見受任者数（件数） | 法人後見支援員（実働件数） | 日常生活自立支援事業生活支援員（実働件数） |
|---|---|---|---|
| 0件※ | 0件 | 0件 | 0件 |

※市民後見人養成は未実施のため

令和5（2023）年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3（2021）年6月 | 気仙沼市保健福祉部地域包括ケア推進課（現高齢介護課）と社会福祉課の両課内に中核機関を整備 |
| 令和3（2021）年7月 | 第12回気仙沼・南三陸成年後見サポート連絡協議会を開催し、当該協議会が解散することを承認。第1回成年後見制度利用促進協議会を開催 |
| 令和3（2021）年10月 | 研修会「成年後見制度の活用と後見人との連携について」を、介護支援専門員、相談支援専門員等を対象に実施 |
| 令和4（2022）年7月 | 研修会「成年後見制度のより良い活用について」を民生委員、児童委員を対象に実施 |
| 令和5（2023）年2月 | 親族後見人を主な対象とした後見人交流会を開催 |

## 親族後見人を支援するにもアプローチ方法がなかった

気仙沼市では、中核機関が整備される以前から、保健所の管轄が同じ南三陸町と一緒に気仙沼・南三陸成年後見サポート連絡協議会を発足させ、互いの地域が抱える課題を出し合い、中核機関の在り方等を話し合った。一時は1市1町の広域での設立を検討したこともあったが、エリアの特性などから福祉のニーズが異なる部分があり、気仙沼市だけの単独・直営とすることになった。ただ、1市1町の協力関係は現在も続き、中核機関の協議会にはオブザーバーとして加わってもらい、広域的な情報共有が続けられている。ほかにも、気仙沼市の後見人を受任する専門職団体が、気仙沼市と南三陸町の住民に対して受任活動を行うなども引き続き行われている。

このように専門職後見人については現状を把握しているものの、成年後見制度利用者のおよそ半数弱を占める親族後見人についてはアプローチする方法がなかったため、現状を把握できないという状況にあった。こうした背景から中核機関のさまざまな事業目的の中でも、「親族後見人への相談支援」を筆頭に挙げることにした。

整備後に聞こえてきたのは、中核機関の窓口や福祉関連の窓口に寄せられた、親族後見人からの相談だった。その内容は、専門職のように所属する団体もない親族後見人が、一人で活動する大変さを窺い知ることができるものだった。この現状を危惧し、中核機関では支援の輪がさらに広がる取組に力を入れることにした。

### 工夫ポイント① アンケート調査で現状とニーズを把握

中核機関の窓口に寄せられた相談をきっかけに、「今まで声を上げないまでも、どこに相談すればいいか分からないなど、悩みを抱えている親族後見人がもっといるのでは」という懸念が生じた。そのため、まずは現状やニーズを把握しようと、アンケート調査を計画した。アンケートの項目は中核機関で考え、送付状と一緒に作成した。送付については、協議会の委員である家庭裁判所の協力を得て、親族後見人へと送付してもらうことができた。

アンケートの調査結果で見えてきたのは、親族後見人を続けていく上で、相談先がなかなかないと感じていることだ。たとえ成年後見制度を活用していても、それだけでは解決できないさまざまな悩みがあり、その苦しい思いを抱えているという現状だった。また、夫婦が親族後見人と被後見人という関係では、「後見人自身が高齢になったときにどうしたらいいのか」という不安な思いもアンケートにつづられていた。

この結果を受けて中核機関では、悩みや不安を少しでも軽くできる支援が必要であることを確信し、解決を促す施策づくりに向けて動き出すことにした。

**親族後見人アンケートの項目（抜粋）**

- 続柄や類型
- 申立て理由等の基礎的事項
- 親族後見人となることのメリット
- 親族後見人を行う上での負担
- 困った時に相談する先があるかどうか
- 地域に成年後見制度を知ってもらうために必要なことおよび課題

## 工夫ポイント2　専任の有資格者による柔軟な対応で支援を深める

先述のアンケート調査を行う前から中核機関で取り組んでいたのが、親族後見人の相談を受ける窓口の開設だ。中核機関の整備前から、成年後見制度に関する相談については、高齢部門は高齢介護の担当課と地域包括支援センターで、障害部門は障害福祉の担当課と基幹型相談支援センターで受け、併せて、親族後見人からのさまざまな悩み相談も受けていた。この機能は継続しつつ、新設した窓口が、親族後見人支援の大きな受け皿としての役割を担うことにした。窓口には、社会福祉士の資格を持ち、相談業務の経験がある職員を専任で配置し、前述の2課と情報共有しながら、必要に応じた支援へとつないでいる。

窓口に寄せられる相談は、「親族を後見人候補者として、成年後見の申立てをしたい」という内容が多く、相談者が高齢というケースも多い。中には成年後見制度の一部分のみを理解している場合があり、その際は、申立てのきっかけとなった課題が解決した後も、成年後見人の活動が続くことなどを含めて説明し、制度の正しい理解を促している。また、「家庭裁判所の話を正しく理解できるか不安なので、一緒に聞いてほしい」などの要望については、相談者に同行し、家庭裁判所の説明をさらにかみ砕いて伝えることで、理解に対する不安な面をサポートしている。ほかにも、親族を後見人候補者とすることを検討したものの、最終的には、専門職を候補者とすることを望む場合には、専門職につなぐまでを対応する。ケースはさまざまだが、常に柔軟な姿勢で必要な支援を行うように努めている。

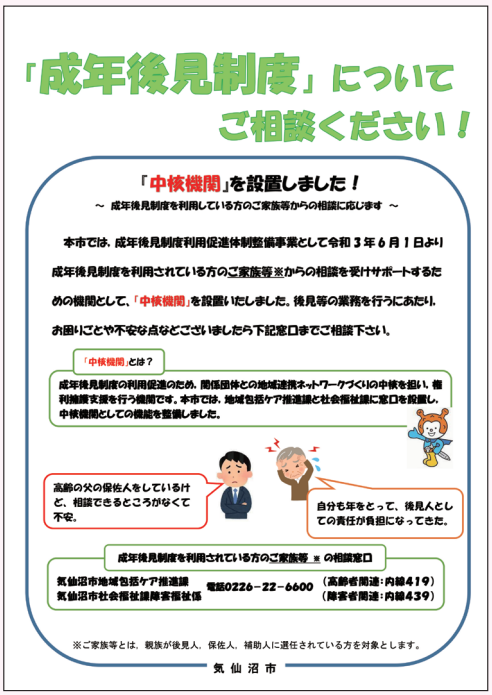


## 工夫ポイント3　後見人交流会の開催で、心に抱える負担を和らげる

日々、活動する中で、新たな支援として思い描いていたのは、親族後見人同士が悩みや不安を語り合い、互いに情報共有できる場となる交流会を開くことだ。この案を温めながら、先のアンケート調査を実施したところ、回答の中でニーズのあることが分かり、開催に向けて本格的に計画を立てて実施することにした。

当日のプログラムは、講話と懇談による2部構成とした。講話は、親族後見人にとって関心のある「後見活動に関する悩みや支援機関との関わりについて」というテーマで、日頃から協力関係にある社会福祉士を講師に招いた。また、懇談は、「家庭裁判所に提出する書類作成に時間を費やしている」という苦労や、「伴侶の親族後見人をしているが、年を重ねた先も自分で後見活動ができるのか」「活動できなくなった後は、どんな方法があるのか」「自分が高齢になって専門職後見人に引き継いだら、報酬はどのくらいなんだろう」という不安などが話題に上がった。終始なごやかな雰囲気の中で互いの思いを語ってもらい、閉会とした。

参加者からは、次回の開催を望む声が聞かれるなど、後見人交流会の必要性を再認識することもできた。

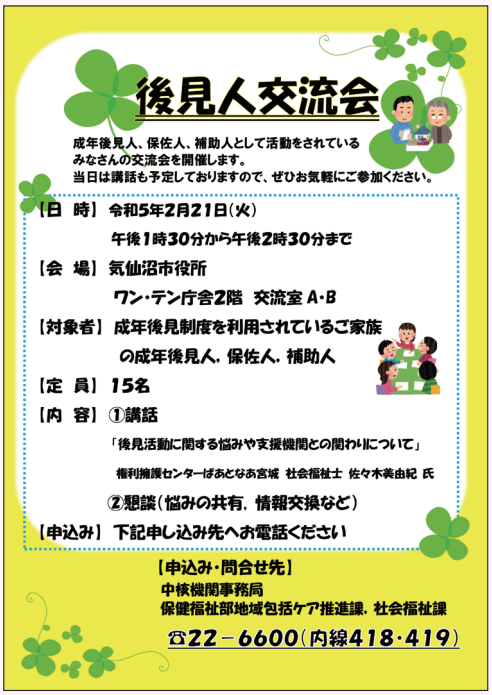

## 後見人交流会の反響を受け、交流の輪が広がる活動を継続

後見人交流会が実現でき、親族後見人から「参加してよかった」という言葉を得られたことが、一番の成果だ。当人の不安や大変さは、身内同士で共有できる部分もあるが、やはり、人によっては慣れない報告書作成や収支計算等があり、実際に活動していないと分かち合えない苦労がある。こうした側面から、思いを共有できる後見人交流会は、親族後見人が後見活動を前向きに進めていくための取組として、また、交流の輪を広げる場として、今後も継続する方向で検討している。

できれば次回は、新型コロナウイルス感染症対策の必要がなければ、マスクを外してお茶を飲みながら談笑できるカフェスタイルで開催し、よりリラックスした場づくりに発展させたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

アンケート調査の実施・送付を計画していた当初は、親族後見人がどこに何人いるかなどが、全く把握できない状況でした。

幸い、情報を持つ家庭裁判所とは、日頃から顔の見える関係を築かせてもらっていたので、私たちは「親族後見人に直接、情報を届けたい」という一心で相談しました。もちろん、個人情報のやりとりができないことは承知していましたが、なにか手だてはないかと思ったのです。そのため、家庭裁判所とは、考え方などを共有するために、何度も打合わせをさせてもらいました。

お互いにとっても初の試みです。私たちにはただ「実現させたい」という思いがあり、家庭裁判所には、「自分たちが仲介する形で、中核機関のアンケート類を親族後見人に届けていいのだろうか」という懸念がありました。今まで対応していないことでもあったので、かなり難しいお願いだったと思います。しかし、前向きに検討してもらった結果、協力してもらえることになりました。家庭裁判所の配慮や協力があってこそ実現できたことなので、大変感謝しております。

その後も家庭裁判所の協力を得て、後見人交流会のお知らせを送付してもらいました。この会を開くことができ、親族後見人の思いに耳を傾けられたのも、家庭裁判所と一緒に新たな取組へと踏み出した、大きな一歩があったからだと思います。

(注)家庭裁判所の協力については、各家庭裁判所と個別に調整する必要があります。

参考URL 連絡先


気仙沼市保健福祉部高齢介護課
地域包括支援センター
TEL 0226-22-3463
URL https://www.kesennuma.miyagi.jp
E-mail kaigo@kesennuma.miyagi.jp

# 中核機関の
# 立ち上げ事例

# 中核機関の立ち上げに関する取組

## 〈小規模自治体における立ち上げ・体制整備の工夫〉

| 自治体<br>中核機関名 | 北海道久遠郡せたな町<br>せたな町成年後見支援センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 支援者や専門家を巻き込みながら顔の見える関係を構築 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 6,994人 |
| 面　　積 | 638.69㎢ |
| 高齢化率 | 47.8% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 2人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 82人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 85人 |

令和5(2023)年8月31日時点

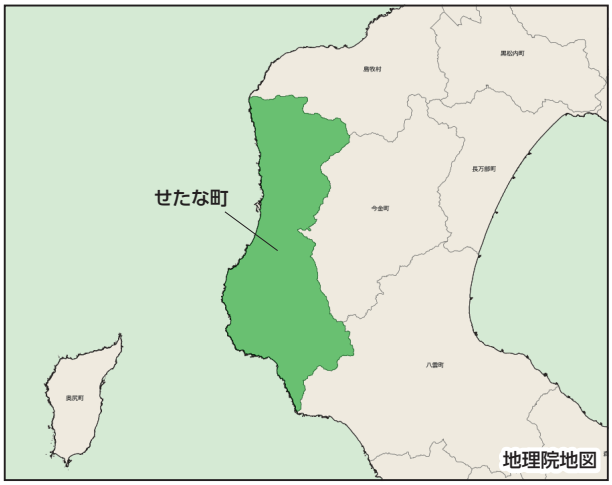


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 15人 | 6人 | 8人 | 1人 | 0人 |

令和5(2023)年10月3日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 5件 | 3件 | 2件 | 3件 |
| 内訳 | 高齢者 | 4件 | 3件 | 2件 | 3件 |
| | 障害者 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年10月1日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 54件 | 2件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年10月1日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年9月 | 中核機関整備について担当者(3名)で協議を開始 |
| 令和2(2020)年8月 | 中核機関整備について課内で協議 |
| 令和2(2020)年10月 | 理事者へ提示、了承を得る |
| 令和3(2021)年3月 | せたな町成年後見制度利用促進基本計画を策定 |
| 令和3(2021)年8月 | 関係機関・支援者を対象に成年後見制度のニーズ調査を実施 |
| 令和3(2021)年8～9月 | せたな町市民後見人養成講座を実施(9年ぶり2回目) |
| 令和3(2021)年12月 | せたな町保健福祉課内に中核機関として「せたな町成年後見支援センター」を整備 |

## 権利擁護のために支援者・関係者で判断できるしくみが必要だった

令和3(2021)年頃まで、権利擁護業務は地域包括支援センターの社会福祉士2名と、保健福祉課障がい福祉係の社会福祉士1名が、他の業務と同時並行で行っていた。例えば、水も出ない劣悪な環境に暮らすセルフネグレクトの人、引きこもりの息子と不衛生な環境で暮らす認知症の母親、他人との関わりや医療を拒否している末期がんの高齢男性など、複合的課題を抱えるケースに関する相談があった。そのような場合、成年後見制度もしくは何らかのサービスにつなげるまでは、担当者が一人で全ての課題を抱え込む状況になりがちだった。業務外のことでも、命に関わるような状況にいる住民を放置することはできない。一方、行政が介入しすぎることで、かえって本人への権利侵害になる懸念もあった。権利擁護業務の担当者間では「本人の権利を護るために、専門家のアドバイスももらえて、本人を知る支援者・関係者全員で判断できるしくみが必要」との声も上がっていた。中核機関があれば、専門家とのネットワークを構築し、協力も得られやすくなると考え、中核機関の整備を検討するようになった。

当時、協力関係にあった法テラスの弁護士から「せたな町はすでに中核機関がすべき業務はやっているので、あとは名乗るだけですよ」と言われたことも大きい。「最初から全て整えなくてもいい。小さく生んで大きく育てよう」と割り切って、中核機関の立ち上げを決定した。

### 工夫ポイント① 研修やセミナー、各種資料で中核機関の役割や他の自治体の事例を学習

中核機関の立ち上げを決めたものの、何をすべきか分からない。そこで、中核機関は地域でどういう役割・機能を持つのか、立ち上げにはどのようなことが必要なのかということについて、権利擁護業務の担当者でまず勉強するところからスタートした。厚生労働省や消費者庁、北海道檜山振興局の主催のものなど、さまざまなテーマの研修やセミナーに参加して繰り返し説明を聞いて理解に努めたり、実践報告者のリアルな声を参考にしたりしながら徐々にイメージをつかんでいった。

また、厚生労働省発行の「成年後見制度利用促進ニュースレター」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き/実務のための手引き」などを読み込んで、小規模自治体の立ち上げ事例について資料を作成した。せたな町でできること・できないことを課内で検討し、意思統一を図った。せたな町と同じ人口規模・高齢化率の中核機関での立ち上げ事例や体制整備方法は、課の会議などで他の町村の状況を説明するときに役立った。

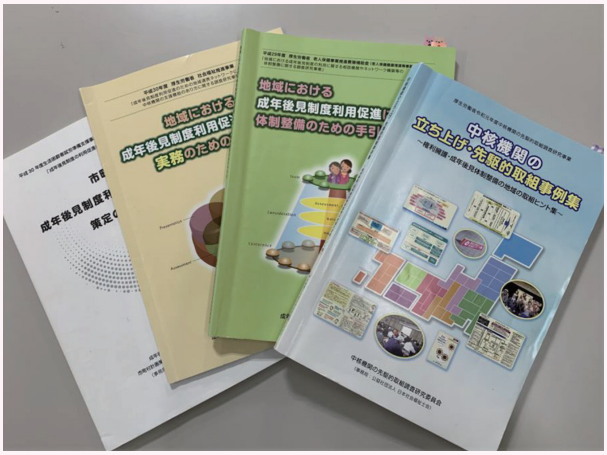


### 工夫ポイント② 支援者や専門家、関係機関と協働し、情報収集や協力要請に努める

中核機関の立ち上げ前より、虐待などの権利侵害のあるケースへの対応時には、地域の民生委員や病院の相談員、ケースワーカー、ヘルパー、デイサービスの職員などの支援者と協力してきた。中核機関の整備を決めたのは、そうした支援者や関係機関から地域の中で成年後見制度を必要とする人の情報を寄せてもらえ、制度を利用できる人が増加すると考えたことも背景にある。中核機関を整備する根拠を明らかにするため、立ち上げ前に成年後見制度のニーズに関するアンケート調査を行った時にも、そうした支援者や関係機関の協力を得た。

法テラスの弁護士には近隣の自治体における中核機関の立ち上げ状況について情報提供してもらったり、リーガルサポートの司法書士にも体制整備について意見をもらったりした。また、「事例集」に掲載されている中核機関を直営整備した自治体や、近隣の町村・先進地域に電話をかけて話を聞いたほか、北海道社会福祉協議会にある成年後見制度推進バックアップセンターにも電話で相談に乗っていただいた。情報を得られるところには積極的にコンタクトを取り、情報収集や協力要請に努めた。

## 工夫ポイント3 後見人と町がつながる「せたな町成年後見人意見・情報交換会」を開催

令和元(2019)年度より、年に1～2回のペースで「せたな町成年後見人意見・情報交換会」を開催している。これは、後見人等や法テラスの弁護士、成年後見支援センター(以下、「センター」という。)の職員が集まって活動報告をしたり、テーマを決めて意見を交わしたりする場だ。後見人等同士の交流の場になるほか、後見人等と町の職員との交流の場にもなっている。また、専門職とも交流できるので、お互いの性格や話しぶりも分かった上で依頼ができるようになった。

せたな町では専門職後見人と市民後見人がペアになって後見業務を行っており、意見・情報交換会では、専門職から「市民後見人さんが一緒に動いてくれるのでとても助かる」との声もあった。意見・情報交換会は、町の職員にとってはこうした参加者のリアルな声が聞け、参加者には町の考えや動きを知ってもらえることがメリットである。毎回90分の時間を設けているが、時間が足りないほどいつも話が盛り上がっている。

## 工夫ポイント4 協議会の参加人数を少人数にとどめることで顔の見える関係づくり

令和4(2022)年には、せたな町成年後見制度利用促進協議会を整備した。協議会のメンバーと国からの情報や実際の事例を共有しながら、町が行っている権利擁護支援のイメージをつかんでもらうことが目的だ。それぞれの参加メンバーが携わる各分野の現状についての話を聞くことで、権利が守られるまちづくりのヒントも得ることができる。

出席者は地域包括支援センター運営協議会、障がい者地域自立支援協議会から各2名、センター職員、オブザーバーとして地域の法律専門職1名を含み12名以下にとどめている。それは、担当者が参加者の大勢集まる会議に出席したときに、発言しづらい思いをしてきたことが背景にある。思ったことを言ってもらえるやわらかい雰囲気の協議会にするため、少人数での開催にこだわった。また、メンバー同士の関係づくりも兼ねているため、協議会は毎回、直接顔を合わせる対面形式で行っている。

**■せたな町成年後見制度利用促進協議会の構成メンバー**

| 所属 | 職業等 |
|---|---|
| せたな町地域包括支援センター運営協議会 | 市民後見人／せたな町社会福祉委員、健康づくり推進員 |
| | 建設会社総務部長／サービス付き高齢者住宅・小規模多機能型居宅介護支援事業所施設長 |
| せたな町障がい者地域自立支援協議会 | せたな町教育委員会生涯学習指導主事　(元教員) |
| | せたな町身体障害者福祉協会会長・北部檜山医師会事務局長 |

## 今後も他の自治体を参考にしながら体制を整備していく

成年後見制度の利用者は徐々に増えつつある。医療機関やケアマネジャー、施設から「成年後見の申立てが必要になりそうな人がいる」といった相談も増え、関係者の権利擁護支援に関する意識の変化も感じられるようになった。

今後も今までと同様、権利侵害を受けている町民を一人でも多く救済できるよう、会議のしくみや利用支援事業の要綱を見直してよりよい運用に変えていく取組を進めている。また、令和3(2021)～令和5(2023)年度の計画期間終了に伴い、次期計画の策定作業も行っている。

成年後見制度のニーズはあるが、担い手が不足していること、法人後見の実施機関がまだないことなど、これから解決していかなければならない課題もあり、他の自治体を参考にしながら体制を整備していきたいと考えている。

■せたな町における権利擁護支援の状況

| | 平成28(2016)年 | 平成29(2017)年 | 平成30(2018)年 | 令和元(2019)年 | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 | 令和4(2022)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 成年後見制度利用者数 | ー | ー | ー | 6 | 10 | 12 | 14 |
| 首長申立て | 1 | 0 | 0 | 3 | 6 | 3 | 2 |
| 本人・親族申立て | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |

担当者より

## ここが私たちの頑張ったポイント!

「中核機関を立ち上げるからには、形だけのものには絶対したくない!」との一心で、分からないなりにさまざまな関係者の協力を得ながら立ち上げに向けて取り組んできました。立ち上げてみて分かったのは、「やるべきことを一つずつ積み上げていけば、案外何とかなるものだ」ということです。勇気を出して一歩踏み出してみると、見えてくるもの、分かってくるものもたくさんありました。

専門職の皆さんは、まさに地域の宝です。これから中核機関を立ち上げる皆さんには、専門職の方々とのつながりを意識的に作っていただきたいですね。「こんな初歩的なことを聞くなんて･･･」などという恥じらいは捨てて、分からない点は積極的に聞くようにしましょう。専門職や関係機関をどんどん巻き込むためには、図太さを身に付けるのがコツです。ただし、助けてもらうからには、こちらも協力できることには誠意をもって協力する姿勢を示すことを忘れないようにしましょう。

連絡先

せたな町成年後見支援センター
TEL 0137-84-5111(せたな町役場)
E-mail setana.hoken@town.setana.lg.jp

# 中核機関の立ち上げに関する取組

## 〈小規模自治体における立ち上げ・体制整備の工夫〉

| 自治体<br>中核機関名 | 和歌山県串本町<br>権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」 | 整備<br>パターン | 単独<br>直営 |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 先進地域から積極的に学び、制度や窓口の認知度を高める | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 14,397人 |
| 面　　積 | 135.67㎢ |
| 高齢化率 | 47.4% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 27人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 2か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 208人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 258人 |

令和5年(2023)年8月31日時点

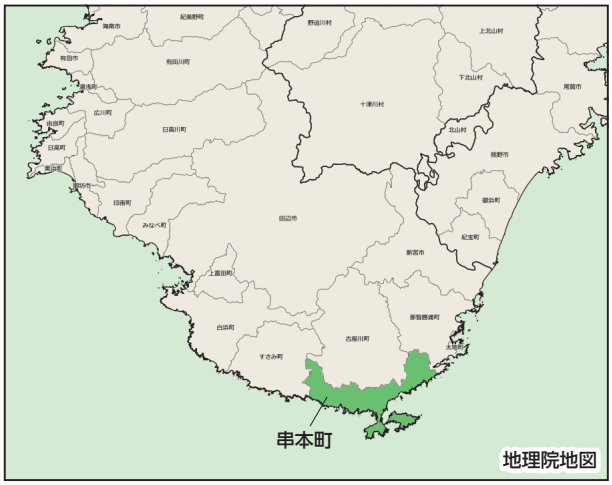


## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 40 人 | 27人 | 10人 | 3人 | 0人 |

令和5年(2023)年5月15日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 4件 | 2件 | 2件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 4件 | 1件 | 1件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 |

令和5年(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5年(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和3(2021)年5月～7月 | 厚生労働省主催の市町村セミナー、和歌山県主催の成年後見制度利用促進に向けた体制整備研修会を受講 |
| 令和3(2021)年10月 | 地域包括支援センターと障害福祉グループで協議(3回)<br>設置要綱案・条例(協議会委員報酬)一部改正案を作成 |
| 令和3(2021)年12月 | 補正予算(協議会委員報酬)、条例の一部改正案の可決、要綱制定 |
| 令和4(2022)年1月～2月 | 成年後見制度利用促進体制整備研修を受講。中核機関の名称、協議会委員依頼の分担、協議会の日程について包括・障害福祉グループで協議。協議会委員・オブザーバーを依頼 |
| 令和4(2022)年 3月 | 第1回協議会を開催、中核機関を整備 |

## 障害のある人や身寄りに頼れない高齢単身世帯の多さが顕著だった

和歌山県串本町は人口の約1万4,500人に対し、65歳以上が6,800人以上を占め、高齢化率は47.4%にものぼる。高齢単身世帯も多く、家族がいても都会に出ていたり、そもそも疎遠になってしまっているなど身寄りに頼れないケースも少なくない。また、町内には入院病棟を持つ精神科医療機関もあることから精神障害のある人も多く、生活保護受給世帯数も県内では多い方だ。社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が行っている日常生活自立支援事業の利用者数も人口規模のわりに多く、家族をはじめ身近に金銭管理をしてもらえる人がいない高齢者・障害者の多さがうかがえる。一方、和歌山県が発表している令和4（2022）年度の串本町の成年後見制度の利用に係るニーズ推計によれば、成年後見制度を必要とする人は推計963人いるが、成年後見制度の利用者40人（利用割合4.2%）と極めて低い。そのため、串本町役場の職員の中でも「成年後見制度についての体制整備が必要だ」という切迫した声が上がっていた。

国からも第一期成年後見制度利用促進基本計画が発表され、全国的に令和3（2021）年度までに中核機関を立ち上げる必要に迫られていた。そのこともあり、串本町でも令和3（2021）年度末を目途に中核機関の立ち上げ準備を進めることとなった。

### 工夫ポイント① 国や県主催の研修会や意見交換会に出席して知識・スキルを習得

串本町では、成年後見制度利用支援事業で申立費用や後見人の報酬助成、町長申立てを行うことはあったが、成年後見制度や権利擁護支援の体制整備に関して特別に行っているものはなかった。中核機関を立ち上げる必要は感じていたものの、立ち上げまでに何をどうすればよいのか分からない状況だったため、厚生労働省主催の市町村セミナーや和歌山県主催の体制整備研修会の受講から始めた。国の体制整備研修では、基礎研修で成年後見制度や地域連携ネットワークなどの基本を、応用研修で中核機関の役割や任意後見制度などを学んだ。

また、近隣圏域および人口の同規模自治体を集めたオンライン意見交換会にも参加した。この会は同じ東牟婁圏域に属する市町村（新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町）で集まって進捗状況を共有するものだったが、別の圏域にある先進地域の話も聞きたいと考え、別の圏域での意見交換会にも積極的に参加した。

### 工夫ポイント② 成年後見制度の相談窓口を知ってもらうための広報活動やネーミング

制度利用が必要な人を適切な利用につなぐためには、まず制度の相談窓口となる中核機関として、権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」（以下、「センター」という。）の存在を知らせる必要がある。そこで、さまざまな方法で広報活動を行った。

センター立ち上げや協議会の開催の際には、広報担当からプレスリリースを出して地方新聞社に取材に来てもらい、写真付きで紹介記事を掲載してもらった。町の広報紙にも成年後見制度の相談窓口となるセンターができた旨の記事を載せた。センター立ち上げ後には、民生委員・児童委員の代表会議や医師会の会議、健康づくり推進協議会、生活困窮者の自立支援会議などさまざまな会合に顔を出し、串本町の権利擁護支援体制整備事業の内容とともに、センター立ち上げについても説明した。また、センターが主催する成年後見制度の研修会も3回ほど開催した。

相談窓口の様子

民生委員・児童委員などをはじめとする高齢者・障害者の支援者となりうる方々だけでなく、当事者のところにも足を運んで説明会や研修会を開いている。町内にある就労継続支援B型事業所で成年後見制度の研修会を行ったときには、その事業所で働く障害のある人とその親御さんなども含め60名ほどが

参加。後日、その事業所の利用者が「この制度を使いたい」とチラシを手に職員に伝えることもあった。

センターの認知度を少しでも高めようと、ネーミングにもひと工夫を加えた。「権利擁護」という言葉自体、なかなか理解するのが難しい。そこで、「権利擁護サポートセンター」に「こうけん くしもと」を付記することにした。分かりやすく、なおかつ親しみが持てるよう、ひらがな表記にこだわった。

## 工夫ポイント3 地域連携ネットワークで権利擁護の共通理解を図るための協議会を開催

地域の高齢者や障害者を支援するには、センターの職員だけでなく、専門家や各種支援事業所など多様な関係機関の手を借りる必要もある。そのため、そういった関係者と顔を合わせて話し合う場である協議会を設置し、年2回のペースで会議を開いている。

協議会の委員は、同じ県内の美浜町を参考に、行政の担当者や弁護士、司法書士、社会福祉士のほか、基幹相談支援センター、農協、郵便局、民生委員・児童委員、社協や警察署の職員など多様な顔ぶれを選任した。協議のしやすさを大事にすべく、参加人数は15名前後にとどめている。

協議会委員の就任を依頼する際には、説明資料として要綱や地域連携ネットワークの図も用意した。これも美浜町から取り寄せた資料をもとに作成したものだ。要綱については美浜町のものを土台にしつつ、委員区分や任期、協議会の人数などをオリジナルで書き加えている。必要に応じて最適な人員を招集できるように、「その他町長が必要と認める者」という文言を入れるなど、内容を固めすぎないようにした。

人事異動などで毎年メンバーが替わるので、その時々のメンバーによって権利擁護支援や成年後見制度に関する理解度は異なる。そのため、会議の際には毎回それらの共通理解を得られるような説明をするよう心がける。令和5(2023)年からは、町内で複合的な課題を抱えるケースの事例検討も行っており、課題解決にも役立っている。

■串本町権利擁護支援の地域連携ネットワーク

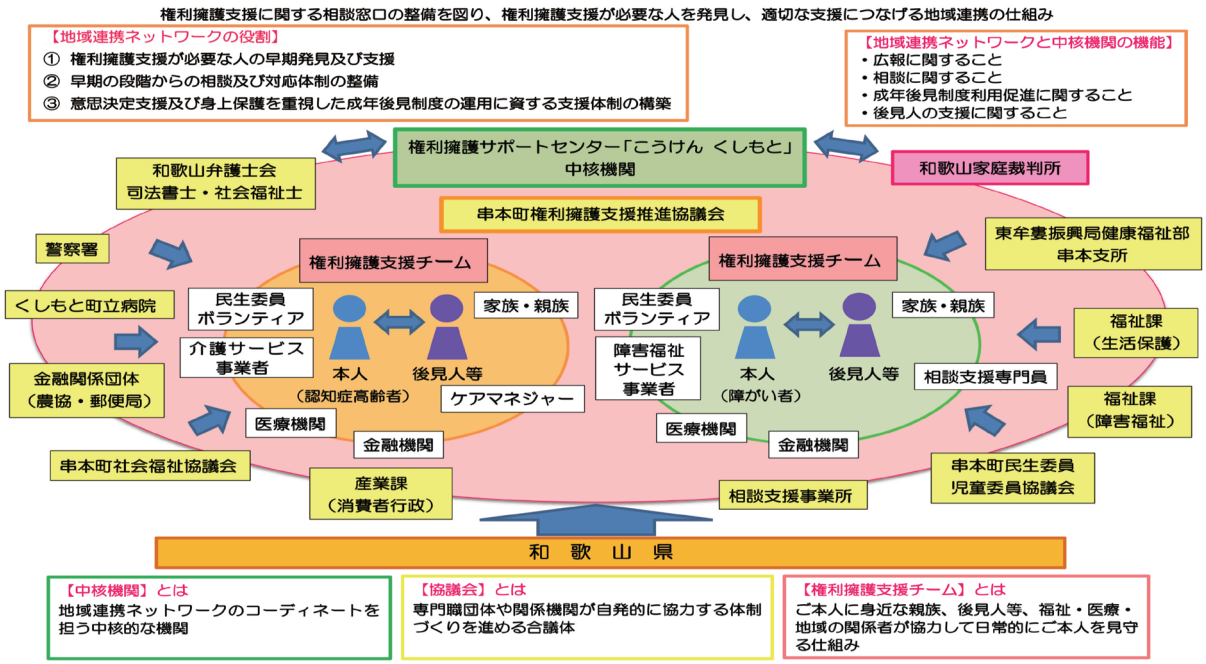

## 将来はさまざまな関係機関と住民で地域連携ネットワークを構築

役場の福祉課に看板を設置し、一連の広報活動を行って成年後見制度やその相談窓口である中核機関の存在を知るきっかけをつくっていった結果、相談件数が増加した。成年後見制度の窓口が見える化され、権利擁護支援を必要とする人や関係機関がアクセスしやすくなったためと考えられる。協議会を設置したことで、専門職や関係機関にも権利擁護支援や成年後見制度に関する理解を深めてもらうこともでき、連携も取りやすくなった。また、対応が難しいケースに直面しても、事例検討で得た多角的な視点からアプローチ方法を考えられるようにもなった。社会資源の少ない小さな町だからこそ、ネットワークを構築して関係機関とより緊密に連携していけば、より効果的な支援も可能になると考えている。

今後は中核機関の機能を強化するとともに、権利擁護支援や意思決定支援の考え方を広めることに力を入れる。行政だけでは必要な支援に対応しきれないような状況になっているため、新たな担い手の確保や育成も急務だ。法定後見制度の三類型に該当しない方々の支援のニーズもあるので、成年後見制度以外の権利擁護支援の方法も協議会で検討する必要がある。そうした状況を踏まえ、将来的には中核機関が中心となり、さまざまな関係機関や住民がともに協働して地域連携ネットワークを構築できるよう、動いていくつもりだ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

中核機関の立ち上げが決まってから設立まで、準備期間は1年もありませんでした。従来の業務に立ち上げ準備の業務が加わったため、忙しい日々が続きましたが、「この体制を整備することが権利擁護支援の必要な方の助けになるから、絶対に立ち上げる！」との思いを胸に頑張ってきました。

中核機関の立ち上げは大変ですが、決して難しく考える必要はないですし、最初のうちは必要最小限のものだけを用意すればよいと思います。当センターの場合は当初予算も取らず、看板にはセンター名を印刷した紙をラミネート加工したもの、チラシもカラーコピーをしたものを使っていました。ただ、準備がギリギリになってしまったので「もっと早く取り組み始めればよかった」というのが反省点です。これから中核機関を立ち上げる皆さんは、早めに準備されることをお勧めします。

熊野新聞より提供

連絡先

権利擁護サポートセンター
「こうけん くしもと」（串本町役場福祉課内）
TEL 0735-67-7180

# 中核機関の立ち上げに関する取組

## 〈小規模自治体における立ち上げ・体制整備の工夫〉

| 自治体<br>中核機関名 | 福岡県水巻町<br>水巻町社会福祉協議会権利擁護センター | 整備<br>パターン | 単独<br>直営+一部委託(社協) |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | 3つの検討組織の立ち上げと意識調査で方針を策定 | | |

| 中核機関の所在地自治体の人口 | | | | 中核機関の権利擁護に関する機能 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5万人未満 | 5万人～<br>10万人未満 | 10万人～<br>20万人未満 | 20万人以上 | 相談支援 | 支援チームの形成支援 | 支援チームの自立支援 |

## 1 自治体概要

| | |
|---|---|
| 人　　口 | 27,866人 |
| 面　　積 | 11.01㎢ |
| 高齢化率 | 33.2% |
| 地域包括支援センター数 | 1か所 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 33人 |
| 障害者相談支援事業所数 | 1か所 |
| 療育手帳の所持者数 | 304人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 362人 |

令和5(2023)年5月30日時点

## 2 成年後見制度の関連状況

### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数<br>(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|---|---|---|---|---|
| 44人 | 30人 | 11人 | 3人 | 0人 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ②市町村長申立て件数

| 年度 | | 令和2<br>(2020)年 | 令和3<br>(2021)年 | 令和4<br>(2022)年 | 令和5<br>(2023)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 内訳 | 高齢者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | 障害者 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

令和5(2023)年8月31日時点

### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(合計件数) | 後見受任者数<br>(件数) | 法人後見支援員<br>(実働件数) | 日常生活自立支援事業生活支援員<br>(実働件数) |
|---|---|---|---|
| 53件 | 0件 | 0件 | 2件 |

令和5(2023)年8月31日時点

## 3 中核機関の活動プロセス

| 時期 | 概要 |
|---|---|
| 令和元(2019)年6月～<br>令和2(2020)年1月 | 権利擁護センター設立準備委員会を開催(全4回) |
| 令和元(2019)年10月 | 市民後見人・法人後見従事者養成講座を開始(水巻町より社協受託) |
| 令和2(2020)年4月 | 水巻町成年後見制度利用促進基本計画を策定(4年計画) |
| 令和2(2020)年4月 | 中核機関(水巻町社会福祉協議会権利擁護センター)を整備(水巻町より社協受託) |

## 権利擁護の知見が乏しく、支援のための連携体制も整っていなかった

水巻町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、中核機関として窓口が整備される以前から法人後見をはじめ権利擁護支援に関する相談窓口としての権利擁護センター（以下、「センター」という。）の整備構想があった。国で成年後見制度利用促進基本計画が策定され、水巻町でも中核機関整備の方針が策定された。そこで、社協内にセンターを設立し、中核機関の業務を担う体制を整備することとなった。

センターの設立まで社協内には成年後見制度を専門に扱う部署もなく、成年後見制度に関する支援業務に関わったことのある職員もいなかったため、何が課題なのかも分からない状況だった。ただ、水巻町の人口規模は約3万人であるのに対し、社協の日常生活自立支援事業の利用者は当時15～20名前後。相談窓口の周知不足のため、課題を抱えながらも権利擁護支援につながっていない住民も多くいると推測された。「成年後見制度の潜在的なニーズはあるはずなので、もっとニーズの掘り起こしをすべき」との認識は社協でも共有されていた。そこから「潜在的な課題を抱えた方を見つけ出し、必要な支援につなげるところまでワンストップで対応できるようにしたい。センターがあれば、その方に伴走していけるのではないか」と考えた。町全体でも支援のための連携体制を構築する必要もあった。

### 工夫ポイント① 行政でワーキンググループ、社協で設立準備委員会を立ち上げ

水巻町・社協でセンターを中核機関とする意向は一致したが、その前に水巻町側で権利擁護支援の体制方針をまとめておく必要があった。そこで、平成31（2019）年1月に水巻町福祉課の担当部門で「水巻町の権利擁護体制の構築に係るワーキンググループ」が結成され、5回にわたり権利擁護支援の体制の骨組みについて検討が行われた。

それを受けて、令和元（2019）年6月に水巻町社協を事務局とする「水巻町社会福祉協議会権利擁護センター設立準備委員会」を整備。こちらも全4回開催され、水巻町の担当課係長や行政関係者、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門家を交え、地域における権利擁護支援や、そのための体制構築の在り方について水巻町・社協間ですり合わせを行った。委員会では、「権利擁護支援をワンストップかつ包括的に相談・支援することができるセンター運営を目指す」「成年後見制度の適切な利用のために権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進める」との運営方針を掲げるとともに、「成年後見制度等の周知及び啓発業務」「相談及び利用促進業務」などのセンターの業務と機能を定めた。

この設立準備委員会で議論されたのは具体的な業務内容ではなく、あくまでもセンターの枠組みの部分だ。その背景には、市町村セミナーで「小さく生んで、少しずつ規模を大きくしていこう」という国の基本方針についての話を聞いていたことがある。そのため、最初から業務内容を固定化してしまうのではなく、まずは大まかな枠組みを作った上で相談業務を行うところから開始し、そこからできることを増やしていこうと考えた。

### 工夫ポイント② 相談支援事業所や介護保険事業所への成年後見制度に関する意識調査を実施

現状を把握して課題整理を行うため、水巻町が障害者相談支援事業所や介護保険事業所へのアンケート調査を実施した。調査結果では認知症高齢者数・障害者手帳所持者数のいずれも増加しているため、成年後見制度利用件数についても増加傾向にあると推測された。しかし、福岡家庭裁判所統計資料によれば、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度の水巻町の成年後見制度申立て件数は5～10件程度。水巻町での相談受付件数も高齢者で年間10件未満、障害者

では平成24(2012)年以降は2件しかない。そのうち成年後見制度の利用に向けた対応件数は平成30年度の5件にとどまる。そうした結果から、成年後見制度が必要な状態になっても、制度利用にはつながりにくいことが分かった。

また、成年後見制度の意識(ニーズ)調査も実施したところ、在宅サービス利用中の高齢者・障害者では成年後見制度を「知らない」との回答が56%と過半数を占めた。また、成年後見制度が「不要」と回答した割合は障害者の支援者で58%、在宅サービス利用中の高齢者の支援者では88%にも上った。しかし、自由記述では「将来的には必要」「親が高齢になると必要」との記述が目立った。

以上の調査結果から、成年後見制度のニーズの増加が見込まれるため身近な場所での相談窓口の整備が必要なこと、成年後見制度の利用者の大半は直接家庭裁判所に申立てをしており、水巻町では制度利用者や成年後見人等の情報を十分に把握できていないため家庭裁判所等との連携が必要なこと、本人の意思を反映しながら申立てを行うしくみや、適切な類型で申立てがされるしくみが求められること、成年後見制度の利用開始時には必要なサービスにつなげること、などが課題としてあがった。

成年後見制度の認知度
(在宅サービス利用中の
高齢者・障害者)

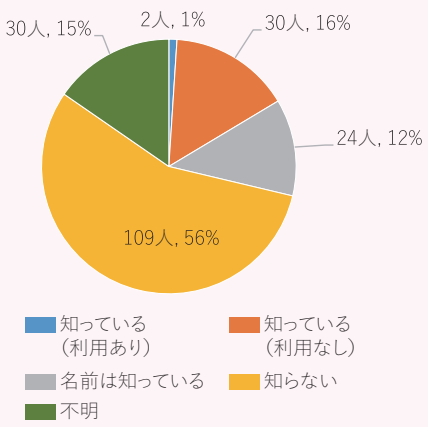


成年後見制度の必要度
(在宅サービス利用中の高齢者)

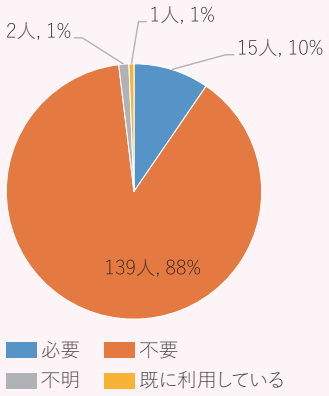


成年後見制度の必要度
(在宅サービス利用中の障害者)

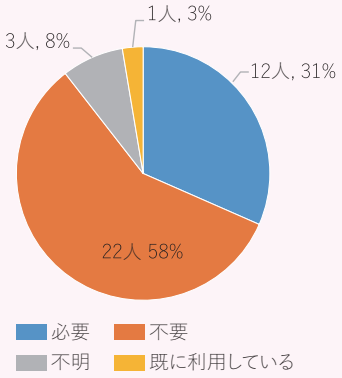


第1期水巻町成年後見制度利用促進基本計画より

## 工夫ポイント 3 成年後見制度利用促進基本計画で地域連携ネットワークの構築構想を固める

令和元(2019)年5月には、地域連携ネットワークの構築を計画するための「水巻町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」も発足した。審議では、アンケート調査や成年後見制度の意識(ニーズ)調査の結果も参考にした。

地域連携ネットワークを構成する要素として、チーム・協議会・中核機関の3つを挙げている。本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人を「チーム」、法律や福祉の専門職団体や関係機関が行う推進会議やケース検討会議を「協議会」、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関として「中核機関」を位置付けた。地域連携ネットワークと中核機関は、広報啓発を行いながら、相談支援、受任者調整、後見人への支援等を行う。成年後見制度の必要な人が、本人らしい生活を守るために制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関が三位一体となって権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを目標に動いていくこととなった。

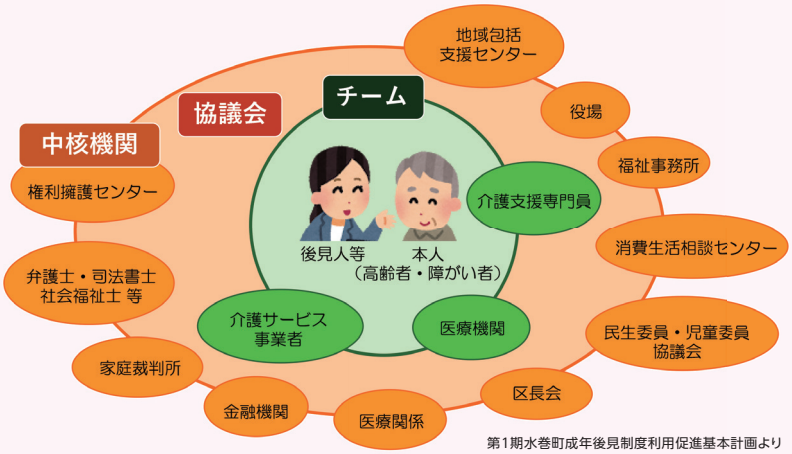


第1期水巻町成年後見制度利用促進基本計画より

## ネットワークを活用し、複合的な課題を持つ世帯にアプローチする

中核機関となる前から、日常業務や各委員会での協議を通して、行政や金融機関、各専門職、後見人などの関係者と連携を積み重ねながら良好な関係性を築いてきた。関係各所と日々の連携を欠かさなかったからこそ、センターの立ち上げや地域連携ネットワークへの協力を呼びかけた際に快く応じてもらえたと考える。また、町の基本計画の中で地域連携ネットワークの役割や機能をあらかじめ規定していたこともあり、のちに行政・金融機関・社協の3者での地域連携ネットワーク協定締結にもつながった。

一連の取組を通して、例えば認知症の親御さんが障害のあると思われる子どもを抱えているなど、複合的な課題を抱えた世帯が少なからず存在することが見えてきた。近年は病気や障害がある家族を子どもがケアをするヤングケアラーの問題が取り沙汰されているが、水巻町も例外ではない。そういった複合的な課題を抱えた世帯に、権利擁護支援の観点からいかにアプローチしていくかが今後の課題だ。児童は児童の担当が、高齢者は高齢者の担当が個別に相談に乗るケースもあるが、その担当者同士の横の連携が図りにくいこともある。「関係各所と連携が取りやすい」という小さな町ならではのメリットを生かしながら、センターがハブとなって課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

日頃心がけているのは、関係者と密に連絡を取ることです。地域で暮らす住民で成年後見の申立てを行い、後見人がついた方でも、お見かけして気になったことがあれば後見人に伝えます。また、中核機関業務だけでなく社協での日常生活自立支援事業の業務も兼務しているのですが、お金を管理する部門にいるからこそ見えてくるトラブルもあるので、利用者の変化は常にケアマネジャーと連携を取り、情報交換をしています。金融機関や福祉事務所にも個別ケースについて、「こういう場合はどういう対応が可能だろうか」と尋ねることも少なくありません。このように、きちんとした会議の場ではなくとも、何か気になる点があれば関係各所にその都度連絡や相談をするようにしています。

このように、日々関係者同士でお互いに細かく報告・連絡・相談を重ねる中で地域連携ネットワークが強化され、本人を支援するためのチームの信頼関係構築にもつながっているように思います。

参考URL 連絡先

**水巻町社会福祉協議会権利擁護センター**

TEL 093-202-3700(代)

URL http://mizumaki-shakyo.or.jp/sub10-kenriyougo.html

E-mail mizumakisyakyou@bun.bbiq.jp

解説

# 中核機関の整備パターン例

厚生労働省

中核機関については、単独自治体で整備する、複数の自治体が連携して整備する、あるいは、単独整備と広域連携を組み合わせるなど、多様な整備のパターンがあります。どのような整備パターンにすべきか地域の実情に応じてご検討ください。

## パターン 1　整備方法：直営　運営方法：単独

市町村内の高齢者・障がい者施策の所管部署、直営地域包括支援センター等を中核機関としているパターンです。

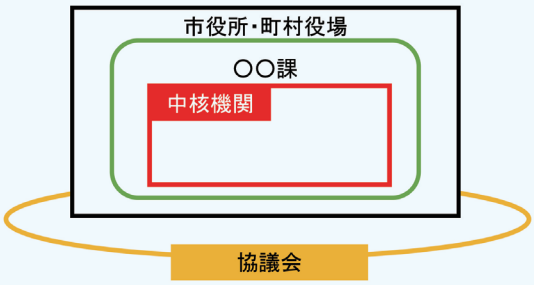


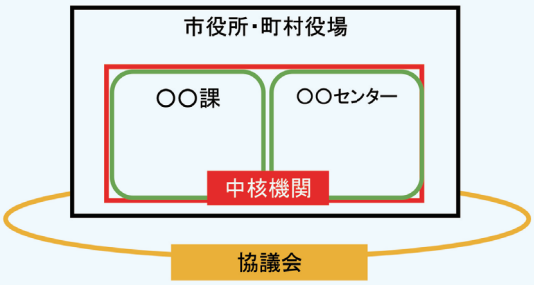


## パターン 2　整備方法：委託　運営方法：単独

社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等の「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等に委託し、中核機関として位置づけているパターンです。

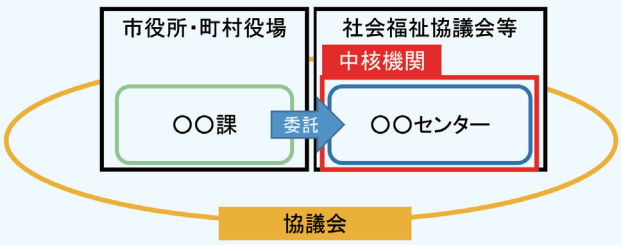

## パターン 3 ｜ 単独の一部委託による整備

### ① 整備方法:直営+一部委託
### 運営方法:単独

委託元の自治体所管部署と、委託先の社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等の「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等の両方を合わせて中核機関と位置づけているパターンです。

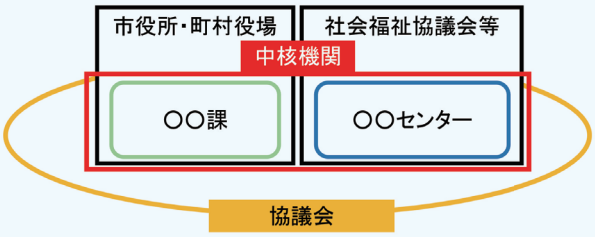


### ② 整備方法:直営+一部委託(単独+広域)
### 運営方法:単独

直営に加えて、市町村社会福祉協議会、さらに都道府県社会福祉協議会や広域NPO法人等への一部委託により、中核機関の機能を分担し、整備しているパターンです。

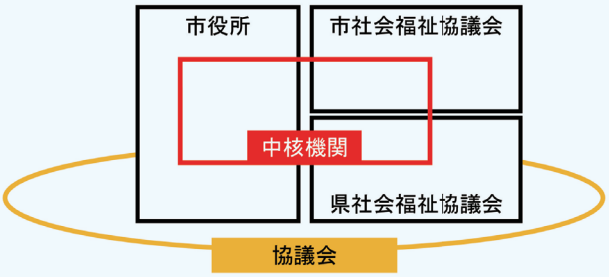


## パターン 4 ｜ 複数市町村による広域の整備

### ① 整備方法:委託　運営方法:広域

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に中核機関を委託するパターンです。

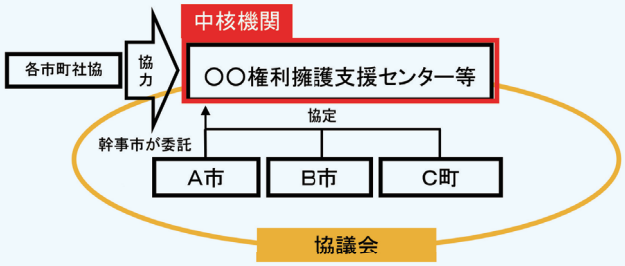


### ② 整備方法:直営+一部委託
### 運営方法:単独+広域

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に中核機関を委託するパターンです。市町村の窓口を一次相談、広域の相談窓口を二次相談としています。

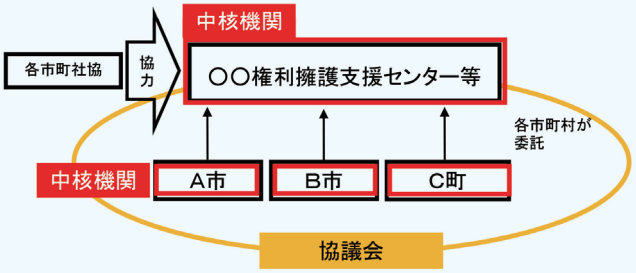


## パターン 5 ｜ 協定による一部委託の広域の整備　整備方法:直営または委託　運営方法:単独

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、協定を締結し、単独自治体では行いにくい特定の事業を社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンです。

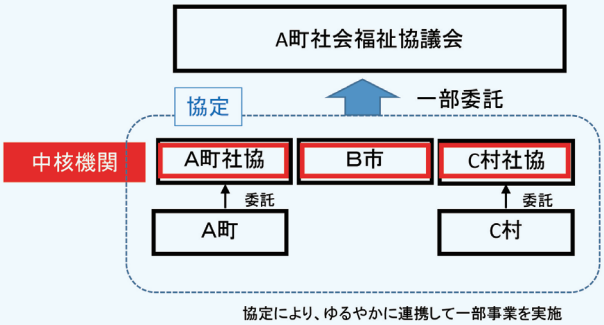

コラム アドバイザーさんに聞きました

# 小規模自治体における中核機関の立ち上げ支援の工夫

日本司法支援センター本部　常勤弁護士　鳴本 翼さん

私は日本司法支援センター（通称：法テラス）の常勤弁護士として、平成29（2017）年から4年間北海道南部に位置する八雲町に赴任していました。

所管する7つの町村はいずれも人口が1,500人～1万5,000人ほどの小規模自治体で、少子高齢化が深刻な過疎地域でした。赴任直後より、後見業務の割合はどんどん増していき、後見制度の需要の高さを感じるとともに、それに比して圧倒的に受け皿が不足しているという問題が顕在化してきました。このままでは、地域の成年後見制度は崩壊してしまう、という強い危機感を覚えました。地域として取り組んでいくべき喫緊の課題であると感じたのです。

## 分からないことは踏み出せない

とはいえ、管内の自治体は、人員や財源が相当に限られており、ノウハウも十分ではありません。

一歩踏み出せば、どれだけの人的・財政的負担が生じるのか、どれだけの効果があるのか、その効果は負担に見合っているのか…。そんな不安に応えるために、手探りではありましたが、他の地域の先進的な事例を収集したり、地域で起こっている現状を共有していくことにしました。そして、問題意識を共有し合う自治体担当者と、その上司やあるいは議会を説得するための材料（情報やデータ）を一緒に作り、磨きました。

未知のものに対して踏み出すことには勇気が必要ですから、まずは「よく知ってもらう」ことが重要です。

## 現実的な目標設定を

中核機関には、広報・啓発機能や相談機能などの様々な役割が期待されていました。でも、これらの機能を最初からすべて備えていないと、「中核機関」と名乗ってはいけないのでしょうか。

たとえば、後見制度のパンフレットを窓口に置いてみる。後見制度をテーマに講演会を企画してみる。広報・啓発機能が動き出し始めます。窓口に寄せられる相談はそこで解決できなくとも、相談内容を整理して適切な窓口につなぐ。これは立派な相談機能です。

小規模自治体で、最初から完成された中核機関を作るにはたくさんの困難があります。現実的な目標を短期的に設定し、それを達成していくことで、徐々に機能が追加され、育っていくのだと思います。

「それくらいなら何とかなりそうかも」が大事な一歩です。

## 現実的な制度設計を

社会資源の有無、地理的関係、担当課の体制…自治体によって事情は大きく異なります。自治体の事情にあったハンドメイドの制度設計を提案することはとても大切です。

たとえば、後見人の受け皿ひとつとっても、市民後見人を養成するのがいいのか、法人後見を働きかけるべきなのか、あるいは法人後見を実施しつつ、その実働を地域の支援者が分担する方法がよいのか、もっと別の方法があるのか…地域の実情によって、ベストな答えは異なってきます。

ただ一つの正解はありません。この「まち」で実現できる制度設計を一緒に考えていく必要があります。

少子高齢化がますます深刻化していく中で、後見制度は、もはや福祉的・司法的インフラといっても過言ではありません。したがって、地域間格差を生じさせることなく、地域において完結するしくみを作り上げなければなりません。

この命題に立ち向かうとき、当時、自治体の担当者さんと模索し、奮闘した北海道での日々の体験が、読んでいただいた方のお役に少しでも立てば幸いです。

# 都道府県の取組事例

都道府県の取組

# 担い手の確保・育成等を推進する取組

| 都道府県名 | 徳島県 |
|---|---|
| 取組内容 | 生活支援員養成を入口とした3ステップ研修を展開 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 24か所<br>令和5(2023)年7月1日時点 |
| 人　口 | 696,553人<br>令和5(2023)年7月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 237,222人<br>令和5(2023)年7月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 9,026人<br>令和4(2022)年度 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 6,514人<br>令和4(2022)年度 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 1,403人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 保佐の利用者数 | 375人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 補助の利用者数 | 138人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 10人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 485人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 3か所<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 養成者数 | 48人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 受任者数 | 4人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 10人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 14か所<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等) | |
| 弁護士87人、司法書士138人、社会福祉士1,539人、税理士293人、行政書士325人、計2,382人 | |
| 市町村長申立て件数 | 65件<br>令和5(2023)年1月～8月時点 |

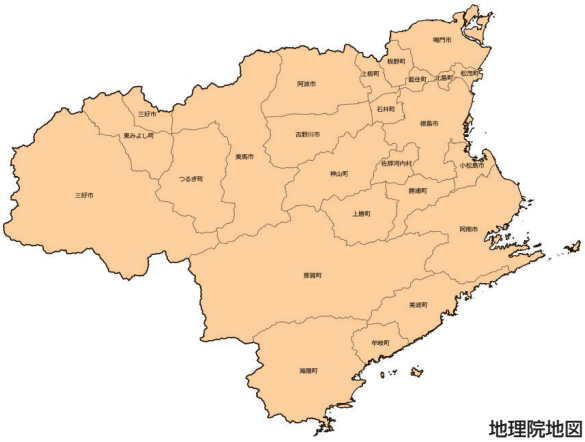


### 徳島県が抱えていた課題

**権利擁護支援の担い手不足が見込まれ苦慮していた**

以前から徳島県の課題は日常生活自立支援事業の生活支援員が圧倒的に不足していたことだ。日常生活自立支援事業は全市町村の社会福祉協議会(以下、「社協」という。)で受託しており、生活支援員が全く足りず、市町村社協から窮状を訴える声が届いていた。生活支援員養成研修は実施していたものの、生活支援員や福祉サービスに強い熱意を持つ人は多くはなく、担い手不足は解消できないままだった。一方、第一期成年後見制度利用促進基本計画が示され、法人後見や市民後見人などの担い手の確保が必要となることが見込まれ、担い手の養成は今後の重要課題となる。そこで、平成28(2016)年度、県社協は、権利擁護事業を推進するために、権利擁護の支援担当係を、とくしま権利擁護センター(以下、「センター」という。)とし、法人後見・市民後見人の養成に向けての第一段階として生活支援員の不足を解消する取組を本格化させることとした。

## 工夫ポイント① 生活支援員養成を主目的にプログラムを構成

センターでは、従来の日常生活自立支援事業の生活支援員と法人後見支援員の養成を一体化させ、「権利擁護支援者養成研修」（以下、「養成研修」という。）と改称した。目的は、権利擁護支援の担い手不足を解消することだ。

令和元（2019）年度より段階的に養成研修は3ステップで構成されるようになった。ステップ1は「生活支援員養成程度」とし、修了すると生活支援員としての活動が可能になる。同様に、ステップ2は「法人後見支援員養成程度」、ステップ3は「市民後見人養成程度」とし、それぞれの活動に必要な知識・能力を養成する。

このように、まずは生活支援員として活動を始められるという始めやすさと、段階を踏んだ受講が可能であるという受講しやすさを考慮した。「生活支援員として活動を重ね、次いで、法人後見支援員として活動し、さらに地域を支える市民後見人として活動してほしい」との思いを込め、少しでも興味ややる気を持つ貴重な人材に、着実にステップアップしてもらえるように考えている。

ステップ1・2はセンターが運営・管理を行う。ステップ3は美馬市、阿南市、徳島市の3市が主体となって、各市のステップ2修了者を対象にそれぞれ実施した。この3市は早くから法人後見などにも先駆的に取り組んでいたため、市民後見人養成に関する知見が豊富であり、また、ステップ3の受講ニーズも高い。

養成研修がスタートした令和元（2019）年度は、ステップ1・2を徳島市で開催した。令和2（2020）年度はステップ1・2を美馬市で開催し、令和3（2021）年度はステップ1・2を徳島市で、ステップ3を美馬市で開催した。この時がステップ3の初開催で、県内で法人後見にもっとも早くから取り組んでいる実績から美馬市での開催となった。

### ■令和5年度権利擁護支援者養成研修の案内ツール

研修全体の概要とステップ1・2を案内するパンフレット

ステップ3を案内するリーフレット

### ■権利擁護支援者養成研修のステップ

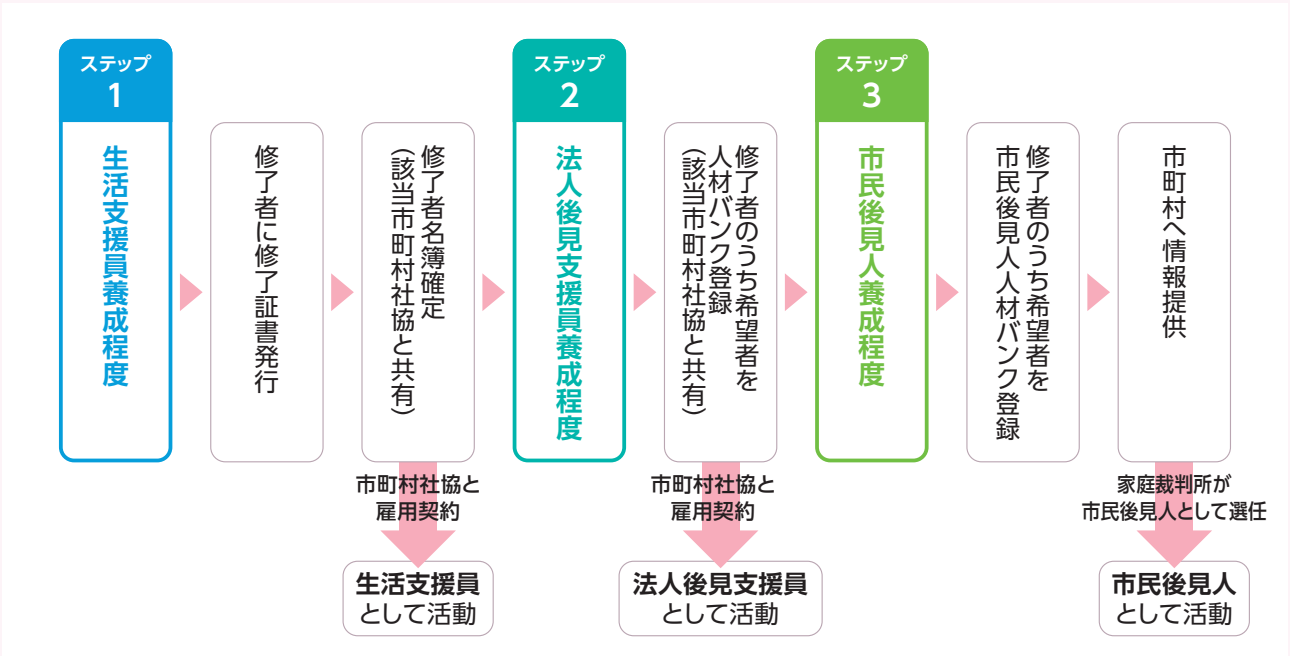

## 工夫ポイント2 ステップ1は広く市民に受け入れられるよう配慮

養成研修では、まずはたくさんの住民が研修に興味を持ち参加したいと感じていただくことが大切と考えた。そこでプログラム作成の際は、ステップ1は「気軽に始められること」「入りやすいこと」を重視した。

ステップ1では福祉や権利擁護などの基本知識、対人援助の基礎など、専門的知識というよりも、日常の暮らしの見識を広められるような内容・構成を心がけ、日程も2日間に凝縮した。できるだけ広く住民に受け入れられるように、「生活支援員を目指したい」と明確な目標を持つ人だけでなく、「ちょっと興味がある」という人でも、「何気なく受けたら勉強になった」と感じられることを目指した。

他の都道府県では法人後見と市民後見人の養成研修をそれぞれ独立して行うところもあるが、徳島県の養成研修ではハードルを下げるためにステップ1の基礎的なプログラムを設定した。これにより基礎をしっかり身に付けた上で、専門性の高いステップ2、ステップ3へと、時間がかかってもいいので着実に段階を踏んでいけるようにしている。

■権利擁護支援者研修のプログラム（令和5年度）

| | | |
|---|---|---|
| ステップ1 | 7/4(火) 9:30～15:55 | 地域福祉・権利擁護の理念 |
| | | 障がい者施策・障害者虐待防止法 |
| | | 対人援助の基礎 |
| | | 知的障がい者および発達障がい者への理解とかかわり方 |
| | | 精神障がい者への理解とかかわり方 |
| | 7/11(火) 9:30～15:15 | 日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要 |
| | | 消費者被害 |
| | | 高齢者施策・高齢者虐待防止法 |
| | | 認知症の方への理解とかかわり方 |
| | | 生活支援員の役割と実際 |
| | | 生活支援員実践報告 |
| ステップ2 | 8/29(火) 9:30～15:55 | 成年後見制度概論 |
| | | 法定後見制度 |
| | | 任意後見制度 |
| | | 家族法・財産法 |
| | 9/12(火) 9:30～16:45 | 市民後見概論 |
| | | 意思決定支援概論 |
| | | 成年後見制度と市町村責務 |
| | | 生活保護法 |
| | | 税務申告制度等 |
| | | 対人援助の実践 |
| | 9/26(火) 9:30～15:15 | 健康保険制度・年金制度 |
| | | 介護保険制度 |
| | | 後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制 |
| | | 市民後見人実践報告 |
| ステップ3 | 10/24(火) 10:00～16:00 | 申立書類の作成 |
| | | 財産目録の作成 |
| | | 後見計画・収支予定の作成 |
| | 11/7(火) 10:00～16:00 | 演習（グループワーク）事例報告と検討 |
| | 11/14(火) 10:00～16:00 | 報告書の作成 |
| | | 報酬付与申立ての実務 |
| | | 後見事務終了時の手続/死後事務 |
| | | 体験実習についての留意点 |
| | 11/21(火) 10:00～16:00 | 実習①施設実習 |
| | 11月から 12月にかけて 10:00～16:00 | 実習②後見人の後見業務同行 |
| | 12/12(火) 9:00～12:15 | 社会資源・地域福祉への取組状況 |
| | | 家庭裁判所の役割 |
| | | 今後の市民後見人活動について |
| | | レポート作成(市民後見人像)について |

## 工夫ポイント3 オンライン&会場のハイブリッド形式で実施

養成研修は、Zoomによるオンライン形式と、会場参加による二本立てにして、受講形式も住民に広く受け入れられるよう配慮した。

徳島県は西部や南部地域は交通の便がよくない。南部で開催される研修に西部から出向くのが難しいことも多く、特に高齢者にとっては一苦労だ。こうした場合にはオンライン形式が効果を発揮する。半面、高齢者に限らず、オンライン形式は利用する際の設定や機器の操作に不安を感じたり、利用を諦めたりしている人も少なくない。そこで、令和3(2021)年度から、Zoomによるオンライン受講と、会場での受講のどちらでも選べるようにした。

令和5(2023)年度の受講者定員は、オンライン形式を70名程度、会場を30名程度に設定した。会場での受講は、徳島市内で30名程度のほか、徳島市・小松島市・阿波市・勝浦町など7か所のサテライト会場でも受講できるようにした。

## 市町村の負荷を抑えながら権利擁護支援の担い手の増加を推進

養成研修によって、毎年数名が新たに生活支援員としての活動に加わり、生活支援員の不足は改善の方向にはある。同時に法人後見支援員として活動できるステップ2修了者も増えている。さらに、令和3(2021)年度から始まったステップ3の修了者は、美馬市26名、徳島市・阿南市が各11名の計48名と順調に拡大している。一方、地域によっては変わらず担い手が不足している状況もある。権利擁護支援が必要な人は今後も増えていくと見込まれるため、引き続き担い手の養成に力を入れていきたいと考えている。

また、養成研修を市町村単位で実施しようとするとマンパワーが求められ、市町村単位で実施することには困難が伴う。そのため、各市町村にとって、あまり負荷をかけずに効果的に担い手育成を実施できるメリットは大きい。さらに、養成研修は充実したプログラムを無料で聴講できるためか、一般住民だけでなく、福祉関連の従事者が研修を兼ねて受講するケースもあり、福祉関連サービスの権利擁護支援の意識の浸透につながるとセンターでは評価している。

現在、専門職後見人の担い手の人数は限られているため、今後ますます法人後見、市民後見人の充実が求められるところである。このため、センターとしては、制度の普及を目指し、中核機関への支援体制・環境整備の強化、後見業務を担える市町村社協への支援等、連携を一層強めていく予定だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

生活支援員や市民後見人の活動は、リタイア世代の方が引き続き社会との接点を保ち、ご自身の人生経験を生かしながら社会貢献ができますし、やりがいも感じられるというメリットもあるものです。これらの事業にぜひ興味を持っていただき、参画していただきたいと考えています。それを実践するためにも、日常生活自立支援事業や成年後見人等の活動についてもっと広めていく必要があると考えています。

例えば、十数年前であれば、近所にデイサービスの送迎車が停まっていると、なんだろうなという認識だったと思いますが、いまや普通の光景になっています。私たちの事業も同様で、もっと一般的なこととして認知されるようになればいいなと思っています。そうなれば、興味を持つ人も増え、権利擁護支援の担い手になりたいと考える人も増えてくるのではないでしょうか。

これからは、養成研修にとどまらず、センターの事業全体について、メディアなどの力も借りながらしっかりと周知し、理解を深めていただけるよう努めていきたいですね。

参考URL 連絡先

徳島県保健福祉部国保・地域共生課
TEL 088-621-3249
URL https://www.pref.tokushima.lg.jp/
E-mail kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

徳島県社会福祉協議会 とくしま権利擁護センター
TEL 088-611-1155
URL https://fukushi-tokushima.or.jp/
E-mail kenri@tokushakyo.jp

都道府県の取組

# 市町村長申立ての適切な実施に向けた取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 滋賀県 |
| 取組内容 | グループワーク等を取り入れた実践的な研修会を実施 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 19か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 人　口 | 1,405,299人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 371,392人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 15,814人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 13,399人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 2,102人※ |
| 保佐の利用者数 | 789人※ |
| 補助の利用者数 | 284人※ |
| 任意後見の利用者数 | 23人※ |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,493人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 0か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数 | 0人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 受任者数 | 0人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 0人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 8か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和5(2023)年3月31日時点 | |
| 弁護士66人、司法書士98人、社会福祉士125人、<br>税理士－人、行政書士－人、計289人<br>※滋賀県が把握している数に基づく | |
| 市町村長申立て件数 | 66件<br>令和4(2022)年度実績 |

※令和5(2023)年3月31日時点。数値は大津家庭裁判所から提供を受けたものであり、大津家裁・大津家裁彦根支部・大津家裁長浜支部・大津家裁高島出張所の合計値である。各数値は、大津家庭裁判所統計による概数であり、今後の集計処理により異動訂正が生じることがある。

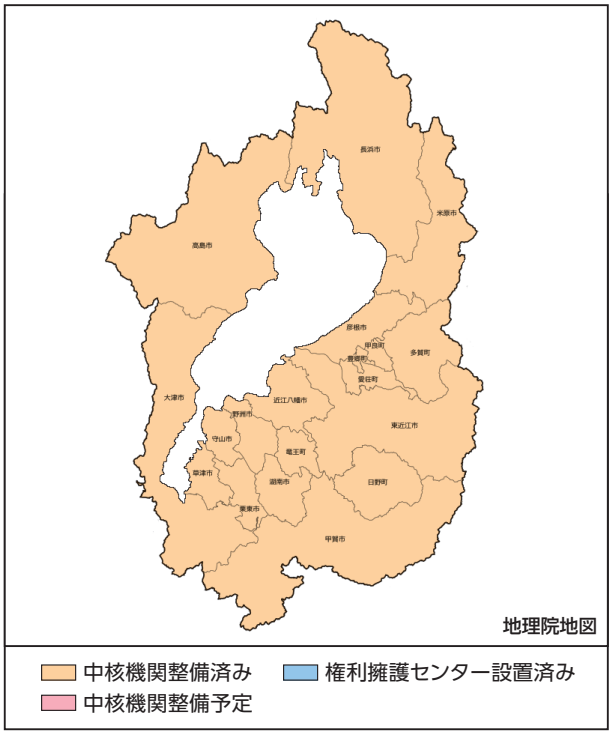


### 滋賀県が抱えていた課題

**担当者の異動や実務経験の少なさという課題を、県研修でフォローしていきたい**

滋賀県内の市町村長申立ては、他府県の同等人口規模の自治体と比べて件数が少なく、一部の小規模自治体においては、「年に1件、あるかないか」といった状況だった。また、件数が少ない要因は、毎年のように行政等の担当者の異動があるため引き継ぎが十分でなかったり、申立実務の経験の少なさが制度利用ニーズの把握にも影響していると考えられた。そこで県は、市町村長申立ての事務の流れ等について、市町村担当者等が理解を深め適切なタイミングで行えるように研修会を年1回開催。講義内容を精査し、令和5(2023)年度は新たな試みを取り入れることにした。

## 工夫ポイント① グループワークを組み込んだ実践的な市町村長申立て研修会を開催

「成年後見制度実務（市町村長申立て）研修会」の対象者は、行政や権利擁護・成年後見支援センター等の職員で、県から各所属長宛てに開催要領と申込書を送り、事前申込みの上、参加する方式を採っている。申込書には職種や経験年数のほか、申立てに関する疑問・不明点を記入する欄があり、申込み時に記入してもらうことで、参加者の経験値や知りたいことを把握する。疑問・不明点については講義に盛り込み、参加者が実務で活用できる内容となるように努めている。過去には、参加者の希望を踏まえて、申立て関連の書類の書き方に特化したこともあったが、申立てにかかる一連の流れが大切と考え、現在は、申立ての意義に触れつつ、県内の市町村長申立ての現状、申立事務の流れや関連書類の書き方、事例紹介等の講義を行っている。毎年、理解促進に向けて内容や伝え方を工夫し、講師の選定も熟慮する。家庭裁判所に協力を仰ぎ、申立書類作成において注意すべき点を踏まえて書き方等をレクチャーしてもらっている。講師については、実体験に裏付けされた具体的な助言をしてもらえるように、県内外で活躍する司法書士や弁護士等に依頼している。令和5（2023）年度は、県外で活躍する弁護士に「権利擁護支援が必要なケースをキャッチすることが重要であり、それが職員の責務である」と、力強く発言してもらった。

令和5（2023）年度は、事例紹介に関わる内容を大きく変更し、グループワークを組み込んだ。ニーズ把握や支援検討の手法を疑似体験することで、参加者の経験値の積み重ねに寄与できると考えたからだ。講義は前半と後半に分け、前半は事例をもとに、本人の状況等アセスメント結果を用いて、支援方針の検討前までの情報を説明した。後半は、参加者を複数のグループに分け、先述の事例の対応策について各グループで検討する。最後に、講師から考え得る支援策やそのプロセスについて解説してもらった。グループワークでは、「自分たちならどうするか」の意見交換から始まり、「申立てをするケースか否か」「成年後見人が就いた場合、本人の生活に見られる変化は何か」「ふさわしい成年後見人とは」など、さまざまな視点で話し合われた。研修は好評で、「異動して半年のため申立ての経験がなく、今後どのようにすればよいのかと思っていたが、勉強になりとてもよかった」などの感想が寄せられた。

また、タイムスケジュールも参加者の事情にあわせて変更した。これまでは10時～16時の研修であったところを、内容を凝縮して半日での実施とし、参加者の時間的制約の軽減に努めた。結果的に、参加者はこれまでの20名強から39名に増え、事務職をはじめ、社会福祉士や保健師等の専門職も参加した。

**令和5（2023）年度**
**成年後見制度実務（市町村長申立て）研修会**
**タイムスケジュール**

13:00～13:15 <講義Ⅰ>
「成年後見制度利用の概況」

13:15～14:45 <講義Ⅱ>
「成年後見制度による支援の意義と効果について」

14:45～14:55 <休憩>

14:55～15:25 <講義Ⅲ>
「市町村長申立ての際の留意点」

15:25～16:30 <グループワーク>
「事例紹および講師助言」

## 工夫ポイント2　適切な支援につなげる権利擁護支援総合アドバイザーの配置・派遣等を実施

滋賀県高齢者権利擁護支援センターでは、これまで市町や権利擁護・成年後見支援センター等から、成年後見制度利用をはじめとする権利擁護支援や高齢者虐待に関する相談を受け、社会福祉士等の専門職が助言していた。しかし、法律等の専門分野に関しては助言しきれない部分があったため、令和5(2023)年度から、相談支援者をサポートする事業として権利擁護支援総合アドバイザーの配置・派遣を開始した。既存のチーム支援では解決策が見えずに悩んでいる市町や権利擁護・成年後見支援センター等に、相談内容に応じて弁護士や社会福祉士、医師、その他専門分野に携わる専門職アドバイザーを派遣することで、必要な助言が総合的に受けられるようにバックアップしている。また、障害者支援に特化した専門のアドバイザー派遣も別途行っている。

令和5年度滋賀県高齢者権利擁護支援センター運営事業

権利擁護支援に関する総合的な助言を行う

**専門職アドバイザーを派遣します**

☆権利擁護支援で困ったら
☆支援困難事案の対応に困ったら
☆成年後見制度利用促進の取組に関すること等

ご相談ください！

**相談内容に応じて弁護士、社会福祉士、医師、その他専門分野に携わる専門職アドバイザーを派遣し、助言等をします。**

〔対象〕
・県内の各市町の高齢福祉担当課
・県内の各市町が設置する地域包括支援センター
・県内の各圏域に設置されている権利擁護・成年後見センター

●相談は無料です。

【問合せ窓口】
滋賀県高齢者権利擁護支援センター（特定非営利活動法人あさがお）
TEL：077-522-0799　FAX：077-522-0845
E-mail：asagao.npo@image.ocn.ne.jp
受付時間：平日 9時から17時

権利擁護支援総合アドバイザーの配置・派遣チラシ

ほかにも重層的支援体制構築に向けた県の相談者支援事業として、令和2(2020)年度から取り組んでいる包括的相談支援従事者サポート事業がある。成年後見制度を必要とする以外にも、さまざまな複合的課題のある事例について、「課題が複雑すぎてどう支援したらよいか分からない」と悩む相談支援者の、相談できる窓口や体制づくりが必要だという声をきっかけに立ち上げた。同事業は、支援方法など対応に行き詰まった支援者に寄り添い、一緒に考えることが大きな目的である。寄せられる相談は、複合的な課題の対応方法や職務の進め方に関する悩みのほか、「話を聞いてもらうことで、少し肩の荷を下ろしたい」という精神的なサポートについてなどさまざまだ。相談は電話で受け付け、社会福祉士が応対する。特に専門性を問うような内容の場合は、後日、高度な知識・技術・知見のある委員らによるアドバイス検討会議等を開いた上で、相談者に助言する。アドバイス検討会議の委員は、福祉系大学教授、社会福祉専門職、臨床心理士、その他の学識経験者等を含む22名をコアメンバーとし、専門的な相談についてバックアップする。また、市町・社協の職員、事業所関係者、福祉施設・医療施設等の社会福祉専門職を対象に、スキルアップを目的とした研修会も開催している。

県としては、相談支援者をサポートするこれらの事業を活用してもらうことで、支援者の悩みなどを解消し、住民への権利擁護支援をはじめとする支援が、適切かつスムーズに進められるようにバックアップしていきたいと考えている。ひいては、市町村長申立てが適切な時機に実施されるなど、支援を必要とする人が成年後見制度の利用をはじめとする必要な支援につながることに大きな期待を寄せている。

**相談支援者へのサポート事業ご案内**

相談支援業務において、
支援困難ケースや多職種との連携などでお困りの方へ

制度の狭間や社会的孤立によって支援がうまく進まない。
他職種と連携した支援が必要だが支援チームがうまく機能しない。
支援について孤立してしまい、疲弊している。

「どのように支援したらいいのだろう」と支援者が日常業務の中で陥ってしまう課題について社会福祉士が共に考え、寄り添い、支えることで包括的な支援体制づくりを行うのが、この事業です。

社会福祉士や心理職・学識経験者等の専門職チームが対応し、よりよい支援ができるようサポートします。

お問い合わせ　公益社団法人 滋賀県社会福祉士会
☎077-561-3811
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138（滋賀県立長寿社会福祉センター内）

**相談支援者へのサポート事業 ご相談の流れ**

日常業務の中で「どのように支援したらいいのだろう」と困っている、支援に悩み孤立している福祉専門職の皆さん。

まずはお電話ください
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
TEL　077-561-3811

相談担当者が折り返し連絡し、詳細をお伺いします。

面談・アウトリーチによる相談・助言を行います。必要に応じてより専門的なメンバーによるケース検討会を実施し、サポートを行います。

その他、スキルアップを目的として、専門職向けの研修会を行います。

本事業は滋賀県からの委託を受け滋賀県社会福祉士会が実施しています。

包括的相談支援従事者サポート事業チラシ

## 市町村長申立てに関する研修会を継続。今後は担い手育成にも注力

令和5(2023)年度の研修会は、参加者が昨年度と比べて約2倍に増えた。全19ある市町の約84%を占める16市町が参加し、うち3市町は権利擁護・成年後見支援センター等の中核機関職員も参加し、市町村長申立ての適切な実施に向けた考え方や手続きについて広く伝えることができた。研修後のアンケートでは、「参加してよかった」「これから適切に取り組んでいこうと思う」などの前向きな意見があり、県としても研修企画の励みになっている。今後も適切な成年後見制度利用に向けた環境整備の一環として、市町村長申立ての研修会を続けていく。また、滋賀県内で地域によっては専門職が不足、または不足が懸念される状況にあり、後見人等の担い手の確保が課題となっている。そのため、県としては、必要な人が成年後見制度を適切に利用できる権利擁護支援体制を構築するため、令和6(2024)年度以降、各地域の意向やニーズを把握しながら、市民後見人の養成や法人後見受任団体の育成に向けた取組を進めていきたいと考えている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

滋賀県内の各市町は、もともと各圏域に権利擁護支援センターの枠組みができあがっていたので、中核機関の整備については、その枠組みをベースにして検討が進めやすかったと思います。とはいえ、整備が進んでいないところにはヒアリングをし、協議会の前段となる準備会ができたところには積極的に出席するなど、立ち上げに向けたバックアップを行ってきました。令和5(2023)年4月には県内全域において中核機関が整備されました。

全市町で中核機関の整備ができたとはいうものの、肝心なのは中核機関の取組です。地域によって、社会資源など支援体制はさまざまで、「中核機関として優先すべき機能は」「機能の強化をどのようにしたらよいのか」などの部分で悩まれている市町が多いと感じています。県としては、市町や中核機関、専門職団体、当事者団体等で構成する協議会において、定期的な情報共有や意見交換をしたり、市町における体制整備の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行ったりして、広域的な視点から課題の解決が図れるよう取組を進めていきたいと考えています。また、担い手確保に向けた研修会の開催や、各市町や圏域等における意思決定支援を重視した取組を進めるための意思決定支援研修会の開催、さらに、適切なアセスメントに基づくチーム支援を後押しする専門職アドバイザーの派遣など、市町や中核機関等における支援体制強化に関わる取組が進むように働きかけをしていきます。

連絡先

滋賀県健康福祉政策課
TEL 077-528-3519

滋賀県医療福祉推進課
TEL 077-528-3522

滋賀県障害福祉課
TEL 077-528-3542

# 都道府県の機能強化に向けた取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 長崎県 |
| 取組内容 | 成年後見制度の適切な利用のための「つなぐ力」を強化 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 21か所<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 人　口 | 1,282,571人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 432,092人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 16,361人<br>令和4(2022)年度末時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 14,699人<br>令和4(2022)年度末時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 1,807人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 保佐の利用者数 | 489人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 補助の利用者数 | 176人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 21人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 940人<br>令和5(2023)年10月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 7か所<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 養成者数 | 361人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 受任者数 | 11人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 55人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 9か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和4(2022)年度時点 | |
| 弁護士62人、司法書士42人、社会福祉士113人、税理士7人、行政書士－人、計224人 | |
| 市町村長申立て件数<br>(令和4(2022)年度実績) | 56件 |

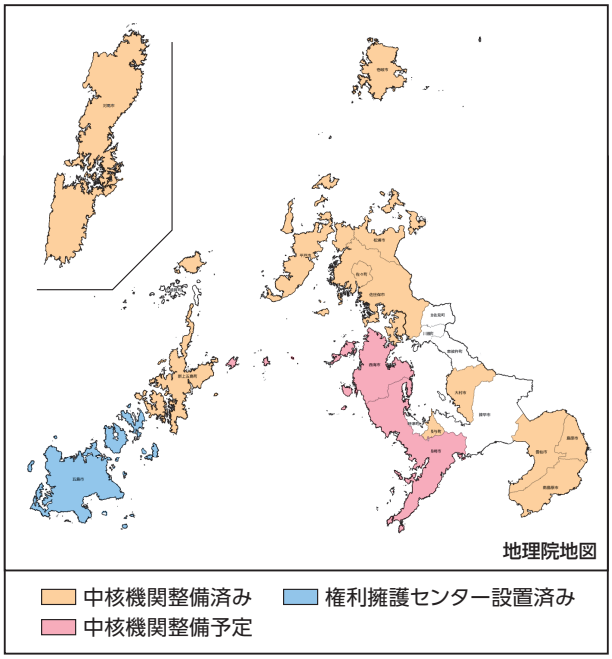


### 長崎県が抱えていた課題

**日自の利用から成年後見制度の利用につながらなかった**

長崎県では、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて日常生活自立支援事業の利用者数が1,000人を超えていた。しかし、九州各県と比較して成年後見制度の利用率は低く、制度の利用が進んでいないことが課題となっていた。通常、日常生活自立支援事業を利用する人の判断能力が十分でなくなった場合、成年後見制度への移行を検討することが多いが、長崎県の場合は成年後見制度の利用につながっていなかった。その背景には、市町での中核機関の整備が進まず、県全体として成年後見制度に関する体制整備が遅れていた事情もある。離島、中山間地域、都市部が混在する長崎県の地理的な特性から、市町が抱える課題や悩みも異なり、それぞれに応じた支援が求められていた。

## 工夫ポイント1 各市町の課題の整理と共有を行う利用推進連絡会議を実施

長崎県ではまず、県内の市町の取組状況や課題等を各圏域や県全体で共有し、市町の体制整備に取り組むために成年後見制度利用推進連絡会議の開催を始めた。会議は、圏域ごとのブロック別会議を年2回、全体会議を年1回のペースで実施している。

令和3(2021)年度までは中核機関が未整備の市町が多かったため、ブロック会議で出た課題のうち、県全体で共有した方がいいと思われる内容についてはさらに全体会議に上げて協議を行った。全体会議には、専門職団体および各市町の担当者と市町の社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が集まり、県内の取組状況の共有と情報交換を行っている。その場で受けた相談内容に即答できない場合は、事務局から後日回答するように努めている。「先駆的な取組事例を知りたい」という自治体があれば、先駆的な取組を行っている自治体に連絡を取り、紹介を行っている。

## 工夫ポイント2 アドバイザー派遣で専門職との関係づくりを支援

中核機関の整備が遅れている市町には、「体制整備アドバイザーの派遣」も行っている。派遣アドバイザーには、今後、地域連携ネットワークに関わることができる人を選び、主に地域に居住する弁護士、司法書士、社会福祉士に依頼をかけている。地域に専門職がいない場合は、他地域の専門職を派遣し、「専門職とつながれない」という市町の課題に応えている。

令和5(2023)年度は、中核機関が未整備の市町を全て集め、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会と協議する場も設けた。このミーティングには、各専門職団体や家庭裁判所にオブザーバーとして入ってもらい、中核機関の体制整備に向けた課題と対応策について協議を重ねた。

## 工夫ポイント3 職員の資質向上のための実務研修、セミナーを実施

さらに、成年後見制度の普及啓発と職員の資質向上を目的に、県としてセミナーや実務研修なども実施している。県民への成年後見制度の周知を目的としたセミナーのほか、権利擁護支援の観点で高齢者虐待の防止等に関する研修も年に1回実施している。これらのセミナーは、成年後見制度利用推進連絡会議のブロック別会議と一体的に行われている。

市町の行政担当者や地域包括支援センター職員、事業所等を対象とする実務研修は、成年後見制度の利用を視野に入れた相談対応の進め方から具体的な申立手続等、実践的な内容を重視している。受講者には、実際の申立てに必要となる申立書類を見てもらうなど、実感の持てる内容を心がけている。

このほか、各市町で高齢者虐待に対応している職員を対象に「高齢者虐待対応研修」も実施している。研修では、高齢者の虐待事例において首長申立てを検討する場面等を伝え、適切に首長申立てが行えるよう支援している。

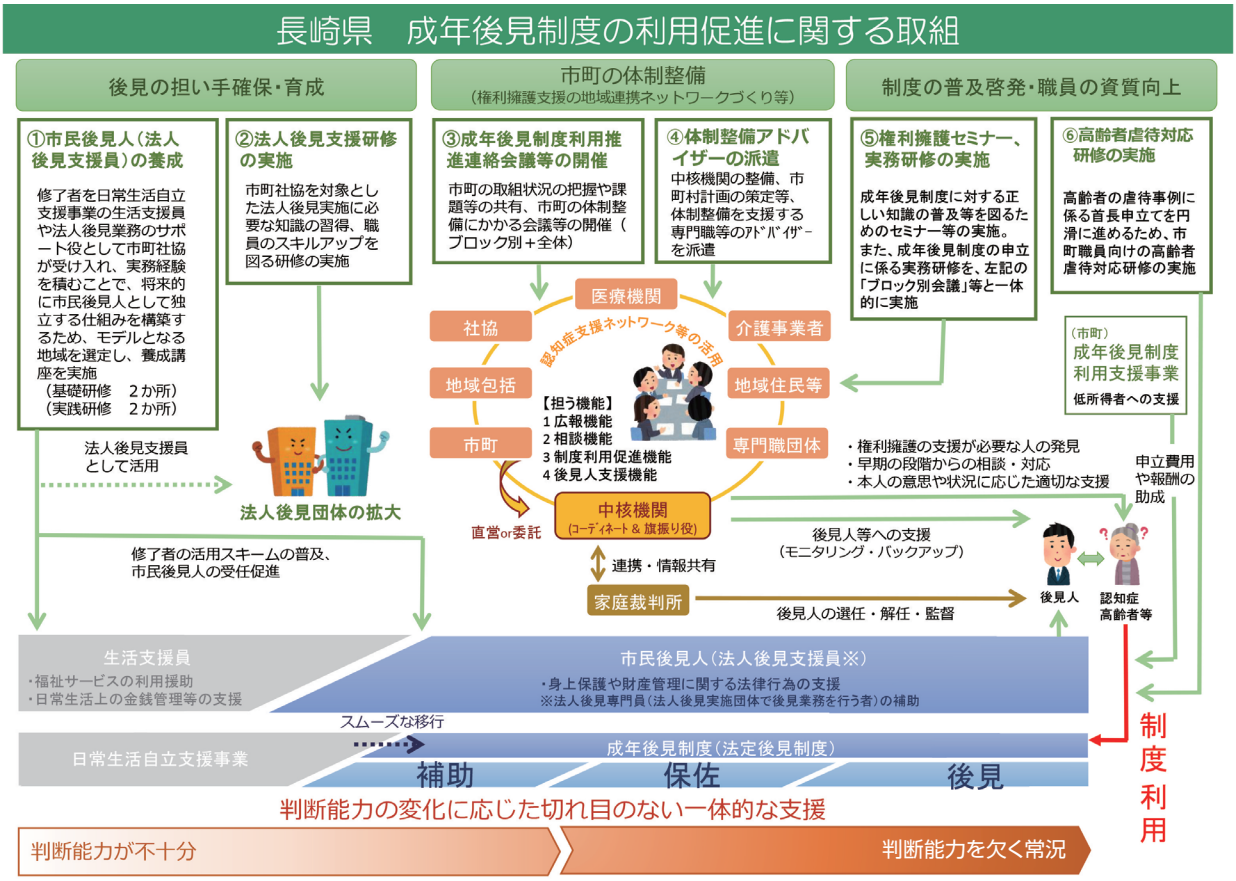


## 工夫ポイント4　ハイブリッド型研修の併用で効率化を図る

離島地域を有する長崎県では、対面型の研修・セミナーに参加する場合、前日からの移動が必須となる地域もある。地理的ハンデの解消と効率化を図るため、研修等を開催するに当たって特に力を入れているのが、対面型とオンライン型を組み合わせたハイブリッド型の併用だ。

令和5（2023）年度はコロナ禍以前のような対面型の研修も行ったが、その際にもオンラインを活用しハイブリッド型で実施するよう努めた。また、その時間に集合できない受講者がいることも考慮し、セミナーの内容は期間限定の動画配信も行っている。このように、長崎県ではほぼすべての研修・セミナーにハイブリッド型を採用している。一方、オンライン参加は便利な反面、気軽に意見交換ができないというデメリットもある。市町の行政担当者からは「顔合わせの機会がなく、情報共有ができない」という意見もあった。そうした声に応えるべく、行政担当者が中心となる会議・研修は対面型で開催するなどして、会議や研修等の目的に応じて対面型とハイブリッド型を使い分けている。

## 市民後見人の段階的な活用で担い手の育成を目指す

長崎県における中核機関の整備は、県内21市町のうち中核機関および権利擁護センター整備済みの市町が12市町、整備予定は3市町となり、残り6市町にまで進んだ。

未整備の市町のうち、「専門職とのつながりが持てない」という市町には、県が中心となって弁護士会やリーガルサポート、社会福祉士会とつながる場を提供している。また、体制整備が遅れ気味の自治体には、県社協が介護施設や障害者施設等の事業所を対象に行った、成年後見制度に関する実態調査のデータを基に説明を行っている。

この調査では制度の担い手となる専門職が都市部に集中している実態が明らかになったため、令和6(2024)年度以降は支援を必要とする方が県内どこに住んでいても後見制度を利用できる体制整備に向け、担い手の育成の取組を強化していく。さらに、養成講座修了者(市民後見人)の支援体制整備や法人後見について社会福祉法人やNPO法人など新たな担い手への拡大の検討を専門職団体と進める予定だ。具体的には、市民後見人として活動するために必要な支援を検討し、県内市町社協で生活支援員や法人後見業務のサポート役として実務経験を積んでいる方が、将来的に市民後見人として独立するためのしくみづくりを目指している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

小規模の自治体になればなるほど、「中核機関を整備した時のメリットは何?」と聞かれます。その質問に答えるのは簡単なことではありませんが、少子高齢化が全国より早く進んでいる本県においては、成年後見制度の体制整備は差し迫ったテーマだと捉えています。身寄りに頼れない方は成年後見制度を利用しなければ本人の権利が護れない、という状況がいつ発生するか分かりません。体制が整っていなくても首長申立てが必要になるケースが突然発生する可能性もあるので、そうなった時のための対応が今、必要であることを伝えています。単に問い合わせがないだけで「ニーズがない」と思い込まれていたり、人員や予算の不足が課題だったりと、市町によりさまざまな事情があることも分かってきました。令和元(2019)年度から継続して取り組んでいる各市町へのアドバイザー派遣もこうした声に応えるものであり、年7回7市町への派遣は、離島も含めた県内の各圏域に啓発活動も兼ねて実施しています。

参考URL 連絡先


長崎県福祉保健部長寿社会課

TEL 095-895-2434

URL https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/gyakutai/kouken/

E-mail chiikihoukatsu@pref.nagasaki.lg.jp

都道府県の取組

# 意思決定支援の浸透のための取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 岩手県 |
| 取組内容 | 意思決定支援をテーマにしたオンラインによる研修を実施 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 33か所<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 人　口 | 1,163,024人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 403,825人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 12,515人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 12,913人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 1,631人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 保佐の利用者数 | 423人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 補助の利用者数 | 93人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 19人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,011人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 13か所<br>令和5(2023)年7月1日時点 |
| 養成者数 | 471人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 受任者数 | 36人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 32人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 21か所<br>令和5(2023)年12月1日時点 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>弁護士:令和5(2023)年8月31日時点、弁護士以外:令和6(2024)年1月31日時点 | |
| 弁護士57人、司法書士40人、社会福祉士116人、<br>税理士－人、行政書士42人、計255人<br>※岩手県が把握している数に基づく | |
| 市町村長申立て件数 | 68件<br>令和4(2022)年度実績 |

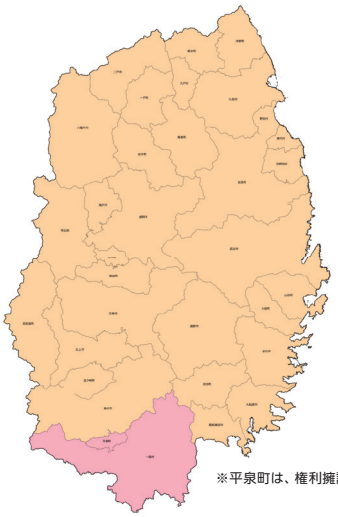


### 岩手県が抱えていた課題

#### 状況変化に伴う支援策の見直しが必要だった

岩手県では、15年以上前から成年後見に関する研修を実施してきた。平成30(2018)年度からは、国の第一期成年後見制度利用促進基本計画を受けて成年後見制度利用促進フォーラム(以下、「フォーラム」という。)を年に1回、開催するようになった。県が主催、県社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が運営を担い、市町村職員をはじめ市町村社協職員や福祉・介護関係者など全県から200～300名が集まる大規模な研修で、県内の成年後見制度の体制整備を図ることを目的としている。当初は成年後見制度の“周知”を重視していたが、近年は、中核機関の整備が進むのに伴って中核機関の活動も“立ち上げ”から“運営”へと比重がシフトするなど、県内の状況が変化している。さらに、令和4(2022)年に第二期成年後見利用促進基本計画が示されたこともあり、国の計画や県内の状況の変化に即した形で、フォーラムの内容・実施方法も見直すことが必要と考えていた。

## 工夫ポイント① 意思決定支援への共通認識を持つことを重視

令和4(2022)年度の第二期成年後見制度利用促進基本計画を機に、岩手県では成年後見制度の担い手育成方針の策定に着手した。フォーラムも、第二期成年後見制度利用促進基本計画で重視されている「意思決定支援」をテーマとして開催することに決定した。意思決定支援の浸透を推進することで、成年後見制度の普及や県内の権利擁護支援体制の整備につなげることができるとの判断だ。名称も「成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修」に変更した。

テーマを「意思決定支援」としたことに合わせて、意思決定支援の基本的な考え方について共通認識を持つことを一つの目的とした。講義の内容と研修資料の作成に当たっては、講師と社協が何度も打ち合わせを実施し、研修会の参加者はさまざまな関係機関にわたるため、特定の立場や内容に偏ることなく、誰が聞いても分かりやすく理解しやすいことを重視するようにした。同時に「なるほど」「そういう場面はあるね」と、自身の活動を振り返りながら納得・共感できる内容や表現を心がけた。さらに、講義後のグループワークで講義内容についての振り返りと感想共有、意見交換を行うため(後述)、その際に素材として利用できる事例紹介も取り入れた。

### ■令和4年度成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修

●対象： 市町村職員、中核機関職員、 地域包括支援センター職員、介護支援専門員、障がい者相談支援事業所職員、高齢者・障がい者福祉事業所等職員、市町村社会福祉協議会職員 など
※第 2 部は市町村、中核機関、福祉事業所職員が対象。

| 時間 | テーマ | 講師・内容 |
|---|---|---|
| **第 1 部** | | |
| 13:10～13:30<br>［20 分］ | 説明<br>「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要」 | 岩手県保健福祉部地域福祉課 |
| 13:30～15:20<br>［110 分］<br>休憩含む | 講義<br>「成年後見制度と意思決定支援」 | 一般社団法人岩手県社会福祉士会<br>権利擁護センターぱあとなあ岩手 |
| **第 2 部** | | |
| 15:35～16:05<br>［30 分］ | グループワーク（14 グループに分かれて実施）<br>「日頃の意思決定支援の取組」 | ●受講対象者：市町村、中核機関、<br>市町村社会福祉協議会、福祉事業所の職員<br>●内容：研修の振り返りと情報・意見交換<br>・感想共有<br>・日頃の意思決定支援の取組について |
| 16:05～16:15<br>［10 分］ | まとめ<br>グループ内での協議内容の全体共有 | |
| 16:15 | 閉会 | |

### ■講義「成年後見制度と意思決定支援」 研修資料

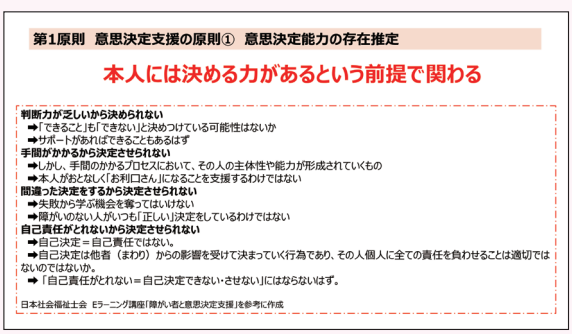
第1原則 意思決定支援の原則① 意思決定能力の存在推定

本人には決める力があるという前提で関わる

判断力が乏しいから決められない
➡「できること」も「できない」と決めつけている可能性はないか
➡サポートがあればできることもあるはず
手間がかかるから決定させられない
➡しかし、手間のかかるプロセスにおいて、その人の主体性や能力が形成されていくもの
➡本人がおとなしく「お利口さん」になることを支援するわけではない
間違った決定をするから決定させられない
➡失敗から学ぶ機会を奪ってはいけない
➡障がいのない人がいつも「正しい」決定をしているわけではない
自己責任がとれないから決定させられない
➡自己決定＝自己責任ではない。
➡自己決定は他者（まわり）からの影響を受けて決まっていく行為であり、その人個人に全ての責任を負わせることは適切ではないのではないか。
➡「自己責任がとれない＝自己決定できない・させない」にはならないはず。

日本社会福祉士会 Eラーニング講座「障がい者と意思決定支援」を参考に作成

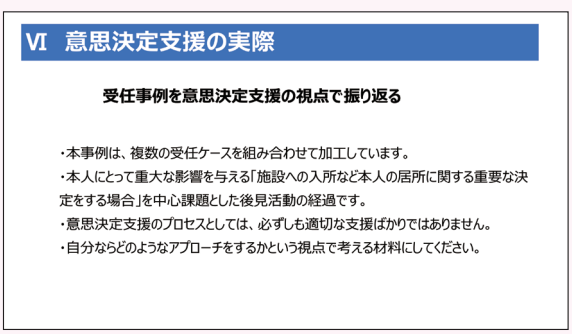
Ⅵ 意思決定支援の実際

受任事例を意思決定支援の視点で振り返る

・本事例は、複数の受任ケースを組み合わせて加工しています。
・本人にとって重大な影響を与える「施設への入所など本人の居所に関する重要な決定をする場合」を中心課題とした後見活動の経過です。
・意思決定支援のプロセスとしては、必ずしも適切な支援ばかりではありません。
・自分ならどのようなアプローチをするかという視点で考える材料にしてください。

## 工夫ポイント2　講義内容を受けた形でグループワークを実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法をオンラインとすることとしたが、参加者の理解を深めるための方法として、研修ではグループワークを取り入れた。

研修の流れとしては、講義を聞いて終わりにするのではなく、その講義の内容を受ける形でグループワークを実施した。グループワークのテーマは「日頃の意思決定支援の取組」とした。

参加者を1グループ10名程度、全部で14グループに分け、参加者が自分のグループのミーティングルームにアクセスすると、画面には他の9名のメンバーが表示される形だ。ここでは、受講者が講義から受けた感想や意見を持ち寄って意見交換したり、自分の意見を発表することで日頃の取組や課題を共有したりする場を設けた。講義を聞いてただ記憶にとどめるだけでなく、講義の感想や疑問点を言葉にして“アウトプット”することで、講義で学んだことをより深めることができ、実践にも生かしやすくなるとの考えだ。

### ■Zoomによる研修の流れ

**第１部**

開会
◆
説明／「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要」
◆
講義／「成年後見制度と意思決定支援」

**全参加者・計170名に配信**

**第２部**

グループワーク
「日頃の意思決定支援の取組」

**14グループ（計129名）に分けて実施**
各グループのメンバーは自分のグループのミーティングルームにアクセスし、情報共有・意見交換に参加
（Zoomのブレイクアウトルーム機能を利用）

まとめ
（全体共有）

**再び全参加者に配信**

## 工夫ポイント3　事前にグループ分けと進行役・記録係を配置し依頼

研修の開催に当たっては、参加希望者から事前に送付してもらった職名・氏名等を記載した参加申込書の記載内容を踏まえ、社協では、グループワーク対象者・計129名をAからNの14グループに分けた。さらに、日頃のつながりや申込書の内容から参加者の状況を把握し、「進行係」と「記録係」を設定した。これらをグループワークの内容とともに参加希望者に事前周知することで当日の円滑な進行に役立った。

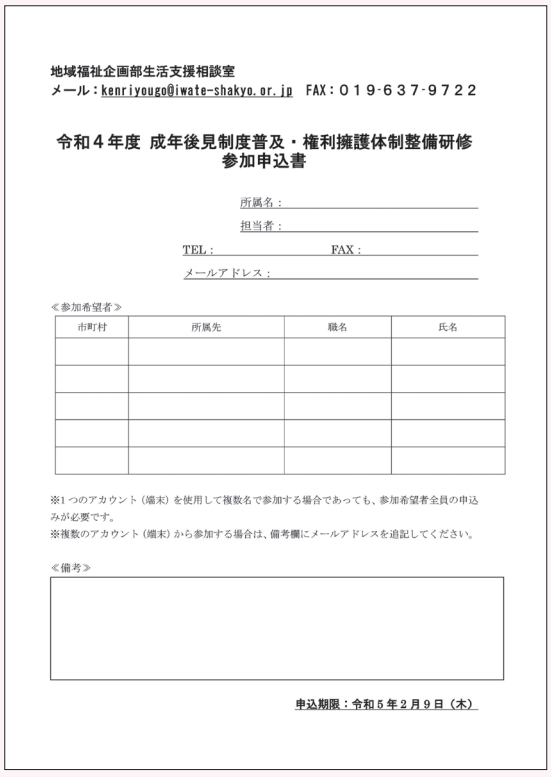

地域福祉企画部生活支援相談室
メール：kenriyougo@iwate-shakyo.or.jp　FAX：０１９-６３７-９７２２

令和４年度 成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修
参加申込書

所属名：
担当者：
TEL：　FAX：
メールアドレス：

≪参加希望者≫

| 市町村 | 所属先 | 職名 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※1つのアカウント（端末）を使用して複数名で参加する場合であっても、参加希望者全員の申込みが必要です。
※複数のアカウント（端末）から参加する場合は、備考欄にメールアドレスを追記してください。

≪備考≫

申込期限：令和５年２月９日（木）

## 共通認識を土台に権利擁護体制の整備・強化支援を

岩手県では全市町村33のうち31が中核機関を整備済みで、残り2市町も令和6(2024)年度に整備の予定だ。研修会や各種会議体など近年の権利擁護支援に関するさまざまな取組が成果として現れてきている。

内容を刷新した「成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修」は講義、グループワークともに高評価を得た。加えて「関係者がみんなで協議しながら支援することや本人の思いを確認する重要性が理解できた」「医療同意を取る際、医療側と介護・福祉側の認識のずれを感じることがあり、連携することや本人の意思を大切にすることの難しさを感じた」といった感想が数多く寄せられたことから、意思決定支援の考え方や重要性に対する共通認識を持つことができたと評価している。

このほか、岩手県では、岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議により関係機関との連携を図りながら権利擁護支援の取組を推進している。また、市町村への支援を強化するため、市町村職員向けの相談窓口を設置し、市町村の中核機関整備に向けての支援や中核機関整備後の体制整備への助言等を実施している。さらに市町村中核機関担当者向けの研修や市町村長申立てに関する研修も開催している。今後も「より実効性のある内容」と「県内の実態に即して進化させていく」ことを検討しながら、権利擁護支援体制整備の強化支援にさらに力を入れる方針だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

岩手県では近年、研修にグループワークを積極的に取り入れており、好評です。

県主催の集合研修では定型的なお話が中心になり、せっかく参加しても実務にすぐに生かすことができず、「日頃、こういうところに困っている」「みんなどうやって解決してるの?」と日々の業務に悩む一方、「細かいことだから…」と自分で抱え込んで職員が孤立して業務を進めているケースもあるのではと考えています。どの職場も日々の業務に追われ、人手も十分といえず、周囲に気軽に相談できる人もいない。そんな状況にある中、グループワークでは、小さなことでも日常の仕事のやり方や悩みについて共有したり意見交換したりできますので、課題解決の方法として効果的ですし、研修終了後も気軽に情報交換できる関係が築けたりするのではと思います。

これからも市町村や中核機関の職員を支援するためにも、グループワークの活用をはじめとして効果的な手法を検討しながら権利擁護推進の取組に力を入れていきたいです。

集合形式で開催した令和5(2023)年度成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修


連絡先

岩手県保健福祉部地域福祉課

TEL 019-629-5481

E-mail AD0004@pref.iwate.jp

都道府県の取組

# 適切な後見人等の選任・交代の推進に向けた取組

| 都道府県名 | 京都府 |
|---|---|
| 取組内容 | 支援の好循環を生む府・府社協・家庭裁判所の三者が連携 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 26か所 |
| 人　口 | 2,537,111人<br>令和5(2023)年9月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 755,000人<br>令和4(2022)年度時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 29,904人<br>令和4(2022)年度時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 31,090人 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 4,447人 |
| 保佐の利用者数 | 2,154人 |
| 補助の利用者数 | 759人 |
| 任意後見の利用者数 | 97人 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,680人 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 4か所 |
| 養成者数 | 70人 |
| 受任者数 | 6人 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 64人 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 4か所 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和5(2023)年3月31日時点 | |
| 弁護士270人、司法書士221人、社会福祉士234人、税理士0人、行政書士0人、計725人 | |
| 市町村長申立て件数 | 163件<br>令和4(2022)年度実績 |

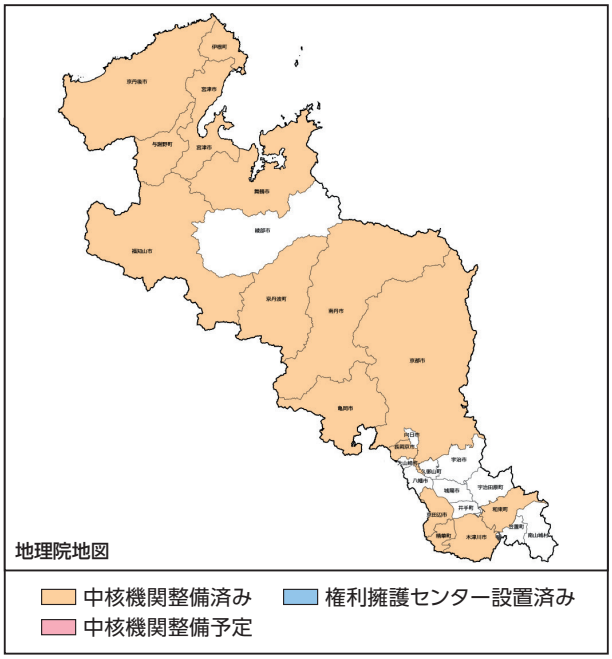


### 京都府が抱えていた課題

**家庭裁判所との接点が少なく後見人等の選任・交代に苦慮していた**

京都府は平成24(2012)年に京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター(以下、「府センター」という。)を開設した。市町村への専門職の派遣、専門職による電話相談対応など体制を早くから整備し、専門職団体との連携は強固なものとなっている。これに比べて進展していなかったのが家庭裁判所との連携だ。府と家庭裁判所との接点が少ないために互いの役割についての理解が不足し、十分に連携できていなかった。市町村にとってはなおさらで、家庭裁判所との接点がほぼないことを一因に、中核機関の整備が進まない、適切な後見人等の選任や交代にも苦慮する、といったケースが一部にあった。これらを解消する上で家庭裁判所との連携強化が不可欠だった。

## 工夫ポイント① 三者協議を筆頭に府社協・家庭裁判所と府・市町村との接点を拡大

京都府では、家庭裁判所との連携を図るためには、相互の役割や考え方・認識の理解が不可欠と考えていた。これを可能とするのが「三者協議」だ。第一期成年後見制度利用促進基本計画が示された平成29(2017)年に府と家庭裁判所の二者で開始し、1年ほどのちに府の社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が加わった。担当者間のざっくばらんな会議で、月1回実施し、市町村の体制整備の現状と、前回協議後の1か月間の取組内容などの情報・意見交換を緊密に行っている。さらに、家庭裁判所主催の会議で取り上げるテーマを話し合うほか、中核機関整備を主目的とした府・府社協・家庭裁判所による「市町村訪問」で訪れた市町村に関する情報共有や次の訪問先の検討などを行っている。

家庭裁判所は、府・府社協とともに三者協議の実施主体となる。家庭裁判所が単独で実施主体となるものには、成年後見制度利用促進に係る連絡会(表中③)と家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会(同④)がある。前者は、三者協議のメンバーに専門職団体(弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会)などが加わって開催する。後者は市町村も参加する年1回の会議で、取組の報告と情報交換を実施している。市町村にとっては、府社協・家庭裁判所による市町村訪問と並び家庭裁判所との貴重な接点の一つとなり、他市町村の状況を知る絶好の機会ともなる。一方、府社協・家庭裁判所にとっては、市町村訪問が個々の市町村の状況を詳細に把握できるとともに、府内全体の状況を俯瞰できる会議となっている。

### ■成年後見制度に関する京都府の主な会議と参加団体

| | 会議名 | 実施主体 | 頻度 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 三者協議 | 京都府、府社協、家庭裁判所 | 月1回 | 市町村の状況や各団体の成年後見制度に係る取組等を共有 |
| ② | 圏域別意見交換会及び勉強会 | 市町村<br>※声かけは京都府 | 3か月に1回程度 | 適切な後見人の選任・交代について協議するほか、国の情報や他圏域・各市町村の状況を共有 |
| ③ | 成年後見制度利用促進に係る連絡会 | 家庭裁判所 | 4か月に1回程度 | 各団体の状況を報告 |
| ④ | 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会 | 家庭裁判所 | 毎年1月下旬 | 取組を報告し、情報交換 |
| ⑤ | 地域福祉権利擁護事業に係る関係機関・団体との情報・連絡会議<br>※都道府県協議会に位置付け | 府社協 | 毎年3月上旬 | 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度について報告 |
| その他 | 関西圏域交流会 | 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県(持ち回り) | 年度末 | 関西圏域が主体となり、管内市町村の成年後見制度の体制整備のための会議を企画し、実施 |
| | 京都府内市町村交流会 | 京都府 | 随時 | ニーズや状況に応じて企画<br>府がテーマを設定し実施 |

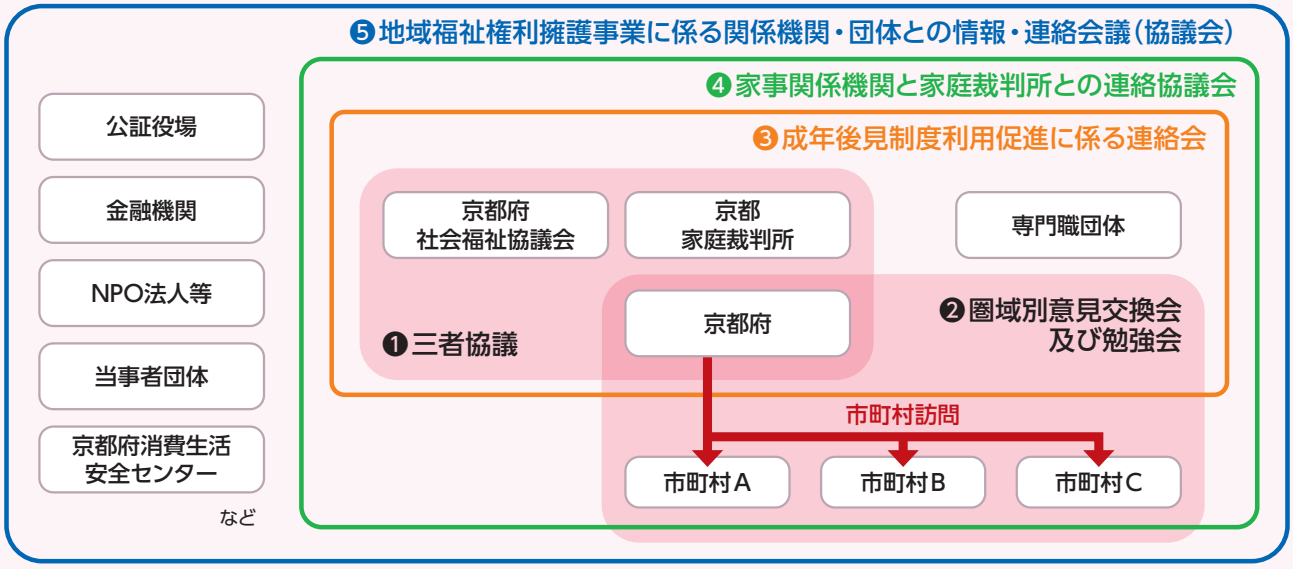

## 工夫ポイント2　市町村訪問により府社協・家庭裁判所が各市町村の実情を把握

三者協議のメンバーは「市町村訪問」を並行して行っている。府・府社協・家庭裁判所の三者から各2名程度と、市町村からは課長クラスが参加し、中核機関整備に向けた方法やしくみづくり、予算措置など具体策を一緒に考える形で支援する。市町村にとっては、家庭裁判所が持つ成年後見制度の運用に関する知見や統計データの共有を受けたり、後見人等の選任・交代などに関する意見を聞いたりでき、中核機関の整備に向けた取組のイメージがしやすくなる。加えて、普段接する機会がほとんどない家庭裁判所との顔の見える関係づくりにも役立っている。

市町村訪問では、市町村の状況や要望をもとに、専門職団体に同行してもらい、勉強会を開催することもある。府が市町村の部内会議に参加して中核機関整備の必要性の説明をサポートすることもあり、その場で中核機関の整備を決定したこともあった。

**【参考】府・府社協・家庭裁判所による市町村訪問を軸とした中核機関整備の支援の流れ＜京丹波町の場合（概要）＞**

| 年月 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 令和2（2020）年　6月 | 京丹波町訪問 | 中核機関の必要性を説明<br>町より人材不足等で難しいと回答 |
| 令和3（2021）年 10月 | 京丹波町訪問 | 町からの依頼により再度説明<br>ニーズ調査の実施を勧める |
| 令和4（2022）年　4月 | 京丹波町成年後見に係る庁内協議 | ニーズ調査実施後、中核機関整備までのプロセス、先行事例、補助金等について説明 |
| 6月 | 中核機関の整備に向けた町社協との協議 | 府、町、町社協で意見交換 |
| 8月 | 京丹波町後見に係る庁内勉強会 | 関係部長・課長等が集まり勉強会実施 |
| 令和5（2023）年　1月 | 京丹波町準備会に向けた協議 | 第1回準備会開催に向けて資料等の確認や今後の展開を説明 |
| 2月 | 京丹波町第1回中核機関準備会 | |
| 3月 | 京丹波町第2回準備会へ向けての事前協議 | 第1回準備会で受けた指摘等の対応、第2回準備会への準備を実施 |
| | 京丹波町第2回準備会 | 中核機関整備について全会一致となる |
| 4月 | 中核機関整備 | |

## 工夫ポイント3　圏域別意見交換会で後見人選任等の協議を積み重ね

より適切な後見人の選任・交代について協議を深める場となっているのが、府が声かけを行い市町村が実施主体となる圏域別意見交換会（以下、「圏域協議」という。）だ。府内の6圏域ごとに3か月に1回程度実施する。京都府と圏域の市町村のほか、テーマによっては市町村社協も参加する。

府内の地域では、権利擁護支援における深刻な人材不足の課題が見られる。例えば、京都市の専門職後見人が本人を定期訪問する際に片道2時間かかる場合は、専門職後見人が本人と対面する機会はごく限られ、地域の人々との交流機会もほとんどない。そのため本人が制度活用のメリットを実感できる適切な支援ができていないのではと危惧されるが、そうした状況にあっても、市民後見人・法人後見の体制整備や育成・交代にスムーズに対応できていなかった。

そこで、圏域協議では、本人中心の権利擁護支援チームを構築するための考え方や具体的な方法、受任者調整や交代について、具体的にイメージしやすいように事例を通して考え方を学んだり受任イメージをつかんだりして課題を明らかにし、話し合いを積み重ねている。その中で中核機関を整備し、府社協・家庭裁判所との連携を図ることで、本人がメリットを実感できる適切な支援が可能となり、市民後見人等への交代なども進めやすくなるとの認識を共有している。

中核機関整備が進んでいる圏域と、そうでない圏域とでは、市町村の意識に差があり、協議や意見の深まり方も異なってくる。そのため、圏域協議では中核機関を整備済みの市町村の運営委員会や準備会など他の圏域の状況についても報告するほか、中核機関整備に向けてニーズ調査を行った市町村の結果を報告・共有している。それら他圏域の報告を聞いて中核機関整備の必要性に気付くケースもあり、中核機関整備の推進にも効果を上げている。

## 家庭裁判所との連携から生まれた好循環を今後さらに活用

三者協議と市町村訪問を通じて、府・府社協・家庭裁判所の三者がそれぞれに互いの立場や役割を明確に理解した上で、連携できるようになった。同時に、それぞれがどのような役割を担うかを市町村訪問の場で市町村に示すこともでき、中核機関整備への取組をより具体的に伝えられるようになった。

さらに、三者協議と市町村訪問は、課題解決に向けて好循環を生んでいる。市町村訪問で市町村の実情を把握し、三者協議による協議・検討を経て各市町村への個別支援を実施する。支援実施後は、その成果や課題を市町村訪問を通じて把握し、三者協議を経て次の支援に生かす、という流れだ。この好循環は府社協・家庭裁判所との連携に支えられている。

これらの過程を通じて府には知識・ノウハウが蓄積され、府社協・家庭裁判所が参加しない圏域協議の場でも、後見人等の適切な選任・交代を推進する上で生かされている。今後は、後見人等の追加選任や交代などの際のイメージを共有するため、府社協・家庭裁判所との連携に、より注力していく。同時に府庁内でも、認知症施策や重層的支援体制整備事業を進める他課との連携協力も進めている。これにより、以前から強固だった専門職との連携に、より連携強化された府社協・家庭裁判所が加わることで盤石な体制整備に取り組んでいく考えだ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

府センターでは、体制的に難しいといわれる障害分野と高齢分野の両分野をまたがる形で取組を進めてきました。これは全国的にも珍しい、京都府ならではの取組だと思います。加えて、府が中心になって行う成年後見制度の啓発活動を通じて、専門職との連携は10年を超える歴史の中で蓄積されています。専門職同様、今後は府社協・家庭裁判所さんとの連携強化に一層力を入れたいと思います。

並行して中核機関の整備の支援を進めていきます。市町村訪問や圏域別協議により、府内の中核機関の整備は着実に進展していますが、未整備の市町村が約4割あります。圏域や市町村によって状況やニーズが異なり、中核機関整備に向けた市町村の意欲も変わってきますので、それぞれの実情に合わせて中核機関整備の必要性を説明した上で、整備への働きかけや支援を積極的に行っていきたいと考えています。

参考URL 連絡先

京都府健康福祉部障害者支援課

TEL 075-414-4598

URL https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/072/index.html

E-mail shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

都道府県の取組

# 権利擁護支援のための取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 兵庫県 |
| 取組内容 | 先行する自治体の取組事例集で、権利擁護支援の体制整備・発展を推進 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 41か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 人　口 | 5,462,369人<br>令和4(2022)年9月30日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 1,580,708人<br>令和4(2022)年9月30日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 58,309人<br>令和3(2021)年3月31日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 33,132人<br>令和4(2022)年3月31日時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 7,308人<br>令和4(2022)年7月31日時点 |
| 保佐の利用者数 | 2,876人<br>令和4(2022)年7月31日時点 |
| 補助の利用者数 | 1,013人<br>令和4(2022)年7月31日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 148人<br>令和4(2022)年7月31日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,161人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 18か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数 | 1,125人<br>令和4(2022)年4月1日時点 |
| 受任者数 | 180人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 147人<br>令和4(2022)年度実績 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 23か所<br>令和5(2023)年4月1日時点<br>各市町が把握している数に基づく |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和2(2020)年3月31日（※は令和2(2020)年1月31日時点） | |
| 弁護士605人、司法書士412人、社会福祉士480人※、税理士0人、行政書士0人、計1,497人<br>兵庫県が把握している数に基づく | |
| 市町村長申立て件数 | 296件<br>令和4(2022)年度実績 |

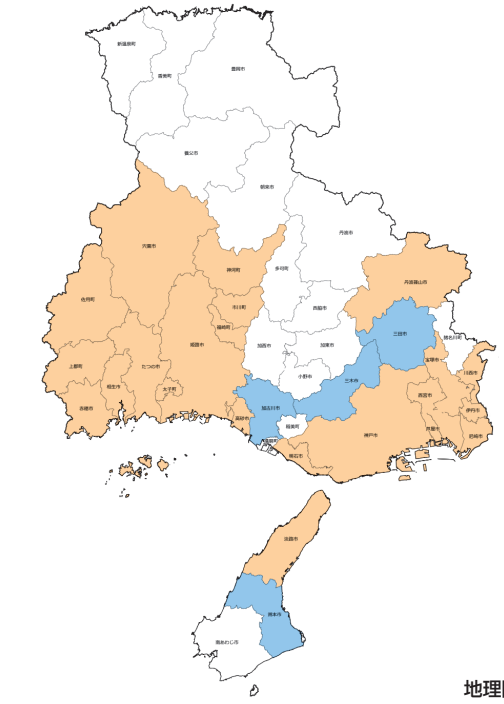

地理院地図

中核機関整備済み　権利擁護センター設置済み
中核機関整備予定

### 兵庫県が抱えていた課題

**体制整備の検討が遅れている自治体に取組のヒントとなる情報提供が必要だった**

人口がそれほど多くない自治体では、中核機関の整備や協議会の設置等の体制整備の検討が遅れがちになり、成年後見制度の利用相談をはじめ、権利擁護支援につながりにくい状況が課題と思われた。解決策となる手立てが必要と感じた兵庫県は、兵庫県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)と連携し、体制整備の後押しや権利擁護支援に取り組むヒントとなるよう、中核機関整備済みの自治体についてまとめた取組事例集を制作・配布することにした。

## 工夫ポイント ① 「やってよかった権利擁護支援」の実現に向けた取組事例集を制作

兵庫県が、県内自治体の中核機関の整備等を進める支援策を模索していた時に、県社協から取組事例集をつくりたいとの提案があり、県と県社協とが協働して『兵庫県内自治体の権利擁護の支援体制づくり事例集』(以下、「事例集」という。)を作ることに決めた。事例集で紹介する自治体は、令和4(2022)年4月1日時点で中核機関を整備している20か所(政令市である神戸市を除く)で、各自治体が成年後見制度等を含む権利擁護の支援体制の強みを生かしながら、どのように体制づくりを推進してきたのかを紹介している。この事例集は、中核機関の整備を検討している自治体には体制整備のヒントにしてもらい、すでに整備済みの自治体には権利擁護支援のさらなる機能強化に向けた参考にしてもらうことを目的としている。

事例集制作のための取材では、行政や中核機関、市社協等の現在の担当者だけでなく中核機関立ち上げ時の関係者にも可能な限り集まってもらい、立ち上げの経緯をはじめ、権利擁護支援体制の全体図、関係機関間の連携内容、対応事例等をヒアリングした。中核機関の機能の拡充期に当たる自治体には、権利擁護の支援体制を整備したからこそ見えてきた課題について詳しく聞いた。さらに、10年以上も前から権利擁護支援に取り組んできた自治体には、そもそも課題に気付いた経緯が何かに着目して取材し、権利擁護支援を地域課題として意識高く取り組んできたきっかけに踏み込んだ。ヒアリングで見えてきたのは、成年後見制度の体制整備や権利擁護の支援体制は千差万別だということだ。同じ体制、同じ取組はないからこそ、各自治体のプロセスや取組などを詳しく紹介することで、「つくってよかった、権利擁護支援に取り組んでよかった」と思える体制づくりを目指してほしいと願っている。さらに県としては、地域が目指すものを繰り返し議論し、権利擁護の支援体制の充実に取り組んでいる自治体の事例から、体制の見直しが権利擁護支援の発展に不可欠であることを認識してもらいたいと考えている。また、成年後見制度の適切な利用を促すには、中核機関の整備が大切になることから、各自治体の記事には中核機関の職員体制や予算規模等のデータも掲載し、これから体制整備に取り組む自治体が参考にできるよう工夫した。

事例集には、権利擁護と支援体制の考え方について整理・提示した学識者の寄稿や、検索機能を備えた「この事例集の使い方」のページも設けた。「この事例集の使い方」のページを見れば、中核機関の整備圏域・形態・機能面別、困っていること・始めたいこと別、取組の強み別に該当する自治体を探すことができ、権利擁護の支援体制づくりで気になる事例がすぐに読める。

完成した事例集は全96ページ。令和5(2023)年3月に発行し、県内の全自治体に配布した。

**ヒアリング項目**

1. センター(もしくは権利擁護支援の中核機関)整備のきっかけとプロセス
2. 管内の権利擁護支援(策)の現状と課題(センターでの実施事業含む)
3. 行政計画での位置付け
4. 権利擁護支援体制の全体図と、機関間の連携と関係
5. 体制整備、中核機関整備の効果と今後に向けて
6. 支援事例
7. その他(担当として感じている課題等)

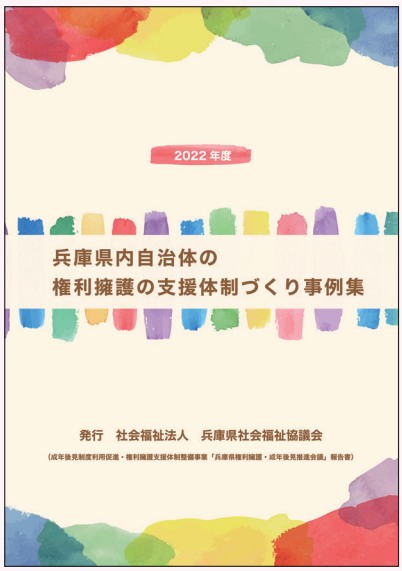

表紙

「この事例集の使い方」ページ

出典:『2022年度　兵庫県内自治体の権利擁護の支援体制づくり事例集』(令和5(2023)年3月 (社福)兵庫県社会福祉協議会発行)

## 工夫ポイント2　事例集を活用し、権利擁護支援の体制づくりを後押しする研修会を開催

事例集を配布するだけではなく、活用してもらうために事例集の見方などをレクチャーしつつ、権利擁護支援に対する研修を令和5(2023)年8月に行った。

研修会では、事例集で紹介した1市1町の方や、寄稿していただいた学識者が登壇した。各市町からは、成年後見制度の体制整備や権利擁護支援体制に関する話のほか、支援事例について発表した。その後、「自治体における権利擁護支援体制作りの実際」というテーマで、学識者を交えた三者によるディスカッションを行い、詳細に話してもらった。最後に、事例集の制作に関わってもらった兵庫県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部、兵庫県社会福祉士会、神戸家庭裁判所からコメントをもらい、閉会とした。

当日は、中核機関の未整備自治体を含め、体制整備がさまざまな段階にある自治体が集い、市社協、専門職なども加わって、約60名が出席した。登壇者からは、「成年後見制度の適切な利用に向けて、担当部署や担当者だけが抱え込むのではなく、チームで考えるしくみをつくれたことがとてもよかった」などのコメントがあった。まさに「やってよかった権利擁護支援」を代弁する声を参加者に届けることができた。

## 工夫ポイント3　県と各自治体が協働し、権利擁護支援の担い手を養成

事例集の取組を踏まえて県では、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるように、今後、各自治体等と協働して権利擁護支援の担い手の養成に力を入れていく予定だ。特に、法人後見支援員などとして、住民が権利擁護支援活動に携わる権利擁護サポーターの養成については、県が導入、基礎の部分を担い、各自治体が実習やフォローアップを担うしくみを想定している。また、権利擁護サポーターや市民後見人の養成に関わる意思決定支援研修や本人中心の支援に対する啓発・導入・研修については、県で実施することを検討している。これらの取組は、各自治体の体制に応じて4つに分け、グループごとに必要な支援を検討して、早ければ、令和6(2024)年度に着手したいと考えている。

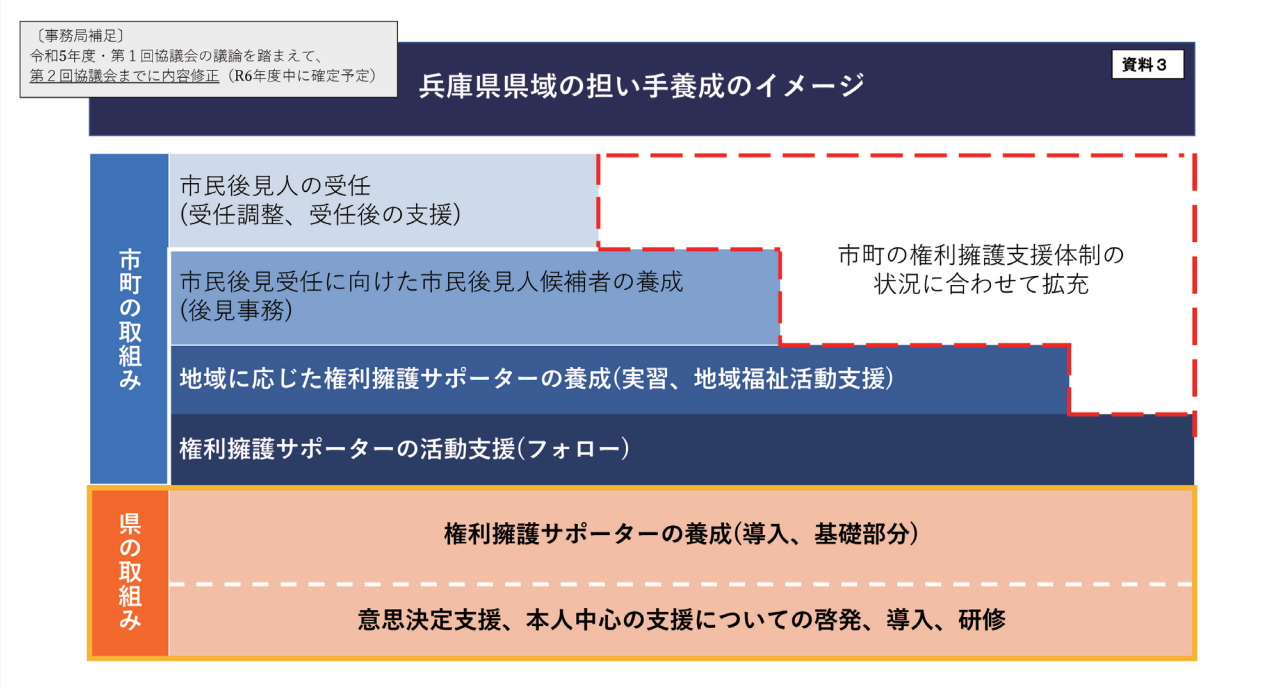


出典：令和5年度成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会　資料

## 事例集で得た成果を受けて、体制整備と担い手の養成を強化

各自治体が取り組んできた権利擁護支援の体制整備等の取組について、県内の全自治体にフィードバックすると同時に、中核機関未整備の自治体に対しては、体制づくりを検討するための材料として事例集が配布できた。中核機関整備済みの自治体に対しても、取組の成果を事例集としてまとめることができたし、取組の振り返りをする機会を提供できた点も意味のあることだと考えている。また、課題認識を持ちながら支援体制の整備を進めることが、「やってよかった権利擁護支援」につながることが分かった。事例集の配布後は、紹介事例を手掛かりに、参考になりそうな自治体を視察したなどの話が聞こえ、役立っている様子がうかがえる。また、関西6府県の担当者会議で事例集について話したところ、関心を寄せてくれた地域もあり、作成した意義を再認識することができた。

今後は、権利擁護支援に関する研修会を引き続き行うなど、各自治体に向けた働きかけを強めていく。その一つとなる権利擁護支援の担い手養成については、研修などの実施に向けて積極的に取り組む方針だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

事例集の制作に向けたヒアリングは、令和4(2022)年10月から月2～3回のペースで県社協さんと進めていきました。中核機関などの整備時や現在の関係者を交えての取材でしたので、各自治体の日程調整や資料収集、原稿作成を行っていた県社協さんは、大変な苦労があったと思いますし、とても感謝しています。

現地に赴いて実際に話を聞くことで、成年後見制度の体制整備や権利擁護支援の取組などを深く知ることができ、関係者の熱意もダイレクトに伝わってくるので、県としては得るものが大きかったと感じています。また、中には中核機関の整備時にいた関係者と現在の行政担当者との思いや視点に違いがあると感じたケースもありました。その違いは、立場や情勢の変化などからきていると思われましたが、やはり、“権利擁護観”のチェックは繰り返して行うことが必要だと再認識しました。整備して終わりではなく、絶えず関係者同士の価値観をすり合わせ、新たな課題に応えられる体制へと発展させていくことが、大切なのだと実感しています。こうした体制整備や権利擁護支援に関する取組の難しさを垣間見たことは県担当者としても勉強になり、今後の支援策に生かしていきたいと思います。

参考URL 連絡先

兵庫県福祉部地域福祉課
TEL 078-362-9187
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/kenriyougo.html
E-mail chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

都道府県の取組

# 専門職・専門職団体の活用に向けた取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 福島県 |
| 取組内容 | 専門職派遣事業を起点に県内の横のつながりを強化 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 59か所 |
| 人　口 | 1,773,723人 |
| 65歳以上の者の人数 | 576,922人 |
| 療育手帳の所持者数 | 19,737人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 17,094人 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 1,903人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 保佐の利用者数 | 472人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 補助の利用者数 | 105人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 25人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 683人 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 6か所 |
| 養成者数 | 93人<br>令和4(2022)年4月1日までの累計 |
| 受任者数 | 11人<br>令和4(2022)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 15人<br>令和4(2022)年4月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 9か所 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和5(2023)年度時点 | |
| 弁護士81人、司法書士77人、社会福祉士123人、<br>税理士－人、行政書士－人、計281人<br>※福島県が把握している数に基づく | |
| 市町村長申立て件数 | 175件 |

※記載のある項目を除き令和4(2022)年度実績

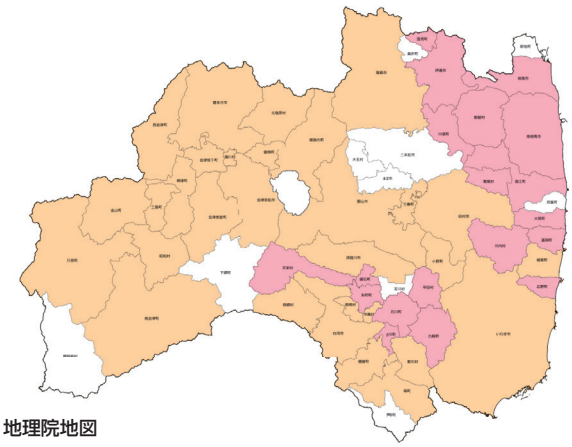

地理院地図

### 福島県が抱えていた課題

#### 知識・ノウハウ不足から体制整備が遅れていた

「中核機関の整備というが何をすればいいのか」「そもそも成年後見制度の知識がない」――。福島県内の課題は明白だった。令和元(2019)年、第一期成年後見制度利用促進基本計画において令和3(2021)年度までに全市町村で中核機関を整備するとの指標が示されていた当時、福島県では中核機関を整備した市町村は2か所。全市町村59の1割未満で、県では強い危機感を持っていた。しかし制度に関する理解がほとんど浸透しておらず、そのため、体制を整備しようにも市町村では何をどう始めればいいのか分からない。小規模市町村では広域連携を希望するケースも多いが、市町村だけで動くことは難しい。制度利用が必要なケースに接する機会が少なく、体制整備の必要性を感じていない……。こうした状況の中、制度に関する知識・ノウハウの提供など体制整備に向けた市町村支援が急務となっていた。

## 工夫ポイント① 専門職派遣事業で中核機関整備の一連のプロセスをサポート

福島県では令和2(2020)年度から、福島県社会福祉士会に委託して専門職派遣事業(以下、「派遣事業」という。)を開始した。市町村の依頼に応じて、アドバイザーとして専門職を派遣するものだ。派遣する専門職は、社会福祉士、弁護士、司法書士などで、1回当たり1名または2名。市町村から依頼があった時点で調整して決定する。

当初は、制度の知識に関する勉強会の講師と、中核機関整備に関する助言を求める依頼が多かった。その後、事業を進める中で、中核機関がなぜ必要でどう整備するかを理解するには、ただ頭で考えるよりも、事案の検討を通じて、現場の業務に即しながら考えると理解しやすいことが分かり、令和4(2022)年度からはケース会議での助言の依頼にも応えることにした。これが市町村のニーズにマッチし、事業の利用件数も拡大した。令和4年度の利用市町村は34市町村にのぼり、派遣回数は延べ53回となった。1市町村で何回も利用でき、これまでに6回活用した市町村もある。

活発な利用には理由がある。各市町村の整備状況等に即した内容で依頼できることだ。まずは成年後見制度の知識を勉強しよう。次に、整備に当たってニーズ調査を実施しよう、並行して中核機関整備の助言を受けよう……。こうして段階を追って依頼できるため、各市町村が現状に合わせて活用し、着実にステップアップすることが可能だ。また、複数回利用する市町村には、できるだけ同じ専門職を派遣するよう調整し、体制整備に向けたプロセスを一人の専門職が継続的に担当することで市町村の実態に即した助言を行えるようにしている。

派遣事業の周知は、市町村への一斉メールで行った。その後、研修会や各種会議などの機会を利用して、事業内容を紹介したりチラシを配布したりと継続的にアピールした。派遣事業の内容もさることながら、市町村に費用負担がないため利用しやすいことも利用件数の拡大につながった。

### ■専門職派遣事業における市町村からの主な依頼内容

| 依頼内容 | 市町村の依頼目的 |
|---|---|
| 勉強会や研修会への講師派遣 | 成年後見制度の周知・理解促進を図る。 |
| ケース会議での助言 | ケース会議で専門職の助言を受け、中核機関整備に生かす。※令和4年度開始 |
| 中核機関の役割を改めて整理するための助言 | 中核機関整備に関わる市町村の行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの会合で専門職の助言を受け、役割分担や委託内容など体制整備に生かす。 |
| ニーズ調査の実施方法に関する助言 | 体制整備に当たって必要な、関係機関・施設や住民のニーズ、市町村の状況などの調査の具体的方法や事例を専門職から教えてもらう。 |
| 委託先との協議の場における助言 | 役割分担や委託内容などの助言を受け、的確な委託に役立てる。 |
| 協議会への専門職の派遣 | 協議会に専門職に同席してもらい協議会運営・体制整備に役立てる。 |
| 広域での体制整備への助言 | 広域で中核機関を整備するに当たり会議等で専門職の助言を受ける。地域の保健福祉事務所が市町村に代わって依頼する形を取るため、広域協議の主導役が決まっていない場合でも依頼しやすい。 |

## 工夫ポイント② 派遣事業と連携した関係機関連絡会議で専門職と率直に意見交換

派遣事業と連携した形で開かれるのが、成年後見制度利用促進体制整備市町村支援に関する関係機関連絡会議(略称:関係機関連絡会議)だ。弁護士が座長となり、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、家庭裁判所と県職員が参加するもので、目的は、課題解決よりも派遣事業を通じて得た情報の共有に重点が置かれる。

関係機関連絡会議はもともと弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会が行っていた会議をベースとし、派遣事業の委託先である社会福祉士会からの「家庭裁判所等も交えて、全体を俯瞰できる行政と専門職との連携の場をつくりたい」との声かけから始まった。最大の特徴は、気兼ねなく率直に意見交換ができる点だ。議事録はとらず、堅苦しさのない雰囲気の中、意見交換・情報共有を行っている。

専門職への謝金はないが、会議に参加する意義を感じてもらい、活発に意見交換がされている。専門職や家庭裁判所にとっては、派遣事業を通じて把握した、権利擁護支援の分野における市町村の実態を共有できる。一方、県からすれば、専門職にさまざまな相談をして助言を得られるだけでなく、市町村の課題や生の声についての情報を得られ、支援策の立案等に生かすことができる。

会議の開催は不定期で、議案がある場合に開催される。令和4(2022)年度は計5回実施した。令和5(2023)年度の第1回会議では、派遣事業の報告とそこで得られた取組事例や課題等を共有したほか、県協議会の最終的な方向性についてのすり合わせを行った。

**■令和5年度 第1回 関係機関連絡会議 協議内容**

※6月19日(月)13:00～14:30/オンライン形式

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| **県内市町村支援の状況報告** | 社会福祉士会より市町村支援事業の活用状況について<br>【令和4年度事業評価報告書】※参考:令和5(2023)年6月時点<br>成年後見制度体制整備13件/成年後見ケース会議5件/高齢者虐待対応ケース6件<br>【その他共有事項】<br>(1)任意後見契約が適切に機能していない事例の相談<br>(2)中核機関が整備されている自治体においても、成年後見制度利用について協議するケース会議に専門職が参加していないことで発生している問題点 |
| **協議および意見交換** | 県協議会の設置について |
| **その他** | ケース会議を家庭裁判所が見学することについて |

## 工夫ポイント3 県協議会と、連絡会議の良さを引き継ぐ「検討部会」とで協議を活発化

福島県では、令和5(2023)年度中に県協議会を立ち上げ、中核機関整備に全力を傾ける。同時に県協議会では、高齢者だけでなく障がい者、生活困窮者や地域福祉など成年後見制度に関連する広範な分野の県担当部署が協議会の事務局に加わる。これにより横の連携を強化するとともに、専門職団体との連携をさらに広げていく。

加えて、協議会(本会議)を補完する「検討部会」を設置する。検討部会は、関係機関連絡会議の「率直に気兼ねなく意見・情報を交換できる」というよさをそのまま引き継ぎ、本会議でのテーマや進め方、方向性等を事前に検討する場とし、本会議で活発な話し合いができるようにすることを狙うものだ。従来の関係機関連絡会議はなくさずに残し、3層構造で会議体を構成する予定だ。

協議会による期待効果の一つは、中核機関の整備を加速することにある。その実践のためには、県内市町村の状況を各専門職団体に広く認知・理解してもらうことが欠かせない。そこで、障害関係の団体など幅広い分野の関係団体にも加わってもらい、県内の状況を共有することで課題の把握や今後の取組に生かすことを目指している。

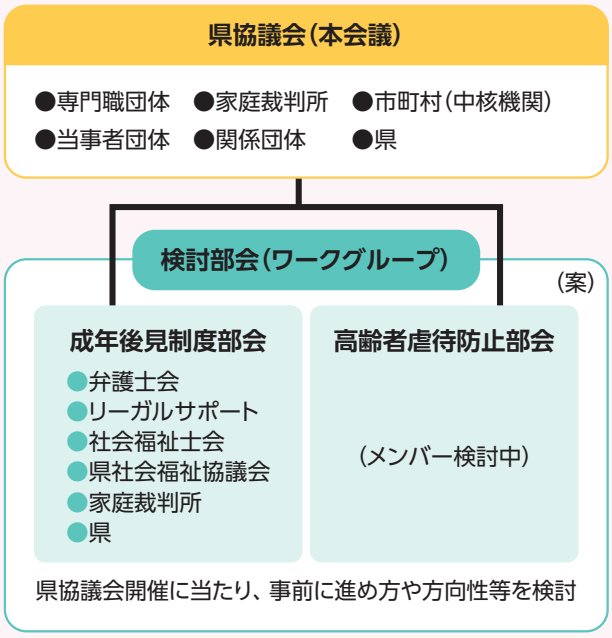

## 派遣事業を通じて市町村と専門職をつなぎ多大な成果を達成

県内の中核機関は、派遣事業開始時の令和2(2020)年度の4市町村から、令和5(2023)年4月時点で30市町村までに拡大した。専門職の助言がいかに大きな成果を発揮していたかがうかがわれる。とはいえ、整備されたのは県内全市町村の半数と道半ば。今後は、県協議会の整備を機に体制整備にさらに力を入れる予定だ。

派遣事業は、集合形式の講義などと違って、各市町村への個別支援といえる。これを通じて市町村が、専門職と顔の見える関係を築き、話しやすく相談しやすい関係へと進展してきており、電話相談なども気軽にできるようになるなど、普段付き合いのない専門職とも連携できるようになり、多大な効果をもたらしている。

一方、県としても、委託先の社会福祉士会を起点に、弁護士や司法書士など他の関係団体、さらには福島県社会福祉協議会(以下、「社協」という。)や家庭裁判所まで、派遣事業に直接の関わりがない団体を含めて顔の見える関係が広がっていった。派遣事業を実施していなければ現在のような専門職との付き合いはできなかっただろうし、市町村単独で派遣を要請するのは難しかったのではないかと感じている。

今後も派遣事業は、引き続き専門職と密にコミュニケーションを取りながら展開し、現時点では取組が十分でない担い手育成についても、専門職に加えて社協などとの連携を取りながら進めていく計画だ。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

福島県の相双地域*では、原発事故の影響で多くの人たちが避難生活を余儀なくされました。小規模な市町村が集まっている地域で、各市町村の担当者は人手が足りず多忙を極め、成年後見制度の体制整備も遅れざるを得ませんでした。制度利用が必要な人はたくさんいらっしゃいますが、十分に対応できない状況が長らく続いていました。

その中でようやく今年度、派遣事業を利用することで、相双地域の保健福祉事務所で勉強会を複数回にわたって開催することができました。その結果、中核機関の整備に向けて、いつまでに何をするか、どこに委託するかといった方向性が少しずつ定まってきており、大きく前進しています。今後の道のりも簡単ではないと思いますが、避難生活の人たちが戻りつつあるいま、皆さんが安心して生活できるよう、体制をしっかり整備していこうとの思いを新たにし、専門職の皆さんの力を引き続きお借りしながら着実に進んでいきたいと思います。

*相双地域:太平洋の沿岸部「浜通り」地方に位置する地域。「相馬地域」と「双葉地域」に分けられる。

参考URL 連絡先


福島県高齢福祉課

TEL 024-521-7163

URL http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/

E-mail koureizaitaku@pref.fukushima.lg.jp

都道府県の取組

# 家庭裁判所との連携強化に向けた取組

| | |
|---|---|
| 都道府県名 | 栃木県 |
| 取組内容 | 家事関連機関との連絡協議会をコアに信頼関係を構築 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 25か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 人　口 | 1,895,031人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 564,299人<br>令和5(2023)年10月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 19,606人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 17,969人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 1,748人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 保佐の利用者数 | 317人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 補助の利用者数 | 107人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 23人<br>令和4(2022)年10月1日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 986人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 2か所<br>令和6(2024)年1月31日時点 |
| 養成者数 | －人 |
| 受任者数 | 1人 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | －人 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 17か所<br>令和5(2023)年9月1日時点 |
| 担い手の状況（受任可能な専門職数等） | |
| 弁護士－人、司法書士－人、社会福祉士13人、税理士－人、行政書士－人、計13人<br>※栃木県が把握している数に基づく | |
| 市町村長申立て件数 | 93件<br>令和5(2023)年1月1日～11月1日 |

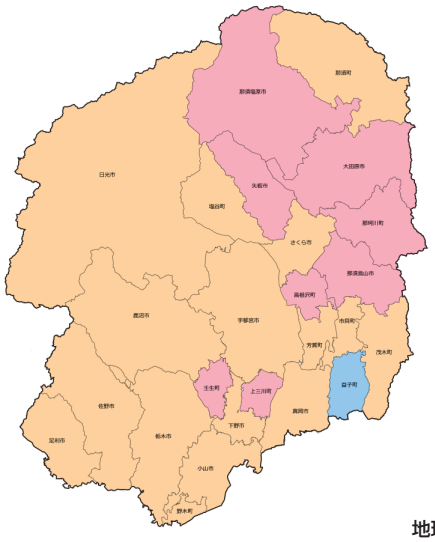

地理院地図

中核機関整備済み　権利擁護センター設置済み
中核機関整備予定

### 栃木県が抱えていた課題

**状況変化共有のため家庭裁判所との連携強化が必要だった**

栃木県では、宇都宮家庭裁判所主催による成年後見連絡協議会が平成17(2005)年ごろから年に1回開催されてきた。家庭裁判所から声かけがあり始まったもので、市町行政、市町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が参加し、成年後見制度をはじめ毎年さまざまなテーマで開催され、家庭裁判所と市町、市町社協との連携強化が進んでいた。一方、近年は、成年後見制度利用促進基本計画への取組を背景に、中核機関の整備や市民後見人の養成・活動など県内の状況は変化を続けており、家庭裁判所としては県内市町の現状をより的確に把握したいと考えていたという。同時に県としても、第二期基本計画により、権利擁護支援の推進に向けた市町の活動支援が強く求められるようになってきたため、家庭裁判所との一層の連携強化を図ることのできる方策を検討していた。

## 工夫ポイント① 行政と家庭裁判所との連携事項を具体的に明文化して提示

従来、家庭裁判所との連絡協議会は、主催である家庭裁判所の主導で進められてきた。これを令和3(2021)年度から県と家庭裁判所の共催へと変更した。県としてはより積極的・主体的に関わることで県・市町と家庭裁判所との連携をより強化・継続する構えだ。

会合名称も「家事関係機関との連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と改め、従来通り年に1回の開催とした。その第2回が令和4(2022)年11月に開催された。

連絡協議会は、家事関係機関の連携強化を目的に、参加者の関心の高い内容を2時間30分に凝縮させた中身の濃いプログラムだ。全市町の担当者や県社協、市町社協、専門職団体と、家庭裁判所からは所長、裁判官、調査官、書記官など9名のあわせて70名超が参加した。

前半の家庭裁判所からの説明では、「行政(中核機関)と家庭裁判所との連携について」と題し、家庭裁判所が実施している事柄を説明した。家庭裁判所が何をしているのかが具体的によく分かる内容で、市町にとっては自身が何をどう利用できるかがイメージしやすく、また、家庭裁判所をより身近に感じることもできたようだ。

### ■令和4年度家事関係機関との連絡協議会の概要と内容

●主催 ：宇都宮家庭裁判所、栃木県
●日時 ：令和4年11月18日(金)　14:00～16:30
●対象 ：①市町行政職員　②市町社会福祉協議会職員　③栃木県社会福祉協議会職員
　④専門職団体(栃木県弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部、
　一般社団法人栃木県社会福祉士会権利擁護センター・ぱあとなあとちぎ)
●会場 ：栃木県職員会館 ニューみくら 会議室

| 内容 | テーマ・講師 |
|---|---|
| あいさつ | 栃木県保健福祉部長<br>宇都宮家庭裁判所長 |
| 説明 | (1)「 第二期成年後見制度利用促進基本計画 」について<br>(2)行政(中核機関)と家庭裁判所との連携について<br>(3)中核機関の整備等に向けた各市町の取組状況について |
| グループワーク | 【テーマ1】成年後見制度や相談窓口に関する周知・広報の具体的な方法およびその際に示している相談窓口について |
| | 【テーマ2】中核機関の運営形態および人的態勢の整備状況について |
| 総括 | |

### ■第二期基本計画を踏まえた行政と家庭裁判所との連携について

**1 第二期基本計画における福祉・行政と司法との相互利用の促進**

**2 福祉・行政と司法との相互理解の促進のために、具体的に宇都宮家庭裁判所が行っていること**

(1)窓口の紹介 ※「工夫ポイント③」参照
(2)協議会へのオブザーバー派遣、中核機関または中核機関整備準備担当部署との個別の打合せ対応等
　ア 中核機関整備に向けた打合せや中核機関整備後の連携に関する打合せ
　イ 地域連携ネットワークにおける市町村による後見関係機関との協議会への関与
　ウ 県域の協議会、関係団体との打合せ
(3)研修講師の派遣 ※「工夫ポイント③」参照
　ア 福祉の現場で働く職員に対する講義
　イ 後見人候補者に対する講義
　ウ その他
(4)統計情報の提供
(5)その他電話対応等

## 工夫ポイント② グループワークに家庭裁判所からも参加

連絡協議会では、県社協がコーディネーター役を務めてグループワークを実施した。1グループ9名程度の計7グループに分かれ、中核機関の整備状況など当時の県内の状況を考慮した2つのテーマについて検討・討議した（前頁参照）。弁護士など専門職が進行役となり、グループ討議を30分、進行役からのフィードバックを10分の計40分で構成した。

各グループには家庭裁判所から1名以上が加わった。グループによっては家庭裁判所からの発言もあったようだが、原則、家庭裁判所は書記役に徹し、市町の現状や抱えている課題について、現場で活動する職員らのリアルな声を把握する機会となった。

参加した市町職員からは、「家庭裁判所や県と一堂に会する中で市町の状況や事例を伝えることができるのは有意義」といった声があり、一方、県や家庭裁判所からは「県が定期的に行う書面による状況調査からはうかがい知ることのできない実態や課題について、直接、職員の声が聞ける意味は大きい」と、立場の違いはあっても大きな成果を感じたことは共通していた。

## 工夫ポイント③ 定期的・継続的な場づくりで信頼の醸成・拡大につなげる

現在の連絡協議会の前身となる会合は、もとは家庭裁判所からの声かけで始まったとはいえ、その関係性を継続・発展させるために、家庭裁判所とのコミュニケーションの場を確保することを心がけてきた。年1回の連絡協議会に加えて、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会と県、県社協が参加して2か月に1回程度実施する協議にも家庭裁判所が参加している。これらを通じて「何度も顔を合わせるうちに、気軽に話せる関係性が自然と築ける」ようになり、協議する場・機会を定期的に設けることの重要性を互いに再認識している。弁護士など専門職にとっても家庭裁判所の考えを聞く絶好の機会となっており、地域連携ネットワーク強化の観点から見ても効果は大きい。

福祉・行政と家庭裁判所との相互理解を図ることを目的とした取組も、以下のように機会あるごとに行っている。

●「成年後見制度利用促進ニュースレターとちぎ」創刊号（令和3年3月発行）において、関係機関に向けて家庭裁判所からのメッセージと家庭裁判所窓口を掲載。

●県社協委託により市町の体制整備を促進するための研修会を実施。その研修の中で、家庭裁判所が地域連携ネットワーク構築などに関する講義や事例検討を実施。

家庭裁判所のキャラクター「かーくん」です。
いよいよ基本計画の最終年。その１年を，裁判所も司法機関としての役割を踏まえつつ，地域連携ネットワークの一員として，皆さんとともに力を合せていきたいと思っています。各種協議会へのオブ参加，統計数値の提供などを通して，お手伝いできることもあると思いますので，ご遠慮なくお声かけください。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

宇都宮家庭裁判所です。“ニュースレターとちぎ”創刊おめでとうございます。

～「孫の結婚祝いに，本人からお祝い金を出したいのですが，本人財産から支出してよいでしょうか。」「本人の体力が低下してきたので設備の整った施設に移したいのですが，どうしたらいいでしょうか。」「本人が旅行に行きたいと言っているのですが，連れて行ってあげた方がいいでしょうか。」～

中核機関に対しては，後見人からこんな相談が寄せられることが考えられます。中核機関の４つの機能，①広報，②相談，③成年後見制度利用促進，④後見人支援のうち，④後見人支援機能が発揮される一つの場面です。御本人が自分らしく生活していくために，後見人のこうした相談に寄り添い，一緒に解決していくことが中核機関に期待されている重要な役割です。

ご担当の皆さんは既にケースへの個別対応，首長申立てなど行っていらっしゃるところですが，中核機関には上記のようにいろいろな機能が期待されています。中核機関の整備に向けて，中核機関がどのようなことを行うのか具体的な姿をイメージしていきませんか。裁判所は，このイメージを市町の皆さん，社協の皆さん，県・県社協の皆さん，専門職の皆さんと共有し，実現に向けて協力していきたいと思います。

県・県社協・家庭裁判所　後見担当者・連絡先

宇都宮家庭裁判所

| ところ | 本庁　後見係 | 真岡支部 | 大田原支部 |
|---|---|---|---|
| 担当者 TEL | TEL028-621-4858 | TEL0285-82-2076 | TEL0287-22-2112 |
| 本人の住所地（管轄） | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市（旧氏家町）、下野市（旧南河内町）、上三川町、高根沢町 | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 | 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市（旧喜連川町）那須町、那珂川町、塩谷町 |

| ところ | 栃木支部 | 足利支部 |
|---|---|---|
| 担当者 TEL | TEL0282-23-0568 | TEL0284-41-3168 |
| 本人の住所地（管轄） | 栃木市、小山市、下野市（旧石橋町、旧国分寺町）壬生町、野木町 | 足利市、佐野市 |

家庭裁判所

県・県社協

| ところ | 栃木県保健福祉部保健福祉課 | 栃木県社会福祉協議会（とちぎ成年後見支援センター） |
|---|---|---|
| 担当者 TEL | TEL028-623-3047 | TEL028-621-1234 |

4

成年後見制度利用促進ニュースレターとちぎ

## 家庭裁判所との連携を市民後見人養成など今後の課題解決にも生かす

グループワークに象徴されるように、連絡協議会は、家庭裁判所と市町をつなぐ役割を持つ。実際、連絡協議会を通じて家庭裁判所担当者と顔見知りになり、市町協議会へのオブザーバー参加を家庭裁判所に依頼したケースも出てきている。同時に、県にとっての連絡協議会は、その開催に当たってプログラム内容やグループワークのテーマ設定などを家庭裁判所と話し合いながら詰めていくことで、関係性を深める場ともなっている。

また、課題となっている市民後見人の養成・活動支援の推進に向けて、家庭裁判所が持っている受任イメージを参考にしながら市民後見人の養成の指針を作り上げることが重要と考えている。その際、養成研修のカリキュラム案を家庭裁判所と事前にすり合わせた上で、専門職団体など関係機関と検討していくという形で取組を進めている。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

私ども県にとって家庭裁判所は、「相談相手」のイメージです。家庭裁判所でないと分からない事柄をはじめ、何かと相談させていただいています。同じ課内の職員よりも気軽に相談できるんじゃないかというくらいです。

連絡協議会も、もともと家庭裁判所からのお声がけで始まったものですし、関係づくりにおいて苦労することは全くありません。連絡協議会のほか、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会との協議の場で顔を合わせて話をしたり、統計情報を提供いただく際にデータの内容や注意書きについて打合せをしたりといったことを通じて、自然と現在の関係性ができていると思います。本当にありがたいことだと感じています。私どもとしては「教えていただく」「勉強させていただく」という姿勢をいつも持ち続けながら、一方では、市町の中核機関の体制整備状況を家庭裁判所と共有するとともに、市町に専門職を派遣する県のアドバイザー事業の結果も共有させていただいており、お互いにとってメリットになっていると思いますので、これからも家庭裁判所との関係を継続・強化できたらなと考えています。

参考URL 連絡先

栃木県保健福祉部保健福祉課

TEL 028-623-3047

URL https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/index.html

都道府県の取組

# 地域住民参加型の権利擁護支援活動の基盤強化

| 都道府県名 | 長野県 |
|---|---|
| 取組内容 | 「権利擁護支援ファンド」で持続可能な取組を推進 |

## 1 都道府県概要

| | |
|---|---|
| 管内市町村数 | 77か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 人　口 | 2,007,647人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 65歳以上の者の人数 | 646,687人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 療育手帳の所持者数 | 20,747人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 | 27,709人<br>令和5(2023)年3月31日時点 |
| 成年後見制度の利用者数等について | |
| 成年後見の利用者数 | 2,621人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 保佐の利用者数 | 630人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 補助の利用者数 | 196人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 任意後見の利用者数 | 35人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 184人<br>令和4(2022)年12月31日時点 |
| 市民後見人の養成をしている市町村数 | 24か所<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数 | 147人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 受任者数 | 28人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数 | 0人<br>令和5(2023)年4月1日時点 |
| 県内で法人後見を実施している法人数 | 23か所<br>令和4(2022)年3月31日時点 |
| 担い手の状況(受任可能な専門職数等)<br>令和5(2023)年4月1日時点 | |
| 弁護士103人、司法書士98人、社会福祉士35人、税理士19人、行政書士61人、計316人 | |
| 市町村長申立て件数 | 115件<br>令和5(2023)年度実績 |

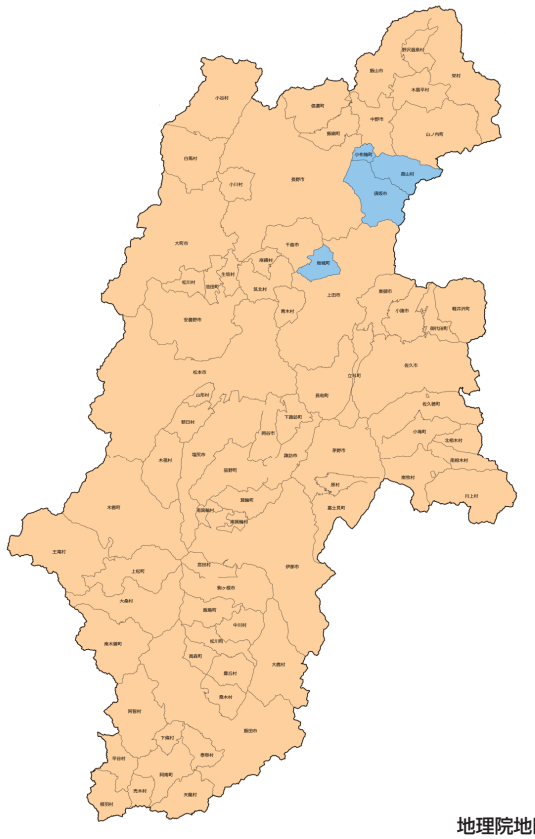

地理院地図

中核機関整備済み　権利擁護センター設置済み
中核機関整備予定

### 長野県が抱えていた課題

**財源不足や財産管理などの課題を解決できずにいた**

長野県が権利擁護支援に関して抱えていた課題は、①成年後見センターの財源不足とそれを背景とした担い手不足②本人主体の意思決定③本人の意思決定支援に対する環境整備の3点。特に身寄りに頼れる人がおらず、判断能力が十分ではない方の財産管理に苦慮するケースが多く、③は対応が必須と考えていた。

## 工夫ポイント1　生前から亡くなった後も本人の意思を尊重する社会づくり

課題解決に向けて長野県は、既存のしくみだけでなく新たな視点を取り入れた体制やしくみが必要と考え、「ファンド」（寄付を預かり、関連団体等に分配するしくみ）が有効ではないかと考えていた。折しも令和4（2022）年度に厚生労働省が「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の開始を発表したことから、県はモデル事業への参画を決めた。モデル事業スキーム「寄付等の活用」への参画は長野県が唯一だった。

長野県からの委託を受けて長野県社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が主体となり、令和4年7月から専門委員会による検討を開始した。その後モデル事業としては終了したが、令和5（2023）年度からは長野県社協が独自事業として継続し、令和6（2024）年4月から寄付の受付を開始する予定である。

ファンド名は「一人ひとりの意思の決定と権利の行使を支えるための社会づくりファンド（通称：権利擁護支援ファンド/以下、「支援ファンド」という。）」。しくみとしては、一般県民や民間企業から寄付を募り、分配を希望する市町村社協や社会福祉法人など関連団体に対して、一定の基準に基づいて効果的かつ公平に分配する。寄付は、「一般寄付」と、亡くなった後の財産を受け入れる「遺贈寄付」があり、いずれも寄付先を指定可能（団体指定寄付）である。分配を希望する団体等は2つの申請枠のいずれかで申請し、各枠の規定に従い審査・採点され分配先が決定する。

支援ファンドは、日々の暮らしの中だけでなく、亡くなった後も本人の価値観に基づいた意思が尊重され、権利を行使できる社会づくりを目的とする。その実践に向けて、一般寄付に加えて遺贈寄付の受入体制を整備した。分配を希望する関連団体等に公平に分配することで、持続可能な権利擁護支援のしくみを目指している。

■「権利擁護支援ファンド」の全体像（概略）

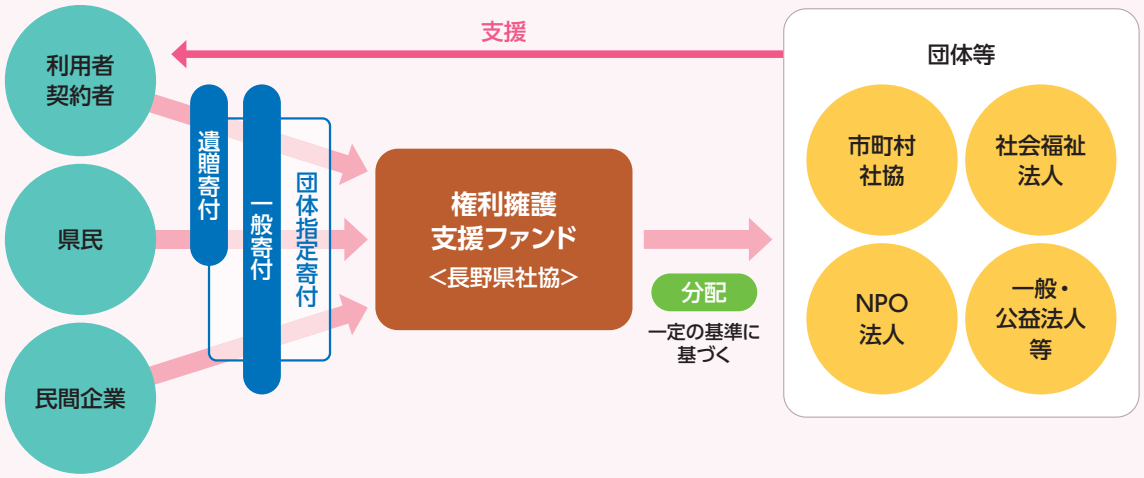


## 工夫ポイント2　幅広い分野の専門家・専門職団体と連携

支援ファンドはさまざまな法的・専門的事項が関連するため、しくみづくりに当たっては専門委員会を立ち上げた。民間非営利団体での資金調達を専門とする認定ファンドレイザーをはじめ、大学教授、弁護士、公認会計士、当事者団体の代表など幅広い分野の専門家で構成された。

前述のとおり、分配を希望する団体の申請枠は2種類とした。A枠は団体の体制強化または既存事業の充実を目的とし、団体の価値を高めるための枠（バリューアップ）とした。B枠は新たな事業の開始または既存事業の発展を目的とするための枠（スタート&ステップアップ）とし、A枠はB枠に比べて上限額が大きい分、厳しく団体の審査を行う。その一方でA枠だけだと申請を躊躇したり、基準に対応できなくなったりする可能性があるため、上限額を下げて事業の審査も少し緩やかにしたB枠を設定した。

申請に基づき分配するための基準づくりは、もっとも難しく苦心した点だ。複数の事業に取り組む団体等を対象とした申請A枠では、「ガバナンス」「コンプライアンス」「運営体制」「情報公開」の各項目に2～4の採点項目を設定し、専門委員会での審査を経て分配団体を決定する。新たに事業を始める団体等を対象とした申請B枠では、「計画」「連携」「継続」「発展」「戦略」の5項目について10段階で採点し、点数が多い団体から分配を決定する。

また、専門性が極めて高い内容に、「遺贈寄付」や「関係性注意事案」がある。前者は公正証書遺言による遺贈を受け入れるため、遺言書作成のサポート体制を整備する予定だ。後者は、寄付先が指定された場合に必要になるものである。例えば、福祉サービスを受けている人がサービス提供先に寄付する行為は、利害関係団体等を指定して寄付することになるため、関係性注意事案として専門委員会（第三者）による寄付の妥当性等の確認が必要となる。このように、支援ファンドの構築・運営に向けて、専門職との緊密な連携を図っている。

**■分配を希望する団体等の申請枠**

| | A枠<br>バリューアップ | B枠<br>スタート&ステップアップ |
|---|---|---|
| 目的 | 権利擁護支援に関する複数の事業に取り組んでいる団体の体制強化を図り、実施事業の価値をさらに付加していくこと | 新たに事業を始める（スタートアップ）、あるいは既存事業を発展させる（ステップアップ）こと |
| 分配額 | 上限300万円/回 | 上限50万円/回 |
| 使途 | 団体の経常経費（人件費を含む） | 申請に基づく事業経費 |
| 申請回数 | 1団体3回まで | 1団体1事業で2回まで |
| 分配決定 | 組織のガバナンス、コンプライアンス、事業運営体制、情報公開の視点による採点をもとに、専門委員会による審査で決定する | 計画、連携、継続、発展、戦略の視点による採点で決定する |
| 対象外 | 反社会的勢力およびそれと密接な関係にある団体/法令に違反する行為等を行った団体 | |

## 工夫ポイント3 “目指す社会”のイメージを共有

支援ファンドは、長野県社協にとって「やりたいこと」というよりも、「どんな社会を目指すか」を考えることから発想して到達した、目指す社会を実現するためのツールの一つだ。支援ファンドのしくみの検討を始めた当初、専門委員会のメンバーからは目指すべき社会像が提示された。これを受けて長野県社協では、「たとえ判断する能力が十分ではなくなったとしても、その人の思いを受け止められる地域の存在こそが権利擁護支援」であることを再確認した。このイメージを全メンバーで共有し、しくみが作られた。

長野県社協が事務局を担う「あんしん未来創造センター」は、公的制度では支えきれない狭間の課題について、解決策を検討・実施している。その一つとして近年、身寄りに頼れない人の権利擁護支援について関係機関が役割を認識し合うプロジェクトが進行しており、身寄りに頼れない人を取り巻く金銭管理や施設入所、医療の意思決定のほか、亡くなった後の事務や財産管理などの課題の改善を目指す地域ガイドラインの作成を推進している。身寄りに頼れない人が支援ファンドを利用して生前に財産の使い道等を見える化しておけば、亡くなった後も本人の意思を尊重することができる。このように支援ファンドは、単に寄付を分配するしくみではなく、身寄りに頼れない人の権利擁護支援と二本立てで展開すべきものであり、両者に並行して取り組むことが地域づくりの一つになると考えている。

**あんしん未来の創造を目指して**
支援ファンドの設置を通じて
目指す社会は次のとおり

- 差別のない公平な社会
- 誰一人取り残さない社会
- 自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会
- さまざまなことができにくくなったときにもフォローがある社会
- みんなが支え合って生きられるような社会

## 住民や企業・団体とともに持続可能なしくみづくり

支援ファンドの期待効果の一つ目は、権利擁護支援に取り組む法人が分配を受け取れる可能性が大きく拡大することにある。これまで難しかった財源確保に寄与することで、取組の推進はもちろん、将来的な担い手不足解消も期待される。

二つ目は、支援ファンドによって本人が亡くなった後も含めて財産をどう守り処分するかを検討できることだ。権利擁護支援を考える際は、時に判断能力が低下した場合のことに焦点が当てられるが、本来は本人が意思表示をできる段階から意思を受け止めるしくみが必要となる。その役目の一つを支援ファンドが担い、本人の意思が尊重されるというメリットがあるだけでなく、支援者も権利擁護支援に取り組みやすくなると考えている。

三つ目は、透明性を確保でき、不正防止も期待できることだ。支援ファンドでは、申請団体の活動や申請事業の内容を公表する。さらに分配が決定した後は、具体的な活動と事業実施による成果・効果などを公開・報告する。これにより透明性を確保するとともに、分配を受けた団体は安全で信頼できることが分かり、不正業者の利用を未然に防止することができる。

支援ファンドの活用によって、地域の住民や企業、団体とともに持続可能な新たなしくみによる社会づくりを目指している。

担当者より

### ここが私たちの頑張ったポイント!

支援ファンドは新たな財源になる可能性があることに加えて、申請された団体がどんな取組をしているのかを見える化できるのが大きなメリットです。各団体が公表するだけでなく、専門委員会という第三者機関がその活動内容を客観的・公正に評価する。そうしたプラットフォームに支援ファンドがなり得るのではと考えています。

加えて、ご本人の意思決定支援のための有効なツールになると思います。判断する能力が十分ではなくなった場合でも、ご本人の「こうしたい」という思いをしっかり受け止められることが権利擁護支援であり、そうした社会を目指していく上で支援ファンドが活用できるでしょう。

正直なところ、実際に支援ファンドが立ち上がってどれだけの寄付が集まるのか予測はできません。でも、“持続可能”な地域のためのしくみだということを少しずつでも周知・理解していただくことで、「ちょっと寄付してみようかな」という機運につながり、広がっていけるよう、取り組んでいきたいと思います。

参考URL 連絡先


**長野県健康福祉部地域福祉課地域支援係**
TEL 026-235-7114
URL https://www.pref.nagano.lg.jp/
E-mail chiikishien@pref.nagano.lg.jp

**長野県社会福祉協議会 総務企画部企画グループ**
TEL 026-228-4244
URL https://www.nsyakyo.or.jp/
E-mail kikaku@nsyakyo.or.jp

厚生労働省委託事業
令和5年度任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式（各種広報分）

～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう！～

# 47都道府県 中核機関の その手があったか！取組事例集

---

発　行　　令和6（2024）年3月
発行者　　株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階